

五島市公共施設等総合管理計画  
個別計画

令和元年12月

五島市



## 目次

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| <b>第1 個別計画策定の目的及び概要</b> |     |
| 1 策定の目的                 | 1   |
| 2 個別計画の概要               | 1   |
| <b>第2 個別計画</b>          |     |
| 1 市民文化系施設               |     |
| (1) 文化会館                | 3   |
| (2) 公民館・集会所等            | 6   |
| 2 社会教育系施設               |     |
| (1) 図書館                 | 17  |
| (2) 資料館・博物館等            | 20  |
| 3 スポーツ・レクリエーション系施設      |     |
| (1) スポーツ施設              | 26  |
| (2) レクリエーション施設・観光施設     | 33  |
| 4 産業系施設                 |     |
| (1) 産業振興施設              | 40  |
| (2) 産業系施設               | 50  |
| (3) 商業系施設               | 58  |
| 5 学校教育系施設               |     |
| (1) 小学校                 | 63  |
| (2) 中学校                 | 70  |
| (3) 給食センター等             | 75  |
| (4) 教職員住宅               | 79  |
| (5) その他教育施設             | 96  |
| 6 子育て支援施設               |     |
| (1) 幼稚園                 | 101 |
| (2) 保育所                 | 104 |
| 7 保健・福祉施設               |     |
| (1) 高齢福祉施設              | 108 |
| (2) その他高齢者福祉施設（娯楽施設）    | 113 |
| (3) 福祉保健施設              | 116 |
| 8 医療施設                  |     |
| (1) 医療施設                | 122 |
| (2) 医師等住宅及び附属施設         | 128 |
| 9 行政系施設                 |     |
| (1) 庁舎等                 | 133 |
| (2) その他行政系施設            | 140 |
| (3) 消防施設                | 148 |
| 10 公営住宅等                |     |
| (1) 公営住宅                | 166 |
| (2) 単独住宅                | 176 |

|           |               |     |
|-----------|---------------|-----|
| <b>11</b> | <b>公園</b>     |     |
| (1)       | 公園            | 184 |
| <b>12</b> | <b>供給処理施設</b> |     |
| (1)       | 供給処理施設        | 191 |
| <b>13</b> | <b>その他</b>    |     |
| (1)       | 職員住宅          | 198 |
| (2)       | 交通施設          | 202 |
| (3)       | 斎場・火葬場        | 209 |
| (4)       | 公衆便所          | 214 |
| (5)       | その他           | 221 |
| <b>14</b> | <b>上水道施設</b>  |     |
| (1)       | 上水道施設         | 237 |
| <b>15</b> | <b>下水道施設</b>  |     |
| (1)       | 下水道施設         | 252 |

## 第1 個別計画策定の目的及び概要

### 1 策定の目的

五島市公共施設等総合管理計画個別計画（以下「個別計画」という。）は、平成29年3月に策定した五島市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）に基づき、総合管理計画に定める目標や基本方針を実現するために、施設類型ごとに施設の更新や集約化、廃止、譲渡などの今後の方針を定めた計画です。

個別計画を策定し公共施設を計画的に管理することにより、施設の利用者の安全性の確保を図るとともに、予防保全型の管理を行うことにより、ライフサイクルコストの削減、財政負担の平準化及び施設の長寿命化を実現し、市民サービスの向上を図ることを目的としています。

### 2 個別計画の概要

#### (1) 対象施設

個別計画を策定する対象となる施設は、市が保有する公共建築物及び市保有の道路、橋梁、上水道等のインフラ施設とします。

なお、インフラ施設については、各施設類型ごとに個別計画と同種、類似の計画を策定している場合には、当分の間、当該施設類型ごとの計画を本件個別計画とみなし、個別計画の対象施設から除外することとします。

#### (2) 計画期間

個別計画の計画期間は、総合管理計画の計画期間に合わせて平成29年度（2017年度）から令和38年度（2056年度）までの40年間とします。

また、計画期間のうち平成29年度から令和8年度までの10年を第1期とし、以後10年間ごとに第2期から第4期までに区分します。個別計画はそれぞれの期別ごとに作成することとし、各期別の終了までに次の期別の計画内容の検討して、個別計画全体の見直しを行います。

#### (3) 対策の優先順位の考え方

すべての公共施設は、安全で安心して使用できる施設である必要があります。しかしながら、五島市が保有する公共施設の41.9%は1981年以前の旧耐震基準に基づいて整備された施設であり、小中学校を除く公共施設の多くは耐震性能に懸念があることから、これらの施設の安全対策を優先的に進める必要があります。

このほか、施設の老朽化の状態や利用者数、1㎡当たりのコスト、利用者1人当たりのコストなども考慮して対策の優先順位を決定します。

なお、優先順位の決定に当たっては、施設が存在する地元住民や施設を実際に使用している市民の意見を聞き、個別計画に反映することとします。

#### (4) 個別施設の状態等

五島市が保有する公共施設は、旧耐震基準のもとに整備された施設が多いため、耐震診断等の点検、診断を早急に実施する必要があります。

現在は、特に公共性が高い小中学校や公民館などの施設から順次、点検、診断を実施していますが、今後も必要な財源を確保しながら、点検、診断を行っていきます。

(5) 対策内容と実施時期

各公共施設の今後の方向性について検討を行うに当たり、現在の施設が使用できなくなった場合を想定し、その後の対応として「現状維持」「適正化」「複合化」「集約化」「民活化」「廃止」「譲渡」に分類して対応を検討します。

また、各施設の耐用年数や各地区ごとの将来人口の予測も勘案しながら、対応の実施時期を検討します。

(6) 対策費用

個別計画を実行した場合、計画期間内に要する施設の更新や改修、解体等の費用の推計は約986.8億円（施設の維持費は含まれません。）となり、個別計画の実行により約485.3億円を削減することができると見込んでいます。

| ◆費用試算     | 【策定前 ①】  | 【策定後 ②】 |
|-----------|----------|---------|
| ・更新に要する費用 | 817.6億円  | 566.7億円 |
| ・改修に関する費用 | 654.5億円  | 389.5億円 |
| ・解体に関する費用 |          | 30.6億円  |
| （合計）      | 1472.1億円 | 986.8億円 |

◆効果額 ②－①＝485.3億円

## 第2 個別計画

### 1 市民文化系施設

#### (1) 文化会館

##### ① 対象施設一覧

| No. | 施設名      | 地区 | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積 (㎡) | 収入 (千円) | 支出 (千円) |
|-----|----------|----|------|------|------|------|----------|---------|---------|
| 1   | 勤労福祉センター | 福江 | 直営   | S59  | 35   | 50   | 1,522    | 382     | 1,371   |
| 2   | 福江文化会館   | 福江 | 直営   | S60  | 34   | 50   | 4,187    | 4,071   | 46,122  |
| 合計  |          |    |      |      |      |      | 5,709    | 4,453   | 47,493  |

※1 運営形態の「指定」は指定管理者を、「直営」は市直営管理を表します。

※2 耐用年数については、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）を参考に記載したもので、使用可能期間を示すものではありません。

※3 収入及び収支は、平成28年度の歳入歳出決算額を記載しています。

##### ② 各種分析結果

#### ア 築年数別状況

勤労福祉センター及び福江文化会館は、昭和59年から昭和60年にかけて建てられた文化施設で建築から30年以上を経過しています。平成25年度から平成26年度にかけて外壁改修を行うなど大規模な改修工事も行っていますが、雨漏りなどの施設の不具合はもとより、大ホールでは音響設備にも不具合が発生するなど老朽化が著しい施設です。

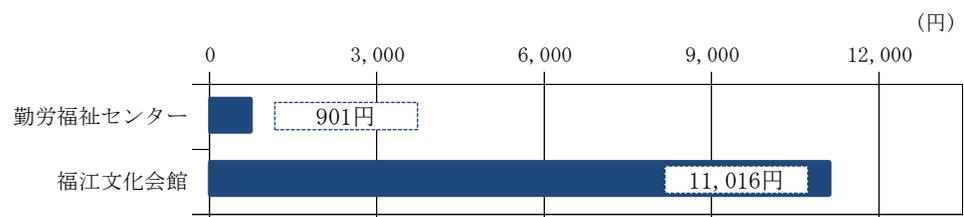
#### イ 利用状況

文化会館の延べ利用者数を示したものです。なお、利用期間は平成28年4月から平成29年3月までの1年間です。

| No. | 施設名      | 利用者数 (人) | No. | 施設名    | 利用者数 (人) |
|-----|----------|----------|-----|--------|----------|
| 1   | 勤労福祉センター | 19,605   | 2   | 福江文化会館 | 43,792   |

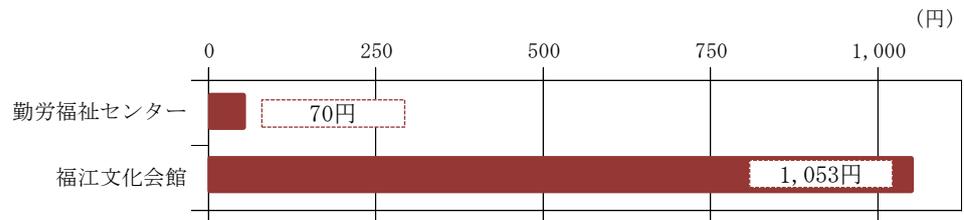
#### ウ 1㎡当たりの運営コスト状況

管理運営経費と総延床面積から1㎡当たりのコストを比較したものです。



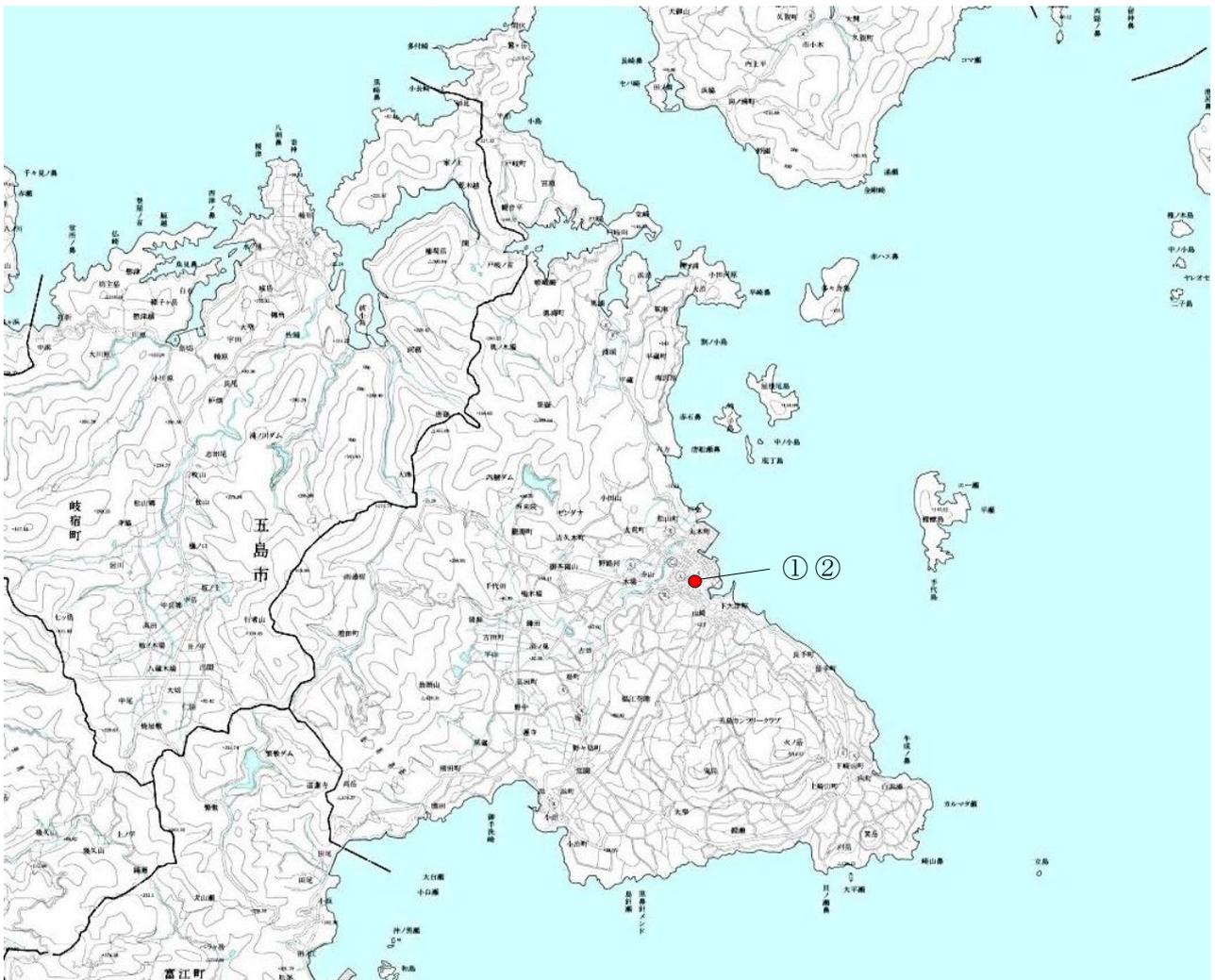
エ 利用者1人当たりの運営コスト状況

管理運営経費と利用者数から1人当たりのコストを比較したものです。



オ 施設の配置状況

対象施設の配置状況を示しています。



| No. | 施設名      | No. | 施設名    |
|-----|----------|-----|--------|
| ①   | 勤労福祉センター | ②   | 福江文化会館 |

### ③ 施設について

#### ア 施設の役割

勤労福祉センターは、男女の均等な雇用機会と待遇の確保を図るとともに、勤労青少年の健全な育成を推進することで、女性労働者や勤労青少年の福祉の増進に寄与することを目的として設置された施設です。勤労福祉センターの中には、中央公民館と福江地区公民館があり、社会教育法の理念に基づき、市民のために実生活に即した教育や学術、文化に関する各種の事業を行っています。これらの事業を通して市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図りながら、市民の生活文化の振興や社会福祉の増進のために活用されています。

また、福江文化会館は、市民の文化の向上と福祉の増進を図るために設置された施設で、市内で唯一、多数の人員を収容することができる大ホールを有する施設であり、子どもから大人まで多くの市民に利用されています。

#### イ 現状と課題

福江文化会館は、市内で唯一、大型のホールを有する施設であるため、毎年多くのイベントが開催され多くの市民が利用します。また、隣には中央公民館や福江地区公民館が入る勤労福祉センターが併設されていることから1年間の利用者数は、この2施設の合計で年間6万人以上にもなります。

一方で、この施設には駐車場がないため、イベントを開催するたびに「駐車場難民」が発生します。公共交通機関がほとんどない五島市では、自家用車で訪れる市民が多いため、慢性的な駐車場不足は解決すべき課題の1つになっています。

また、勤労福祉センター、福江文化会館ともに築後30年以上を経過しており、施設はもとより設備の老朽化も進んでいることから、大規模な改修を行う必要があります。

#### ウ 今後の施設の考え方

勤労福祉センターと福江文化会館は、五島市における社会教育や各種イベント開催の拠点施設であることから、これからも有効に活用していきます。

一方で、施設の老朽化は確実に進行していることから、施設の長寿命化を図るためにも今後は「予防保全型管理」を徹底する必要があります。定期的な点検を実施することで、不具合の箇所が小さいうちに必要な改修を行っていきます。

また、施設の更新を検討する場合には、現在の人口規模等を十分に考慮し、適正規模での建て替えを検討します。

### ④ 適正配置の検討結果

現状や課題、今後の施設の考え方を踏まえ、すべての施設の適正配置の時期を第1期から第4期までに区分します。

また、第1期の対象施設については「現状維持」「適正化」「複合化」「集約化」「民活化」「廃止」「譲渡」といった方向性を検討し、より具体的な適正配置の実施時期、方法を検討します。

| 第1期<br>(H30～R8) | 第2期<br>(R9～R18) | 第3期<br>(R19～R28)   | 第4期<br>(R29～R38) |
|-----------------|-----------------|--------------------|------------------|
|                 |                 | 勤労福祉センター<br>福江文化会館 |                  |

※第1期の計画期間は、五島市公共施設等総合管理計画の期間と合わせるため、9年間としています。

※第2期以降に施設名がある施設は、第2期以降の個別計画の策定までにその方向性を検討します。

## (2) 公民館・集会所等

## ① 対象施設一覧

| No. | 施設名                        | 地区  | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積(m <sup>2</sup> ) | 収入(千円) | 支出(千円) |
|-----|----------------------------|-----|------|------|------|------|-----------------------|--------|--------|
| 1   | 奈留町公民館別館                   | 奈留  | 直営   | S37  | 57   | 60   | 3,746                 | 0      | 899    |
| 2   | 月見地区集会施設                   | 富江  | 直営   | S42  | 52   | 24   | 67                    | 0      | 0      |
| 3   | 黒瀬地区集会施設(旧黒瀬児童館)           | 富江  | 直営   | S44  | 50   | 60   | 189                   | 0      | 0      |
| 4   | 富江町公民館・老人福祉センター            | 富江  | 直営   | S45  | 49   | 60   | 1,532                 | 90     | 4,646  |
| 5   | 黒島地区集会施設                   | 富江  | 直営   | S46  | 48   | 24   | 65                    | 0      | 0      |
| 6   | 玉之浦町公民館                    | 玉之浦 | 直営   | S47  | 47   | 60   | 720                   | 13     | 1,640  |
| 7   | 奈留離島開発総合センター<br>(奈留町公民館本館) | 奈留  | 直営   | S50  | 44   | 60   | 1,528                 | 71     | 3,049  |
| 8   | 久賀島地区公民館                   | 福江  | 直営   | S51  | 43   | 60   | 342                   | 0      | 2,130  |
| 9   | 崎山地区公民館                    | 福江  | 直営   | S52  | 42   | 60   | 481                   | 3      | 1,981  |
| 10  | 五島市奈留地区多目的交流センター           | 奈留  | 直営   | S52  | 42   | 60   | 346                   | 74     | 382    |
| 11  | 奥浦地区公民館                    | 福江  | 直営   | S53  | 41   | 60   | 342                   | 6      | 1,909  |
| 12  | 赤島住民センター                   | 福江  | 指定   | S53  | 41   | 60   | 91                    | 0      | 915    |
| 13  | 椋島地区公民館                    | 福江  | 直営   | S54  | 40   | 60   | 326                   | 2      | 2,696  |
| 14  | 岐宿町公民館楠原分館                 | 岐宿  | 直営   | S54  | 40   | 60   | 300                   | 0      | 245    |
| 15  | 野々切住民センター                  | 福江  | 指定   | S55  | 39   | 60   | 477                   | 0      | 873    |
| 16  | 福江島開発総合センター<br>(岐宿町公民館)    | 岐宿  | 直営   | S55  | 39   | 60   | 1,614                 | 21     | 7,078  |
| 17  | 黄島住民センター                   | 福江  | 指定   | S56  | 38   | 60   | 147                   | 0      | 432    |
| 18  | 岐宿町公民館山内分館                 | 岐宿  | 直営   | S56  | 38   | 60   | 297                   | 5      | 667    |
| 19  | 岐宿町公民館川原分館                 | 岐宿  | 直営   | S56  | 38   | 60   | 155                   | 0      | 275    |
| 20  | 本山地区公民館                    | 福江  | 直営   | S58  | 36   | 60   | 500                   | 51     | 1,939  |
| 21  | 前島地区集会室                    | 奈留  | 指定   | S58  | 36   | 60   | 158                   | 0      | 375    |
| 22  | 大浜地区公民館                    | 福江  | 直営   | S59  | 35   | 60   | 484                   | 0      | 2,419  |
| 23  | 小川生活館                      | 玉之浦 | 指定   | S60  | 34   | 60   | 160                   | 0      | 23     |
| 24  | 上大津住民センター                  | 福江  | 指定   | S61  | 33   | 60   | 410                   | 0      | 761    |
| 25  | 三尾野住民センター                  | 福江  | 指定   | S61  | 33   | 60   | 200                   | 0      | 428    |
| 26  | 下大津住民センター                  | 福江  | 指定   | S63  | 31   | 60   | 356                   | 0      | 534    |

| No. | 施設名                     | 地区  | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積 (㎡) | 収入 (千円) | 支出 (千円) |
|-----|-------------------------|-----|------|------|------|------|----------|---------|---------|
| 27  | 坪集会施設                   | 富江  | 直営   | H2   | 29   | 60   | 81       | 0       | 0       |
| 28  | 向小浦集会所                  | 玉之浦 | 指定   | H3   | 28   | 60   | 134      | 0       | 0       |
| 29  | 緑丘地区公民館                 | 福江  | 直営   | H4   | 27   | 60   | 463      | 203     | 2,438   |
| 30  | 中須生活館                   | 玉之浦 | 指定   | H4   | 27   | 60   | 181      | 0       | 175     |
| 31  | 岐宿町公民館岐宿分館<br>(2階岐宿武道場) | 岐宿  | 直営   | H5   | 26   | 60   | 220      | 9       | 351     |
| 32  | 頓泊集会所                   | 玉之浦 | 指定   | H7   | 24   | 24   | 37       | 0       | 0       |
| 33  | 伊福貴住民センター               | 福江  | 指定   | H9   | 22   | 60   | 214      | 34      | 366     |
| 34  | 小浦集会所                   | 玉之浦 | 指定   | H9   | 22   | 60   | 148      | 0       | 44      |
| 35  | 太田地区集会施設                | 富江  | 直営   | H10  | 21   | 60   | 71       | 0       | 0       |
| 36  | 上町地区集会施設                | 富江  | 直営   | H11  | 20   | 60   | 112      | 0       | 0       |
| 37  | 松山住民センター                | 福江  | 指定   | H12  | 19   | 60   | 462      | 447     | 961     |
| 38  | 職人地区集会施設                | 富江  | 直営   | H12  | 19   | 60   | 84       | 0       | 0       |
| 39  | 琴石地区集会施設                | 富江  | 直営   | H14  | 17   | 60   | 56       | 0       | 0       |
| 40  | 松尾地区集会施設                | 富江  | 直営   | H15  | 16   | 60   | 58       | 0       | 0       |
| 41  | 西新町地区集会施設               | 富江  | 直営   | H16  | 15   | 60   | 63       | 0       | 0       |
| 42  | 布浦集会所                   | 玉之浦 | 指定   | H16  | 15   | 24   | 65       | 0       | 86      |
| 43  | 丹奈集会所                   | 玉之浦 | 指定   | H22  | 9    | 60   | 99       | 0       | 0       |
| 44  | 三井楽町公民館                 | 三井楽 | 直営   | H22  | 9    | 60   | 1,422    | 0       | 5,872   |
| 合計  |                         |     |      |      |      |      | 19,003   | 1,029   | 46,589  |

※1 運営形態の「指定」は指定管理者を、「直営」は市直営管理を表します。

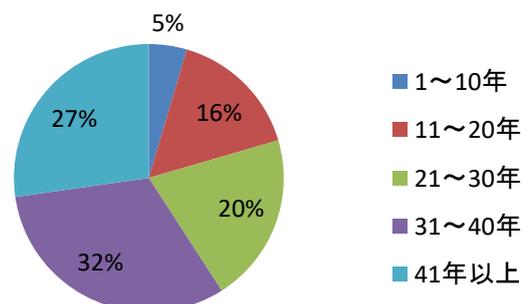
※2 耐用年数については、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）を参考に記載したもので、使用可能期間を示すものではありません。

※3 収入及び収支は、平成28年度の歳入歳出決算額を記載しています。

## ② 各種分析結果

### ア 築年数別状況

公民館・集会所等の全44施設を築年数別に見ると、築後31年～40年の施設が最も多く約3分の1を占めています。また築後31年以上の建物が26件で全体の59%となっており、半数以上の施設が大規模改修又は建替更新を検討する時期に来ています。



## イ 利用状況

公民館・集会所等の延べ利用者数を示したものです。なお、利用期間は平成28年4月から平成29年3月までの1年間です。

| No. | 施設名                        | 利用者数<br>(人) | No. | 施設名                     | 利用者数<br>(人) |
|-----|----------------------------|-------------|-----|-------------------------|-------------|
| 1   | 奈留町公民館別館                   | 9,563       | 23  | 小川生活館                   | 630         |
| 2   | 月見地区集会施設                   | 290         | 24  | 上大津住民センター               | 1,355       |
| 3   | 黒瀬地区集会施設<br>(旧黒瀬児童館)       | 436         | 25  | 三尾野住民センター               | 442         |
| 4   | 富江町公民館・老人福祉センター            | 13,570      | 26  | 下大津住民センター               | 2,039       |
| 5   | 黒島地区集会施設                   | 0           | 27  | 坪集会施設                   | 78          |
| 6   | 玉之浦町公民館                    | 4,614       | 28  | 向小浦集会所                  | 8           |
| 7   | 奈留離島開発総合センター<br>(奈留町公民館本館) | 22,425      | 29  | 緑丘地区公民館                 | 9,330       |
| 8   | 久賀島地区公民館                   | 2,484       | 30  | 中須生活館                   | 1,542       |
| 9   | 崎山地区公民館                    | 4,923       | 31  | 岐宿町公民館岐宿分館<br>(2階岐宿武道場) | 2,791       |
| 10  | 五島市奈留地区多目的交流センター           | 873         | 32  | 頓泊集会所                   | 0           |
| 11  | 奥浦地区公民館                    | 4,214       | 33  | 伊福貴住民センター               | 2,169       |
| 12  | 赤島住民センター                   | 123         | 34  | 小浦集会所                   | 573         |
| 13  | 椛島地区公民館                    | 724         | 35  | 太田地区集会施設                | 39          |
| 14  | 岐宿町公民館楠原分館                 | 540         | 36  | 上町地区集会施設                | 210         |
| 15  | 野々切住民センター                  | 1,086       | 37  | 松山住民センター                | 11,916      |
| 16  | 福江島開発総合センター<br>(岐宿町公民館)    | 5,084       | 38  | 職人地区集会施設                | 204         |
| 17  | 黄島住民センター                   | 171         | 39  | 琴石地区集会施設                | 23          |
| 18  | 岐宿町公民館山内分館                 | 757         | 40  | 松尾地区集会施設                | 228         |
| 19  | 岐宿町公民館川原分館                 | 1,008       | 41  | 西新町地区集会施設               | 143         |
| 20  | 本山地区公民館                    | 5,307       | 42  | 布浦集会所                   | 439         |
| 21  | 前島地区集会室                    | 267         | 43  | 丹奈集会所                   | 620         |
| 22  | 大浜地区公民館                    | 7,952       | 44  | 三井楽町公民館                 | 10,883      |

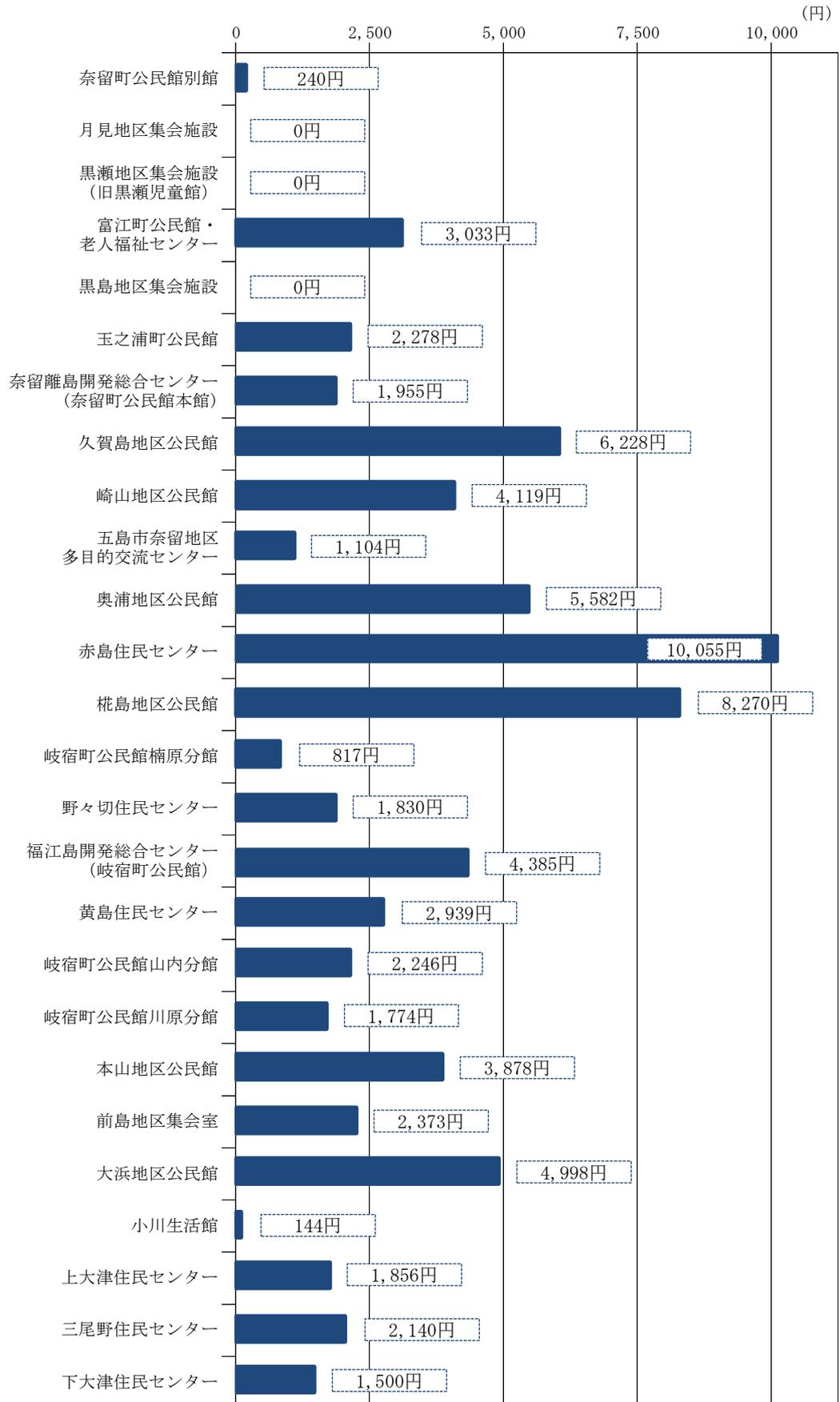
※ 次の施設は、施設の利用者数の統計を取っていないため、推計値で記載しています。

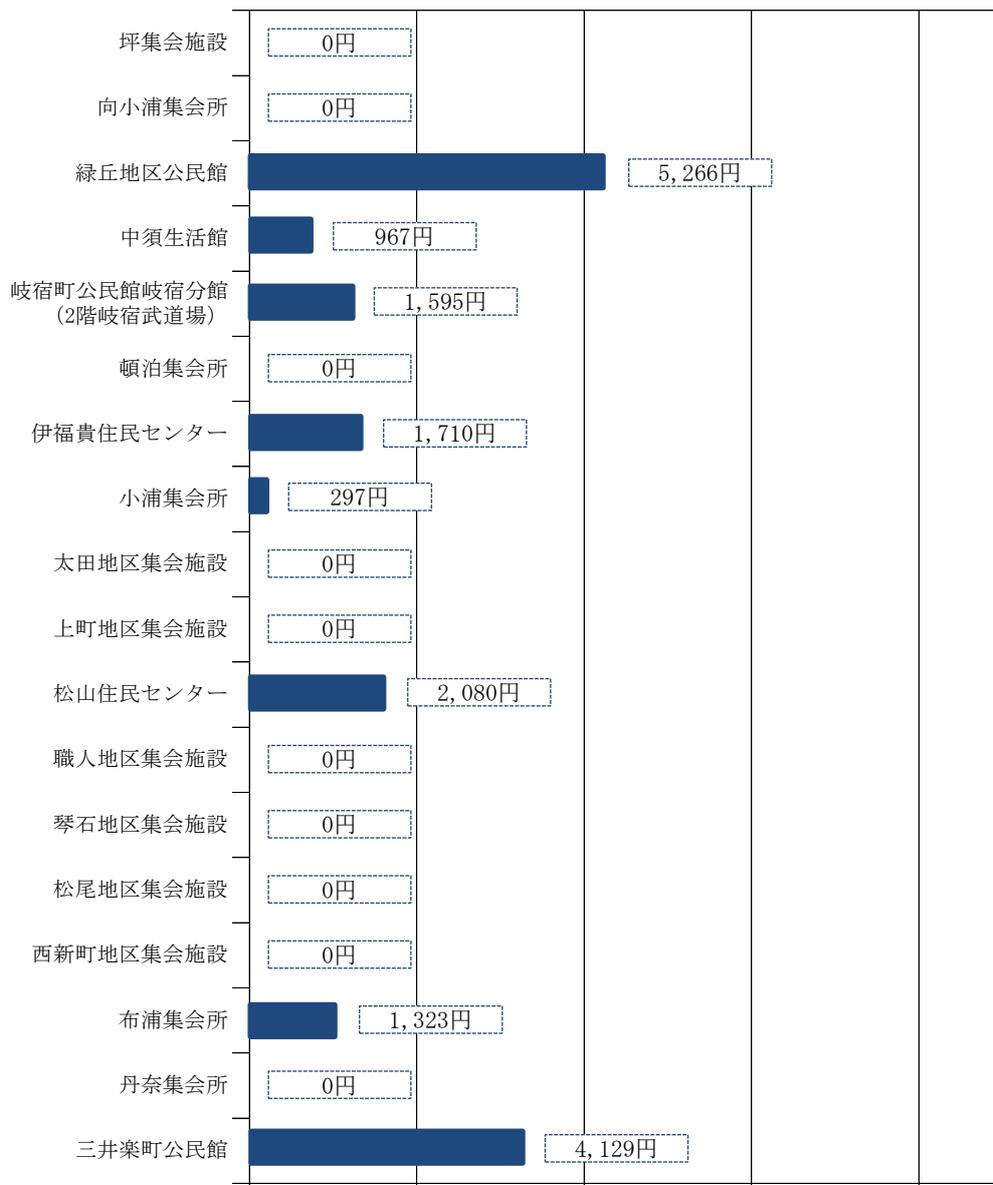
◆施設利用者数の推計値＝地区住民の総数から算出

- ・月見地区集会施設
- ・太田地区集会施設
- ・松尾地区集会施設
- ・黒瀬地区集会施設
- ・上町地区集会施設
- ・西新町地区集会施設
- ・坪集会施設
- ・職人地区集会施設
- ・布浦集会所
- ・向小浦集会所
- ・琴石地区集会施設

ウ 1㎡当たりの運営コスト状況

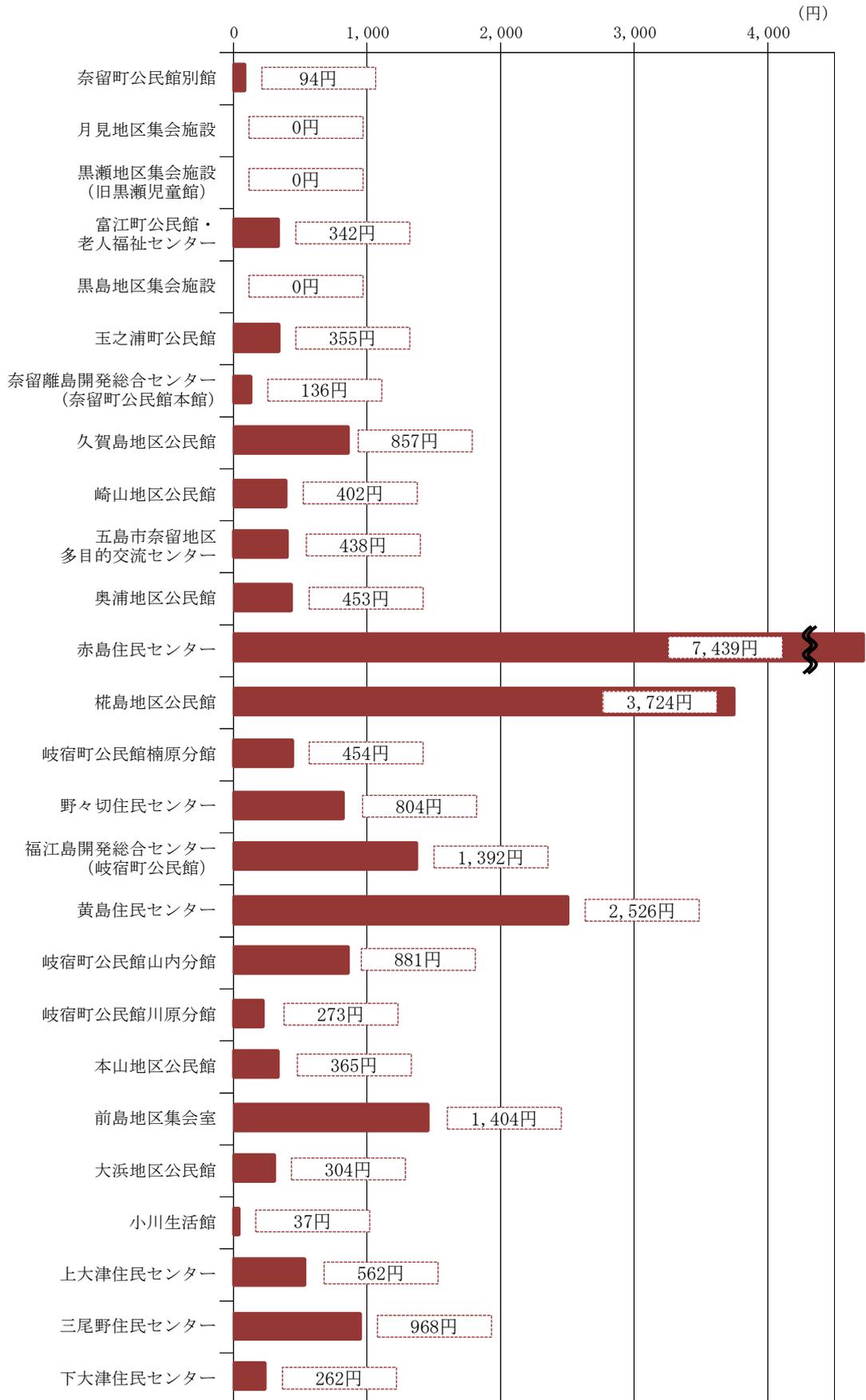
管理運営経費と総延床面積から1㎡当たりのコストを比較したものです。

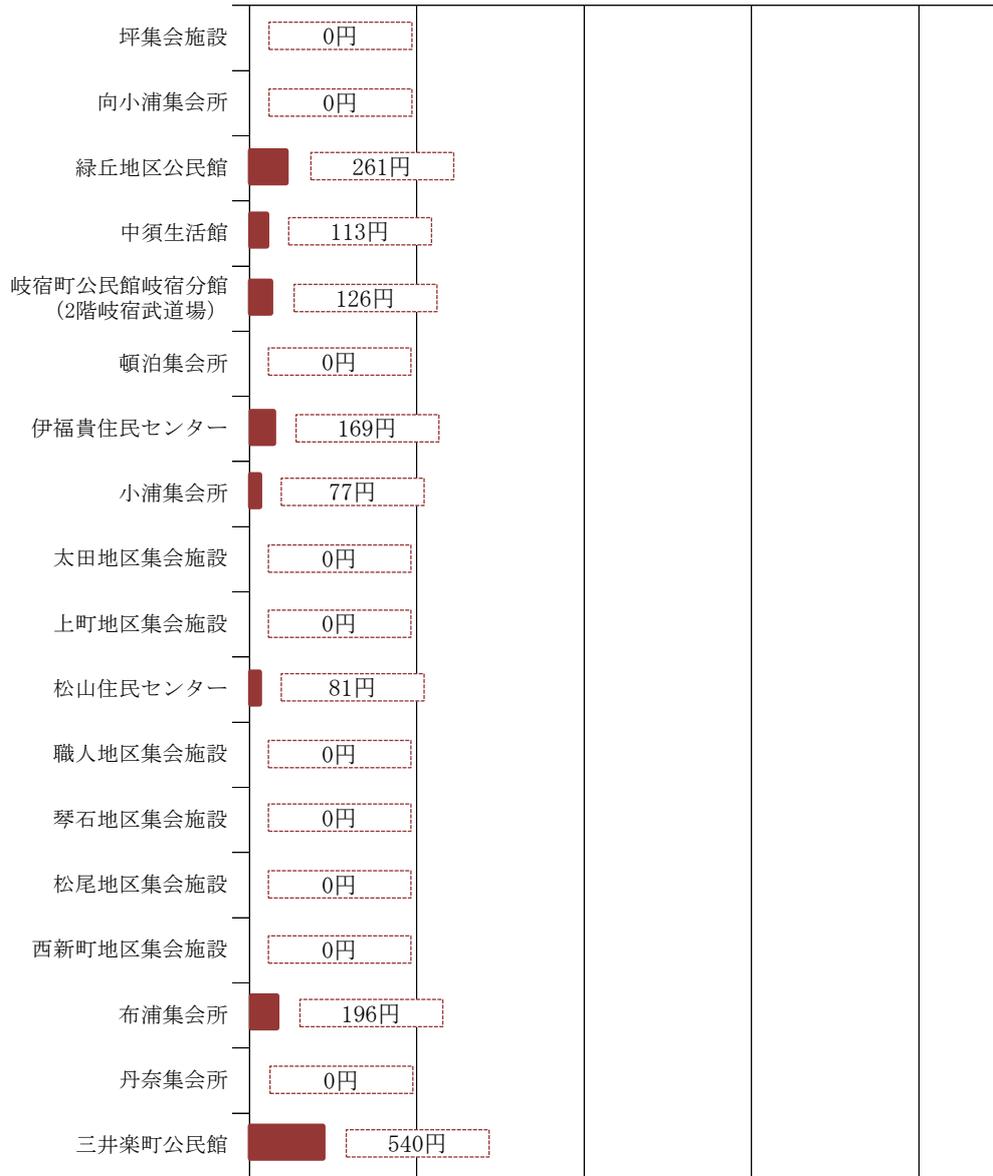




エ 利用者1人当たりの運営コスト状況

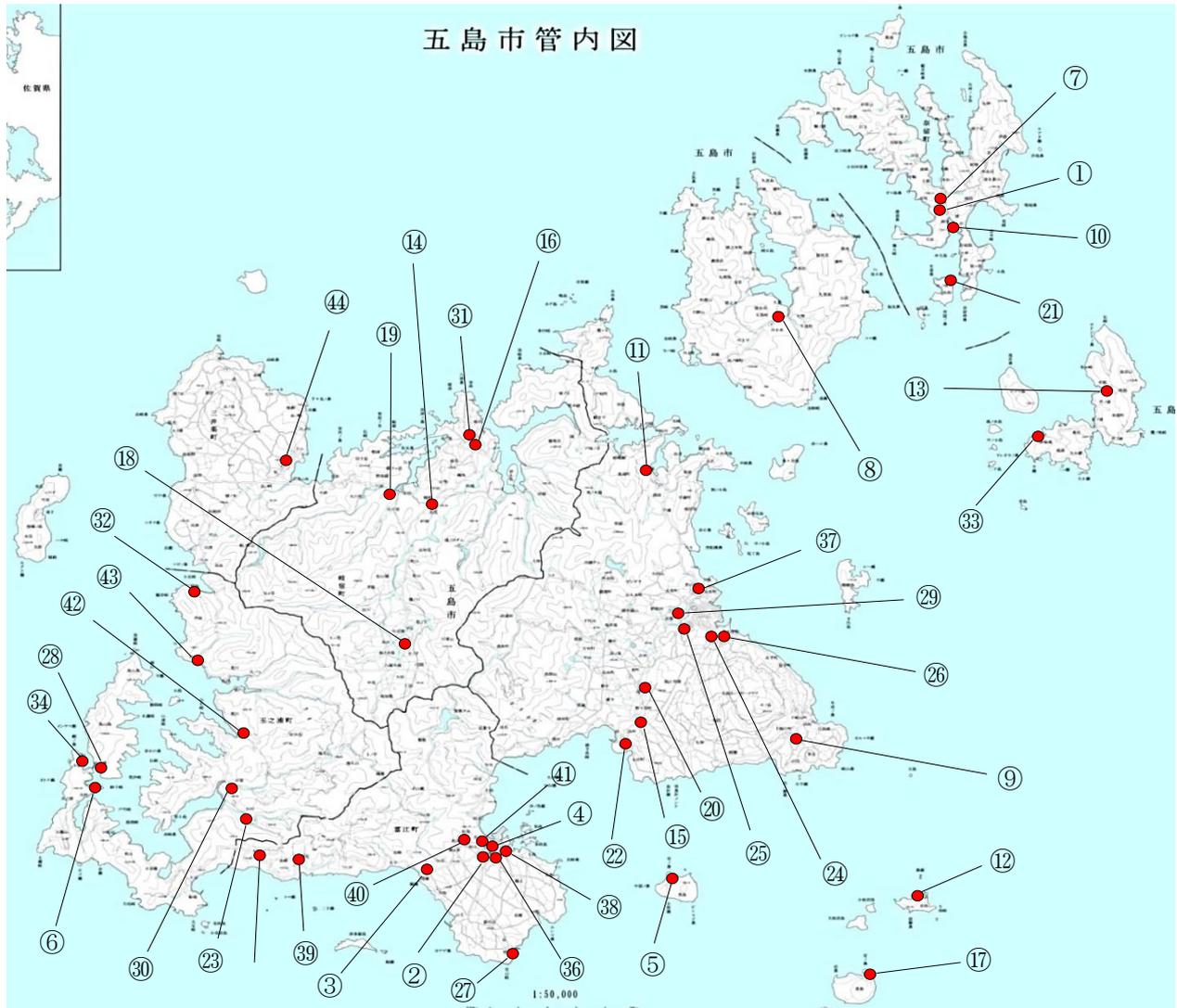
管理運営経費と利用者数から1人当たりのコストを比較したものです。





## オ 施設の配置状況

対象施設の配置状況を示しています。



| No. | 施設名                    | No. | 施設名                 | No. | 施設名        | No. | 施設名                 | No. | 施設名       |
|-----|------------------------|-----|---------------------|-----|------------|-----|---------------------|-----|-----------|
| ①   | 奈留町公民館別館               | ⑩   | 五島市奈留地区多目的交流センター    | ⑱   | 岐宿町公民館川原分館 | ⑳   | 向小浦集会所              | ㉟   | 松山住民センター  |
| ②   | 月見地区集会施設               | ⑪   | 奥浦地区公民館             | ⑲   | 本山地区公民館    | ㉠   | 緑丘地区公民館             | ㉢   | 職人地区集会施設  |
| ③   | 黒瀬地区集会施設(旧黒瀬児童館)       | ⑫   | 赤島住民センター            | ⑲   | 前島地区集会室    | ㉡   | 中須生活館               | ㉣   | 琴石地区集会施設  |
| ④   | 富江町公民館・老人福祉センター        | ⑬   | 柁島地区公民館             | ㉠   | 大浜地区公民館    | ㉢   | 岐宿町公民館岐宿分館(2階岐宿武道場) | ㉤   | 松尾地区集会施設  |
| ⑤   | 黒島地区集会施設               | ⑭   | 岐宿町公民館楠原分館          | ㉡   | 小川生活館      | ㉣   | 頓泊集会所               | ㉥   | 西新町地区集会施設 |
| ⑥   | 玉之浦町公民館                | ⑮   | 野々切住民センター           | ㉢   | 上大津住民センター  | ㉤   | 伊福貴住民センター           | ㉦   | 布浦集会所     |
| ⑦   | 奈留離島開発総合センター(奈留町公民館本館) | ⑯   | 福江島開発総合センター(岐宿町公民館) | ㉣   | 三尾野住民センター  | ㉥   | 小浦集会所               | ㉧   | 丹奈集会所     |
| ⑧   | 久賀島地区公民館               | ⑰   | 黄島住民センター            | ㉤   | 下大津住民センター  | ㉦   | 太田地区集会施設            | ㉨   | 三井楽町公民館   |
| ⑨   | 崎山地区公民館                | ⑱   | 岐宿町公民館山内分館          | ㉥   | 坪集会施設      | ㉦   | 上町地区集会施設            |     |           |

### ③ 施設について

#### ア 施設の役割

住民センターは、地域住民の生活、文化及び教養の向上を図り、また住民自ら地域社会の連帯感を醸成する場を提供することを目的として設置されています。

また、集会所は、地域内の集会、研修会など情報交換の場として利用されており、これにより住民相互の連帯感を醸成し、明るく住みよい地域社会づくりを図ることを目的として設置された施設です。

#### イ 現状と課題

市内各地域には、同じように周辺住民の町内会活動の拠点として利用されていながら、建設に至った背景の違いにより「市が所有する施設」と「町内会等が所有する施設（自治公民館等）」が混在している状態です。

このような施設の所有形態の違いにより施設の維持管理費や改修費用等に係る住民負担に差が生じており、「市が所有する施設」ではこれらの経費の多くを市が負担しているのに対し、「町内会等が所有する施設」においては地元住民が負担していることから住民負担の不均衡が生じています。また、「市が所有する施設」においても、施設ごとに市が負担する経費の均一性がないという課題もあります。

#### ウ 今後の施設の考え方

公民館・集会所等は、地域の活動の拠点やコミュニケーションの場として活用されており、様々な場面で重要な役割を果たしています。地域の過疎化が深刻化する中で、人と人の繋がりをもたらし公民館・集会所等の施設の機能は、今後も存続していかなければならないと考えてます。

そこで、公民館・集会所等については、見直しの視点を「施設そのものの存続よりは、その機能の存続すること」について重点に置き、以下の「見直し方針」及び「具体的な推進方法」により施設ごとの将来の方向性を決定することにしました。

#### I. 集会所等の見直し方針【H29. 11. 20決定】

- ◆見直し対象施設 . . . . . 市が保有する集会所等の77施設
- ◆見直しの視点・方向性 . . . (1) 市内平準化（均衡化）  
(2) 行政の責任領域  
(3) 地元、利用者等の意見の反映  
(4) 受益者負担の原則  
(5) 統合及び代替え施設の活用

#### II. 集会所等の見直し方針に係る具体的な推進方法【H30. 7. 12決定】

将来の世代に大きな負担を残さない形で集会所等の適正配置を図り、次世代に継承可能な施設保有量を目指すものとし、方針の実現に向けて以下（3つの具体的な推進方法）のいずれかで施設の将来の方向性を決定することとします。

#### ◆市保有量縮減の目標指標

77施設（H30年）→ 33施設（H47年）→ 19施設（H67年）

#### ◆具体的な推進方法 . . . 全集会所等を次の3つに区分し、市が管理する施設を明確に区分することとします。

- ①「譲渡する施設」（町内会が保有する施設）
- ②「市が保有する施設」（行政責任の領域） ⇒ 33施設
- ③「その他施設」（将来的には市が保有しない施設）

④ 適正配置の検討結果

現状や課題、今後の施設の考え方を踏まえ、すべての施設の適正配置の時期を第1期から第4期までに区分します。

また、第1期の対象施設については「現状維持」「適正化」「複合化」「集約化」「民活化」「廃止」「譲渡」といった方向性を検討し、より具体的な適正配置の実施時期、方法を検討します。

| 第1期<br>(H30～R8)  | 第2期<br>(R9～R18)  | 第3期<br>(R19～R28)  | 第4期<br>(R29～R38)                            |
|--|--|---|---|
| 奈留町公民館別館<br>富江町公民館・老人福祉センター<br>黒島地区集会施設<br>五島市奈留地区多目的交流センター<br>頓泊集会所 | 月見地区集会施設<br>黒瀬地区集会施設(旧黒瀬児童館)<br>玉之浦町公民館<br>奈留離島開発総合センター(奈留町公民館本館)<br>久賀島地区公民館<br>小川生活館<br>坪集会施設<br>向小浦集会所<br>中須生活館<br>小浦集会所<br>上町地区集会施設<br>職人地区集会施設<br>松尾地区集会施設<br>西新町地区集会施設<br>布浦集会所<br>丹奈集会所 | 崎山地区公民館<br>奥浦地区公民館<br>赤島住民センター<br>枕島地区公民館<br>岐宿町公民館楠原分館<br>野々切住民センター<br>福江島開発総合センター(岐宿町公民館)<br>黄島住民センター<br>岐宿町公民館山内分館<br>岐宿町公民館川原分館<br>本山地区公民館<br>前島地区集会室<br>大浜地区公民館<br>上大津住民センター<br>三尾野住民センター<br>伊福貴住民センター<br>松山住民センター | 下大津住民センター<br>緑丘地区公民館<br>岐宿町公民館岐宿分館(2階岐宿武道場) |

※第1期の計画期間は、五島市公共施設等総合管理計画の期間と合わせるため、9年間としています。

| No. | 施設名              | 方向性 | H30  | R1<br>(H31) | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|-----|------------------|-----|--|-------------|----|----|----|----|----|----|----|
| 1   | 奈留町公民館別館         | 廃止  |  |             |    |    |    |    |    |    | 廃止 |
|     |                  | 説明  | この施設に代わる代替施設もあることから、この施設は廃止します。              |             |    |    |    |    |    |    |    |
| 2   | 富江町公民館・老人福祉センター  | 廃止  |  |             |    |    | 廃止 |    |    |    |    |
|     |                  | 説明  | 富江支所の新庁舎と複合化を行うため、富江支所の新庁舎の完成に合わせて廃止し、解体します。 |             |    |    |    |    |    |    |    |
| 3   | 黒島地区集会施設         | 廃止  | 廃止   |             |    |    |    |    |    |    |    |
|     |                  | 説明  | 近年、利用実績は全くなく、また今後も見込めないことからこの施設は廃止します。       |             |    |    |    |    |    |    |    |
| 4   | 五島市奈留地区多目的交流センター | 廃止  |  |             |    |    |    |    |    |    | 廃止 |
|     |                  | 説明  | この施設に代わる代替施設もあることから、この施設は廃止します。              |             |    |    |    |    |    |    |    |
| 5   | 頓泊集会所            | 廃止  | 廃止   |             |    |    |    |    |    |    |    |
|     |                  | 説明  | 近年、利用実績は全くなく、また今後も見込めないことからこの施設は廃止します。       |             |    |    |    |    |    |    |    |

※1 第2期以降に施設名がある施設は、第2期以降の個別計画の策定までにその方向性を検討します。

※2 「太田地区集会施設」は、第4期以降(令和40年度頃を目途)に実施する予定です。

※3 「琴石地区集会施設」は、第4期以降(令和44年度頃を目途)に実施する予定です。

※4 「三井楽町公民館」は、第4期以降(令和52年度頃を目途)に実施する予定です。

◆分類用語の定義◆

- ① 現状維持 … 計画的に予防保全することで長寿命化を図り、適切な時期に維持更新を行う施設
- ② 適正化 … 将来、需要の増加又は減少が見込まれることから更新時に規模の拡大又は縮小を行う施設
- ③ 複合化 … 別々の用途の施設を一つの建築物内に集める複合化を行う施設
- ④ 集約化 … 同一用途の施設を一つの建築物内に集める集約化を行う施設
- ⑤ 民活化 … 民間事業者等資金やノウハウを活用し、施設の建替費用の圧縮や公共施設サービスの質の向上を図る施設
- ⑥ 廃止 … 用途廃止等により遊休資産となっている施設のうち、老朽化が著しく大規模改修を要するため解体する施設  
他の施設との集約化や民間施設の活用により必要性が失われ、解体する施設
- ⑦ 譲渡 … 遊休資産となっている施設のうち、比較的新しく安全性に問題がないため売却又は譲渡をする施設  
地域や民間事業者が独自に運営を行っているものや民間で運営可能と見込まれるため、売却又は譲渡をする施設

## 2 社会教育系施設

### (1) 図書館

#### ① 対象施設一覧

| No. | 施設名     | 地区 | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積 (㎡) | 収入 (千円) | 支出 (千円) |
|-----|---------|----|------|------|------|------|----------|---------|---------|
| 1   | 五島市立図書館 | 福江 | 直営   | S34  | 60   | 50   | 736      | 346     | 22,942  |
| 合計  |         |    |      |      |      |      | 736      | 346     | 22,942  |

※1 運営形態の「指定」は指定管理者を、「直営」は市直営管理を表します。

※2 耐用年数については、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）を参考に記載したもので、使用可能期間を示すものではありません。

※3 収入及び収支は、平成28年度の歳入歳出決算額を記載しています。

#### ② 各種分析結果

##### ア 築年数別状況

現在の市立図書館は、昭和34年に建てられた宿泊施設を平成2年に改築して利用しており、開館してから29年目を迎えています。

建物は、建築から60年、改築を行ってから29年が経過しており、屋根の崩落や雨漏りがあるなど老朽化が激しい施設です。

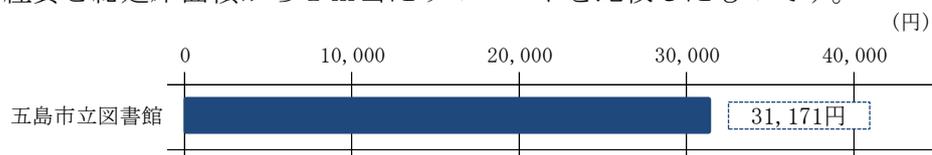
##### イ 利用状況

図書館の延べ利用者数を示したものです。なお、利用期間は平成28年4月から平成29年3月までの1年間です。

| No. | 施設名     | 利用者数 (人) |
|-----|---------|----------|
| 1   | 五島市立図書館 | 35,331   |

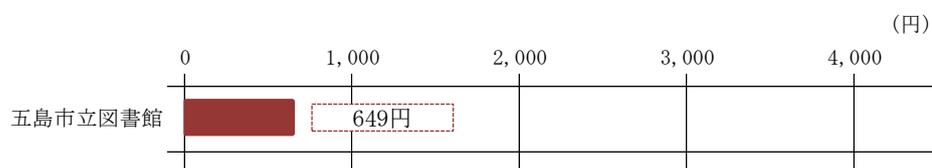
##### ウ 1㎡当たりの運営コスト状況

管理運営経費と総延床面積から1㎡当たりのコストを比較したものです。



##### エ 利用者1人当たりの運営コスト状況

管理運営経費と利用者数から1人当たりのコストを比較したものです。



## オ 施設の配置状況

対象施設の配置状況を示しています。



| No. | 施設名     |
|-----|---------|
| ①   | 五島市立図書館 |

### ③ 施設について

#### ア 施設の役割

市民一人一人が、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、また、その成果を適切に活かせる社会の実現のために、市立図書館を生涯学習の拠点として位置づけており、市民の教養と文化の向上及び子どもの学び場を提供することに寄与しています。

## イ 現状と課題

建物は建築後60年が経過し、老朽化が著しく耐震性も満たしていない状況です。近年では、建物の内外で劣化が顕著にみられ、モルタル落下防止対策など利用者の安全確保には努めていますが、利用しやすい図書館へ改善がされたわけではありません。

特に狭小地内にあるため増築ができず、またバリアフリー化も困難であるため、高齢者や体の不自由な方にとって利用しづらい施設になっています。また、駐車場も不足していることから、車社会の現代において特に子育て世代の方に足を運んでいただけていない状況です。

## ウ 今後の施設の考え方

現状の課題を抜本的に解決するためには、移転新築の方法で新たな施設を建設する必要があります。

現在「新図書館整備基本計画」を策定し、新たな図書館の整備に向けた取り組みを進めています。

### ④ 適正配置の検討結果

現状や課題、今後の施設の考え方を踏まえ、すべての施設の適正配置の時期を第1期から第4期までに区分します。

また、第1期の対象施設については「現状維持」「適正化」「複合化」「集約化」「民活化」「廃止」「譲渡」といった方向性を検討し、より具体的な適正配置の実施時期、方法を検討します。

| 第1期<br>(H30～R8) | 第2期<br>(R9～R18) | 第3期<br>(R19～R28) | 第4期<br>(R29～R38) |
|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| 五島市立図書館         |                 |                  |                  |

※第1期の計画期間は、五島市公共施設等総合管理計画の期間と合わせるため、9年間としています。

| No. | 施設名     | 方向性 | H30   | R1<br>(H31) | R2  | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|-----|---------|-----|---|-------------|-----|----|----|----|----|----|----|
| 1   | 五島市立図書館 | 適正化 |   | 適正化         | 適正化 |    |    |    |    |    |    |
|     |         | 説明  | 市立図書館は、旧五島中央病院跡地に移転することが決定しており、新図書館整備基本計画に従って改築を行います。 |             |     |    |    |    |    |    |    |

※第2期以降に施設名がある施設は、第2期以降の個別計画の策定までにその方向性を検討します。

#### ◆分類用語の定義◆

- ① 現状維持 … 計画的に予防保全することで長寿命化を図り、適切な時期に維持更新を行う施設
- ② 適正化 … 将来、需要の増加又は減少が見込まれることから更新時に規模の拡大又は縮小を行う施設
- ③ 複合化 … 別々の用途の施設を一つの建築物内に集める複合化を行う施設
- ④ 集約化 … 同一用途の施設を一つの建築物内に集める集約化を行う施設
- ⑤ 民活化 … 民間事業者等資金やノウハウを活用し、施設の建替費用の圧縮や公共施設サービスの質の向上を図る施設
- ⑥ 廃止 … 用途廃止等により遊休資産となっている施設のうち、老朽化が著しく大規模改修を要するため解体する施設  
他の施設との集約化や民間施設の活用により必要性が失われ、解体する施設
- ⑦ 譲渡 … 遊休資産となっている施設のうち、比較的新しく安全性に問題がないため売却又は譲渡をする施設  
地域や民間事業者が独自に運営を行っているものや民間で運営可能と見込まれるため、売却又は譲渡をする施設

(2) 資料館・博物館等

① 対象施設一覧

| No. | 施設名              | 地区 | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積 (㎡) | 収入 (千円) | 支出 (千円) |
|-----|------------------|----|------|------|------|------|----------|---------|---------|
| 1   | 富江町歴史民俗資料室       | 富江 | 直営   | S38  | 56   | 24   | 133      | 0       | 0       |
| 2   | 五島観光歴史資料館戸岐資料収蔵庫 | 福江 | 直営   | S42  | 52   | 47   | 897      | 0       | 921     |
| 3   | 笠松宏有記念館          | 奈留 | 指定   | S53  | 41   | 47   | 1,493    | 0       | 5,152   |
| 4   | 五島観光歴史資料館        | 福江 | 直営   | H1   | 30   | 50   | 1,341    | 1,419   | 17,261  |
| 5   | 奈留芸能館            | 奈留 | 直営   | H2   | 29   | 30   | 174      | 0       | 234     |
| 6   | 福江武家屋敷通りふるさと館    | 福江 | 指定   | H7   | 24   | 24   | 384      | 0       | 8,200   |
| 7   | 鑑瀬ビジターセンター       | 福江 | 直営   | H7   | 24   | 50   | 407      | 0       | 9,345   |
| 8   | 明人堂              | 福江 | 直営   | H10  | 21   | 50   | 20       | 0       | 15      |
| 9   | 五島市鬼岳天文台         | 福江 | 指定   | H3   | 28   | 50   | 209      | 0       | 1,268   |
| 合計  |                  |    |      |      |      |      | 5,058    | 1,419   | 42,396  |

※1 運営形態の「指定」は指定管理者を、「直営」は市直営管理を表します。

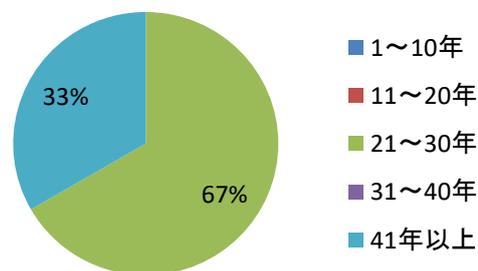
※2 耐用年数については、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）を参考に記載したもので、使用可能期間を示すものではありません。

※3 収入及び収支は、平成28年度の歳入歳出決算額を記載しています。

② 各種分析結果

ア 築年数別状況

資料館・博物館等の全9施設のうち、築後21～30年の建物が6件で全体の67%を占めています。その他は築後41年以上のとなっており、全体の3分の1の施設は既に長寿命化工事が必要な時期を経過しています。



## イ 利用状況

資料館・博物館等の延べ利用者数を示したものです。なお、利用期間は平成28年4月から平成29年3月までの1年間です。

| No. | 施設名              | 利用者数<br>(人) | No. | 施設名           | 利用者数<br>(人) |
|-----|------------------|-------------|-----|---------------|-------------|
| 1   | 富江町歴史民俗資料室       | 10          | 6   | 福江武家屋敷通りふるさと館 | 13,883      |
| 2   | 五島観光歴史資料館戸岐資料収蔵庫 | 12          | 7   | 鏡瀬ビジターセンター    | 9,446       |
| 3   | 笠松宏有記念館          | 1,146       | 8   | 明人堂           | 1,158       |
| 4   | 五島観光歴史資料館        | 11,578      | 9   | 五島市鬼岳天文台      | 1,596       |
| 5   | 奈留芸能館            | 260         |     |               |             |

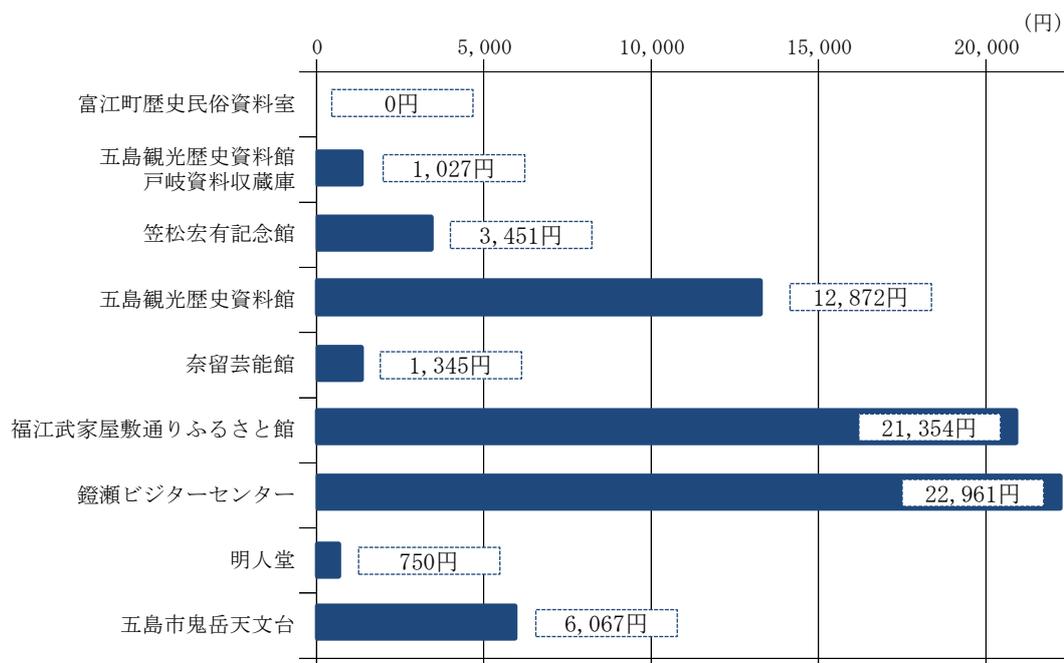
※1 「五島観光歴史資料館戸岐資料収蔵庫」の利用者数は、施設の性質上、公に開放していないため、施設を使用した職員の数（推計）を記載しています。

※2 「明人堂」は、施設の利用者数の統計を取っていないため、推計値で記載しています。

◆施設利用者数の推計値＝五島観光歴史資料館利用者のうち、10%が立ち寄ったと推計  
五島観光歴史資料館利用者数（11,578人）×10%＝1,158人と推計

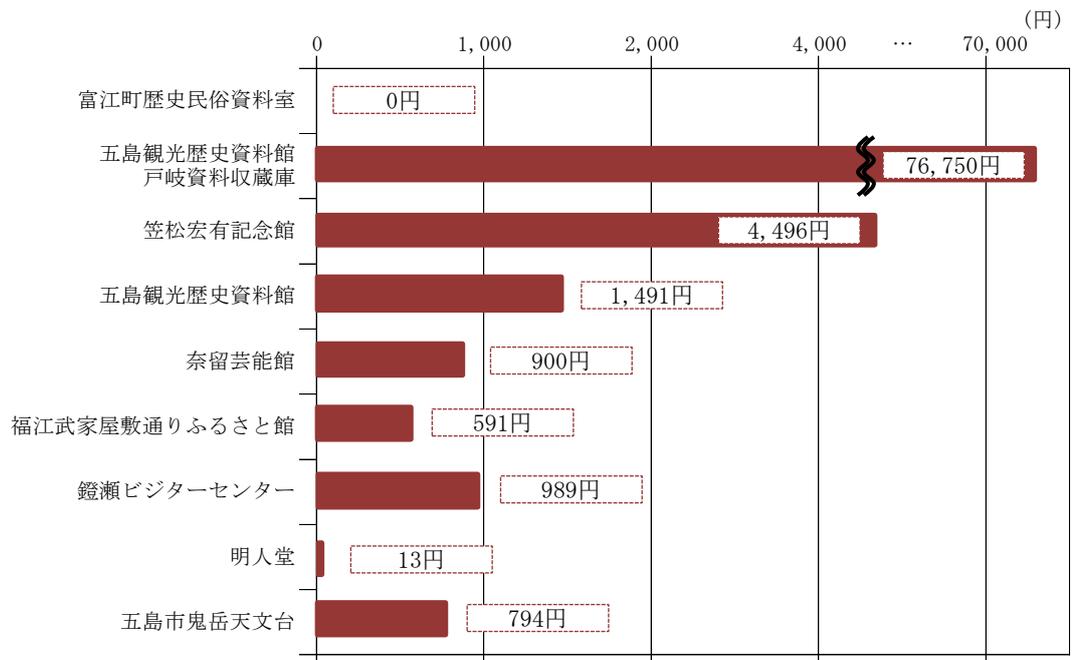
## ウ 1㎡当たりの運営コスト状況

管理運営経費と総延床面積から1㎡当たりのコストを比較したものです。



## エ 利用者1人当たりの運営コスト状況

管理運営経費と利用者数から1人当たりのコストを比較したものです。



オ 施設の配置状況

対象施設の配置状況を示しています。



| No. | 施設名              | No. | 施設名           |
|-----|------------------|-----|---------------|
| ①   | 富江町歴史民俗資料室       | ⑥   | 福江武家屋敷通りふるさと館 |
| ②   | 五島観光歴史資料館戸岐資料收藏庫 | ⑦   | 鏡瀬ビジターセンター    |
| ③   | 笠松宏有記念館          | ⑧   | 明人堂           |
| ④   | 五島観光歴史資料館        | ⑨   | 五島市鬼岳天文台      |
| ⑤   | 奈留芸能館            |     |               |

### ③ 施設について

#### ア 施設の役割

五島観光歴史資料館をはじめとする資料館、福江武家屋敷通りふるさと館をはじめとする各種観光施設は、五島市の歴史、文化に関する資料を収集し、それらを広く公開するための施設であるとともに、観光客の受入施設としてガイドンス機能を持っており、五島市観光の重要な拠点施設になっています。

また、五島観光歴史資料館戸岐資料収蔵庫は、五島観光歴史資料館で収蔵しきれない多くの貴重な資料等を保管するための施設で、旧戸岐小学校の校舎等を活用しています。

その他、笠松宏有記念館は、五島モンパルナス構想の事業拠点として故笠松宏有氏の作品を中心とした芸術作品を展示している施設であり、奈留芸能館については、現在、鳴神太鼓保存会が奈留島の伝統芸能である鳴神太鼓の練習及び継承活動のために使用しています。

#### イ 現状と課題

多くの施設が、市民や観光客を対象とした受入施設であり、安全安心な施設であることが求められています。

しかし、ほとんどの施設が築後20年を経過し、改修の頻度も多くなっており、施設の長寿命化工事を実施する時期に来ています。

そのため、個々の施設において、適切な維持更新を行うための、長寿命化計画の策定も視野に入れた取り組みが必要です。

特に旧耐震基準の下で建設された施設については、地震等への対策を含めた検討が必要です。

#### ウ 今後の施設の考え方

多くの施設が五島市の観光にとって重要な拠点施設であることから、長寿命化を図るため、適切な時期に計画的な補修を行う必要があります。

しかし、多くの施設がガイドンス機能を持つ施設であり、内部機器の更新を含めると多額の費用が必要となることが予想されます。

また、五島観光歴史資料館戸岐資料収蔵庫については、廃校になった旧戸岐小学校の校舎を利用していることから老朽化が顕著であり、今後も長期的に使用することは困難であると思われるため、五島観光歴史資料館に保管できない貴重な資料等をどのように保管していくのかを含めて、今後の資料館のあり方を検討する時期に来ています。

④ 適正配置の検討結果

現状や課題、今後の施設の考え方を踏まえ、すべての施設の適正配置の時期を第1期から第4期までに区分します。

また、第1期の対象施設については「現状維持」「適正化」「複合化」「集約化」「民活化」「廃止」「譲渡」といった方向性を検討し、より具体的な適正配置の実施時期、方法を検討します。

| 第1期<br>(H30～R8)     | 第2期<br>(R9～R18)                              | 第3期<br>(R19～R28) | 第4期<br>(R29～R38)                           |
|---------------------|--|------------------|--|
| 富江町歴史民俗資料室<br>奈留芸能館 | 五島観光歴史資料館戸岐資料収蔵庫<br>笠松宏有記念館<br>福江武家屋敷通りふるさと館 |                  | 五島観光歴史資料館<br>鏡瀬ビジターセンター<br>明人堂<br>五島市鬼岳天文台 |

※第1期の計画期間は、五島市公共施設等総合管理計画の期間と合わせるため、9年間としています。



| No. | 施設名       | 方向性 | H30 | R1<br>(H31)   | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|-----|-----------|-----|-----|---|----|----|----|----|----|----|----|
| 1   | 富江歴史民俗資料室 | 廃止  |     |   |    |    | 廃止 |    |    |    |    |
|     |           |     | 説明  | 現在は利用実績がほとんどないため、支所の建替えに合わせて廃止して解体します。                    |    |    |    |    |    |    |    |
| 2   | 奈留芸能館     | 廃止  |     |   |    |    |    | 廃止 |    |    |    |
|     |           |     | 説明  | 施設を唯一使用している団体への譲渡について協議を行うが、令和5年度までに譲渡ができない場合には廃止して解体します。 |    |    |    |    |    |    |    |

※第2期以降に施設名がある施設は、第2期以降の個別計画の策定までにその方向性を検討します。

◆分類用語の定義◆

- ① 現状維持 … 計画的に予防保全することで長寿命化を図り、適切な時期に維持更新を行う施設
- ② 適正化 … 将来、需要の増加又は減少が見込まれることから更新時に規模の拡大又は縮小を行う施設
- ③ 複合化 … 別々の用途の施設を一つの建築物内に集める複合化を行う施設
- ④ 集約化 … 同一用途の施設を一つの建築物内に集める集約化を行う施設
- ⑤ 民活化 … 民間事業者等資金やノウハウを活用し、施設の建替費用の圧縮や公共施設サービスの質の向上を図る施設
- ⑥ 廃止 … 用途廃止等により遊休資産となっている施設のうち、老朽化が著しく大規模改修を要するため解体する施設  
他の施設との集約化や民間施設の活用により必要性が失われ、解体する施設
- ⑦ 譲渡 … 遊休資産となっている施設のうち、比較的新しく安全性に問題がないため売却又は譲渡をする施設  
地域や民間事業者が独自に運営を行っているものや民間で運営可能と見込まれるため、売却又は譲渡をする施設

### 3 スポーツ・レクリエーション系施設

#### (1) スポーツ施設

##### ① 対象施設一覧

| No. | 施設名                     | 地区  | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積(㎡) | 収入(千円) | 支出(千円)  |
|-----|-------------------------|-----|------|------|------|------|---------|--------|---------|
| 1   | 市民福江プール                 | 福江  | 直営   | S52  | 42   | 30   | 150     | 86     | 4,134   |
| 2   | 福江武道館                   | 福江  | 直営   | S53  | 41   | 47   | 1,083   | 231    | 4,772   |
| 3   | 富江武道館                   | 富江  | 直営   | S54  | 40   | 47   | 454     | 0      | 31,716  |
| 4   | 三井楽勤労者体育センター            | 三井楽 | 直営   | S56  | 38   | 47   | 1,223   | 192    | 649     |
| 5   | 三井楽多目的研修集会施設            | 三井楽 | 直営   | S56  | 38   | 47   | 2,749   | 86     | 2,429   |
| 6   | B&G海洋センター               | 岐宿  | 直営   | S56  | 38   | 47   | 1,214   | 78     | 3,660   |
| 7   | 五島市中央公園陸上競技場            | 福江  | 直営   | S58  | 36   | 41   | 359     | 16     | 1,659   |
| 8   | 玉之浦体育館                  | 玉之浦 | 直営   | S60  | 34   | 47   | 1,379   | 21     | 264     |
| 9   | 奈留総合体育館                 | 奈留  | 直営   | S62  | 32   | 47   | 3,630   | 333    | 5,810   |
| 10  | 狩立野外スポーツ広場              | 富江  | 直営   | H1   | 30   | 24   | 57      | 0      | 100     |
| 11  | 富江テニスコート                | 富江  | 直営   | H2   | 29   | 50   | 15      | 47     | 451     |
| 12  | 長手スポーツセンター              | 福江  | 直営   | H3   | 28   | 47   | 305     | 0      | 522     |
| 13  | 五島市中央公園                 | 福江  | 直営   | S58  | 36   | 47   | 761     | 5,544  | 11,261  |
| 14  | 市民三井楽プール                | 三井楽 | 指定   | H5   | 26   | 34   | 1,389   | 15     | 17,542  |
| 15  | 三井楽町民テニスコート             | 三井楽 | 直営   | H6   | 25   | 17   | 75      | 34     | 215     |
| 16  | 五島市中央公園市民体育館<br>メインアリーナ | 福江  | 直営   | H7   | 24   | 47   | 5,362   | 1,647  | 21,074  |
| 17  | 三井楽町民運動公園               | 三井楽 | 直営   | H8   | 23   | 17   | 81      | 0      | 257     |
| 18  | 玉之浦健康管理増進施設             | 玉之浦 | 指定   | H9   | 22   | 34   | 624     | 0      | 205     |
| 19  | 五島市中央公園市民体育館<br>サブアリーナ  | 福江  | 直営   | H24  | 7    | 47   | 1,513   | 1,706  | 4,893   |
| 20  | 岐宿運動場施設                 | 岐宿  | 直営   | H1   | 30   | 38   | 106     | 0      | 6,686   |
| 合計  |                         |     |      |      |      |      | 22,529  | 10,036 | 118,299 |

※1 運営形態の「指定」は指定管理者を、「直営」は市直営管理を表します。

※2 耐用年数については、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）を参考に記載したもので、使用可能期間を示すものではありません。

※3 収入及び収支は、平成28年度の歳入歳出決算額を記載しています。

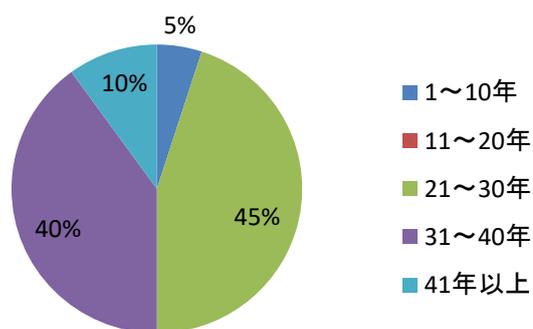
※4 「富江武道館」は、平成28年度に大規模改修工事を実施しているため一時的に支出額が増加しています。平成24年度から平成27年度までの4年度間の支出額の平均は、約530千円です。

※5 「岐宿運動場施設」は、平成28年度にフェンス改修工事を実施しているため一時的に支出額が増加しています。平成24年度から平成27年度までの4年度間の支出額の平均は、約416千円です。

## ② 各種分析結果

### ア 築年数別状況

スポーツ施設の全20施設のうち、築後21～30年の建物が9件、築後31～40年の建物が8件で全体の85%を占めており、ほとんどの施設で長寿命化工事が必要な時期を迎えています。



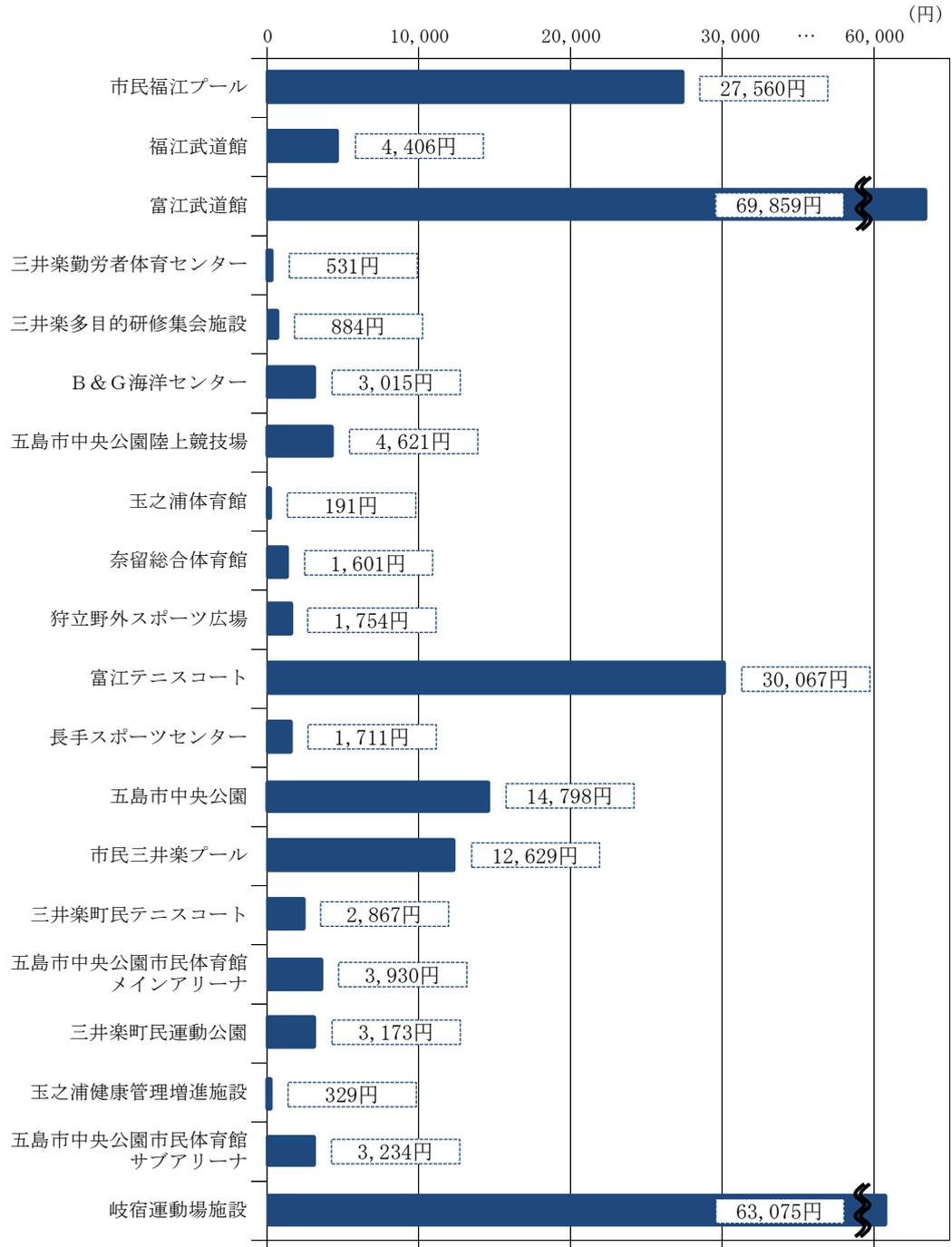
### イ 利用状況

スポーツ施設の延べ利用者数を示したものです。なお、利用期間は平成28年4月から平成29年3月までの1年間です。

| No. | 施設名          | 利用者数<br>(人) | No. | 施設名                     | 利用者数<br>(人) |
|-----|--------------|-------------|-----|-------------------------|-------------|
| 1   | 市民福江プール      | 4,842       | 11  | 富江テニスコート                | 555         |
| 2   | 福江武道館        | 43,293      | 12  | 長手スポーツセンター              | 5,686       |
| 3   | 富江武道館        | 3,874       | 13  | 五島市中央公園                 | 100,708     |
| 4   | 三井楽勤労者体育センター | 859         | 14  | 市民三井楽プール                | 15,077      |
| 5   | 三井楽多目的研修集会施設 | 5,258       | 15  | 三井楽町民テニスコート             | 356         |
| 6   | B&G海洋センター    | 2,709       | 16  | 五島市中央公園市民体育館<br>メインアリーナ | 31,886      |
| 7   | 五島市中央公園陸上競技場 | 80,830      | 17  | 三井楽町民運動公園               | 1,940       |
| 8   | 玉之浦体育館       | 2,363       | 18  | 玉之浦健康管理増進施設             | 2,922       |
| 9   | 奈留総合体育館      | 10,626      | 19  | 五島市中央公園市民体育館<br>サブアリーナ  | 28,026      |
| 10  | 狩立野外スポーツ広場   | 100         | 20  | 岐宿運動場施設                 | 2,446       |

ウ 1㎡当たりの運営コスト状況

管理運営経費と総延床面積から1㎡当たりのコストを比較したものです。

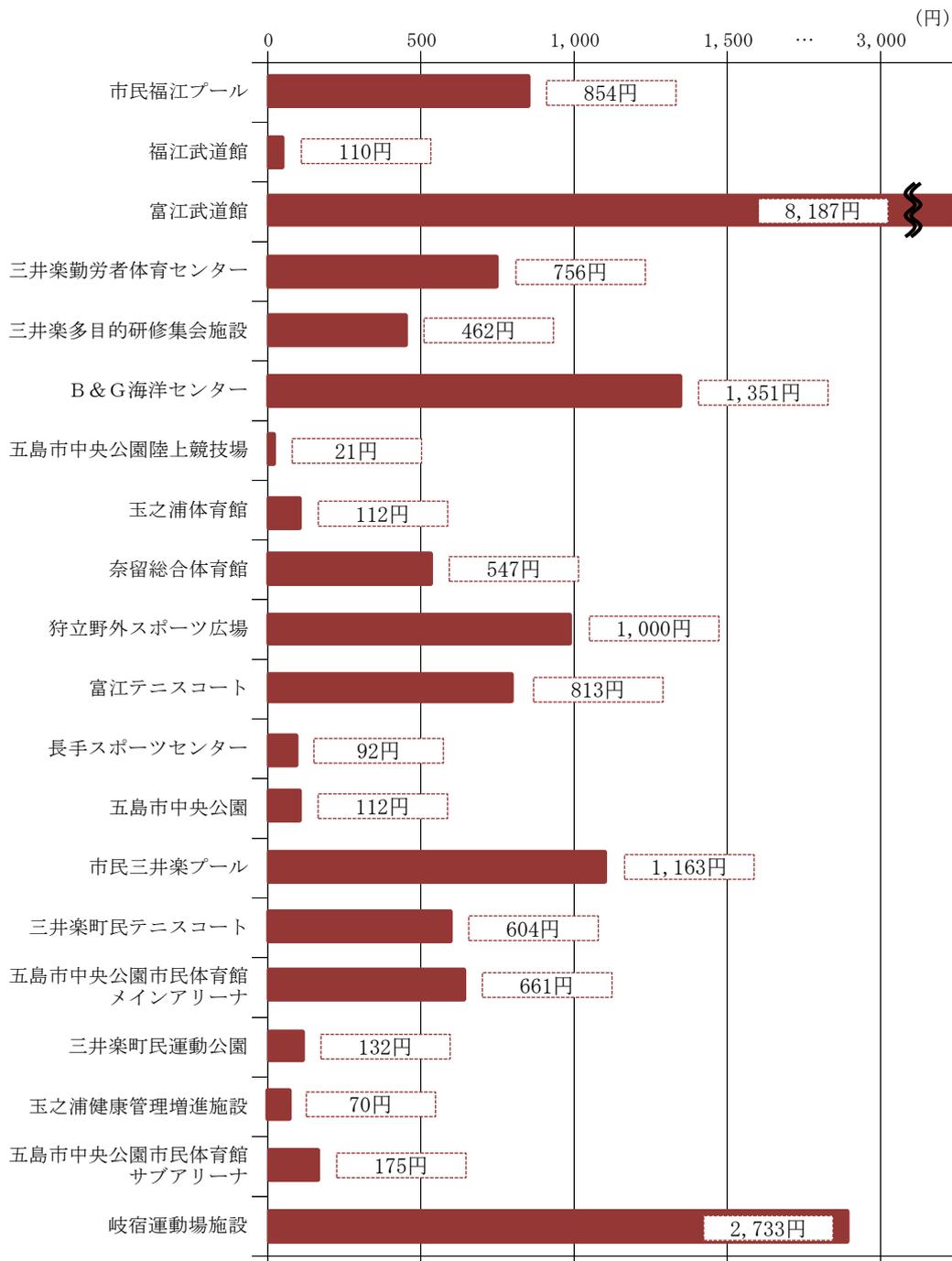


※1 「富江武道館」は、平成28年度に大規模改修工事を実施しているため一時的に支出額が増加しています。  
平成24年度から平成27年度までの4年度間の支出額の平均から1㎡当たりのコストを算出すると、約1,167円になります。

※2 「岐宿運動場施設」は、平成28年度にフェンス改修工事を実施しているため一時的に支出額が増加しています。  
平成24年度から平成27年度までの4年度間の支出額の平均から1㎡当たりのコストを算出すると、約3,925円になります。

## エ 利用者1人当たりの運営コスト状況

管理運営経費と利用者数から1人当たりのコストを比較したものです。



※1 「富江武道館」は、平成28年度に大規模改修工事を実施しているため一時的に支出額が増加しています。

平成24年度から平成27年度までの4年度間の支出額の平均から1人当たりのコストを算出すると、約105円になります。

※2 「岐宿運動場施設」は、平成28年度にフェンス改修工事を実施しているため一時的に支出額が増加しています。

平成24年度から平成27年度までの4年度間の支出額の平均から1人当たりのコストを算出すると、約170円になります。

オ 施設の配置状況

対象施設の配置状況を示しています。



| No. | 施設名          | No. | 施設名        | No. | 施設名                     |
|-----|--------------|-----|------------|-----|-------------------------|
| ①   | 市民福江プール      | ⑧   | 玉之浦体育館     | ⑮   | 三井楽町民テニスコート             |
| ②   | 福江武道館        | ⑨   | 奈留総合体育館    | ⑯   | 五島市中央公園市民体育館<br>メインアリーナ |
| ③   | 富江武道館        | ⑩   | 狩立野外スポーツ広場 | ⑰   | 三井楽町民運動公園               |
| ④   | 三井楽勤労者体育センター | ⑪   | 富江テニスコート   | ⑱   | 玉之浦健康管理増進施設             |
| ⑤   | 三井楽多目的研修集会施設 | ⑫   | 長手スポーツセンター | ⑲   | 五島市中央公園市民体育館<br>サブアリーナ  |
| ⑥   | B & G 海洋センター | ⑬   | 五島市中央公園    | ⑳   | 岐宿運動場施設                 |
| ⑦   | 五島市中央公園陸上競技場 | ⑭   | 市民三井楽プール   |     |                         |

### ③ 施設について

#### ア 施設の役割

スポーツ施設は、市内で唯一の総合運動公園である五島市中央公園をはじめ、市民がスポーツやレクリエーションなどを楽しむ施設として市内に約20施設が点在しています。これらの施設は、社会体育の普及と振興を図り、市民の健康増進のために利用されており、安全で快適にスポーツができるよう安定的な維持管理を行う必要があります。

また、五島市はスポーツ合宿誘致による交流人口の増加を目指して取り組みを進めていることから、安心して快適にスポーツができる環境を提供をする必要があります。

#### イ 現状と課題

五島市中央公園の各施設は、国体や高校総体などの全国レベルの競技大会の会場として使用されたため施設の充実が図られ、比較的新しい施設が多くあります。

一方で、支所地区にある施設は平成16年度の市町合併前に整備された施設が多く、老朽化が進んでおり、大小さまざまな修繕、改修が必要な時期を迎えています。

#### ウ 今後の施設の考え方

建築後20年から40年が経過した施設が全体の約85%を占めており、小規模な修繕から大規模な修繕を要する施設と維持更新のため改修が必要な施設が多くあります。

特に、昭和56年の新耐震基準前に建設された施設については、老朽化に伴う事故の危険性もあることから早急に長寿命化判定を行い、長寿命化のための改修工事を行う必要があります。

なお、全20施設の中には隣接して類似する施設があるなど、施設の機能の重複が見られるため集約化を検討します。特に支所地区においては今後の施設の利用見込みを見極めながら、その在り方を検討する必要があります。

④ 適正配置の検討結果

現状や課題、今後の施設の考え方を踏まえ、すべての施設の適正配置の時期を第1期から第4期までに区分します。

また、第1期の対象施設については「現状維持」「適正化」「複合化」「集約化」「民活化」「廃止」「譲渡」といった方向性を検討し、より具体的な適正配置の実施時期、方法を検討します。

| 第1期<br>(H30～R8) | 第2期<br>(R9～R18)  | 第3期<br>(R19～R28)  | 第4期<br>(R29～R38)                                      |
|-----------------|--|---|---|
| 狩立野外スポーツ広場      | 市民福江プール<br>三井楽勤労者体育センター<br>三井楽多目的研修集会施設<br>玉之浦体育館<br>三井楽町民テニスコート | 福江武道館<br>B & G海洋センター<br>五島市中央公園陸上競技場<br>富江テニスコート<br>長手スポーツセンター<br>五島市中央公園<br>三井楽町民運動公園<br>玉之浦健康管理増進施設 | 奈留総合体育館<br>三井楽市民プール<br>五島市中央公園市民体育館メインアリーナ<br>岐宿運動場施設 |

※第1期の計画期間は、五島市公共施設等総合管理計画の期間と合わせるため、9年間としています。

| No. | 施設名        | 方向性 | H30  | R1<br>(H31) | R2 | R3 | R4 | R5  | R6 | R7 | R8 |
|-----|------------|-----|--|-------------|----|----|----|-----|----|----|----|
| 1   | 狩立野外スポーツ広場 | 適正化 |  |             |    |    |    | 適正化 |    |    |    |
|     |            | 説明  | 狩立野外スポーツ広場を含め、富江テニスコート、農村広場などの只狩山周辺の公共施設全体として整理、統廃合を検討します。 |             |    |    |    |     |    |    |    |

※1 第2期以降に施設名がある施設は、第2期以降の個別計画の策定までにその方向性を検討します。

※2 「富江武道館」は、第4期以降（令和41年度頃を目途）に実施する予定です。

※3 「五島市中央公園市民体育館サブアリーナ」は、第4期以降（令和45年度頃を目途）に実施する予定です。

◆分類用語の定義◆

- ① 現状維持 … 計画的に予防保全することで長寿命化を図り、適切な時期に維持更新を行う施設
- ② 適正化 … 将来、需要の増加又は減少が見込まれることから更新時に規模の拡大又は縮小を行う施設
- ③ 複合化 … 別々の用途の施設を一つの建築物内に集める複合化を行う施設
- ④ 集約化 … 同一用途の施設を一つの建築物内に集める集約化を行う施設
- ⑤ 民活化 … 民間事業者等資金やノウハウを活用し、施設の建替費用の圧縮や公共施設サービスの質の向上を図る施設
- ⑥ 廃止 … 用途廃止等により遊休資産となっている施設のうち、老朽化が著しく大規模改修を要するため解体する施設  
他の施設との集約化や民間施設の活用により必要性が失われ、解体する施設
- ⑦ 譲渡 … 遊休資産となっている施設のうち、比較的新しく安全性に問題がないため売却又は譲渡をする施設  
地域や民間事業者が独自に運営を行っているものや民間で運営可能と見込まれるため、売却又は譲渡をする施設

(2) レクリエーション施設・観光施設

① 対象施設一覧

| No. | 施設名             | 地区  | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積 (㎡) | 収入 (千円) | 支出 (千円) |
|-----|-----------------|-----|------|------|------|------|----------|---------|---------|
| 1   | 鑑瀬展望台休憩所        | 福江  | 直営   | S53  | 41   | 50   | 98       | 0       | 1,253   |
| 2   | 宮の森総合公園         | 奈留  | 直営   | H5   | 26   | 22   | 1,849    | 1,704   | 2,744   |
| 3   | 鬼岳インフォメーションセンター | 福江  | 直営   | S62  | 32   | 50   | 240      | 0       | 1,649   |
| 4   | 富江さんさんキャンプ村     | 富江  | 指定   | H1   | 30   | 50   | 845      | 0       | 15,401  |
| 5   | 下大津観光展望所        | 福江  | 直営   | H3   | 28   | 50   | 37       | 0       | 0       |
| 6   | 海水浴場施設 (船廻)     | 奈留  | 直営   | H3   | 28   | 47   | 98       | 0       | 0       |
| 7   | 海水浴場施設 (前島)     | 奈留  | 直営   | H3   | 28   | 22   | 12       | 0       | 0       |
| 8   | 海水浴場施設 (泊)      | 奈留  | 直営   | H4   | 27   | 47   | 98       | 0       | 0       |
| 9   | 五島鬼岳樹木園         | 福江  | 直営   | H4   | 27   | 24   | 50       | 0       | 1,935   |
| 10  | 向町観光展望所         | 福江  | 直営   | H4   | 27   | 50   | 24       | 0       | 0       |
| 11  | 玉之浦カントリーパーク     | 玉之浦 | 直営   | H5   | 26   | 50   | 257      | 2       | 1,640   |
| 12  | 南河原観光展望所        | 福江  | 直営   | H5   | 26   | 50   | 33       | 0       | 0       |
| 13  | 富江町温泉センター       | 富江  | 指定   | H7   | 24   | 47   | 2,219    | 0       | 36,671  |
| 14  | 京嶽公園施設          | 岐宿  | 直営   | H9   | 22   | 38   | 52       | 0       | 1,662   |
| 15  | 遣唐使ふるさと館        | 三井楽 | 指定   | H11  | 20   | 39   | 2,396    | 92      | 21,196  |
| 16  | 魚津ヶ崎公園施設        | 岐宿  | 直営   | H13  | 18   | 22   | 434      | 2,094   | 2,814   |
| 17  | 多郎島海水浴場栈敷       | 富江  | 指定   | H13  | 18   | 31   | 287      | 0       | 5,231   |
| 18  | 六方海水浴場          | 福江  | 直営   | H14  | 17   | 22   | 13       | 0       | 974     |
| 19  | 富江キャンプ村研修・宿泊施設  | 富江  | 指定   | H22  | 9    | 15   | 199      | 0       | 3,627   |
| 合計  |                 |     |      |      |      |      | 9,241    | 3,892   | 96,797  |

※1 運営形態の「指定」は指定管理者を、「直営」は市直営管理を表します。

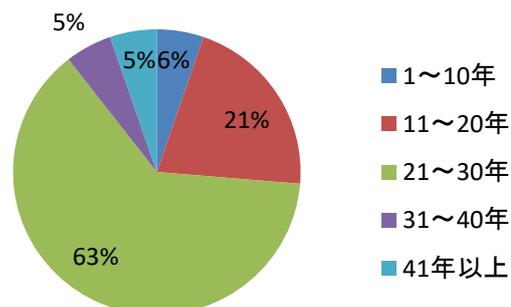
※2 耐用年数については、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）を参考に記載したもので、使用可能期間を示すものではありません。

※3 収入及び収支は、平成28年度の歳入歳出決算額を記載しています。

## ② 各種分析結果

### ア 築年数別状況

レクリエーション施設・観光施設の全19施設のうち、築後21～30年の建物が12件、築後31～40年の建物が1件、築後41年以上の建物が1件で全体の約70%を占めており、多くの施設で長寿命化判断が必要な時期を経過しています。



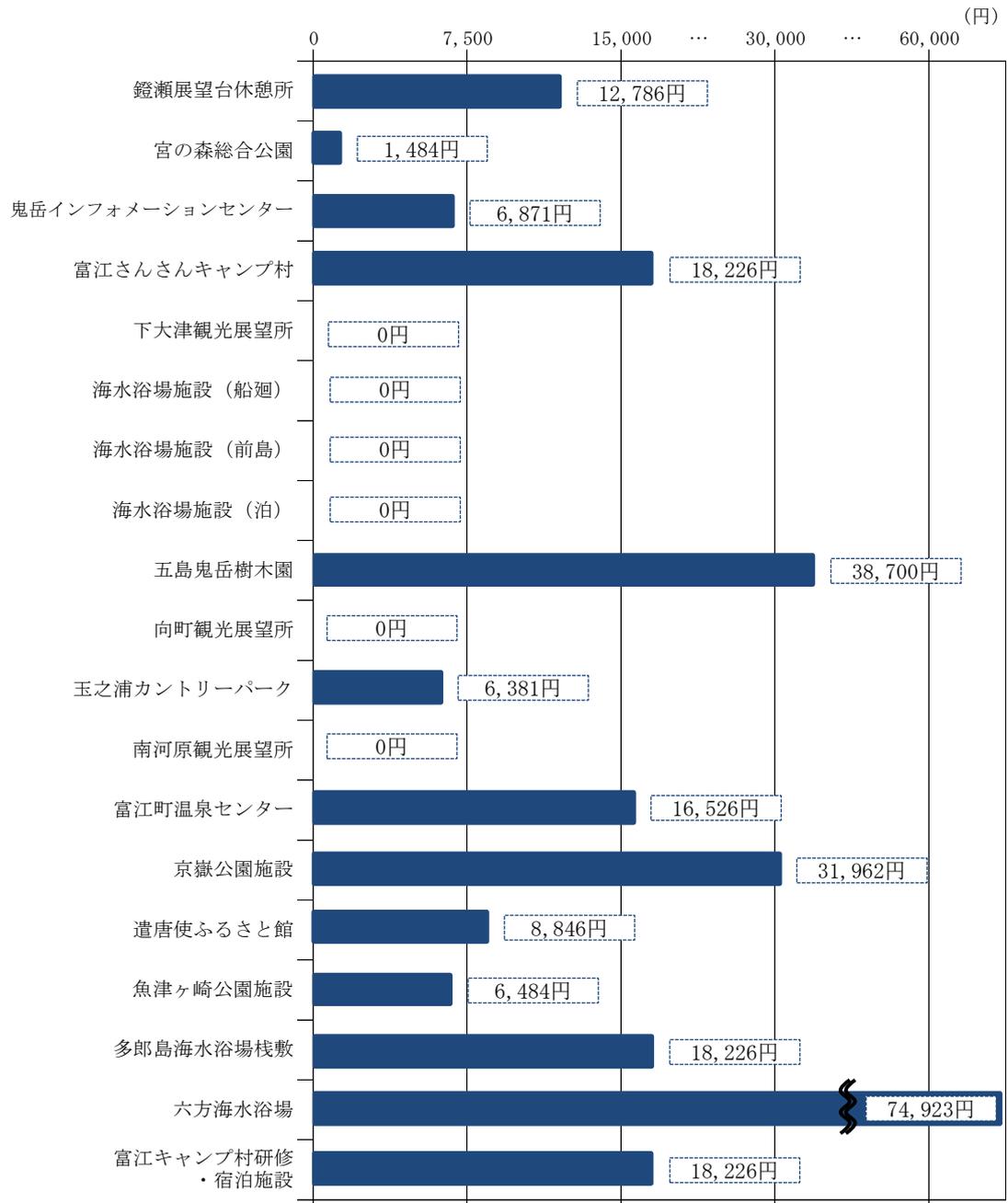
### イ 利用状況

レクリエーション施設・観光施設の延べ利用者数を示したものです。なお、利用期間は平成28年4月から平成29年3月までの1年間です。

| No. | 施設名             | 利用者数(人) | No. | 施設名            | 利用者数(人) |
|-----|-----------------|---------|-----|----------------|---------|
| 1   | 鑑瀬展望台休憩所        | 50,000  | 11  | 玉之浦カントリーパーク    | 2,170   |
| 2   | 宮の森総合公園         | 2,497   | 12  | 南河原観光展望所       | 2,000   |
| 3   | 鬼岳インフォメーションセンター | 100,000 | 13  | 富江町温泉センター      | 70,368  |
| 4   | 富江さんさんキャンプ村     | 7,256   | 14  | 京嶽公園施設         | 2,392   |
| 5   | 下大津観光展望所        | 5,000   | 15  | 遣唐使ふるさと館       | 47,193  |
| 6   | 海水浴場施設(船廻)      | 758     | 16  | 魚津ヶ崎公園施設       | 1,748   |
| 7   | 海水浴場施設(前島)      | 38      | 17  | 多郎島海水浴場棧敷      | 2,896   |
| 8   | 海水浴場施設(泊)       | 379     | 18  | 六方海水浴場         | 2,509   |
| 9   | 五島鬼岳樹木園         | 606     | 19  | 富江キャンプ村研修・宿泊施設 | 5,621   |
| 10  | 向町観光展望所         | 5,000   |     |                |         |

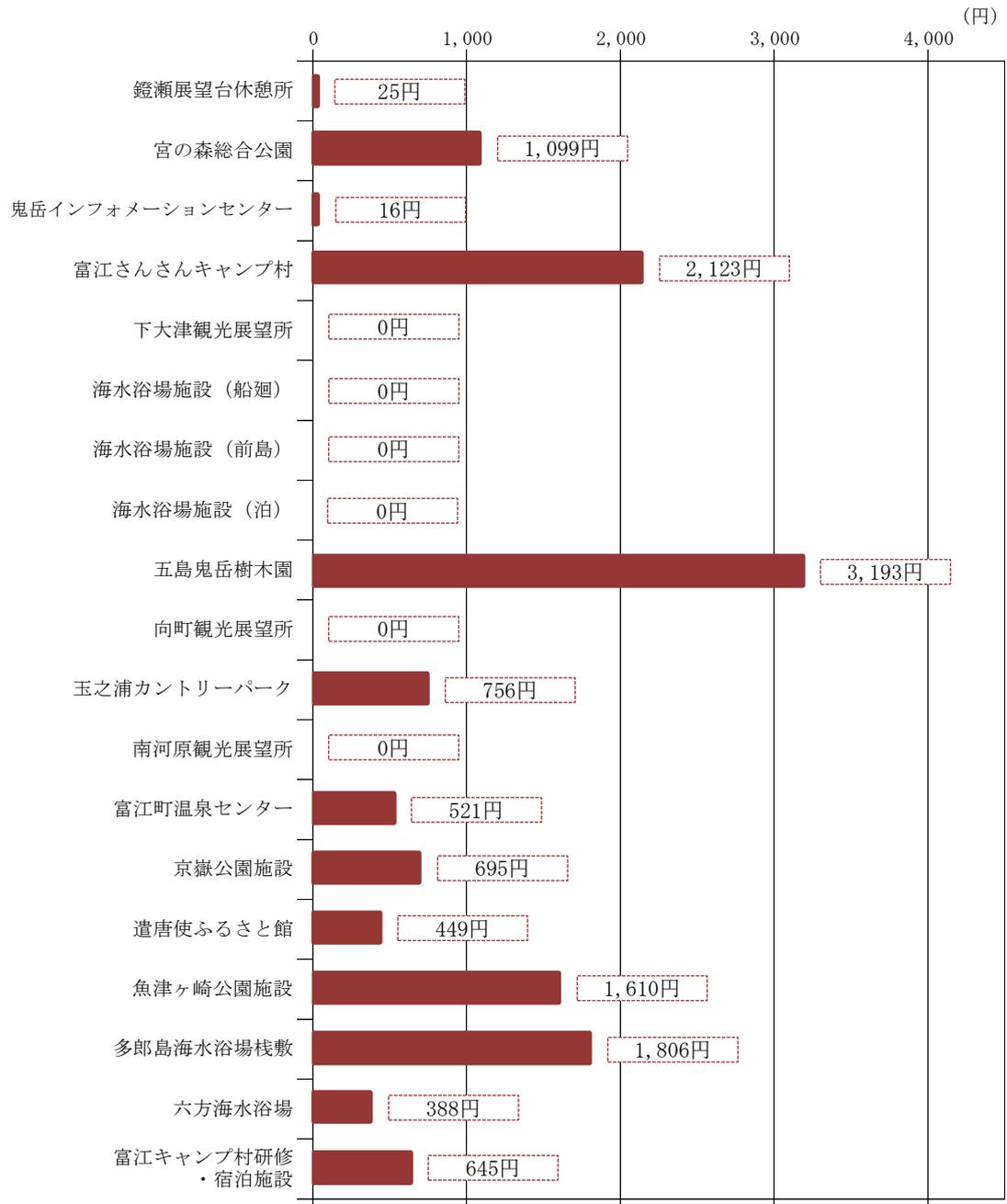
ウ 1㎡当たりの運営コスト状況

管理運営経費と総延床面積から1㎡当たりのコストを比較したものです。



## エ 利用者1人当たりの運営コスト状況

管理運営経費と利用者数から1人当たりのコストを比較したものです。



オ 施設の配置状況

対象施設の配置状況を示しています。



| No. | 施設名             | No. | 施設名         | No. | 施設名       |
|-----|-----------------|-----|-------------|-----|-----------|
| ①   | 鑑瀬展望台休憩所        | ⑧   | 海水浴場施設（泊）   | ⑮   | 遣唐使ふるさと館  |
| ②   | 宮の森総合公園         | ⑨   | 五島鬼岳樹木園     | ⑯   | 魚津ヶ崎公園施設  |
| ③   | 鬼岳インフォメーションセンター | ⑩   | 向町観光展望所     | ⑰   | 多郎島海水浴場棧敷 |
| ④   | 富江さんさんキャンプ村     | ⑪   | 玉之浦カントリーパーク | ⑱   | 六方海水浴場    |
| ⑤   | 下大津観光展望所        | ⑫   | 南河原観光展望所    |     |           |
| ⑥   | 海水浴場施設（船廻）      | ⑬   | 富江町温泉センター   |     |           |
| ⑦   | 海水浴場施設（前島）      | ⑭   | 京嶽公園施設      |     |           |

### ③ 施設について

#### ア 施設の役割

レクリエーション施設、海水浴場については、観光客だけではなく市民の憩いの場としても非常に重要な施設です。

一方、観光施設の多くは、島外から訪れる観光客のための受入施設であり、各施設に付随する便益施設等も含めて、来訪者、特に観光客向けの施設として五島市の観光にとって重要な役割を担っています。

#### イ 現状と課題

観光施設については、ガイドンス機能を有する施設が多く定期的な改修、更新が必要です。現在、市が保有する観光施設についても、築後25年を超える施設については延命化について早急に判断を行う必要があります。また、築後20年未満の比較的新しい施設についても小規模な改修が必要となっています。

また、観光施設の中には便益施設が多く、特に観光ルート上に点在するトイレは、管理が難しいため十分な管理ができていない施設も多くなっています。今後は適切な場所において、適切な規模での再配置を検討する必要があります。

さらに、各地区に点在している海水浴場については、観光客だけでなく市民の憩いの場として重要な施設である反面、離岸流などの危険性を伴う場所もあることから、適切な人的配置を含めた管理体制が必要となっています。

#### ウ 今後の施設の考え方

レクリエーション施設、観光施設においては、多くの方が訪れる施設が多いことから適切な維持管理が必要です。老朽化している施設も多いことから長寿命化のための大規模改修を含めた維持補修等を計画的に実施する必要があります。

観光施設のうち、便益施設である展望所については、施設の安全確認や清掃のために定期的な巡視などが必要ですが、隣接する施設を複合的に管理する体制の整備も必要です。

④ 適正配置の検討結果

現状や課題、今後の施設の考え方を踏まえ、すべての施設の適正配置の時期を第1期から第4期までに区分します。

また、第1期の対象施設については「現状維持」「適正化」「複合化」「集約化」「民活化」「廃止」「譲渡」といった方向性を検討し、より具体的な適正配置の実施時期、方法を検討します。

| 第1期<br>(H30～R8)   | 第2期<br>(R9～R18)                                | 第3期<br>(R19～R28)            | 第4期<br>(R29～R38)  |
|---|--|-----------------------------|---|
| 富江さんさんキャンプ村<br>富江町温泉センター<br>多郎島海水浴場棧敷<br>富江キャンプ村研修・宿泊施設 | 海水浴場施設（前島）<br>五島鬼岳樹木園<br>玉之浦カントリーパーク<br>六方海水浴場 | 鑑瀬展望台休憩所<br>鬼岳インフォメーションセンター | 宮の森総合公園<br>下大津観光展望所<br>海水浴場施設（船廻）<br>海水浴場施設（泊）<br>向町観光展望所<br>南河原観光展望所<br>遣唐使ふるさと館<br>魚津ヶ崎公園施設 |

※第1期の計画期間は、五島市公共施設等総合管理計画の期間と合わせるため、9年間としています。

| No. | 施設名            | 方向性 | H30  | R1<br>(H31) | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|-----|----------------|-----|--|-------------|----|----|----|----|----|----|----|
| 1   | 富江さんさんキャンプ村    | 譲渡  |  |             |    |    |    |    |    |    | 譲渡 |
|     |                | 説明  | 今回の指定管理契約期間が満了する令和7年度末までに譲渡先を選定し、令和8年度から民間に譲渡します。        |             |    |    |    |    |    |    |    |
| 2   | 富江町温泉センター      | 譲渡  |  |             |    |    |    |    |    |    | 譲渡 |
|     |                | 説明  | 施設の老朽化が進んでいるため、令和2年度に大規模改修を行い、令和8年度までに民間に譲渡します。          |             |    |    |    |    |    |    |    |
| 3   | 多郎島海水浴場棧敷      | 譲渡  |  |             |    |    |    |    |    |    | 譲渡 |
|     |                | 説明  | 富江さんさんキャンプ村と併せて譲渡を行います。令和7年度末までに譲渡先を選定し、令和8年度から民間に譲渡します。 |             |    |    |    |    |    |    |    |
| 4   | 富江キャンプ村研修・宿泊施設 | 譲渡  |  |             |    |    |    |    |    |    | 譲渡 |
|     |                | 説明  | 富江さんさんキャンプ村と併せて譲渡を行います。令和7年度末までに譲渡先を選定し、令和8年度から民間に譲渡します。 |             |    |    |    |    |    |    |    |

※1 第2期以降に施設名がある施設は、第2期以降の個別計画の策定までにその方向性を検討します。

※2 「京嶽公園施設」は、第4期以降（令和41年度頃を目途）に実施する予定です。

◆分類用語の定義◆

- ① 現状維持 … 計画的に予防保全することで長寿命化を図り、適切な時期に維持更新を行う施設
- ② 適正化 … 将来、需要の増加又は減少が見込まれることから更新時に規模の拡大又は縮小を行う施設
- ③ 複合化 … 別々の用途の施設を一つの建築物内に集める複合化を行う施設
- ④ 集約化 … 同一用途の施設を一つの建築物内に集める集約化を行う施設
- ⑤ 民活化 … 民間事業者等資金やノウハウを活用し、施設の建替費用の圧縮や公共施設サービスの質の向上を図る施設
- ⑥ 廃止 … 用途廃止等により遊休資産となっている施設のうち、老朽化が著しく大規模改修を要するため解体する施設  
他の施設との集約化や民間施設の活用により必要性が失われ、解体する施設
- ⑦ 譲渡 … 遊休資産となっている施設のうち、比較的新しく安全性に問題がないため売却又は譲渡をする施設  
地域や民間事業者が独自に運営を行っているものや民間で運営可能と見込まれるため、売却又は譲渡をする施設

#### 4 産業系施設

##### (1) 産業振興施設

##### ① 対象施設一覧

| No. | 施設名             | 地区  | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積<br>(㎡) | 収入<br>(千円) | 支出<br>(千円) |
|-----|-----------------|-----|------|------|------|------|-------------|------------|------------|
| 1   | 漁業研修生用住宅（1号・2号） | 奈留  | 直営   | S51  | 43   | 24   | 120         | 168        | 0          |
| 2   | 山下多目的集会施設       | 富江  | 指定   | S55  | 39   | 60   | 316         | 0          | 0          |
| 3   | 山崎多目的集会施設       | 富江  | 指定   | S55  | 39   | 60   | 96          | 0          | 0          |
| 4   | 幾久山集会所          | 玉之浦 | 指定   | S55  | 39   | 60   | 204         | 0          | 0          |
| 5   | 上の平集会所          | 玉之浦 | 指定   | S55  | 39   | 60   | 134         | 0          | 0          |
| 6   | 富江町漁村センター       | 富江  | 指定   | S56  | 38   | 60   | 231         | 0          | 237        |
| 7   | 嵯峨島漁村センター       | 三井楽 | 指定   | S56  | 38   | 60   | 115         | 0          | 0          |
| 8   | 里集落センター         | 三井楽 | 指定   | S56  | 38   | 60   | 331         | 0          | 173        |
| 9   | 大宝漁村センター        | 玉之浦 | 指定   | S57  | 37   | 60   | 214         | 0          | 64         |
| 10  | 正山漁村センター        | 三井楽 | 指定   | S57  | 37   | 60   | 199         | 0          | 0          |
| 11  | 柏漁村センター         | 三井楽 | 指定   | S57  | 37   | 60   | 198         | 0          | 0          |
| 12  | 狩立営農研修施設        | 富江  | 指定   | S58  | 36   | 60   | 113         | 0          | 0          |
| 13  | 波砂間営農研修集会施設     | 三井楽 | 指定   | S58  | 36   | 60   | 105         | 0          | 0          |
| 14  | 岳営農研修施設         | 富江  | 指定   | S59  | 35   | 60   | 128         | 0          | 0          |
| 15  | 荒川集会所           | 玉之浦 | 指定   | S60  | 34   | 60   | 300         | 0          | 288        |
| 16  | 丸子地区構造改善センター    | 富江  | 指定   | S62  | 32   | 60   | 112         | 0          | 0          |
| 17  | 女亀地区構造改善センター    | 富江  | 指定   | H1   | 30   | 60   | 81          | 0          | 0          |
| 18  | 山手地区構造改善センター    | 富江  | 指定   | H1   | 30   | 60   | 81          | 0          | 0          |
| 19  | 岐宿漁村センター        | 岐宿  | 指定   | H1   | 30   | 60   | 210         | 0          | 352        |
| 20  | 大浜財産区管理センター     | 福江  | 直営   | H2   | 29   | 60   | 232         | 0          | 261        |
| 21  | 田尾地区構造改善センター    | 富江  | 指定   | H2   | 29   | 60   | 119         | 0          | 186        |
| 22  | 田ノ江地区構造改善センター   | 富江  | 指定   | H2   | 29   | 60   | 119         | 0          | 0          |
| 23  | 横ヶ倉地区構造改善センター   | 富江  | 指定   | H3   | 28   | 60   | 112         | 0          | 0          |
| 24  | 土取地区構造改善センター    | 富江  | 指定   | H4   | 27   | 60   | 112         | 0          | 0          |
| 25  | 福江農業構造改善センター    | 福江  | 直営   | H6   | 25   | 60   | 514         | 0          | 504        |

| No. | 施設名      | 地区 | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積 (㎡) | 収入 (千円) | 支出 (千円) |
|-----|----------|----|------|------|------|------|----------|---------|---------|
| 26  | 繁敷地区集会施設 | 富江 | 指定   | H6   | 25   | 24   | 82       | 0       | 0       |
| 27  | 漁業研修生用住宅 | 福江 | 直営   | H6   | 25   | 24   | 90       | 216     | 30      |
| 合計  |          |    |      |      |      |      | 4,668    | 384     | 2,095   |

※1 運営形態の「指定」は指定管理者を、「直営」は市直営管理を表します。

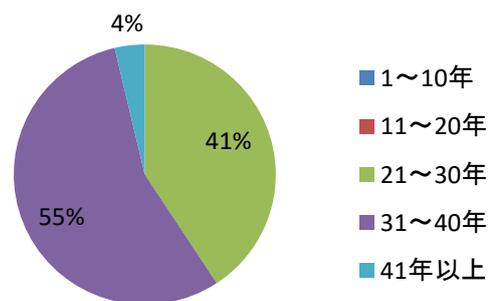
※2 耐用年数については、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）を参考に記載したもので、使用可能期間を示すものではありません。

※3 収入及び収支は、平成28年度の歳入歳出決算額を記載しています。

## ② 各種分析結果

### ア 築年数別状況

産業振興施設の全27施設を築年数別にみると、築後1年以上20年以下の施設は全くなく、築後21年以上40年以下の建物が26件で全体の96.3%を占めています。このことから将来、改修等が特定の時期に集中することが予想され、予防保全型管理による改修や更新時期の平準化が必要です。



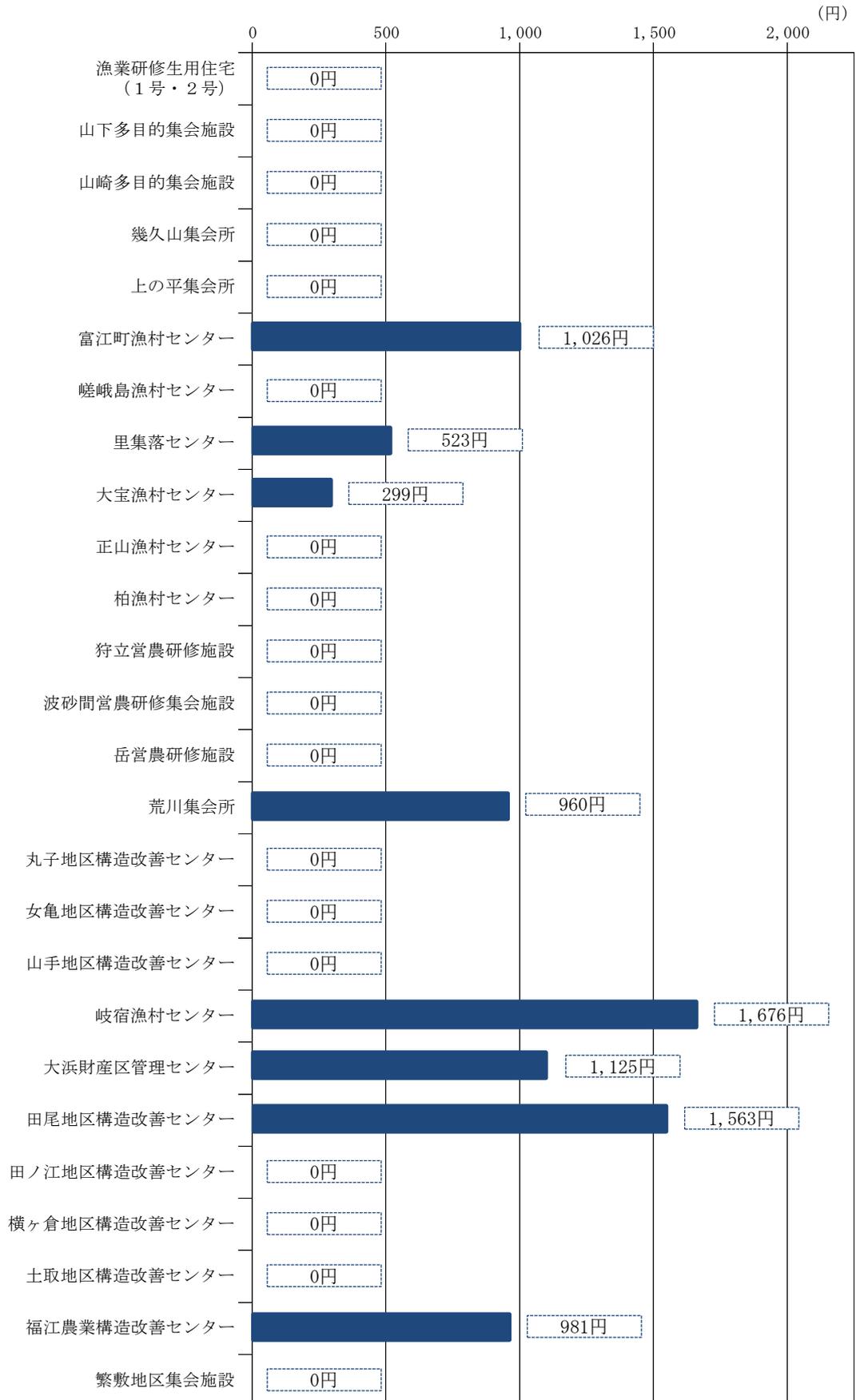
## イ 利用状況

産業振興施設の延べ利用者数を示したものです。なお、利用期間は平成28年4月から平成29年3月までの1年間です。

| No. | 施設名             | 利用者数<br>(人) | No. | 施設名           | 利用者数<br>(人) |
|-----|-----------------|-------------|-----|---------------|-------------|
| 1   | 漁業研修生用住宅（1号・2号） | 2,190       | 15  | 荒川集会所         | 2,081       |
| 2   | 山下多目的集会施設       | 4,082       | 16  | 丸子地区構造改善センター  | 338         |
| 3   | 山崎多目的集会施設       | 565         | 17  | 女亀地区構造改善センター  | 221         |
| 4   | 幾久山集会所          | 641         | 18  | 山手地区構造改善センター  | 439         |
| 5   | 上の平集会所          | 270         | 19  | 岐宿漁村センター      | 255         |
| 6   | 富江町漁村センター       | 2,363       | 20  | 大浜財産区管理センター   | 3,000       |
| 7   | 嵯峨島漁村センター       | 540         | 21  | 田尾地区構造改善センター  | 239         |
| 8   | 里集落センター         | 629         | 22  | 田ノ江地区構造改善センター | 738         |
| 9   | 大宝漁村センター        | 101         | 23  | 横ヶ倉地区構造改善センター | 430         |
| 10  | 正山漁村センター        | 2,000       | 24  | 土取地区構造改善センター  | 289         |
| 11  | 柏漁村センター         | 500         | 25  | 福江農業構造改善センター  | 8,606       |
| 12  | 狩立営農研修施設        | 650         | 26  | 繁敷地区集会施設      | 168         |
| 13  | 波砂間営農研修集会施設     | 120         | 27  | 漁業研修生用住宅      | 365         |
| 14  | 岳営農研修施設         | 455         |     |               |             |

ウ 1㎡当たりの運営コスト状況

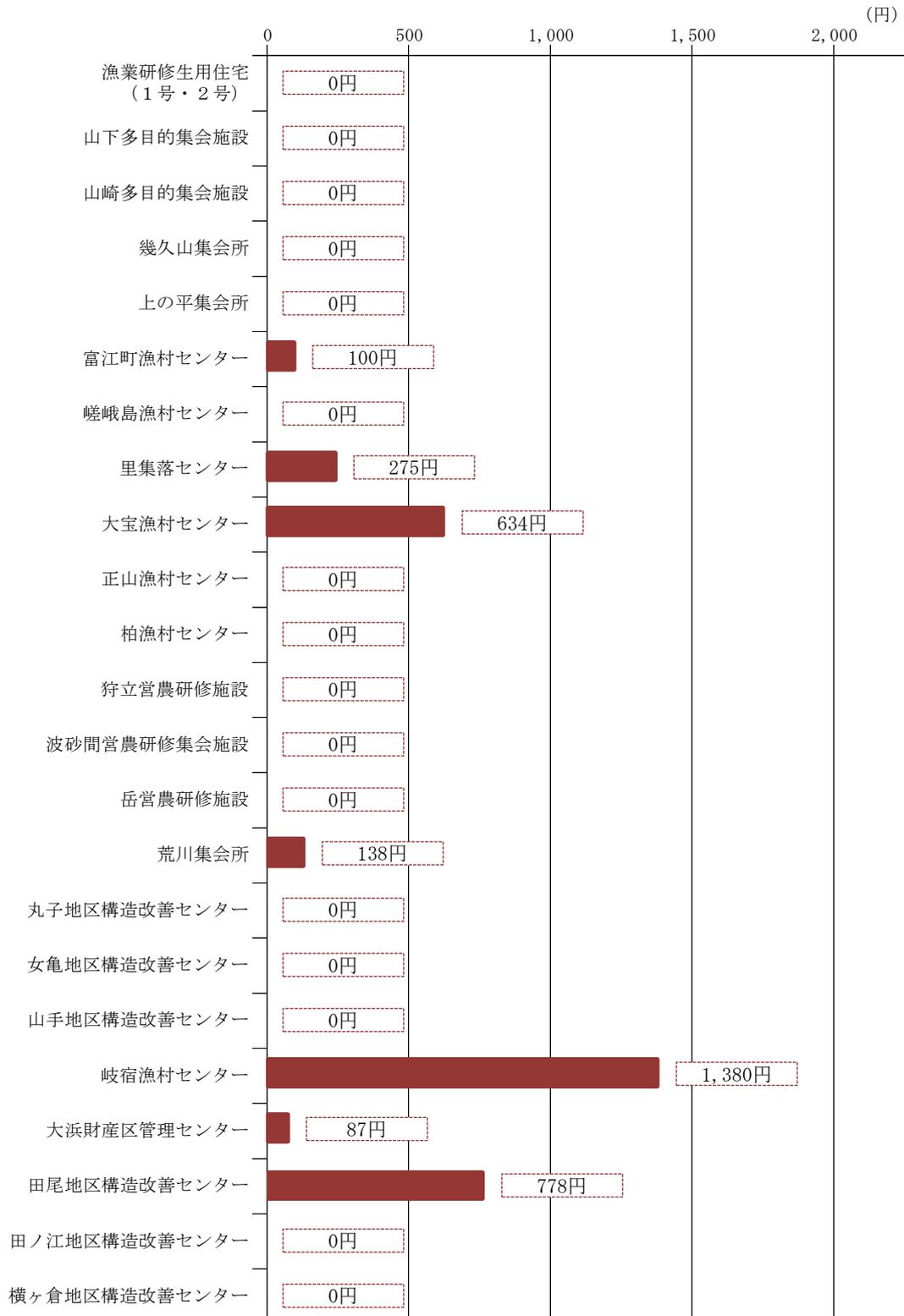
管理運営経費と総延床面積から1㎡当たりのコストを比較したものです。



|          |      |  |  |  |
|----------|------|--|--|--|
| 漁業研修生用住宅 | 333円 |  |  |  |
|----------|------|--|--|--|

エ 利用者1人当たりの運営コスト状況

管理運営経費と利用者数から1人当たりのコストを比較したものです。



土取地区構造改善センター

0円

福江農業構造改善センター

59円

繁敷地区集会施設

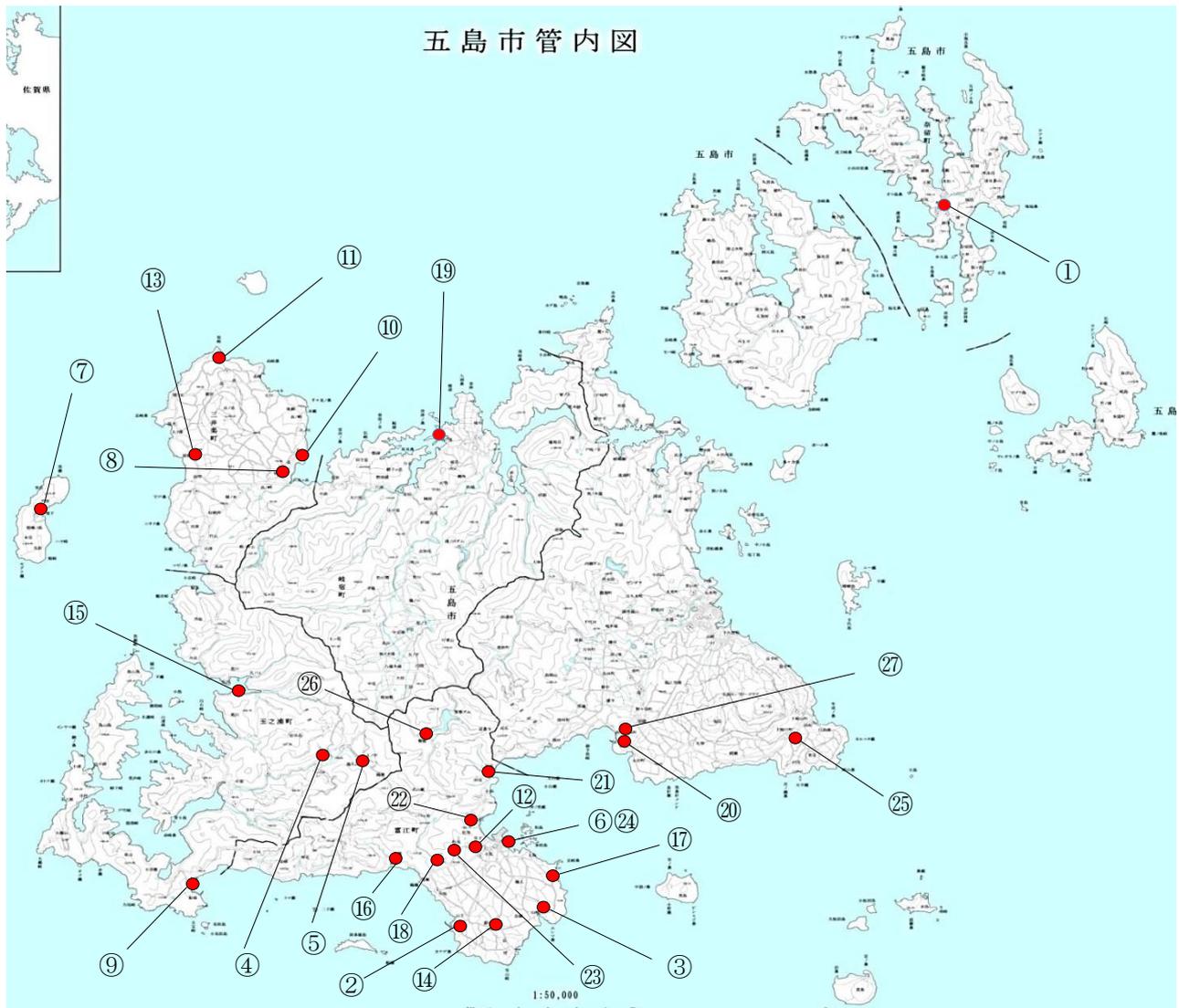
0円

漁業研修生用住宅

82円

オ 施設の配置状況

対象施設の配置状況を示しています。



| No. | 施設名                 | No. | 施設名         | No. | 施設名              | No. | 施設名               |
|-----|---------------------|-----|-------------|-----|------------------|-----|-------------------|
| ①   | 漁業研修生用住宅<br>(1号・2号) | ⑧   | 里集落センター     | ⑮   | 荒川集会所            | ⑳   | 田ノ江地区構造改善<br>センター |
| ②   | 山下多目的集会施設           | ⑨   | 大宝漁村センター    | ⑯   | 丸子地区構造改善<br>センター | ㉑   | 横ヶ倉地区構造改善<br>センター |
| ③   | 山崎多目的集会施設           | ⑩   | 正山漁村センター    | ⑰   | 女亀地区構造改善<br>センター | ㉒   | 土取地区構造改善<br>センター  |
| ④   | 幾久山集会所              | ⑪   | 柏漁村センター     | ⑱   | 山手地区構造改善<br>センター | ㉓   | 福江農業構造改善<br>センター  |
| ⑤   | 上の平集会所              | ⑫   | 狩立宮農研修施設    | ⑲   | 岐宿漁村センター         | ㉔   | 繁敷地区集会施設          |
| ⑥   | 富江町漁村センター           | ⑬   | 波砂間宮農研修集会施設 | ⑳   | 大浜財産区管理<br>センター  | ㉕   | 漁業研修生用住宅          |
| ⑦   | 嵯峨島漁村センター           | ⑭   | 岳宮農研修施設     | ㉑   | 田尾地区構造改善<br>センター |     |                   |

### ③ 施設について

#### ア 施設の役割

農業構造改善センターは、地域農業者の経営安定の向上と農業者間の交流の促進を図るとともに、研修や集会その他の活動の場を提供するために設置されています。

また、営農研修施設は、地域農業者の研修、講習会等の場として活用し、農業の振興と農業者の福祉の向上を図ることを目的とした施設です。

漁村センターは、漁村の活力の低下、環境の整備不足に対処することを目的としており、漁業者の研修を通じて技術の向上を図り、豊かな地域社会の形成に資するため設置された施設です。

#### イ 現状と課題

産業振興施設は、すべてが市町合併前に整備されています。施設の名称に類似性があるため同様の施設に見えますが、各地区における整備方針や補助金の活用、設置目的などの違いにより管理方法等が施設によって大きく異なっています。また、中には地元への補償措置により設置されたものもあり、建設に至った背景がそれぞれの施設で異なっています。

現在は、多くの施設が周辺住民の町内会活動の拠点として利用されており、管理方法についても他の集会施設と特に変わりはありません。

#### ウ 今後の施設の考え方

産業振興施設は、農林水産業の振興等の目的で設置された施設が多くありますが、環境の変化によりその本来の役割は終えつつあり、現在は、地元住民の集会施設として活用されているものがほとんどです。

そこで、産業振興施設のうち、主に町内会活動の拠点として利用されている施設については、市民文化系施設の公民館・集会所等と同じ見直し方針で検討を行うこととします。

よって、集会所等の「見直し方針」及び「具体的な推進方法」に基づき、以下のとおり施設ごとの将来の方向性を決定することとします。

#### I. 集会所等の見直し方針【H29.11.20決定】

◆見直し対象施設 ・ ・ ・ ・ ・ 市が保有する集会所等の77施設

◆見直しの視点・方向性 ・ ・ ・ (1) 市内平準化(均衡化)  
(2) 行政の責任領域  
(3) 地元、利用者等の意見の反映  
(4) 受益者負担の原則  
(5) 統合及び代替え施設の活用

#### II. 集会所等の見直し方針に係る具体的な推進方法【H30.7.12決定】

将来の世代に大きな負担を残さない形で集会所等の適正配置を図り、次世代に継承可能な施設保有量を目指すものとし、方針の実現に向けて以下(3つの具体的な推進方法)のいずれかで施設の将来の方向性を決定することとします。

◆市保有量縮減の目標指標

77施設(H30年) → 33施設(H47年) → 19施設(H67年)

◆具体的な推進方法 ・ ・ ・ 全集会所等を次の3つに区分し、市が管理する施設を明確に区分することとします。

①「譲渡する施設」(町内会が保有する施設)

②「市が保有する施設」(行政責任の領域) ⇒ 33施設

③「その他施設」(将来的には市が保有しない施設)

④ 適正配置の検討結果

現状や課題、今後の施設の考え方を踏まえ、すべての施設の適正配置の時期を第1期から第4期までに区分します。

また、第1期の対象施設については「現状維持」「適正化」「複合化」「集約化」「民活化」「廃止」「譲渡」といった方向性を検討し、より具体的な適正配置の実施時期、方法を検討します。

| 第1期<br>(H30～R8)                                     | 第2期<br>(R9～R18)   | 第3期<br>(R19～R28) | 第4期<br>(R29～R38)            |
|---|---|------------------|-----------------------------|
| 漁業研修生用住宅（1号・2号）<br>大宝漁村センター<br>岐宿漁村センター<br>漁業研修生用住宅 | 山下多目的集会施設<br>山崎多目的集会施設<br>幾久山集会所<br>上の平集会所<br>富江町漁村センター<br>里集落センター<br>正山漁村センター<br>柏漁村センター<br>狩立営農研修施設<br>波砂間営農研修集会所<br>岳営農研修施設<br>荒川集会所<br>丸子地区構造改善センター<br>女亀地区構造改善センター<br>山手地区構造改善センター<br>田尾地区構造改善センター<br>田ノ江地区構造改善センター<br>横ヶ倉地区構造改善センター<br>土取地区構造改善センター<br>繁敷地区集会施設 | 嵯峨島漁村センター        | 大浜財産区管理センター<br>福江農業構造改善センター |

※第1期の計画期間は、五島市公共施設等総合管理計画の期間と合わせるため、9年間としています。

| No. | 施設名             | 方向性 | H30  | R1<br>(H31) | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|-----|-----------------|-----|--|-------------|----|----|----|----|----|----|----|
| 1   | 漁業研修生用住宅（1号・2号） | 廃止  |  |             |    |    |    |    |    |    | 廃止 |
|     |                 | 説明  | 施設の建築年数や経年劣化の状態から令和8年度を目途に廃止し、代替措置として、空き家等の活用を検討します。       |             |    |    |    |    |    |    |    |
| 2   | 大宝漁村センター        | 廃止  |  |             |    |    |    |    |    |    | 廃止 |
|     |                 | 説明  | 玉之浦健康管理増進施設を代替施設として使用できるため、同施設に集約化し、この施設は廃止します。            |             |    |    |    |    |    |    |    |
| 3   | 岐宿漁村センター        | 譲渡  |  |             |    |    |    |    |    |    | 譲渡 |
|     |                 | 説明  | 漁協組合員が利用している施設で、集会所としての利用は少ない。漁協へ譲渡を検討するが、譲渡ができない場合は廃止します。 |             |    |    |    |    |    |    |    |
| 4   | 漁業研修生用住宅        | 廃止  |  |             |    |    |    |    |    |    | 廃止 |
|     |                 | 説明  | 施設の建築年数や経年劣化の状態から令和8年度を目途に廃止し、代替措置として、空き家等の活用を検討します。       |             |    |    |    |    |    |    |    |

※ 第2期以降に施設名がある施設は、第2期以降の個別計画の策定までにその方向性を検討します。

◆分類用語の定義◆

- ① 現状維持 … 計画的に予防保全することで長寿命化を図り、適切な時期に維持更新を行う施設
- ② 適正化 … 将来、需要の増加又は減少が見込まれることから更新時に規模の拡大又は縮小を行う施設
- ③ 複合化 … 別々の用途の施設を一つの建築物内に集める複合化を行う施設
- ④ 集約化 … 同一用途の施設を一つの建築物内に集める集約化を行う施設
- ⑤ 民活化 … 民間事業者等資金やノウハウを活用し、施設の建替費用の圧縮や公共施設サービスの質の向上を図る施設
- ⑥ 廃止 … 用途廃止等により遊休資産となっている施設のうち、老朽化が著しく大規模改修を要するため解体する施設  
他の施設との集約化や民間施設の活用により必要性が失われ、解体する施設
- ⑦ 譲渡 … 遊休資産となっている施設のうち、比較的新しく安全性に問題がないため売却又は譲渡をする施設  
地域や民間事業者が独自に運営を行っているものや民間で運営可能と見込まれるため、売却又は譲渡をする施設

## (2) 産業系施設

### ① 対象施設一覧

| No. | 施設名                  | 地区  | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積 (㎡) | 収入 (千円) | 支出 (千円) |
|-----|----------------------|-----|------|------|------|------|----------|---------|---------|
| 1   | 水産荷捌所                | 奈留  | 直営   | S53  | 41   | 60   | 290      | 182     | 0       |
| 2   | 富江漁船保全施設             | 富江  | 指定   | S53  | 41   | 60   | 1,000    | 0       | 0       |
| 3   | 山下漁船保全施設             | 富江  | 指定   | S56  | 38   | 60   | 960      | 587     | 866     |
| 4   | 食肉処理加工<br>(五島食肉センター) | 福江  | 指定   | S56  | 38   | 60   | 1,139    | 0       | 63,351  |
| 5   | 倭寇(坪)漁船施設            | 富江  | 指定   | S63  | 31   | 60   | 1,449    | 989     | 994     |
| 6   | 小浦漁船保全施設             | 玉之浦 | 指定   | H2   | 29   | 60   | 1,000    | 830     | 865     |
| 7   | 玉之浦農林産物加工研修所         | 玉之浦 | 指定   | H3   | 28   | 24   | 49       | 0       | 0       |
| 8   | 簡易加工処理施設(泊地区)        | 奈留  | 直営   | H7   | 24   | 60   | 867      | 0       | 0       |
| 9   | 黒瀬漁船保全施設             | 富江  | 指定   | H9   | 22   | 60   | 612      | 288     | 131     |
| 10  | 農業倉庫(旧最終処分処理施設)      | 岐宿  | 直営   | H10  | 21   | 60   | 176      | 0       | 0       |
| 11  | 岐宿農産加工センター           | 岐宿  | 直営   | H11  | 20   | 24   | 111      | 56      | 152     |
| 12  | 水産荷さばき所              | 福江  | 直営   | H15  | 16   | 60   | 933      | 1,823   | 3,119   |
| 13  | 三井楽漁船保全施設            | 三井楽 | 指定   | H15  | 16   | 60   | 1,000    | 906     | 1,285   |
| 14  | 五島市たいひセンター           | 福江  | 指定   | H19  | 12   | 60   | 7,123    | 0       | 10,848  |
| 15  | 水産第2荷さばき所            | 福江  | 直営   | H26  | 5    | 60   | 312      | 1,397   | 1,324   |
| 合計  |                      |     |      |      |      |      | 17,021   | 7,058   | 82,935  |

※1 運営形態の「指定」は指定管理者を、「直営」は市直営管理を表します。

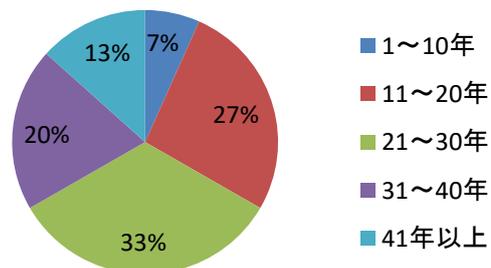
※2 耐用年数については、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和43年3月31日大蔵省令第15号)を参考に記載したもので、使用可能期間を示すものではありません。

※3 収入及び収支は、平成28年度の歳入歳出決算額を記載しています。

### ② 各種分析結果

#### ア 築年数別状況

産業系施設の全15施設については、建築年が均等に存在しており、築後20年未満の比較的新しい施設も全体の3分の1を占めます。今後、直ちに大規模改修等の対応が必要な施設は、他の分類に比べると少ないですが、将来には必ず対策が必要となるため、計画的な対応が必要となります。



## イ 利用状況

産業系施設の延べ利用者数を示したものです。なお、利用期間は平成28年4月から平成29年3月までの1年間です。

| No. | 施設名                  | 利用者数<br>(人) | No. | 施設名             | 利用者数<br>(人) |
|-----|----------------------|-------------|-----|-----------------|-------------|
| 1   | 水産荷捌所                | 8,190       | 9   | 黒瀬漁船保全施設        | 26          |
| 2   | 富江漁船保全施設             | 0           | 10  | 農業倉庫（旧最終処分処理施設） | 20          |
| 3   | 山下漁船保全施設             | 67          | 11  | 岐宿農産加工センター      | 130         |
| 4   | 食肉処理加工<br>（五島食肉センター） | 282         | 12  | 水産荷さばき所         | 18,000      |
| 5   | 倭寇（坪）漁船施設            | 74          | 13  | 三井楽漁船保全施設       | 57          |
| 6   | 小浦漁船保全施設             | 116         | 14  | 五島市たいひセンター      | 285         |
| 7   | 玉之浦農林産物加工研修所         | 0           | 15  | 水産第2荷さばき所       | 9,000       |
| 8   | 簡易加工処理施設（泊地区）        | 1,640       |     |                 |             |

※1 「食肉処理加工（五島食肉センター）」は、施設の利用者数の統計を取っていないため、推計値で記載しています。

◆施設利用者数の推計値＝H28.4.1時点の繁殖雌牛農家数（276戸）＋養豚農家数（6戸）で算出

※2 「農業倉庫（旧最終処分処理施設）」は、施設の利用者数の統計を取っていないため、推計値で記載しています。

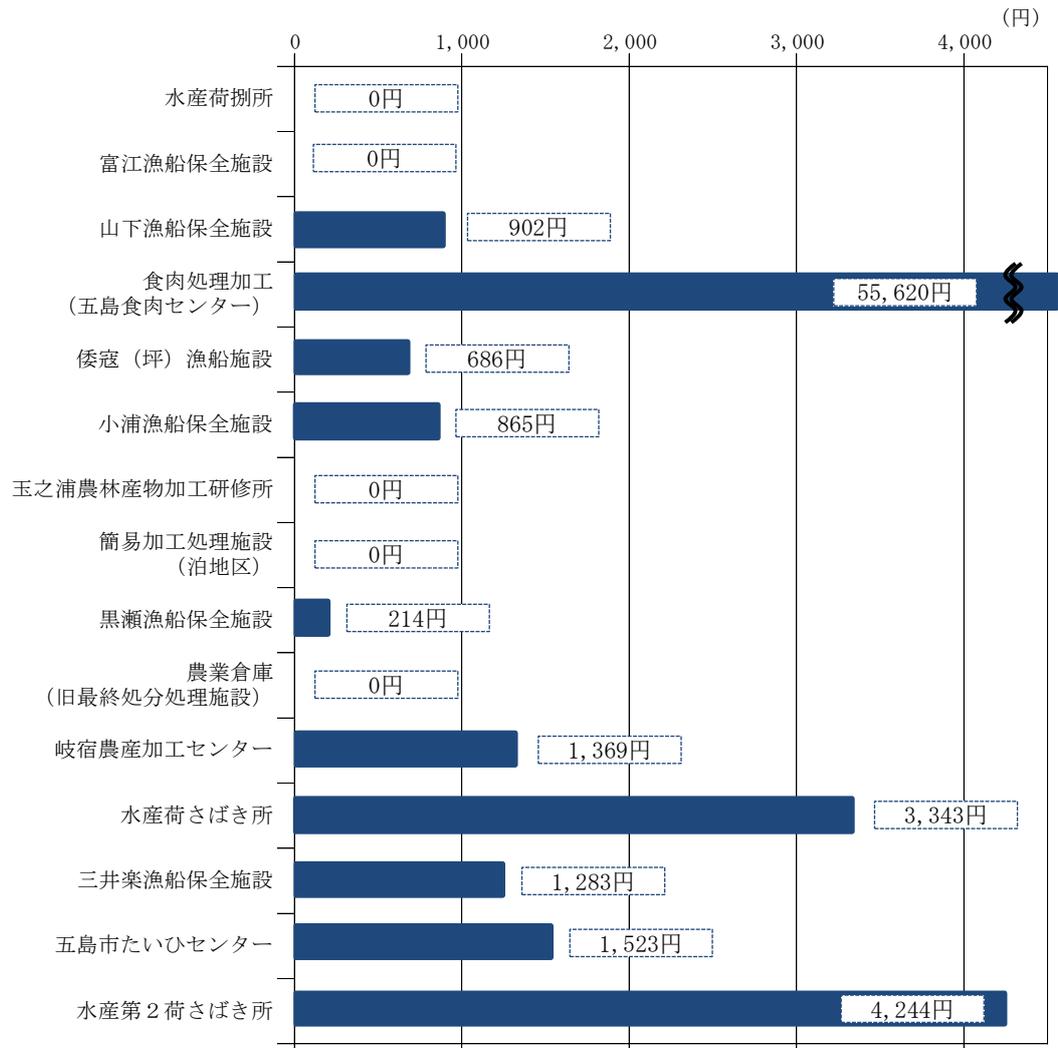
◆施設利用者数の推計値＝H28.4.1時点の岐宿支所職員数（20人）で算出

※3 「五島市たいひセンター」は、施設の利用者数の統計を取っていないため、推計値で記載しています。

◆施設利用者数の推計値＝H28.4.1時点の繁殖雌牛農家数（276戸）＋養豚農家数（6戸）＋養鶏農家数（3戸）で算出

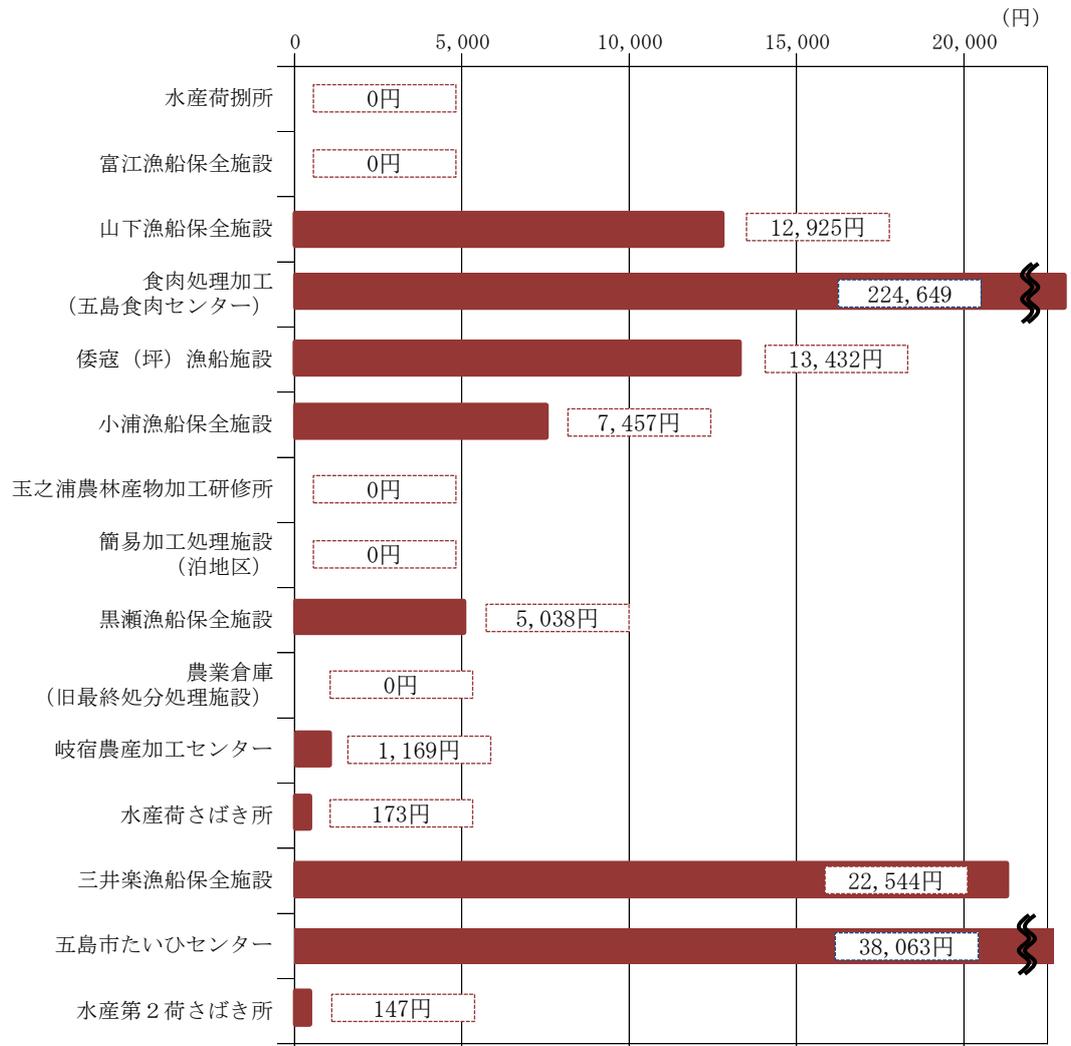
ウ 1㎡当たりの運営コスト状況

管理運営経費と総延床面積から1㎡当たりのコストを比較したものです。



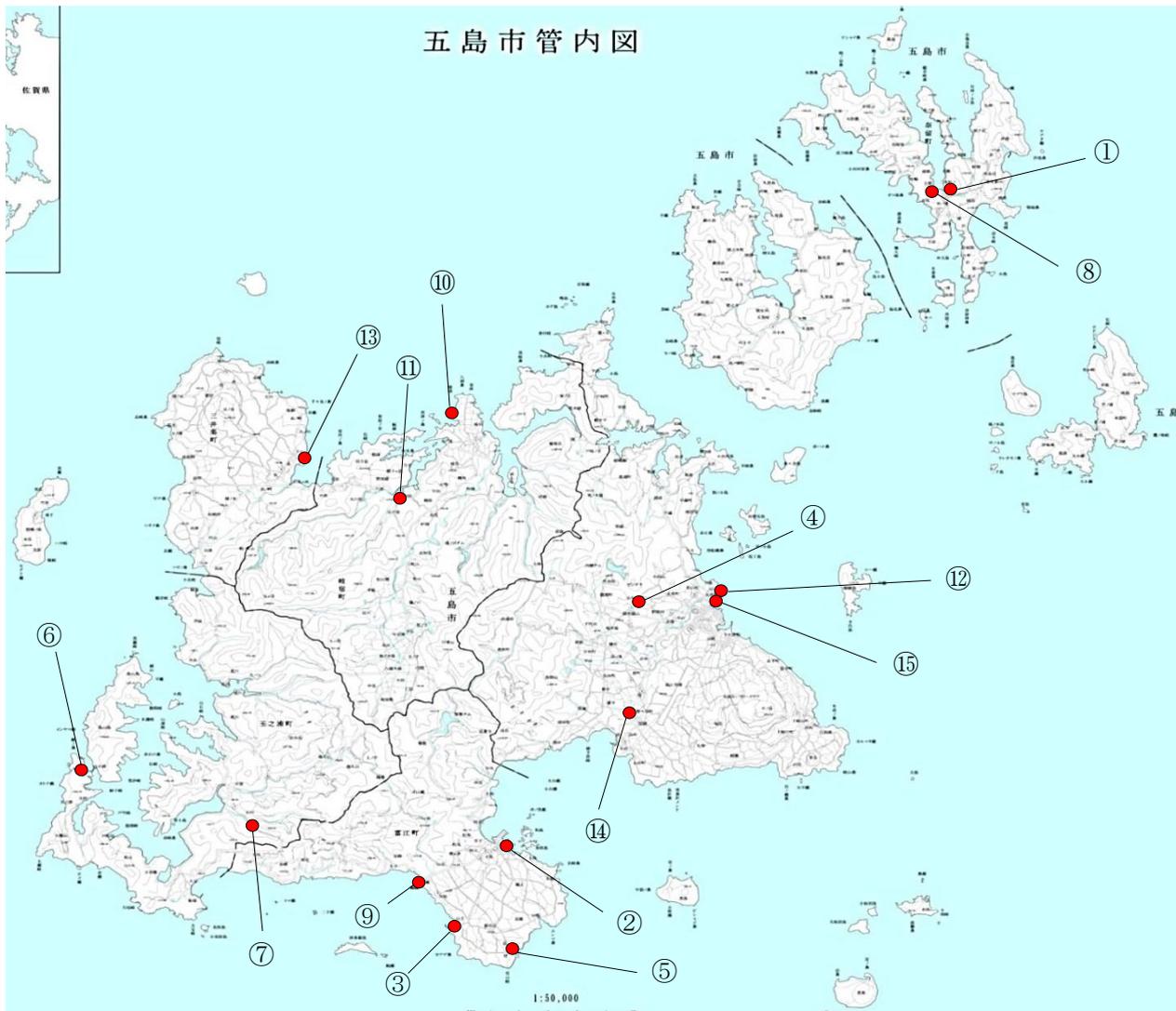
## エ 利用者1人当たりの運営コスト状況

管理運営経費と利用者数から1人当たりのコストを比較したものです。



オ 施設の配置状況

対象施設の配置状況を示しています。



| No. | 施設名              | No. | 施設名             |
|-----|------------------|-----|-----------------|
| ①   | 水産荷捌所            | ⑨   | 黒瀬漁船保全施設        |
| ②   | 富江漁船保全施設         | ⑩   | 農業倉庫（旧最終処分処理施設） |
| ③   | 山下漁船保全施設         | ⑪   | 岐宿農産加工センター      |
| ④   | 食肉処理加工（五島食肉センター） | ⑫   | 水産荷さばき所         |
| ⑤   | 倭寇（坪）漁船施設        | ⑬   | 三井楽漁船保全施設       |
| ⑥   | 小浦漁船保全施設         | ⑭   | 五島市たいひセンター      |
| ⑦   | 玉之浦農林産物加工研修所     | ⑮   | 水産第2荷さばき所       |
| ⑧   | 簡易加工処理施設（泊地区）    |     |                 |

### ③ 施設について

#### ア 施設の役割

漁船保全施設は漁船を陸揚げするための施設で、この施設により小型漁船の保全整備を図り、漁民の利益を増進するために設置された施設です。

水産荷さばき所は、水産物の流通の円滑化と取引の公正を図ることを目的として設置されています。

また、食肉センターは、食用に供するために行う肉畜の処理の適正化を図るとともに公衆衛生の向上に寄与するため、と畜場法（昭和28年法律第114号）第3条第2項に規定すると畜場として設置されています。

たいひセンターは、良質なたい肥を安定的に供給することにより、適正な施肥及び継続的な土づくりを推進し、農業の生産性の向上を図ることを目的としています。

#### イ 現状と課題

漁船保全施設は全部で6施設ありますが、このうち5施設については民間へ譲渡することを検討しており、譲渡へ向けて順次必要な改修工事を行っています。

また、食肉センターについては、平成25年度から平成26年度にかけて大規模な改修を行っています。この施設は、五島市の畜産振興にはなくてはならない施設であることから、今後も市が保有し有効活用を図って行きたいと考えています。

この他の産業系施設についても、現時点では市が管理すべきと考えていますが、施設の設置目的、民間施設を含む類似施設の整備状況、社会経済情勢の変化、施設の利用状況等を踏まえて、その必要性については随時検証を行っていきたいと考えています。

#### ウ 今後の施設の考え方

産業系施設は、大きく「水産振興」と「農業振興」に分けられ、見直しの視点・方向性については、次のように考えています。

- ① 施設の設置目的や機能が民間の施設と競合の観点から、設置当時は行政が設置・運営することが要請される施設であったが、現在では、その必要性が薄れた施設（競合関係にある施設が存在する施設）は、廃止、他用途への転用、民間への譲渡等を検討します。
- ② 施設の設置目的が時代のニーズに合致しているかといった観点から、施設の利用又は管理が利用実態に合わない施設は、利用方法の変更又は管理運営方法の見直しを行います。
- ③ 利用率が大きく低下するか漸減傾向にないかといった観点から利用率が低い施設は、廃止又は他用途への転用を検討します。
- ④ 引き続き存続する施設については、利用者ニーズに対応した柔軟な運営と経費の削減など経営努力を一層徹底します。

④ 適正配置の検討結果

現状や課題、今後の施設の考え方を踏まえ、すべての施設の適正配置の時期を第1期から第4期までに区分します。

また、第1期の対象施設については「現状維持」「適正化」「複合化」「集約化」「民活化」「廃止」「譲渡」といった方向性を検討し、より具体的な適正配置の実施時期、方法を検討します。

| 第1期<br>(H30～R8)  | 第2期<br>(R9～R18) | 第3期<br>(R19～R28) | 第4期<br>(R29～R38) |
|--|-----------------|------------------|------------------|
| 水産荷捌所<br>富江漁船保全施設<br>山下漁船保全施設<br>倭寇(坪)漁船施設<br>小浦漁船保全施設<br>玉之浦農林産物加工研修所<br>簡易加工処理施設(泊地区)<br>黒瀬漁船保全施設<br>岐宿農産加工センター<br>三井楽漁船保全施設 |                 | 食肉処理加工(五島食肉センター) |                  |

※第1期の計画期間は、五島市公共施設等総合管理計画の期間と合わせるため、9年間としています。

| No. | 施設名           | 方向性 | H30   | R1<br>(H31) | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|-----|---------------|-----|---|-------------|----|----|----|----|----|----|----|
| 1   | 水産荷捌所         | 廃止  |   |             |    |    |    |    |    |    | 廃止 |
|     |               | 説明  | 現在は荷捌所としてはあまり使われていません。施設の建築年数や経年劣化の状態から判断し、廃止することとします。    |             |    |    |    |    |    |    |    |
| 2   | 富江漁船保全施設      | 廃止  |   |             |    |    |    |    | 廃止 |    |    |
|     |               | 説明  | 現在は使用されておらず、代替施設があり今後も使用の見込みはないため廃止します。                   |             |    |    |    |    |    |    |    |
| 3   | 山下漁船保全施設      | 譲渡  | 改修  |             |    |    |    |    | 譲渡 |    |    |
|     |               | 説明  | 経年劣化により損傷が激しい施設ですが漁民にとっては必要な施設であるため、改修後、五島漁業協同組合へ譲渡します。   |             |    |    |    |    |    |    |    |
| 4   | 倭寇(坪)漁船施設     | 譲渡  | 改修  |             |    |    |    |    | 譲渡 |    |    |
|     |               | 説明  | 経年劣化により損傷が激しい施設ですが漁民にとっては必要な施設であるため、改修後、五島漁業協同組合へ譲渡します。   |             |    |    |    |    |    |    |    |
| 5   | 小浦漁船保全施設      | 譲渡  | 改修  |             |    |    |    |    | 譲渡 |    |    |
|     |               | 説明  | 経年劣化により損傷が激しい施設ですが漁民にとっては必要な施設であるため、改修後、五島漁業協同組合へ譲渡します。   |             |    |    |    |    |    |    |    |
| 6   | 玉之浦農林産物加工研修所  | 廃止  |   |             | 廃止 |    |    |    |    |    |    |
|     |               | 説明  | 現在、施設を利用する者は全くいません。地元の町内会等へ譲渡を検討しますが、譲渡ができない場合には廃止します。    |             |    |    |    |    |    |    |    |
| 7   | 簡易加工処理施設(泊地区) | 譲渡  |   |             |    |    |    |    |    | 改修 | 譲渡 |
|     |               | 説明  | 旧奈留町で若年層の定住化を図るために整備し奈留町漁協に無償で貸与していますが、今後は譲渡する方向で検討を行います。 |             |    |    |    |    |    |    |    |

| No. | 施設名        | 方向性 | H30 | R1<br>(H31)   | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|-----|------------|-----|-----|---|----|----|----|----|----|----|----|
| 8   | 黒瀬漁船保全施設   | 譲渡  | 改修  |   |    |    |    |    | 譲渡 |    |    |
|     |            |     | 説明  | 経年劣化により損傷が激しい施設ですが漁民にとっては必要な施設であるため、改修後、五島漁業協同組合へ譲渡します。 |    |    |    |    |    |    |    |
| 9   | 岐宿農産加工センター | 譲渡  |     |   | 譲渡 |    |    |    |    |    |    |
|     |            |     | 説明  | 施設を唯一使用している団体へ譲渡を検討しますが、譲渡ができない場合には廃止します。               |    |    |    |    |    |    |    |
| 10  | 三井楽漁船保全施設  | 譲渡  | 改修  |   |    |    |    |    | 譲渡 |    |    |
|     |            |     | 説明  | 経年劣化により損傷が激しい施設ですが漁民にとっては必要な施設であるため、改修後、五島漁業協同組合へ譲渡します。 |    |    |    |    |    |    |    |

- ※1 第2期以降に施設名がある施設は、第2期以降の個別計画の策定までにその方向性を検討します。
- ※2 「農業倉庫(旧最終処分処理施設)」は、第4期以降(令和40年度頃を目途)に実施する予定です。
- ※3 「水産荷さばき所」は、第4期以降(令和45年度頃を目途)に実施する予定です。
- ※4 「五島市たいひセンター」は、第4期以降(令和49年度頃を目途)に実施する予定です。
- ※5 「水産第2荷さばき所」は、第4期以降(令和56年度頃を目途)に実施する予定です。

◆分類用語の定義◆

- ① 現状維持 … 計画的に予防保全することで長寿命化を図り、適切な時期に維持更新を行う施設
- ② 適正化 … 将来、需要の増加又は減少が見込まれることから更新時に規模の拡大又は縮小を行う施設
- ③ 複合化 … 別々の用途の施設を一つの建築物内に集める複合化を行う施設
- ④ 集約化 … 同一用途の施設を一つの建築物内に集める集約化を行う施設
- ⑤ 民活化 … 民間事業者等資金やノウハウを活用し、施設の建替費用の圧縮や公共施設サービスの質の向上を図る施設
- ⑥ 廃止 … 用途廃止等により遊休資産となっている施設のうち、老朽化が著しく大規模改修を要するため解体する施設  
他の施設との集約化や民間施設の活用により必要性が失われ、解体する施設
- ⑦ 譲渡 … 遊休資産となっている施設のうち、比較的新しく安全性に問題がないため売却又は譲渡をする施設  
地域や民間事業者が独自に運営を行っているものや民間で運営可能と見込まれるため、売却又は譲渡をする施設

### (3) 商業系施設

#### ① 対象施設一覧

| No. | 施設名             | 地区  | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積 (㎡) | 収入 (千円) | 支出 (千円) |
|-----|-----------------|-----|------|------|------|------|----------|---------|---------|
| 1   | 福江ショッピング        | 福江  | 指定   | S52  | 42   | 50   | 2,812    | 426     | 4,839   |
| 2   | 中央町公設小売市場       | 福江  | 直営   | H6   | 25   | 60   | 476      | 4,499   | 4,499   |
| 3   | 五島市産品センター鬼岳四季の里 | 福江  | 指定   | H9   | 22   | 60   | 411      | 19,175  | 19,279  |
| 4   | 荒川温泉足湯          | 玉之浦 | 直営   | H22  | 9    | 60   | 39       | 0       | 630     |
| 合計  |                 |     |      |      |      |      | 3,738    | 24,100  | 29,247  |

※1 運営形態の「指定」は指定管理者を、「直営」は市直営管理を表します。

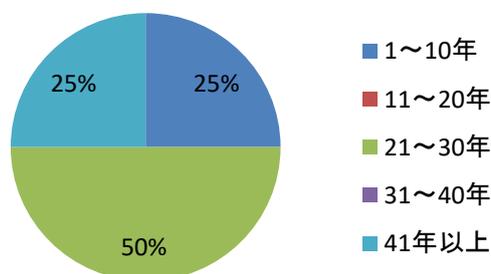
※2 耐用年数については、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）を参考に記載したもので、使用可能期間を示すものではありません。

※3 収入及び収支は、平成28年度の歳入歳出決算額を記載しています。

#### ② 各種分析結果

##### ア 築年数別状況

商業系施設の全4施設については、築後10年未満が1件、築後21年以上30年以下が2件、築後40年以上が1件という結果になりますが、最も古い福江ショッピングは、特に老朽化が著しく危険な建物となっているため既に解体の手続を開始しています。



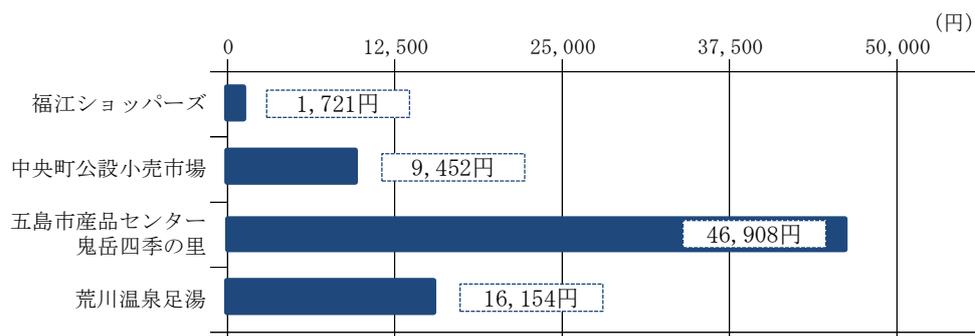
##### イ 利用状況

商業系施設の延べ利用者数を示したものです。なお、利用期間は平成28年4月から平成29年3月までの1年間です。

| No. | 施設名       | 利用者数 (人) | No. | 施設名             | 利用者数 (人) |
|-----|-----------|----------|-----|-----------------|----------|
| 1   | 福江ショッピング  | 13,820   | 3   | 五島市産品センター鬼岳四季の里 | 15,938   |
| 2   | 中央町公設小売市場 | 6,635    | 4   | 荒川温泉足湯          | 10,000   |

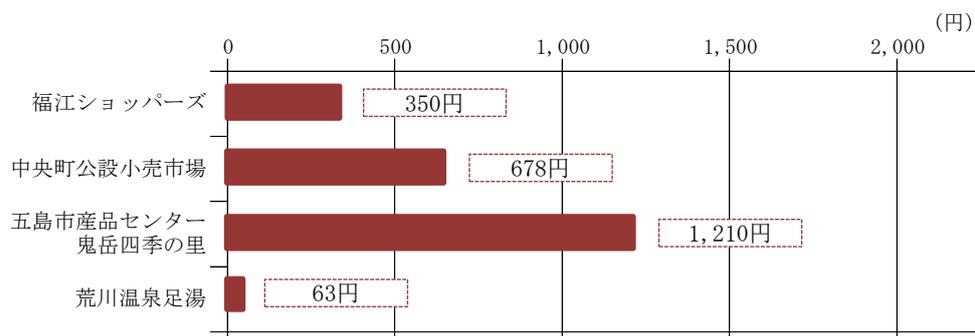
### ウ 1㎡当たりの運営コスト状況

管理運営経費と総延床面積から1㎡当たりのコストを比較したものです。



### エ 利用者1人当たりの運営コスト状況

管理運営経費と利用者数から1人当たりのコストを比較したものです。



オ 施設の配置状況

対象施設の配置状況を示しています。



| No. | 施設名       | No. | 施設名             |
|-----|-----------|-----|-----------------|
| ①   | 福江ショッピング  | ③   | 五島市産品センター鬼岳四季の里 |
| ②   | 中央町公設小売市場 | ④   | 荒川温泉足湯          |

### ③ 施設について

#### ア 施設の役割

福江ショッピングは、昭和52年に民間事業者が建設した建物を平成23年に市が無償譲渡を受け、各種イベント等を開催して商店街の賑わいを創出するために活用されてきましたが、老朽化が激しくなったため現在は使用していません。

中央町公設小売市場は、小売業又は飲食店を営む者の経営の安定と向上を図るとともに、市民の消費生活の利便に資するために設置された市内で唯一の公設小売市場です。

五島市産品センター鬼岳四季の里は、農産物の産地イメージの強化と地元産物を利用した特産品の開発を図るために設置された施設です。

最後に荒川温泉足湯は、市民も多く利用しているが、特に観光面において荒川温泉のイメージアップに一役買っており、さらには市民と観光客の交流の場所にもなっていることから、地域の活性化に貢献している施設です。

#### イ 現状と課題

福江ショッピングは、老朽化が著しく平成30年9月30日をもって、閉鎖しています。老朽化が特に激しい施設で台風時に外壁が落下するなどしていることから、周辺住民を安全確保のためにも早急に解体する必要があります。

中央町公設小売市場は、平成6年の建設当時は入居率100%で22区画すべて利用されていましたが、平成31年3月現在の入居率は4.5区画、3事業者で20%にとどまっています。利用されなくなった背景としては、人口減少のほか、郊外店舗の出店やインターネットの普及等による消費者ニーズの変化が主な要因と考えられ、これまでの市場の役割である小売業だけでは、利用者の増加が見込めない状況です。

五島市産品センター鬼岳四季の里は、現在、指定管理により運営を行っています。施設の設置目的は前記のとおりですが、現状の実態としては、喫茶業務や土産物販売が経営を支えている状況で、本来の目的である農業振興に対する効果が薄いということが課題となっております。一方で、本市の観光名所の一つである鬼岳に隣接していることから観光客の誘客など、観光振興に寄与している一面もあります。

荒川温泉足湯は、市民と観光客の交流の場所及び地域の活性化に大きく寄与しており、荒川地区の観光ツールとしてなくてはならない施設です。

#### ウ 今後の施設の考え方

福江ショッピングは、令和元年度に解体予定です。解体後の跡地に、市所有となるオフィススペースを備えた施設の建設を検討しています。今後、どのような施設を建設するかについては、公募することとしています。

中央町公設小売市場は、平成30年度に市場の活性化に向けたF S調査を実施し、今後は、調査の結果を踏まえ、事業リスクの軽減や魅力的な施設運営を検討したうえで、施設の改修も含めて公設小売市場の活性化に向け取り組む予定です。

五島市産品センター鬼岳四季の里の管理運営体制については、民間移譲が望ましいと考えますが、現在の指定管理の経営状況から判断すると採算性が低く、現実的に難しいと思われます。今後は、施設の本来の目的である農業振興並びに観光振興の両面から施設の在り方として、存在価値や管理運営体制の見直し検討が必要と考えております。

荒川温泉足湯は、地域活性化における貢献度が高いことを踏まえ、引き続き市が保有し有効活用を図って行きたいと考えています。

④ 適正配置の検討結果

現状や課題、今後の施設の考え方を踏まえ、すべての施設の適正配置の時期を第1期から第4期までに区分します。

また、第1期の対象施設については「現状維持」「適正化」「複合化」「集約化」「民活化」「廃止」「譲渡」といった方向性を検討し、より具体的な適正配置の実施時期、方法を検討します。

| 第1期<br>(H30～R8) | 第2期<br>(R9～R18) | 第3期<br>(R19～R28)    | 第4期<br>(R29～R38) |
|-----------------|-----------------|---------------------|------------------|
| 福江ショッピング        |                 | 五島市産品センター鬼岳<br>四季の里 | 中央町公設小売市場        |

※第1期の計画期間は、五島市公共施設等総合管理計画の期間と合わせるため、9年間としています。

| No. | 施設名      | 方向性 | H30                              | R1<br>(H31) | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|-----|----------|-----|----------------------------------|-------------|----|----|----|----|----|----|----|
| 1   | 福江ショッピング | 廃止  |                                  | 廃止          |    |    |    |    |    |    |    |
|     |          | 説明  | 朽化が著しく周辺に被害を出す恐れがあることからことから廃止する。 |             |    |    |    |    |    |    |    |

※1 第2期以降に施設名がある施設は、第2期以降の個別計画の策定までにその方向性を検討します。

※2 「荒川温泉足湯」は、第4期以降（令和56年度頃を目途）に実施する予定です。

◆分類用語の定義◆

- ① 現状維持 … 計画的に予防保全することで長寿命化を図り、適切な時期に維持更新を行う施設
- ② 適正化 … 将来、需要の増加又は減少が見込まれることから更新時に規模の拡大又は縮小を行う施設
- ③ 複合化 … 別々の用途の施設を一つの建築物内に集める複合化を行う施設
- ④ 集約化 … 同一用途の施設を一つの建築物内に集める集約化を行う施設
- ⑤ 民活化 … 民間事業者等資金やノウハウを活用し、施設の建替費用の圧縮や公共施設サービスの質の向上を図る施設
- ⑥ 廃止 … 用途廃止等により遊休資産となっている施設のうち、老朽化が著しく大規模改修を要するため解体する施設  
他の施設との集約化や民間施設の活用により必要性が失われ、解体する施設
- ⑦ 譲渡 … 遊休資産となっている施設のうち、比較的新しく安全性に問題がないため売却又は譲渡をする施設  
地域や民間事業者が独自に運営を行っているものや民間で運営可能と見込まれるため、売却又は譲渡をする施設

## 5 学校教育系施設

### (1) 小学校

#### ① 対象施設一覧

| No. | 施設名    | 地区  | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積 (㎡) | 収入 (千円) | 支出 (千円) |
|-----|--------|-----|------|------|------|------|----------|---------|---------|
| 1   | 川原小学校  | 岐宿  | 直営   | S37  | 57   | 50   | 2,410    | 0       | 4,416   |
| 2   | 本山小学校  | 福江  | 直営   | S38  | 56   | 50   | 3,101    | 0       | 6,674   |
| 3   | 三井楽小学校 | 三井楽 | 直営   | S38  | 56   | 50   | 3,757    | 0       | 6,523   |
| 4   | 富江小学校  | 富江  | 直営   | S40  | 54   | 50   | 4,493    | 0       | 6,538   |
| 5   | 大浜小学校  | 福江  | 直営   | S41  | 53   | 50   | 1,992    | 0       | 5,433   |
| 6   | 玉之浦小学校 | 玉之浦 | 直営   | S41  | 53   | 50   | 2,402    | 0       | 5,529   |
| 7   | 岐宿小学校  | 岐宿  | 直営   | S41  | 53   | 50   | 2,708    | 0       | 3,981   |
| 8   | 盈進小学校  | 富江  | 直営   | S42  | 52   | 50   | 2,550    | 0       | 4,038   |
| 9   | 山内小学校  | 岐宿  | 直営   | S42  | 52   | 50   | 2,672    | 0       | 4,590   |
| 10  | 緑丘小学校  | 福江  | 直営   | S45  | 49   | 50   | 6,811    | 0       | 13,527  |
| 11  | 崎山小学校  | 福江  | 直営   | S46  | 48   | 50   | 3,103    | 0       | 7,491   |
| 12  | 平成小学校  | 玉之浦 | 直営   | S46  | 48   | 50   | 2,157    | 0       | 3,833   |
| 13  | 嵯峨島小学校 | 三井楽 | 直営   | S46  | 48   | 50   | 1,124    | 0       | 3,406   |
| 14  | 椋島小学校  | 福江  | 直営   | S49  | 45   | 50   | 1,227    | 0       | 3,391   |
| 15  | 奥浦小学校  | 福江  | 直営   | S51  | 43   | 50   | 2,743    | 0       | 4,608   |
| 16  | 浜窄小学校  | 三井楽 | 直営   | S54  | 40   | 50   | 2,043    | 0       | 3,141   |
| 17  | 福江小学校  | 福江  | 直営   | H26  | 5    | 47   | 7,852    | 0       | 14,675  |
| 合計  |        |     |      |      |      |      | 53,145   | 0       | 101,794 |

※1 運営形態の「指定」は指定管理者を、「直営」は市直営管理を表します。

※2 耐用年数については、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）を参考に記載したもので、使用可能期間を示すものではありません。

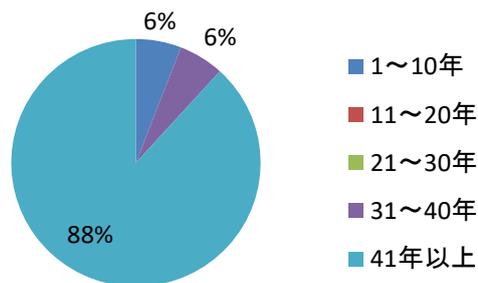
※3 収入及び収支は、平成28年度の歳入歳出決算額を記載しています。

## ② 各種分析結果

### ア 築年数別状況

小学校17校の築年数別の内訳は、築年数1～10年のものが1校、築年数31～40年のものが1校、築年数が41年以上のものが15校となっています。

ほとんどの施設で老朽化が進み、長寿命化工事等が必要な時期を迎えています。



### イ 利用状況

小学校の延べ利用者数を示したものです。なお、利用期間は平成28年4月から平成29年3月までの1年間です。

| No. | 施設名    | 利用者数<br>(人) | No. | 施設名    | 利用者数<br>(人) |
|-----|--------|-------------|-----|--------|-------------|
| 1   | 川原小学校  | 9,843       | 10  | 緑丘小学校  | 103,255     |
| 2   | 本山小学校  | 28,178      | 11  | 崎山小学校  | 14,282      |
| 3   | 三井楽小学校 | 18,528      | 12  | 平成小学校  | 3,667       |
| 4   | 富江小学校  | 33,003      | 13  | 嵯峨島小学校 | 2,509       |
| 5   | 大浜小学校  | 8,299       | 14  | 椚島小学校  | 579         |
| 6   | 玉之浦小学校 | 5,404       | 15  | 奥浦小学校  | 10,036      |
| 7   | 岐宿小学校  | 11,773      | 16  | 浜窄小学校  | 3,474       |
| 8   | 盈進小学校  | 9,071       | 17  | 福江小学校  | 96,693      |
| 9   | 山内小学校  | 12,159      |     |        |             |

※1 利用者数は、平成28年5月1日現在の児童数及び教職員数を基に次の計算式により推計した数字です。

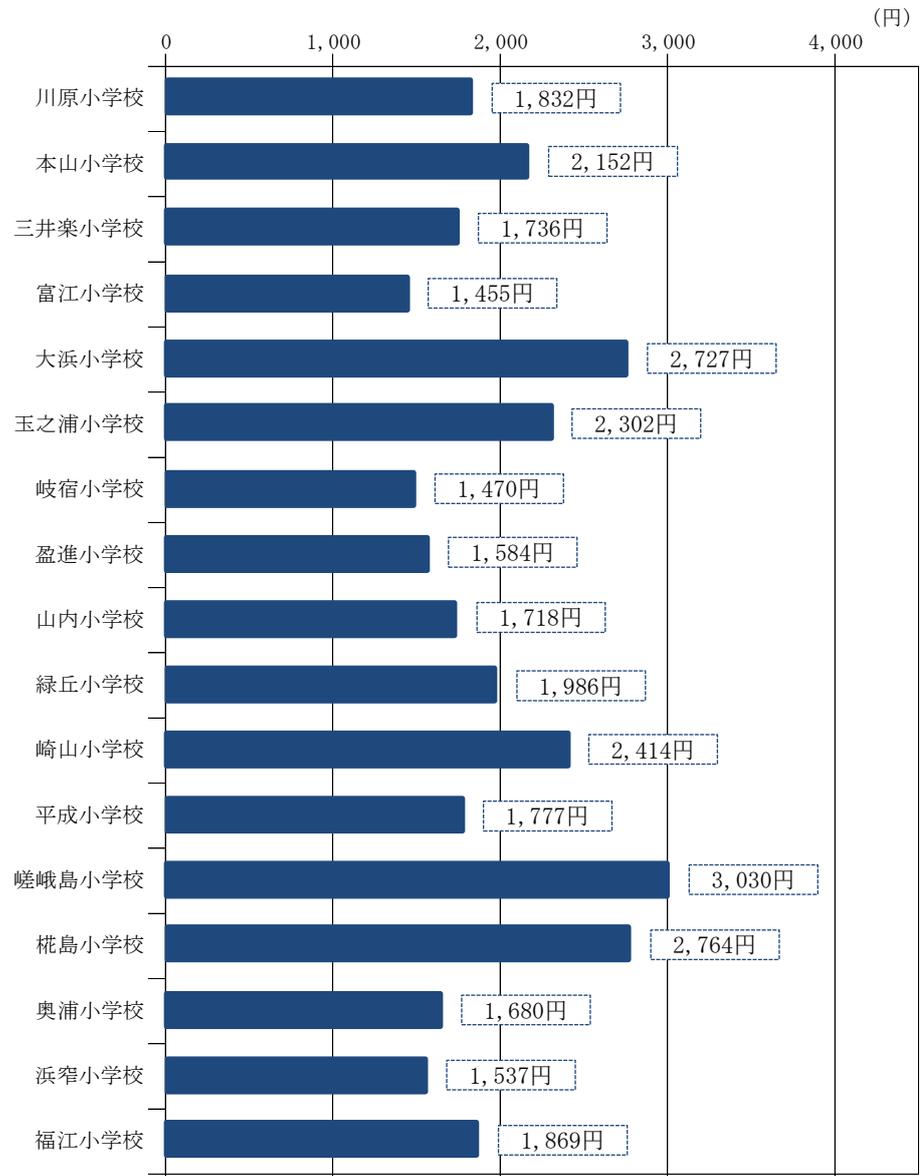
(児童生徒数 + 教職員数) × 193日

◆「193日」は、平成28年度の学校営業日の日数です。

※2 「椚島小学校」は、平成29年4月1日から休校となっています。

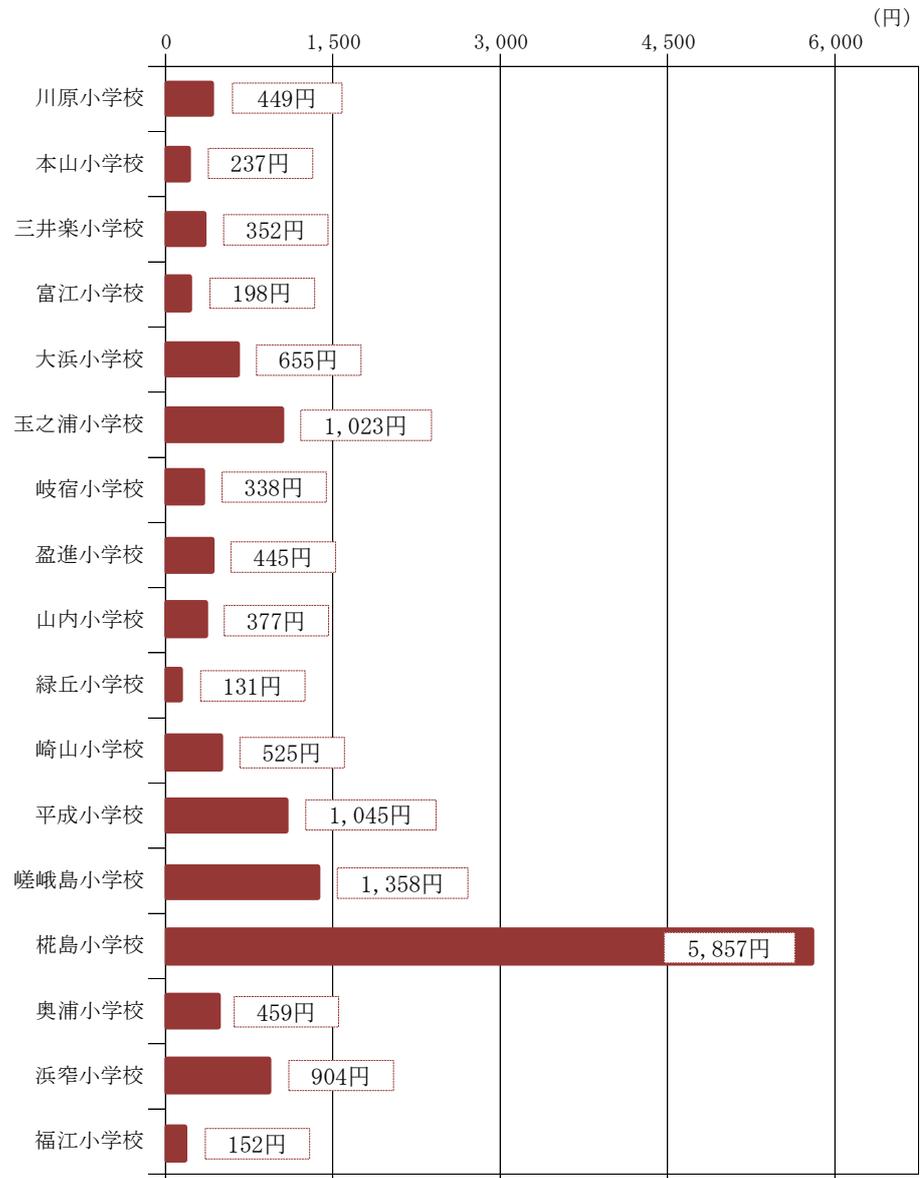
### ウ 1㎡当たりの運営コスト状況

管理運営経費と総延床面積から1㎡当たりのコストを比較したものです。



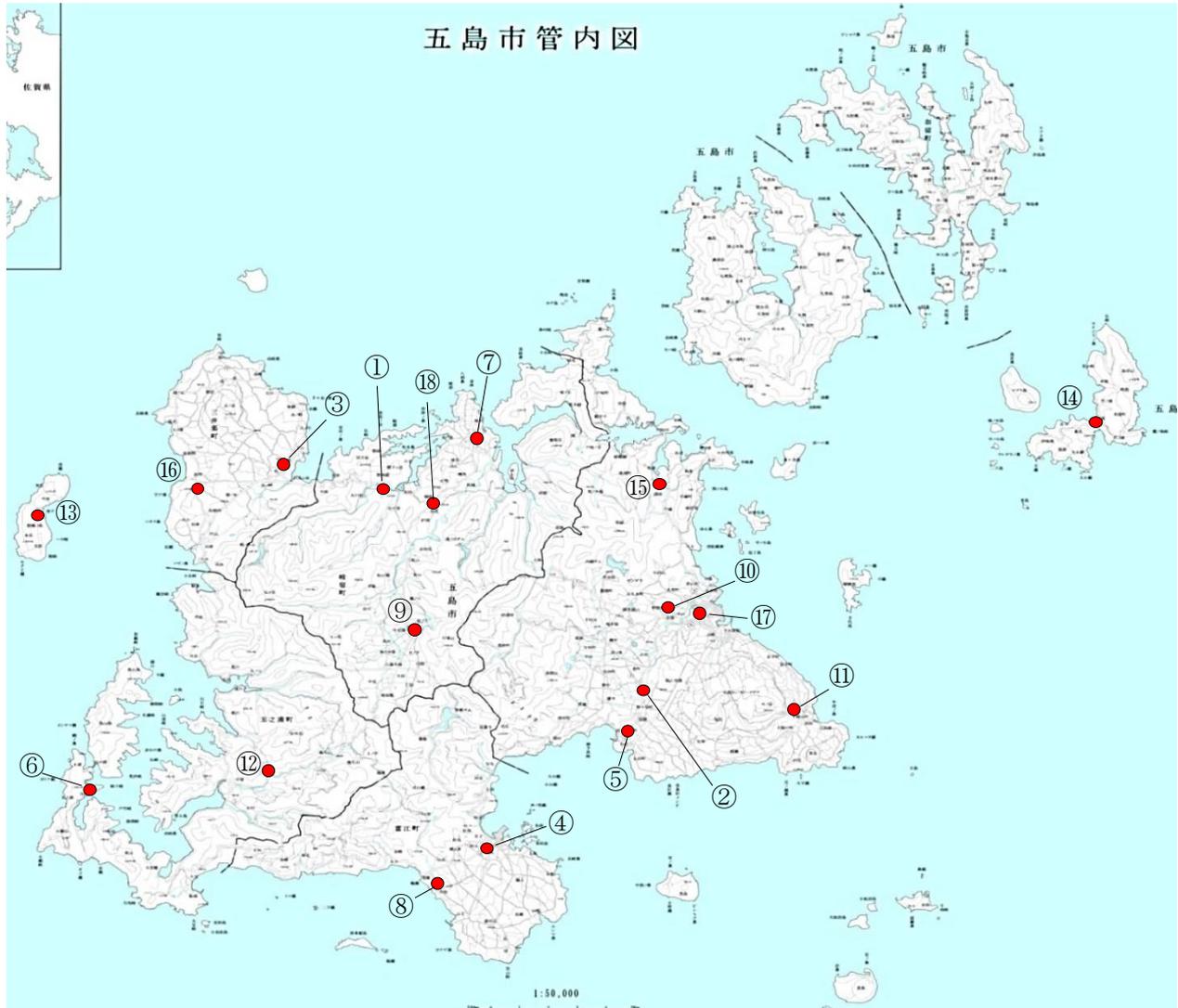
## エ 利用者1人当たりの運営コスト状況

管理運営経費と利用者数から1人当たりのコストを比較したものです。



オ 施設の配置状況

対象施設の配置状況を示しています。



| No. | 施設名    | No. | 施設名   | No. | 施設名    |
|-----|--------|-----|-------|-----|--------|
| ①   | 川原小学校  | ⑦   | 岐宿小学校 | ⑬   | 嵯峨島小学校 |
| ②   | 本山小学校  | ⑧   | 盈進小学校 | ⑭   | 枕島小学校  |
| ③   | 三井楽小学校 | ⑨   | 山内小学校 | ⑮   | 奥浦小学校  |
| ④   | 富江小学校  | ⑩   | 緑丘小学校 | ⑯   | 浜窄小学校  |
| ⑤   | 大浜小学校  | ⑪   | 崎山小学校 | ⑰   | 福江小学校  |
| ⑥   | 玉之浦小学校 | ⑫   | 平成小学校 |     |        |

### ③ 施設について

#### ア 施設の役割

小学校は児童などが1日の大半を過ごす学習と生活の場であるとともに、地震などの災害が発生した時には地域住民の応急避難場所にもなります。そのため学校施設の安全性の確保は他の市の施設と比べても特に重要と考えており、これまでも年次的に施設の耐震化を進めているところです。

#### イ 現状と課題

小学校施設の耐震化率は、平成28年4月1日現在で77.8%となっており、現在工事を行っている緑丘小学校の改築工事（平成27年度～令和元年度）が終了すれば、小学校の施設の躯体部分の耐震化工事がすべて完了します。今後は引き続き非構造部材の耐震化やその他の施設の長寿命化に取り組んでいきます。

また、本市も少子化により児童が減少していることから、これからの学校の統廃合や施設の再編が課題となっています。

#### ウ 今後の施設の考え方

少子化により児童数が特に減少している「極小規模校」については、できるだけ早い時期に学校の統廃合を行うよう協議、検討を進めます。

また、引き続き使用する施設については、施設の建替えの周期を建築後60年から80年と設定しています。それまでの間は屋上防水や外壁補修を行いながら中間年で新築時の水準となるような大規模改修等を行い、建替周期まで使用することを目標としてライフサイクルコストの低減を図ります。

なお、学校の統廃合等により使用しなくなった施設については、売却等を進めることとし、売却等ができない施設については、周辺住民への影響が大きい施設から順次解体を行います。

④ 適正配置の検討結果

現状や課題、今後の施設の考え方を踏まえ、すべての施設の適正配置の時期を第1期から第4期までに区分します。

また、第1期の対象施設については「現状維持」「適正化」「複合化」「集約化」「民活化」「廃止」「譲渡」といった方向性を検討し、より具体的な適正配置の実施時期、方法を検討します。

| 第1期<br>(H30～R8) | 第2期<br>(R9～R18)  | 第3期<br>(R19～R28) | 第4期<br>(R29～R38) |
|-----------------|--|------------------|------------------|
| 三井楽小学校<br>緑丘小学校 | 川原小学校<br>本山小学校<br>富江小学校<br>大浜小学校<br>玉之浦小学校<br>岐宿小学校<br>盈進小学校<br>山内小学校<br>崎山小学校<br>平成小学校<br>嵯峨島小学校<br>椏島小学校 | 奥浦小学校<br>浜窄小学校   |                  |

※第1期の計画期間は、五島市公共施設等総合管理計画の期間と合わせるため、9年間としています。

| No. | 施設名    | 方向性  | H30 | R1<br>(H31)                             | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|-----|--------|------|-----|---|----|----|----|----|----|----|----|
| 1   | 三井楽小学校 | 集約化  |     | 集約化                                     | 改修 |    |    |    |    |    |    |
|     |        |      | 説明  | 平成31年度（令和元年度）に統廃合により浜窄小学校を集約化します。       |    |    |    |    |    |    |    |
| 2   | 緑丘小学校  | 現状維持 |     | 更新                                      | 更新 |    |    |    |    |    |    |
|     |        |      | 説明  | 耐震性能に問題があった校舎については解体し、現状に応じた規模で改築を行います。 |    |    |    |    |    |    |    |

※1 第2期以降に施設名がある施設は、第2期以降の個別計画の策定までにその方向性を検討します。

※2 「富江小学校」は、第4期以降（令和55年度頃を目途）に児童数に応じた改築を実施する予定です。

◆分類用語の定義◆

- ① 現状維持 … 計画的に予防保全することで長寿命化を図り、適切な時期に維持更新を行う施設
- ② 適正化 … 将来、需要の増加又は減少が見込まれることから更新時に規模の拡大又は縮小を行う施設
- ③ 複合化 … 別々の用途の施設を一つの建築物内に集める複合化を行う施設
- ④ 集約化 … 同一用途の施設を一つの建築物内に集める集約化を行う施設
- ⑤ 民活化 … 民間事業者等資金やノウハウを活用し、施設の建替費用の圧縮や公共施設サービスの質の向上を図る施設
- ⑥ 廃止 … 用途廃止等により遊休資産となっている施設のうち、老朽化が著しく大規模改修を要するため解体する施設  
他の施設との集約化や民間施設の活用により必要性が失われ、解体する施設
- ⑦ 譲渡 … 遊休資産となっている施設のうち、比較的新しく安全性に問題がないため売却又は譲渡をする施設  
地域や民間事業者が独自に運営を行っているものや民間で運営可能と見込まれるため、売却又は譲渡をする施設

(2) 中学校

① 対象施設一覧

| No. | 施設名    | 地区  | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積 (㎡) | 収入 (千円) | 支出 (千円) |
|-----|--------|-----|------|------|------|------|----------|---------|---------|
| 1   | 栴島中学校  | 福江  | 直営   | S41  | 53   | 50   | 1,599    | 0       | 681     |
| 2   | 富江中学校  | 富江  | 直営   | S46  | 48   | 50   | 7,535    | 0       | 10,212  |
| 3   | 三井楽中学校 | 三井楽 | 直営   | S46  | 48   | 50   | 4,787    | 0       | 5,561   |
| 4   | 嵯峨島中学校 | 三井楽 | 直営   | S47  | 47   | 50   | 1,101    | 0       | 1,487   |
| 5   | 福江中学校  | 福江  | 直営   | S48  | 46   | 50   | 8,093    | 0       | 19,011  |
| 6   | 岐宿中学校  | 岐宿  | 直営   | S52  | 42   | 50   | 5,672    | 0       | 6,305   |
| 7   | 崎山中学校  | 福江  | 直営   | S53  | 41   | 50   | 2,643    | 0       | 15,016  |
| 8   | 翁頭中学校  | 福江  | 直営   | S53  | 41   | 50   | 3,058    | 0       | 6,790   |
| 9   | 奥浦中学校  | 福江  | 直営   | S54  | 40   | 50   | 2,570    | 0       | 5,506   |
| 10  | 久賀小中学校 | 福江  | 直営   | S58  | 36   | 50   | 2,369    | 0       | 7,884   |
| 11  | 玉之浦中学校 | 玉之浦 | 直営   | H2   | 29   | 50   | 2,880    | 0       | 5,013   |
| 12  | 奈留小中学校 | 奈留  | 直営   | H23  | 8    | 47   | 6,733    | 0       | 9,742   |
| 合計  |        |     |      |      |      |      | 49,040   | 0       | 93,208  |

※1 運営形態の「指定」は指定管理者を、「直営」は市直営管理を表します。

※2 耐用年数については、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）を参考に記載したもので、使用可能期間を示すものではありません。

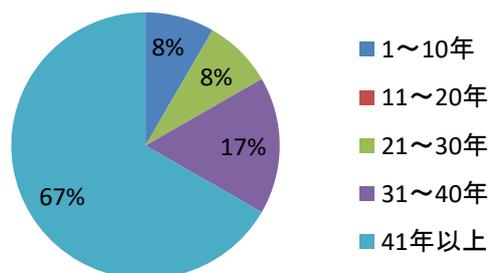
※3 収入及び収支は、平成28年度の歳入歳出決算額を記載しています。

② 各種分析結果

ア 築年数別状況

中学校12校（小中学校を含む。）の築年数別の内訳は、築年数1～10年のものが1校、築年数21～30年が1校、築年数31～40年が2校、築年数が41年以上のものが8校という結果になっています。

中学校についても、全体的に施設の老朽化が進んでおり、ほとんどの施設で長寿命化工事等が必要な時期を迎えています。



## イ 利用状況

中学校の延べ利用者数を示したものです。なお、利用期間は平成28年4月から平成29年3月までの1年間です。

| No. | 施設名    | 利用者数<br>(人) | No. | 施設名    | 利用者数<br>(人) |
|-----|--------|-------------|-----|--------|-------------|
| 1   | 椛島中学校  | 0           | 7   | 崎山中学校  | 8,878       |
| 2   | 富江中学校  | 21,037      | 8   | 翁頭中学校  | 16,984      |
| 3   | 三井楽中学校 | 11,966      | 9   | 奥浦中学校  | 7,527       |
| 4   | 嵯峨島中学校 | 1,351       | 10  | 久賀小中学校 | 5,211       |
| 5   | 福江中学校  | 97,465      | 11  | 玉之浦中学校 | 6,562       |
| 6   | 岐宿中学校  | 20,844      | 12  | 奈留小中学校 | 16,791      |

※1 利用者数は、平成28年5月1日現在の児童数及び教職員数を基に次の計算式により推計した数字です。

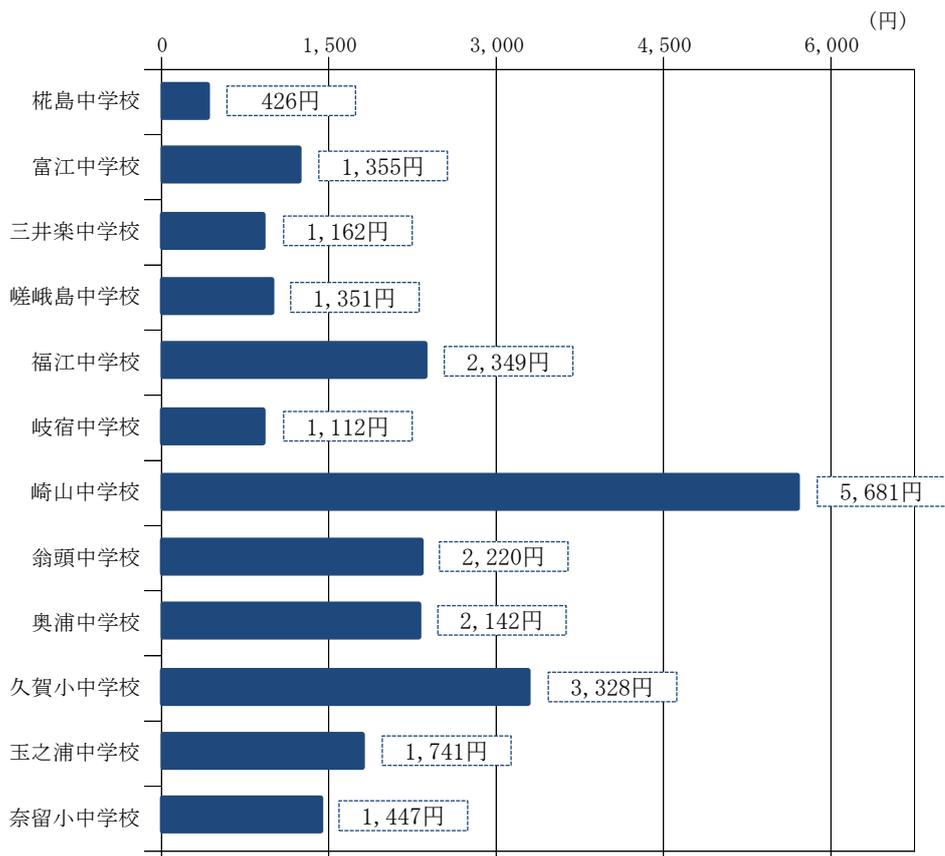
(児童生徒数 + 教職員数) × 193日

◆「193日」は、平成28年度の学校営業日の日数です。

※2 「椛島中学校」は、平成24年4月1日から休校となっています。

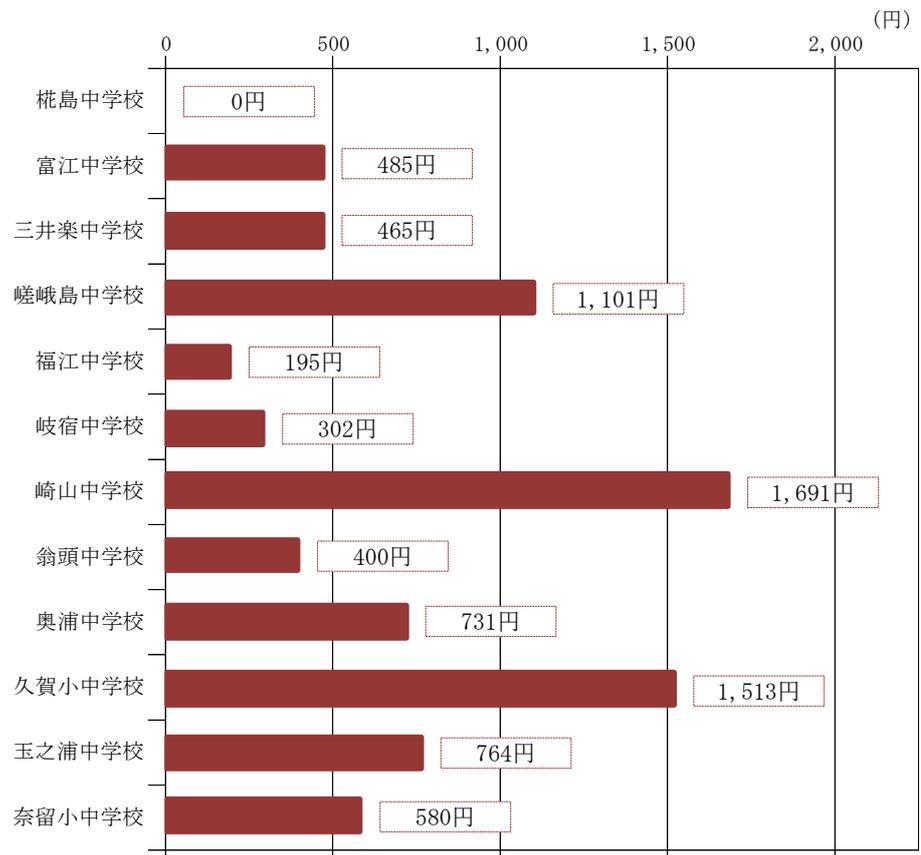
## ウ 1㎡当たりの運営コスト状況

管理運営経費と総延床面積から1㎡当たりのコストを比較したものです。



## エ 利用者1人当たりの運営コスト状況

管理運営経費と利用者数から1人当たりのコストを比較したものです。



※ 「梶島中学校」は、平成24年4月1日から休校となっているため、平成28年度は経費が発生しておりません。

オ 施設の配置状況

対象施設の配置状況を示しています。



| No. | 施設名    | No. | 施設名    |
|-----|--------|-----|--------|
| ①   | 椛島中学校  | ⑦   | 崎山中学校  |
| ②   | 富江中学校  | ⑧   | 翁頭中学校  |
| ③   | 三井楽中学校 | ⑨   | 奥浦中学校  |
| ④   | 嵯峨島中学校 | ⑩   | 久賀小中学校 |
| ⑤   | 福江中学校  | ⑪   | 玉之浦中学校 |
| ⑥   | 岐宿中学校  | ⑫   | 奈留小中学校 |

### ③ 施設について

#### ア 施設の役割

中学校についても小学校と同様に生徒などが1日の大半を過ごす学習と生活の場であり、また、地震などの災害が発生した時には地域住民にとっても応急避難場所となる施設です。そのため、中学校の施設の安全性の確保についても非常に重要性が高く、施設の耐震化を含め有事の場合の備えを進める必要があります。

#### イ 現状と課題

中学校施設の耐震化率は平成28年4月1日現在で92.5%でしたが、平成29年度に富江中学校の耐震補強工事が終了したことによって、すべての中学校について躯体部分の耐震化が完了しています。今後は引き続き非構造部材の耐震化やその他の施設の長寿命化に取り組んでいきます。

また、中学校においても少子化による生徒数の減少が進んでおり、これに伴う学校の統廃合や施設の再編は、小学校と同様、大きな課題となっています。

#### ウ 今後の施設の考え方

小学校と同様に生徒数が特に減少している「極小規模校」については、今後できるだけ早い時期に保護者や地域住民と今後の学校のあり方について統廃合も含めた協議を行う必要があります。

また、引き続き使用する施設については、施設の建替えの周期を建築後60年後から80年後と設定しています。それまでの間は屋上防水や外壁補修を行いながら中間年で新築時の水準となるような大規模改修等を行い、建替周期まで使用することを目標としてライフサイクルコストの低減を図ります。

なお、学校の統廃合等により使用しなくなった施設については、売却等の手続きを進めることとし、売却等ができない施設については、周辺住民への影響が大きい施設から順次解体を行います。

### ④ 適正配置の検討結果

現状や課題、今後の施設の考え方を踏まえ、すべての施設の適正配置の時期を第1期から第4期までに区分します。

また、第1期の対象施設については「現状維持」「適正化」「複合化」「集約化」「民活化」「廃止」「譲渡」といった方向性を検討し、より具体的な適正配置の実施時期、方法を検討します。

| 第1期<br>(H30～R8) | 第2期<br>(R9～R18)          | 第3期<br>(R19～R28)  | 第4期<br>(R29～R38) |
|-----------------|--------------------------|---|------------------|
|                 | 椏島中学校<br>三井楽中学校<br>福江中学校 | 富江中学校<br>嵯峨島中学校<br>岐宿中学校<br>崎山中学校<br>翁頭中学校<br>奥浦中学校<br>久賀小中学校<br>玉之浦中学校<br>奈留小中学校 |                  |

※第1期の計画期間は、五島市公共施設等総合管理計画の期間と合わせるため、9年間としています。

※第2期以降に施設名がある施設は、第2期以降の個別計画の策定までにその方向性を検討します。

(3) 給食センター等

① 対象施設一覧

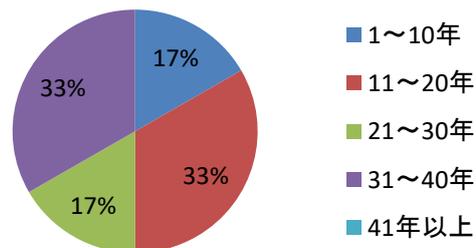
| No. | 施設名         | 地区  | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積 (㎡) | 収入 (千円) | 支出 (千円) |
|-----|-------------|-----|------|------|------|------|----------|---------|---------|
| 1   | 栴島地区学校調理場   | 福江  | 直営   | S59  | 35   | 50   | 95       | 0       | 5,502   |
| 2   | 久賀島共同調理場    | 福江  | 直営   | S62  | 32   | 50   | 132      | 0       | 11,596  |
| 3   | 福江学校給食センター  | 福江  | 直営   | H3   | 28   | 50   | 1,746    | 0       | 142,693 |
| 4   | 三井楽学校給食センター | 三井楽 | 直営   | H14  | 17   | 50   | 555      | 0       | 42,418  |
| 5   | 富江学校給食センター  | 富江  | 直営   | H17  | 14   | 50   | 761      | 0       | 47,404  |
| 6   | 奈留給食センター    | 奈留  | 直営   | H23  | 8    | 50   | 242      | 0       | 22,920  |
| 合計  |             |     |      |      |      |      | 3,531    | 0       | 272,533 |

- ※1 運営形態の「指定」は指定管理者を、「直営」は市直営管理を表します。
- ※2 耐用年数については、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）を参考に記載したもので、使用可能期間を示すものではありません。
- ※3 収入及び収支は、平成28年度の歳入歳出決算額を記載しています。

② 各種分析結果

ア 築年数別状況

給食センター6棟の築年数別の内訳は、築年数が1～10年が1棟、11～20年が2棟、21～30年が1棟、31～40年が1棟となっています。学校教育系施設の中では比較的新しい施設が多い区分になりますが、中には築後30年以上のものもあるため大規模改修の検討が必要です。



イ 利用状況

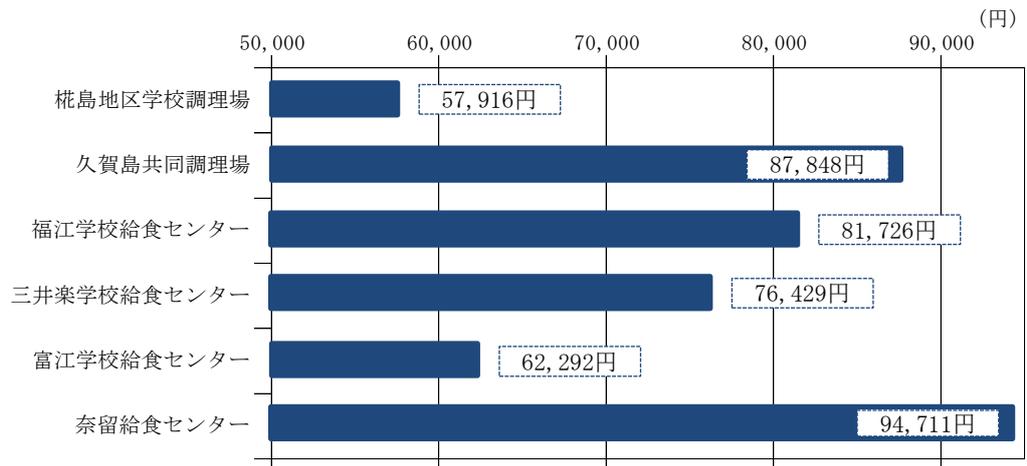
給食センター等の延べ利用者数を示したものです。なお、利用期間は平成28年4月から平成29年3月までの1年間です。

| No. | 施設名        | 利用者数 (人) | No. | 施設名         | 利用者数 (人) |
|-----|------------|----------|-----|-------------|----------|
| 1   | 栴島地区学校調理場  | 680      | 4   | 三井楽学校給食センター | 38,716   |
| 2   | 久賀島共同調理場   | 5,788    | 5   | 富江学校給食センター  | 78,642   |
| 3   | 福江学校給食センター | 391,975  | 6   | 奈留給食センター    | 17,522   |

- ※ 「栴島地区学校調理場」は、平成29年4月1日から栴島小学校が休校となって以降使用していません。

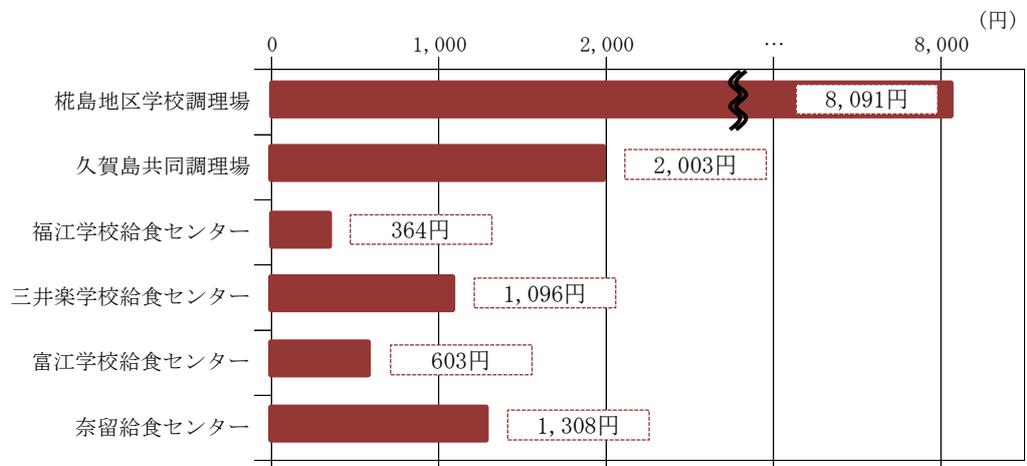
### ウ 1㎡当たりの運営コスト状況

管理運営経費と総延床面積から1㎡当たりのコストを比較したものです。



### エ 利用者1人当たりの運営コスト状況

管理運営経費と利用者数から1人当たりのコストを比較したものです。



オ 施設の配置状況

対象施設の配置状況を示しています。



| No. | 施設名        | No. | 施設名         |
|-----|------------|-----|-------------|
| ①   | 栴島地区学校調理場  | ④   | 三井楽学校給食センター |
| ②   | 久賀島共同調理場   | ⑤   | 富江学校給食センター  |
| ③   | 福江学校給食センター | ⑥   | 奈留給食センター    |

### ③ 施設について

#### ア 施設の役割

市内には学校給食の調理施設が福江学校給食センターをはじめ6施設あり、市内の全小中学校全27校のすべてに1日約3,070食の学校給食を供給しています。

給食センター等では、学校給食の調理はもちろん、給食に利用した食器などの洗浄までを行っており、五島市では施設の運営を五島市学校給食会へ委託しています。

#### イ 現状と課題

三井楽学校給食センター、富江学校給食センター、奈留給食センターについては、比較的新しい施設ですが、一番多くの学校給食を調理している福江学校給食センターについては、築後30年以上が経過し老朽化が進んでおり、施設の維持のために毎年、多額の修繕費等を要しています。

#### ウ 今後の施設の考え方

今後当分の間は、現在の施設を利用することになりますが、学校の統廃合や施設の老朽化の状況を見ながら近隣施設との統廃合も検討していきます。

特に福江学校給食センターについては、調理する食数の関係上、他の施設ではこの施設の食数を補うことができません。そのため、この施設は市内で学校給食を提供する限り使用し続ける必要がある施設であり、今後も他の施設よりも優先して修繕を行う必要があります。なお、久賀島共同調理場については、令和2年度から副菜の提供を福江学校給食センターから配送する方法に変更するため、一部の業務のみを現施設で行う予定となっています。

三井楽学校給食センター及び富江学校給食センターについては、統廃合による学校数の減少や、児童生徒数の減少により調理する食数が減少した場合には、他の学校給食施設から配送する方法に切り替えることを検討します。なお、この場合にはこれらの施設は売却を検討し、売却ができない場合には速やかに解体することとします。

柵島地区学校調理場及び奈留給食センターについては、2次離島地域であることから福江島から配送する方法に変更することができません。そのため今後、仮に調理する食数が減少したとしても施設の規模の適正化を図りながら、現在地において施設の更新を行う必要があります。

### ④ 適正配置の検討結果

現状や課題、今後の施設の考え方を踏まえ、すべての施設の適正配置の時期を第1期から第4期までに区分します。

また、第1期の対象施設については「現状維持」「適正化」「複合化」「集約化」「民活化」「廃止」「譲渡」といった方向性を検討し、より具体的な適正配置の実施時期、方法を検討します。

| 第1期<br>(H30～R8) | 第2期<br>(R9～R18) | 第3期<br>(R19～R28) | 第4期<br>(R29～R38)                                    |
|-----------------|-----------------|------------------|---|
|                 | 久賀島共同調理場        | 柵島地区学校調理場        | 福江学校給食センター<br>三井楽学校給食センター<br>富江学校給食センター<br>奈留給食センター |

※第1期の計画期間は、五島市公共施設等総合管理計画の期間と合わせるため、9年間としています。

※第2期以降に施設名がある施設は、第2期以降の個別計画の策定までにその方向性を検討します。

## (4) 教職員住宅

## ① 対象施設一覧

| No. | 施設名                    | 地区  | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積(m <sup>2</sup> ) | 収入(千円) | 支出(千円) |
|-----|------------------------|-----|------|------|------|------|-----------------------|--------|--------|
| 1   | 富江教職員住宅(狩立1)           | 富江  | 直営   | S35  | 59   | 24   | 71                    | 0      | 0      |
| 2   | 教職員住宅<br>(奈小009・奈中008) | 奈留  | 直営   | S42  | 52   | 45   | 258                   | 184    | 0      |
| 3   | 玉之浦町教職員住宅(深浦)          | 玉之浦 | 直営   | S43  | 51   | 45   | 66                    | 82     | 0      |
| 4   | 玉之浦町教職員住宅(中須)          | 玉之浦 | 直営   | S44  | 50   | 45   | 106                   | 0      | 0      |
| 5   | 嵯峨島小学校教職員住宅            | 三井楽 | 直営   | S45  | 49   | 45   | 98                    | 0      | 0      |
| 6   | 三井楽小学校校長住宅             | 三井楽 | 直営   | S46  | 48   | 24   | 82                    | 92     | 0      |
| 7   | 三井楽中学校校長住宅             | 三井楽 | 直営   | S46  | 48   | 24   | 82                    | 0      | 30     |
| 8   | 教職員住宅(奈中011)           | 奈留  | 直営   | S46  | 48   | 24   | 60                    | 74     | 12     |
| 9   | 教職員住宅(奈小010)           | 奈留  | 直営   | S47  | 47   | 24   | 60                    | 76     | 0      |
| 10  | 富江教職員住宅(狩立6)           | 富江  | 直営   | S48  | 46   | 24   | 62                    | 76     | 0      |
| 11  | 教職員住宅<br>(奈中013・奈小011) | 奈留  | 直営   | S48  | 46   | 24   | 120                   | 82     | 0      |
| 12  | 久賀島教員宿舎(蔵)             | 福江  | 直営   | S49  | 45   | 24   | 110                   | 68     | 0      |
| 13  | 富江教職員住宅(鳩林1~4)         | 富江  | 直営   | S49  | 45   | 24   | 250                   | 228    | 0      |
| 14  | 川原小学校教職員住宅(7号)         | 岐宿  | 直営   | S49  | 45   | 24   | 60                    | 73     | 0      |
| 15  | 黄島教職員住宅(校長教頭)          | 福江  | 直営   | S50  | 44   | 24   | 110                   | 60     | 0      |
| 16  | 嵯峨島小中学校校長住宅            | 三井楽 | 直営   | S50  | 44   | 24   | 84                    | 91     | 173    |
| 17  | 嵯峨島中学校教頭住宅             | 三井楽 | 直営   | S50  | 44   | 24   | 67                    | 77     | 156    |
| 18  | 教職員住宅(奈中014)           | 奈留  | 直営   | S50  | 44   | 24   | 60                    | 73     | 0      |
| 19  | 久賀島教職員宿舎(教頭住宅)         | 福江  | 直営   | S51  | 43   | 24   | 55                    | 74     | 0      |
| 20  | 久賀教職員住宅(校長)            | 福江  | 直営   | S51  | 43   | 24   | 55                    | 74     | 0      |
| 21  | 富江教職員住宅(月見6~8)         | 富江  | 直営   | S51  | 43   | 24   | 183                   | 230    | 0      |
| 22  | 岐宿小学校教職員住宅(7号)         | 岐宿  | 直営   | S51  | 43   | 24   | 65                    | 0      | 0      |
| 23  | 山内小学校教職員住宅(9号)         | 岐宿  | 直営   | S51  | 43   | 24   | 65                    | 0      | 0      |
| 24  | 岳小学校校長住宅               | 三井楽 | 直営   | S51  | 43   | 24   | 83                    | 107    | 0      |
| 25  | 浜窄小学校校長住宅              | 三井楽 | 直営   | S51  | 43   | 24   | 85                    | 109    | 73     |
| 26  | 柵島地区教職員住宅(校長教頭)        | 福江  | 直営   | S52  | 42   | 24   | 122                   | 158    | 0      |

| No. | 施設名                  | 地区  | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積 (㎡) | 収入 (千円) | 支出 (千円) |
|-----|----------------------|-----|------|------|------|------|----------|---------|---------|
| 27  | 奥浦中学校教職員住宅 (校長)      | 福江  | 直営   | S52  | 42   | 24   | 61       | 0       | 0       |
| 28  | 嵯峨島小学校教頭住宅           | 三井楽 | 直営   | S52  | 42   | 24   | 62       | 79      | 220     |
| 29  | 嵯峨島小学校教職員住宅 (北側)     | 三井楽 | 直営   | S52  | 42   | 24   | 62       | 77      | 173     |
| 30  | 教職員住宅 (船小012)        | 奈留  | 直営   | S52  | 42   | 24   | 60       | 80      | 0       |
| 31  | 久賀地区教職員住宅 (校長教頭)     | 福江  | 直営   | S53  | 41   | 24   | 122      | 158     | 54      |
| 32  | 岐宿中学校教職員住宅 (10号・11号) | 岐宿  | 直営   | S53  | 41   | 24   | 130      | 90      | 0       |
| 33  | 岐宿中学校教職員住宅 (12号・15号) | 岐宿  | 直営   | S53  | 41   | 24   | 132      | 0       | 0       |
| 34  | 三井楽小学校教頭住宅           | 三井楽 | 直営   | S53  | 41   | 24   | 66       | 86      | 0       |
| 35  | 三井楽中学校教職員住宅          | 三井楽 | 直営   | S53  | 41   | 24   | 132      | 180     | 389     |
| 36  | 浜窄小学校教頭住宅            | 三井楽 | 直営   | S53  | 41   | 24   | 66       | 85      | 8       |
| 37  | 崎山中学校教職員住宅 (校長教頭)    | 福江  | 直営   | S54  | 40   | 24   | 122      | 96      | 216     |
| 38  | 崎山小学校教職員宿舍 (校長)      | 福江  | 直営   | S54  | 40   | 24   | 61       | 0       | 0       |
| 39  | 黄島教職員宿舍 (小中学校)       | 福江  | 直営   | S55  | 39   | 24   | 197      | 49      | 0       |
| 40  | 岐宿中学校教職員住宅 (16号・17号) | 岐宿  | 直営   | S55  | 39   | 24   | 132      | 182     | 0       |
| 41  | 教職員住宅 (奈小015)        | 奈留  | 直営   | S55  | 39   | 45   | 244      | 350     | 476     |
| 42  | 枕島教職員宿舍 (本窯)         | 福江  | 直営   | S56  | 38   | 50   | 294      | 310     | 46      |
| 43  | 久賀島教職員宿舍             | 福江  | 直営   | S56  | 38   | 50   | 294      | 206     | 175     |
| 44  | 岳小学校教頭住宅             | 三井楽 | 直営   | S56  | 38   | 24   | 66       | 96      | 0       |
| 45  | 福江教職員宿舍 (12戸建)       | 福江  | 直営   | S57  | 37   | 50   | 443      | 518     | 346     |
| 46  | 富江教職員住宅 (天保1)        | 富江  | 直営   | S57  | 37   | 24   | 92       | 0       | 0       |
| 47  | 教職員住宅 (奈小016・奈中019)  | 奈留  | 直営   | S57  | 37   | 45   | 244      | 326     | 407     |
| 48  | 教職員住宅 (船小017)        | 奈留  | 直営   | S57  | 37   | 24   | 81       | 110     | 0       |
| 49  | 岐宿小学校教職員住宅 (9号)      | 岐宿  | 直営   | S58  | 36   | 24   | 97       | 132     | 0       |
| 50  | 岐宿中学校教職員住宅 (19号)     | 岐宿  | 直営   | S58  | 36   | 24   | 97       | 133     | 0       |
| 51  | 川原小学校教職員住宅 (9号)      | 岐宿  | 直営   | S58  | 36   | 24   | 97       | 132     | 18      |
| 52  | 山内小学校教職員住宅 (12号)     | 岐宿  | 直営   | S58  | 36   | 24   | 97       | 133     | 187     |
| 53  | 嵯峨島中学校教職員住宅          | 三井楽 | 直営   | S58  | 36   | 24   | 61       | 83      | 0       |
| 54  | 奈留小学校校長住宅 (奈小018)    | 奈留  | 直営   | S58  | 36   | 24   | 100      | 96      | 249     |

| No. | 施設名                      | 地区  | 運営<br>形態 | 建築<br>年度 | 経過<br>年数 | 耐用<br>年数 | 延床面積<br>(㎡) | 収入<br>(千円) | 支出<br>(千円) |
|-----|--------------------------|-----|----------|----------|----------|----------|-------------|------------|------------|
| 55  | へき地教員住宅<br>(奈小017、奈中020) | 奈留  | 直営       | S58      | 36       | 45       | 244         | 84         | 0          |
| 56  | 岐宿小学校教職員住宅(10号)          | 岐宿  | 直営       | S59      | 35       | 24       | 68          | 98         | 0          |
| 57  | 奈留中学校校長住宅(奈中021)         | 奈留  | 直営       | S59      | 35       | 24       | 100         | 96         | 0          |
| 58  | 崎山小学校教職員住宅(教頭)           | 福江  | 直営       | S60      | 34       | 24       | 67          | 76         | 147        |
| 59  | 三井楽小学校教職員住宅              | 三井楽 | 直営       | S60      | 34       | 24       | 134         | 190        | 410        |
| 60  | 本山教職員宿舎(校長教頭)            | 福江  | 直営       | S61      | 33       | 24       | 122         | 96         | 34         |
| 61  | 大浜教職員宿舎(校長)              | 福江  | 直営       | S61      | 33       | 24       | 61          | 96         | 11         |
| 62  | 栂島教職員住宅(教員校長教頭)          | 福江  | 直営       | S61      | 33       | 50       | 202         | 324        | 0          |
| 63  | 大浜教職員宿舎(教頭)              | 福江  | 直営       | S61      | 33       | 24       | 61          | 96         | 0          |
| 64  | 本山教職員宿舎(翁中教頭)            | 福江  | 直営       | S62      | 32       | 24       | 61          | 0          | 7          |
| 65  | 奥浦小学校教員住宅(校長)            | 福江  | 直営       | S62      | 32       | 24       | 61          | 98         | 0          |
| 66  | 奥浦教職員住宅(教頭)              | 福江  | 直営       | S63      | 31       | 24       | 122         | 192        | 0          |
| 67  | 本山教職員宿舎(翁中校長)            | 福江  | 直営       | S63      | 31       | 24       | 61          | 96         | 155        |
| 68  | 玉之浦町教職員住宅                | 玉之浦 | 直営       | S63      | 31       | 24       | 67          | 112        | 0          |
| 69  | 蕨中学校教職員宿舎(校長)            | 福江  | 直営       | H2       | 29       | 24       | 61          | 102        | 0          |
| 70  | 黄島中学校教職員宿舎(教頭)           | 福江  | 直営       | H2       | 29       | 24       | 61          | 89         | 0          |
| 71  | 戸岐小学校教員住宅(教頭)            | 福江  | 直営       | H3       | 28       | 24       | 61          | 106        | 0          |
| 72  | へき地教員宿舎(奈小021)           | 奈留  | 直営       | H3       | 28       | 50       | 160         | 289        | 277        |
| 73  | 福江中学校教員宿舎                | 福江  | 直営       | H4       | 27       | 24       | 61          | 106        | 0          |
| 74  | 緑丘小学校教員宿舎                | 福江  | 直営       | H5       | 26       | 24       | 63          | 0          | 0          |
| 75  | 福江小学校教員宿舎(校長)            | 福江  | 直営       | H5       | 26       | 24       | 63          | 0          | 0          |
| 76  | 玉之浦中学校教職員住宅              | 玉之浦 | 直営       | H5       | 26       | 24       | 67          | 116        | 15         |
| 77  | 嵯峨島中学校教職員住宅<br>(海岸側)     | 三井楽 | 直営       | H5       | 26       | 24       | 198         | 284        | 468        |
| 78  | 玉之浦町教職員校長住宅              | 玉之浦 | 直営       | H7       | 24       | 24       | 77          | 0          | 0          |
| 79  | 教職員住宅岐中22号<br>・23号岐小15号  | 岐宿  | 直営       | H12      | 19       | 24       | 240         | 432        | 144        |
| 80  | 富江小・富江中校長住宅              | 富江  | 直営       | H15      | 16       | 24       | 162         | 0          | 0          |
| 81  | 富江教職員宿舎(小学校教頭住宅)         | 富江  | 直営       | H17      | 14       | 24       | 80          | 144        | 39         |
| 82  | 富江教職員宿舎(中学校教頭住宅)         | 富江  | 直営       | H17      | 14       | 24       | 80          | 144        | 95         |

| No. | 施設名                      | 地区  | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積 (㎡) | 収入 (千円) | 支出 (千円) |
|-----|--------------------------|-----|------|------|------|------|----------|---------|---------|
| 83  | 嵯峨島小学校教職員住宅<br>(2015建設分) | 三井楽 | 直営   | H27  | 4    | 24   | 212      | 470     | 0       |
| 合計  |                          |     |      |      |      |      | 9,308    | 9,811   | 5,210   |

※1 運営形態の「指定」は指定管理者を、「直営」は市直営管理を表します。

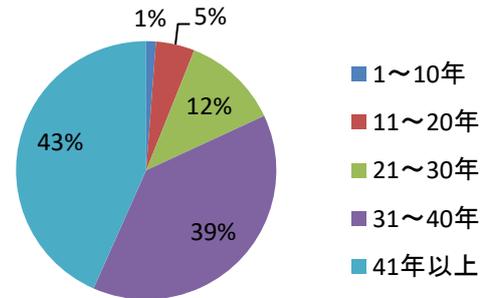
※2 耐用年数については、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）を参考に記載したもので、使用可能期間を示すものではありません。

※3 収入及び収支は、平成28年度の歳入歳出決算額を記載しています。

## ② 各種分析結果

### ア 築年数別状況

教職員住宅83棟の築年数別の内訳は、築年数が41年以上のものが30棟で全体の43%、31～40年が35棟で39%であり、31年以上の建物が約8割を占めています。教職員住宅の多くは民間の賃貸住宅が少なかった時代に、教職員の住まいの確保のために建設されており、時間の経過とともに老朽化した施設が多くなっています。



## イ 利用状況

教職員住宅の延べ利用者数を示したものです。なお、利用期間は平成28年4月から平成29年3月までの1年間です。

| No. | 施設名                    | 利用者数<br>(人) | No. | 施設名                     | 利用者数<br>(人) |
|-----|------------------------|-------------|-----|-------------------------|-------------|
| 1   | 富江教職員住宅（狩立1）           | 0           | 26  | 栲島地区教職員住宅（校長教頭）         | 730         |
| 2   | 教職員住宅<br>（奈小009・奈中008） | 1,095       | 27  | 奥浦中学校教職員住宅（校長）          | 0           |
| 3   | 玉之浦町教職員住宅（深浦）          | 365         | 28  | 嵯峨島小学校教頭住宅              | 365         |
| 4   | 玉之浦町教職員住宅（中須）          | 0           | 29  | 嵯峨島小学校教職員住宅（北側）         | 365         |
| 5   | 嵯峨島小学校教職員住宅            | 0           | 30  | 教職員住宅（船小012）            | 365         |
| 6   | 三井楽小学校校長住宅             | 365         | 31  | 久賀地区教職員住宅（校長教頭）         | 730         |
| 7   | 三井楽中学校校長住宅             | 0           | 32  | 岐宿中学校教職員住宅<br>（10号・11号） | 365         |
| 8   | 教職員住宅（奈中011）           | 365         | 33  | 岐宿中学校教職員住宅<br>（12号・15号） | 0           |
| 9   | 教職員住宅（奈小010）           | 365         | 34  | 三井楽小学校教頭住宅              | 365         |
| 10  | 富江教職員住宅（狩立6）           | 365         | 35  | 三井楽中学校教職員住宅             | 730         |
| 11  | 教職員住宅<br>（奈中013・奈小011） | 730         | 36  | 浜窄小学校教頭住宅               | 365         |
| 12  | 久賀島教員宿舎（蕨）             | 365         | 37  | 崎山中学校教職員住宅（校長教頭）        | 365         |
| 13  | 富江教職員住宅（鳩林1～4）         | 1,095       | 38  | 崎山小学校職員宿舎（校長）           | 0           |
| 14  | 川原小学校教職員住宅（7号）         | 365         | 39  | 黄島教職員宿舎（小中学校）           | 365         |
| 15  | 黄島教職員住宅（校長教頭）          | 365         | 40  | 岐宿中学校教職員住宅<br>（16号・17号） | 730         |
| 16  | 嵯峨島小中学校校長住宅            | 365         | 41  | 教職員住宅（奈小015）            | 1,460       |
| 17  | 嵯峨島中学校教頭住宅             | 365         | 42  | 栲島教職員宿舎（本窯）             | 2,190       |
| 18  | 教職員住宅（奈中014）           | 365         | 43  | 久賀島教職員宿舎                | 1,460       |
| 19  | 久賀島教職員宿舎（教頭住宅）         | 365         | 44  | 岳小学校教頭住宅                | 365         |
| 20  | 久賀教職員住宅（校長）            | 365         | 45  | 福江教職員宿舎（12戸建）           | 3,285       |
| 21  | 富江教職員住宅（月見6～8）         | 1,095       | 46  | 富江教職員住宅（天保1）            | 0           |
| 22  | 岐宿小学校教職員住宅（7号）         | 0           | 47  | 教職員住宅<br>（奈小016・奈中019）  | 1,460       |
| 23  | 山内小学校教職員住宅（9号）         | 0           | 48  | 教職員住宅（船小017）            | 365         |
| 24  | 岳小学校校長住宅               | 365         | 49  | 岐宿小学校教職員住宅（9号）          | 365         |
| 25  | 浜窄小学校校長住宅              | 365         | 50  | 岐宿中学校教職員住宅（19号）         | 365         |

| No. | 施設名                      | 利用者数<br>(人) | No. | 施設名                      | 利用者数<br>(人) |
|-----|--------------------------|-------------|-----|--------------------------|-------------|
| 51  | 川原小学校教職員住宅（9号）           | 365         | 68  | 玉之浦町教職員住宅                | 365         |
| 52  | 山内小学校教職員住宅（12号）          | 365         | 69  | 蕨中学校教職員宿舎（校長）            | 365         |
| 53  | 嵯峨島中学校教職員住宅              | 365         | 70  | 黄島中学校教職員宿舎（教頭）           | 365         |
| 54  | 奈留小学校校長住宅（奈小018）         | 365         | 71  | 戸岐小学校教員住宅（教頭）            | 365         |
| 55  | へき地教員住宅<br>（奈小017、奈中020） | 365         | 72  | へき地教員宿舎（奈小021）           | 1,460       |
| 56  | 岐宿小学校教職員住宅（10号）          | 365         | 73  | 福江中学校教員宿舎                | 365         |
| 57  | 奈留中学校校長住宅（奈中021）         | 365         | 74  | 緑丘小学校教員宿舎                | 0           |
| 58  | 崎山小学校教職員住宅（教頭）           | 365         | 75  | 福江小学校教員宿舎（校長）            | 0           |
| 59  | 三井楽小学校教職員住宅              | 730         | 76  | 玉之浦中学校教職員住宅              | 365         |
| 60  | 本山教職員宿舎（校長教頭）            | 365         | 77  | 嵯峨島中学校教職員住宅<br>（海岸側）     | 365         |
| 61  | 大浜教職員宿舎（校長）              | 365         | 78  | 玉之浦町教職員校長住宅              | 0           |
| 62  | 梶島教職員住宅（教員校長教頭）          | 1,095       | 79  | 教職員住宅岐中22号<br>・23号岐小15号  | 1,095       |
| 63  | 大浜教職員宿舎（教頭）              | 365         | 80  | 富江小・富江中校長住宅              | 0           |
| 64  | 本山教職員宿舎（翁中教頭）            | 0           | 81  | 富江教職員宿舎（小学校教頭住宅）         | 365         |
| 65  | 奥浦小学校教員住宅（校長）            | 365         | 82  | 富江教職員宿舎（中学校教頭住宅）         | 365         |
| 66  | 奥浦教職員住宅（教頭）              | 730         | 83  | 嵯峨島小学校教職員住宅<br>（2015建設分） | 1,460       |
| 67  | 本山教職員宿舎（翁中校長）            | 365         |     |                          |             |

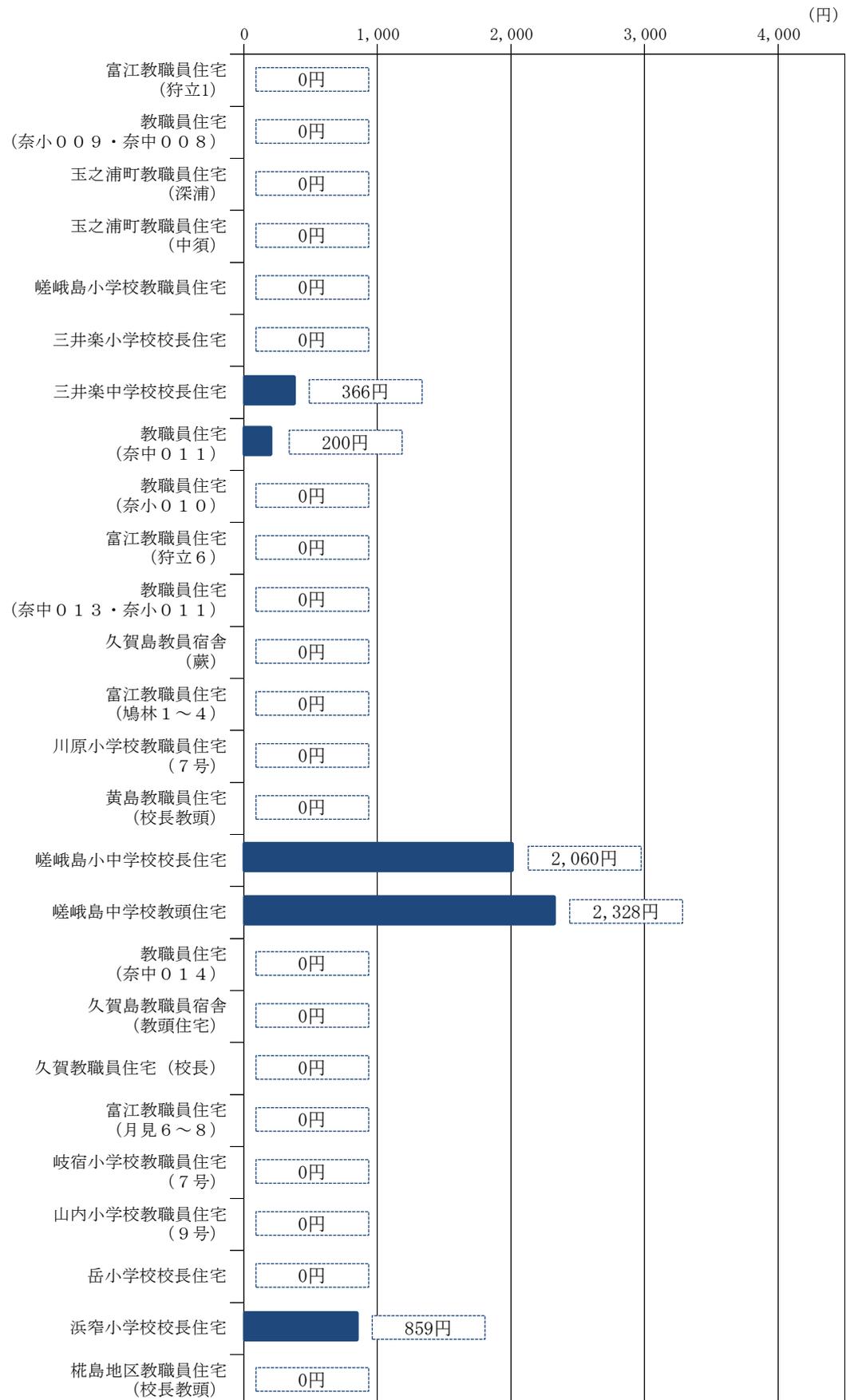
※1 各住宅の入居者の世帯員構成を把握していないことから、入居実績がある住宅の入居者を1人と仮定して、これを基に利用者数を推計しています。

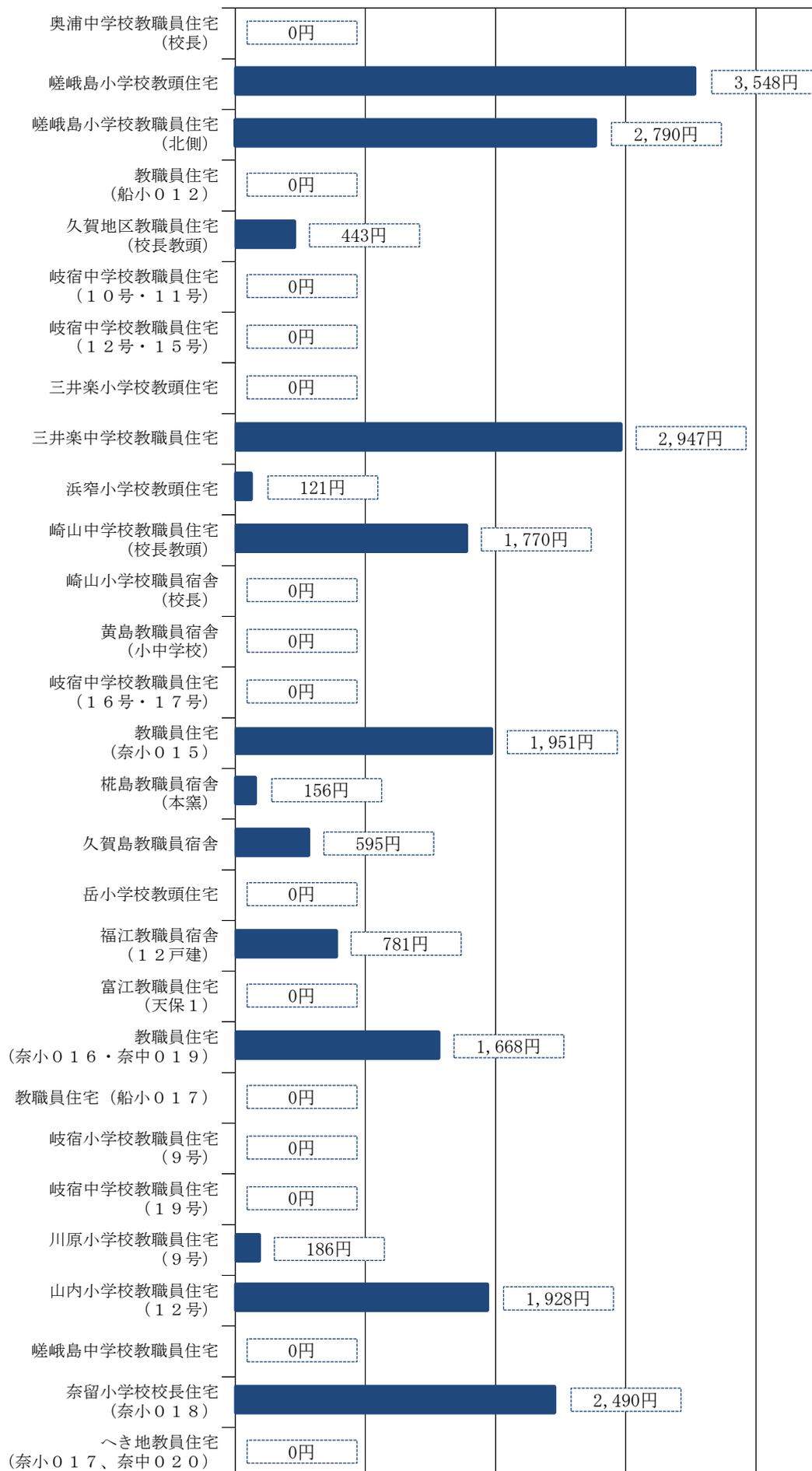
※2 「富江教職員住宅（狩立1）」は、平成29年度中に解体しています。

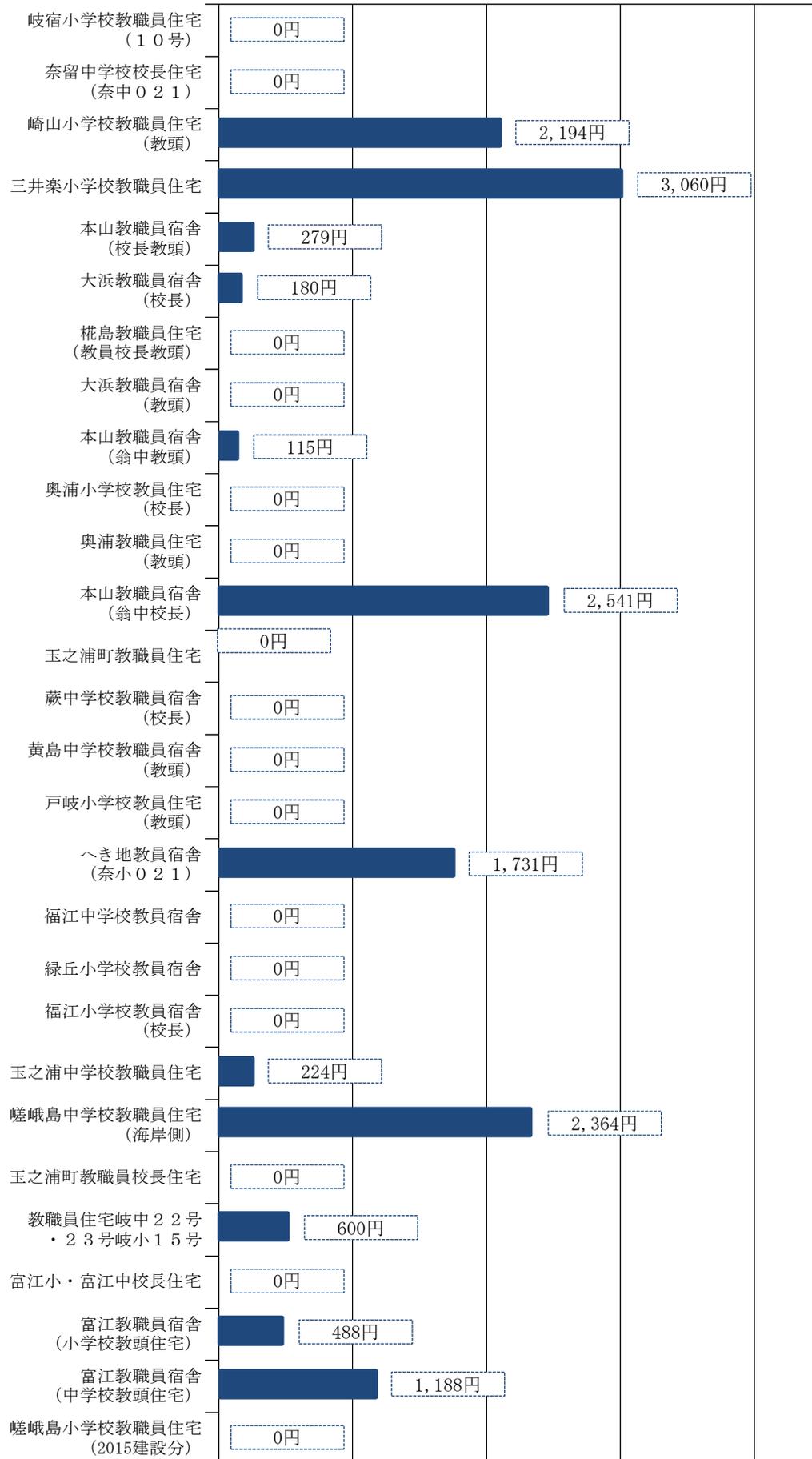
※3 「嵯峨島小学校教職員住宅」は、平成27年度中に解体しています。

ウ 1㎡当たりの運営コスト状況

管理運営経費と総延床面積から1㎡当たりのコストを比較したものです。

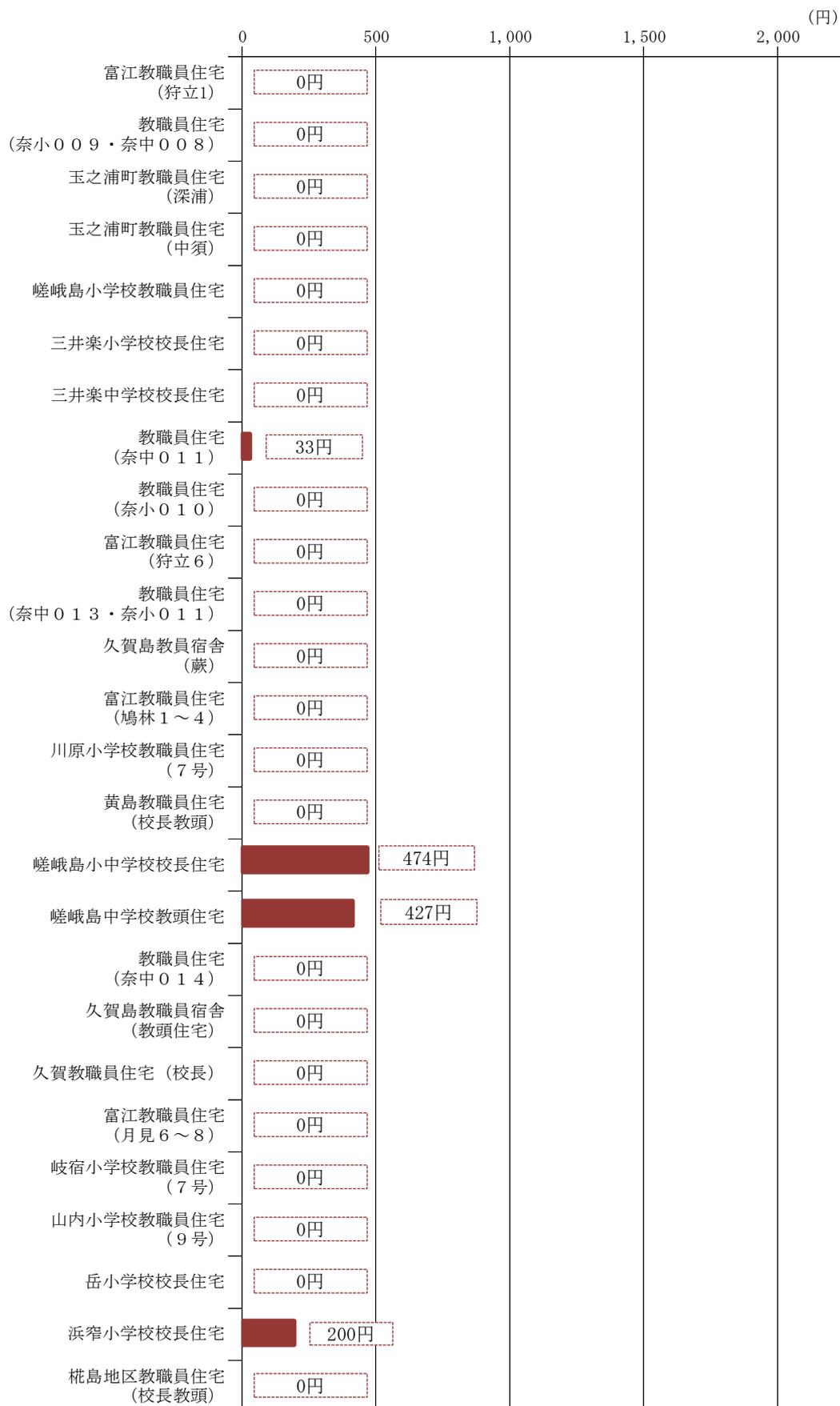






エ 利用者1人当たりの運営コスト状況

管理運営経費と利用者数から1人当たりのコストを比較したものです。

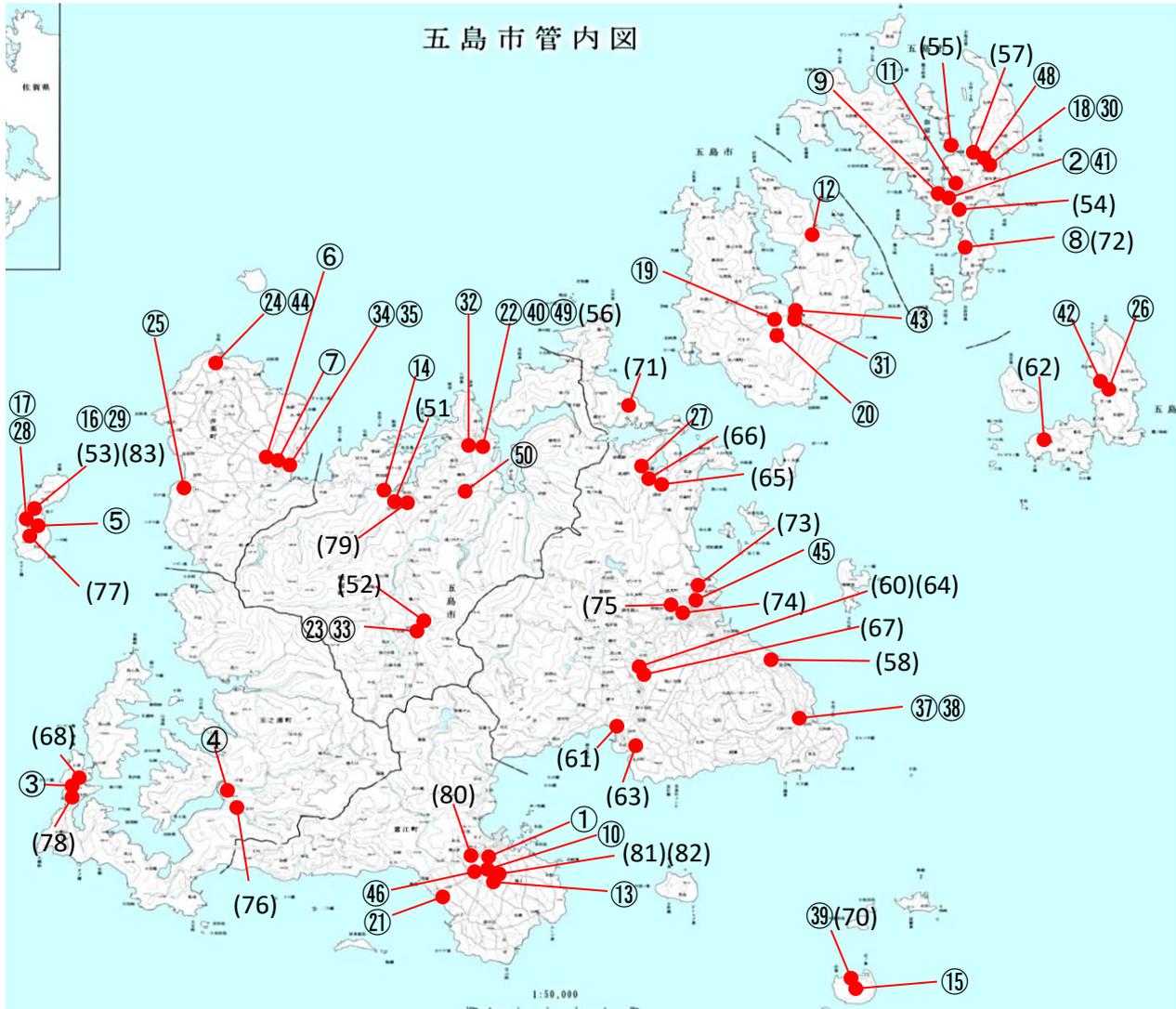


|                          |      |  |  |  |
|--------------------------|------|--|--|--|
| 奥浦中学校教職員住宅<br>(校長)       | 0円   |  |  |  |
| 嵯峨島小学校教頭住宅               | 603  |  |  |  |
| 嵯峨島小学校教職員住宅<br>(北側)      | 474円 |  |  |  |
| 教職員住宅<br>(船小012)         | 0円   |  |  |  |
| 久賀地区教職員住宅<br>(校長教頭)      | 74円  |  |  |  |
| 岐宿中学校教職員住宅<br>(10号・11号)  | 0円   |  |  |  |
| 岐宿中学校教職員住宅<br>(12号・15号)  | 0円   |  |  |  |
| 三井楽小学校教頭住宅               | 0円   |  |  |  |
| 三井楽中学校教職員住宅              | 533  |  |  |  |
| 浜窄小学校教頭住宅                | 22円  |  |  |  |
| 崎山中学校教職員住宅<br>(校長教頭)     | 592円 |  |  |  |
| 崎山小学校職員宿舎<br>(校長)        | 0円   |  |  |  |
| 黄島教職員宿舎<br>(小中学校)        | 0円   |  |  |  |
| 岐宿中学校教職員住宅<br>(16号・17号)  | 0円   |  |  |  |
| 教職員住宅<br>(奈小015)         | 326円 |  |  |  |
| 枕島教職員宿舎<br>(本黨)          | 21円  |  |  |  |
| 久賀島教職員宿舎                 | 120円 |  |  |  |
| 岳小学校教頭住宅                 | 0円   |  |  |  |
| 福江教職員宿舎<br>(12戸建)        | 105円 |  |  |  |
| 富江教職員住宅<br>(天保1)         | 0円   |  |  |  |
| 教職員住宅<br>(奈小016・奈中019)   | 279円 |  |  |  |
| 教職員住宅(船小017)             | 0円   |  |  |  |
| 岐宿小学校教職員住宅<br>(9号)       | 0円   |  |  |  |
| 岐宿中学校教職員住宅<br>(19号)      | 0円   |  |  |  |
| 川原小学校教職員住宅<br>(9号)       | 49円  |  |  |  |
| 山内小学校教職員住宅<br>(12号)      | 512円 |  |  |  |
| 嵯峨島中学校教職員住宅              | 0円   |  |  |  |
| 奈留小学校校長住宅<br>(奈小018)     | 682円 |  |  |  |
| へき地教員住宅<br>(奈小017、奈中020) | 0円   |  |  |  |

|                          |        |  |  |  |
|--------------------------|--------|--|--|--|
| 岐宿小学校教職員住宅<br>(10号)      | 0円     |  |  |  |
| 奈留中学校校長住宅<br>(奈中021)     | 0円     |  |  |  |
| 崎山小学校教職員住宅<br>(教頭)       | 403円   |  |  |  |
| 三井楽小学校教職員住宅              | 562円   |  |  |  |
| 本山教職員宿舎<br>(校長教頭)        | 93円    |  |  |  |
| 大浜教職員宿舎<br>(校長)          | 30円    |  |  |  |
| 柁島教職員住宅<br>(教員校長教頭)      | 0円     |  |  |  |
| 大浜教職員宿舎<br>(教頭)          | 0円     |  |  |  |
| 本山教職員宿舎<br>(翁中教頭)        | 0円     |  |  |  |
| 奥浦小学校教員住宅<br>(校長)        | 0円     |  |  |  |
| 奥浦教職員住宅<br>(教頭)          | 0円     |  |  |  |
| 本山教職員宿舎<br>(翁中校長)        | 425円   |  |  |  |
| 玉之浦町教職員住宅                | 0円     |  |  |  |
| 蕨中学校教職員宿舎<br>(校長)        | 0円     |  |  |  |
| 黄島中学校教職員宿舎<br>(教頭)       | 0円     |  |  |  |
| 戸岐小学校教員住宅<br>(教頭)        | 0円     |  |  |  |
| へき地教員宿舎<br>(奈小021)       | 190円   |  |  |  |
| 福江中学校教員宿舎                | 0円     |  |  |  |
| 緑丘小学校教員宿舎                | 0円     |  |  |  |
| 福江小学校教員宿舎<br>(校長)        | 0円     |  |  |  |
| 玉之浦中学校教職員住宅              | 41円    |  |  |  |
| 嵯峨島中学校教職員住宅<br>(海岸側)     | 1,282円 |  |  |  |
| 玉之浦町教職員校長住宅              | 0円     |  |  |  |
| 教職員住宅岐中22号<br>・23号岐小15号  | 132円   |  |  |  |
| 富江小・富江中校長住宅              | 0円     |  |  |  |
| 富江教職員宿舎<br>(小学校教頭住宅)     | 107円   |  |  |  |
| 富江教職員宿舎<br>(中学校教頭住宅)     | 260円   |  |  |  |
| 嵯峨島小学校教職員住宅<br>(2015建設分) | 0円     |  |  |  |

オ 施設の配置状況

対象施設の配置状況を示しています。



| No. | 施設名                 | No. | 施設名                 | No. | 施設名              | No. | 施設名                  | No. | 施設名                  |
|-----|---------------------|-----|---------------------|-----|------------------|-----|----------------------|-----|----------------------|
| ①   | 富江教職員住宅 (狩立1)       | ⑩   | 富江教職員住宅 (狩立6)       | ⑲   | 久賀島教職員宿舎 (教頭住宅)  | ⑳   | 嵯峨島小学校教頭住宅           | ⑳   | 崎山中学校教職員住宅 (校長教頭)    |
| ②   | 教職員住宅 (奈小009・奈中008) | ⑪   | 教職員住宅 (奈中013・奈小011) | ⑳   | 久賀教職員住宅 (校長)     | ㉑   | 嵯峨島小学校教職員住宅 (北側)     | ㉑   | 崎山小学校職員宿舎 (校長)       |
| ③   | 玉之浦町教職員住宅 (深浦)      | ⑫   | 久賀島教職員宿舎 (蔵)        | ㉒   | 富江教職員住宅 (月見6～8)  | ㉒   | 教職員住宅 (船小012)        | ㉒   | 黄島教職員宿舎 (小中学校)       |
| ④   | 玉之浦町教職員住宅 (中須)      | ⑬   | 富江教職員住宅 (鳩林1～4)     | ㉓   | 岐宿小学校教職員住宅 (7号)  | ㉓   | 久賀地区教職員住宅 (校長教頭)     | ㉓   | 岐宿中学校教職員住宅 (16号・17号) |
| ⑤   | 嵯峨島小学校教職員住宅         | ⑭   | 川原小学校教職員住宅 (7号)     | ㉔   | 山内小学校教職員住宅 (9号)  | ㉔   | 岐宿中学校教職員住宅 (10号・11号) | ㉔   | 教職員住宅 (奈小015)        |
| ⑥   | 三井楽小学校校長住宅          | ⑮   | 黄島教職員住宅 (校長教頭)      | ㉕   | 岳小学校校長住宅         | ㉕   | 岐宿中学校教職員住宅 (12号・15号) | ㉕   | 枕島教職員宿舎 (本寮)         |
| ⑦   | 三井楽中学校校長住宅          | ⑯   | 嵯峨島小中学校校長住宅         | ㉖   | 浜窄小学校校長住宅        | ㉖   | 三井楽小学校教頭住宅           | ㉖   | 久賀島教職員宿舎             |
| ⑧   | 教職員住宅 (奈中011)       | ⑰   | 嵯峨島中学校教頭住宅          | ㉗   | 枕島地区教職員住宅 (校長教頭) | ㉗   | 三井楽中学校教職員住宅          | ㉗   | 岳小学校教頭住宅             |
| ⑨   | 教職員住宅 (奈小010)       | ⑱   | 教職員住宅 (奈中014)       | ㉘   | 奥浦中学校教職員住宅 (校長)  | ㉘   | 浜窄小学校教頭住宅            | ㉘   | 福江教職員宿舎 (12戸建)       |

| No.  | 施設名                | No.  | 施設名                  | No.  | 施設名             | No.  | 施設名              | No.  | 施設名                  |
|------|--------------------|------|----------------------|------|-----------------|------|------------------|------|----------------------|
| ④⑥   | 富江教職員住宅（天保1）       | (54) | 奈留小学校校長住宅（奈小018）     | (62) | 梶島教職員住宅（教員校長教頭） | (70) | 黄島中学校教職員宿舎（教頭）   | (78) | 玉之浦町教職員校長住宅          |
| ④⑦   | 教職員住宅（奈小016・奈中019） | (55) | へき地教員住宅（奈小017、奈中020） | (63) | 大浜教職員宿舎（教頭）     | (71) | 戸岐小学校教員住宅（教頭）    | (79) | 教職員住宅岐中22号・23号岐小15号  |
| ④⑧   | 教職員住宅（船小017）       | (56) | 岐宿小学校教職員住宅（10号）      | (64) | 本山教職員宿舎（翁中教頭）   | (72) | へき地教員宿舎（奈小021）   | (80) | 富江小・富江中校長住宅          |
| ④⑨   | 岐宿小学校教職員住宅（9号）     | (57) | 奈留中学校校長住宅（奈中021）     | (65) | 奥浦小学校教員住宅（校長）   | (73) | 福江中学校教員宿舎        | (81) | 富江教職員宿舎（小学校教頭住宅）     |
| ⑤⑩   | 岐宿中学校教職員住宅（19号）    | (58) | 崎山小学校教職員住宅（教頭）       | (66) | 奥浦教職員住宅（教頭）     | (74) | 緑丘小学校教員宿舎        | (82) | 富江教職員宿舎（中学校教頭住宅）     |
| (51) | 川原小学校教職員住宅（9号）     | (59) | 三井楽小学校教職員住宅          | (67) | 本山教職員宿舎（翁中校長）   | (75) | 福江小学校教員宿舎（校長）    | (83) | 嵯峨島小学校教職員住宅（2015建設分） |
| (52) | 山内小学校教職員住宅（12号）    | (60) | 本山教職員宿舎（校長教頭）        | (68) | 玉之浦町教職員住宅       | (76) | 玉之浦中学校教職員住宅      |      |                      |
| (53) | 嵯峨島中学校教職員住宅        | (61) | 大浜教職員宿舎（校長）          | (69) | 蔵中学校教職員宿舎（校長）   | (77) | 嵯峨島中学校教職員住宅（海岸側） |      |                      |

### ③ 施設について

#### ア 施設の役割

五島市外から五島市立学校に赴任する教職員にとって、住居の確保はたいへん大きな問題です。このような教職員に対し生活の拠点となる住宅を提供することで、住居の心配をすることなく安心して生活を行うことができます。また、教職員が赴任する学校がある地域で生活することにより、地域住民との関わり合いが増えることとなり、結果としてそれぞれの地域の子供たちの特性に合った教育を行うことに繋がっていくと考えます。

#### イ 現状と課題

教職員住宅の約7割が昭和50年代までに建設されていることから分かるように、そのほとんどが民間の賃貸住宅が今のように整備されていない時代に教職員の生活の拠点となる住宅を確保するために建設されています。

現在は、当時と比べ道路や交通網が格段に整備され、自動車を利用した通勤圏が拡大しています。また、民間の賃貸住宅の整備率が向上していることなどから教職員が教職員住宅へ入居する割合は年々下がっており、平成28年度末における入居者の約半数は、使用していない教職員住宅を貸し付けた一般市民となっています。

#### ウ 今後の施設の考え方

教職員住宅の入居率が下がってきていることから、教職員住宅の必要性も以前と比べて低くなっていると思われます。このことから、今後は民間の賃貸住宅が少ない2次離島地域の教職員住宅や各学校の校長住宅、教頭住宅についてのみ更新を行うこととし、その他の住宅については原則として更新を行わず、老朽化した建物から順次解体し、撤去していくことにしています。

④ 適正配置の検討結果

現状や課題、今後の施設の考え方を踏まえ、すべての施設の適正配置の時期を第1期から第4期までに区分します。

また、第1期の対象施設については「現状維持」「適正化」「複合化」「集約化」「民活化」「廃止」「譲渡」といった方向性を検討し、より具体的な適正配置の実施時期、方法を検討します。

| 第1期<br>(H30～R8)         | 第2期<br>(R9～R18)         | 第3期<br>(R19～R28)         | 第4期<br>(R29～R38)      |
|-------------------------|-------------------------|--------------------------|-----------------------|
| 玉之浦町教職員住宅<br>(中須)       | 教職員住宅<br>(奈小9・奈中8)      | 黄島教職員宿舎<br>(小中学校)        | 枕島教職員住宅<br>(教員 校長 教頭) |
| 川原小学校教職員住宅<br>(7号)      | 玉之浦町教職員住宅<br>(深浦)       | 枕島教職員宿舎(本窯)              |                       |
| 山内小学校教職員住宅<br>(9号)      | 三井楽小学校校長住宅              | 久賀島教職員宿舎                 |                       |
| 浜窄小学校校長住宅               | 三井楽中学校校長住宅              | 福江教職員宿舎<br>(12戸建)        |                       |
| 岐宿中学校教職員住宅<br>(12号・15号) | 教職員住宅(奈中011)            | へき地教員宿舎<br>(奈小021)       |                       |
| 浜窄小学校教頭住宅               | 教職員住宅(奈小010)            | 富江小・富江中校長住宅              |                       |
| 玉之浦町教職員住宅               | 富江教職員住宅<br>(狩立5・6)      | 富江教職員宿舎<br>(小学校教頭住宅)     |                       |
|                         | 教職員住宅<br>(奈中13・奈小11)    | 富江教職員宿舎<br>(中学校教頭住宅)     |                       |
|                         | 久賀島教員宿舎(蔵)              | 嵯峨島小学校教職員住宅<br>(2015建設分) |                       |
|                         | 富江教職員住宅<br>(鳩林1～4)      |                          |                       |
|                         | 黄島教職員住宅<br>(校長 教頭)      |                          |                       |
|                         | 嵯峨島小中学校校長住宅             |                          |                       |
|                         | 嵯峨島中学校教頭住宅              |                          |                       |
|                         | 教員住宅(奈中014)             |                          |                       |
|                         | 久賀島教職員宿舎<br>(教頭住宅)      |                          |                       |
|                         | 久賀教職員住宅(校長)             |                          |                       |
|                         | 富江教職員住宅<br>(月見6～8)      |                          |                       |
|                         | 岐宿小学校教職員住宅<br>(7号)      |                          |                       |
|                         | 岳小学校校長住宅                |                          |                       |
|                         | 枕島地区教職員住宅<br>(校長 教頭)    |                          |                       |
|                         | 奥浦中学校教職員住宅<br>(校長)      |                          |                       |
|                         | 嵯峨島小学校教頭住宅              |                          |                       |
|                         | 嵯峨島小学校教職員住宅<br>(北側)     |                          |                       |
|                         | 教員住宅(船小012)             |                          |                       |
|                         | 久賀地区教職員住宅<br>(校長 教頭)    |                          |                       |
|                         | 岐宿中学校教職員住宅<br>(10号・11号) |                          |                       |
|                         | 三井楽小学校教頭住宅              |                          |                       |
|                         | 三井楽中学校教職員住宅             |                          |                       |
|                         | 崎山中学校教職員住宅<br>(校長 教頭)   |                          |                       |
|                         | 崎山小学校職員宿舎<br>(校長)       |                          |                       |
|                         | 教職員住宅(奈小015)            |                          |                       |

| 第1期<br>(H30～R8) | 第2期<br>(R9～R18)  | 第3期<br>(R19～R28) | 第4期<br>(R29～R38) |
|-----------------|--|------------------|------------------|
|                 | 岐宿中学校教職員住宅<br>(16号・17号)<br>岳小学校教頭住宅<br>富江教職員住宅<br>(天保1)<br>教職員住宅<br>(奈小016・奈中019)<br>教職員住宅(船小017)<br>岐宿小学校教職員住宅<br>(9号)<br>岐宿中学校教職員住宅<br>(19号)<br>川原小学校教職員住宅<br>(9号)<br>山内小学校教職員住宅<br>(12号)<br>嵯峨島中学校教職員住宅<br>奈留小学校校長住宅<br>(奈小018)<br>へき地教員住宅<br>(奈小017・奈中020)<br>岐宿小学校教職員住宅<br>(10号)<br>奈留中学校校長住宅<br>(奈中021)<br>崎山小学校教職員住宅<br>(教頭)<br>三井楽小学校教職員住宅<br>本山教職員宿舎<br>(校長 教頭)<br>大浜教職員宿舎(校長)<br>大浜教職員宿舎(教頭)<br>本山教職員宿舎<br>(翁中教頭)<br>奥浦小学校教員住宅<br>(校長)<br>奥浦教職員住宅(教頭)<br>本山教職員宿舎<br>(翁中校長)<br>蕨中学校教職員宿舎<br>(校長)<br>黄島中学校教職員宿舎<br>(教頭)<br>戸岐小学校教員住宅<br>(教頭)<br>福江中学校教員宿舎<br>緑丘小学校教員宿舎<br>福江小学校教員宿舎<br>(校長)<br>玉之浦中学校教職員住宅<br>嵯峨島中学校教職員住宅<br>(海岸側)<br>玉之浦町教職員校長住宅<br>教職員住宅 岐中22号・<br>23号・岐小15号 |                  |                  |



※第1期の計画期間は、五島市公共施設等総合管理計画の期間と合わせるため、9年間としています。

| No. | 施設名                  | 方向性 | H30 | R1 (H31)                                      | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|-----|----------------------|-----|-----|---|----|----|----|----|----|----|----|
| 1   | 玉之浦町教職員住宅 (中須)       | 廃止  |     | 廃止  |    |    |    |    |    |    |    |
|     |                      |     | 説明  | 現在は誰も入居しておらず、教職員住宅としての設置の必要性が低いことから廃止して解体します。 |    |    |    |    |    |    |    |
| 2   | 川原小学校教職員住宅 (7号)      | 廃止  |     | 廃止  |    |    |    |    |    |    |    |
|     |                      |     | 説明  | 教職員住宅としては、今後も利用する見込みがないことから廃止して解体します。         |    |    |    |    |    |    |    |
| 3   | 山内小学校教職員住宅 (9号)      | 廃止  |     | 廃止  |    |    |    |    |    |    |    |
|     |                      |     | 説明  | 現在は誰も入居しておらず、教職員住宅としての設置の必要性が低いことから廃止して解体します。 |    |    |    |    |    |    |    |
| 4   | 浜窄小学校校長住宅            | 廃止  |     |   |    |    |    |    |    | 廃止 |    |
|     |                      |     | 説明  | 廃校後に売却することを検討するが、売却による処分ができなかった場合は、廃止して解体します。 |    |    |    |    |    |    |    |
| 5   | 岐宿中学校教職員住宅 (12号・15号) | 廃止  |     | 廃止  |    |    |    |    |    |    |    |
|     |                      |     | 説明  | 教職員住宅としては、今後も利用する見込みがないことから廃止して解体します。         |    |    |    |    |    |    |    |
| 6   | 浜窄小学校教頭住宅            | 廃止  |     |   |    |    |    |    |    | 廃止 |    |
|     |                      |     | 説明  | 廃校後に売却することを検討するが、売却による処分ができなかった場合は、廃止して解体します。 |    |    |    |    |    |    |    |
| 7   | 玉之浦町教職員住宅            | 廃止  |     |   |    |    |    |    |    | 廃止 |    |
|     |                      |     | 説明  | 廃校後に売却することを検討するが、売却による処分ができなかった場合は、廃止して解体します。 |    |    |    |    |    |    |    |

※1 第2期以降に施設名がある施設は、第2期以降の個別計画の策定までにその方向性を検討します。

※2 「富江教職員住宅(狩立1)」は、平成29年度中に解体しています。

※3 「嵯峨島小学校教職員住宅」は、平成27年度中に解体しています。

◆分類用語の定義◆

- ① 現状維持 … 計画的に予防保全することで長寿命化を図り、適切な時期に維持更新を行う施設
- ② 適正化 … 将来、需要の増加又は減少が見込まれることから更新時に規模の拡大又は縮小を行う施設
- ③ 複合化 … 別々の用途の施設を一つの建築物内に集める複合化を行う施設
- ④ 集約化 … 同一用途の施設を一つの建築物内に集める集約化を行う施設
- ⑤ 民活化 … 民間事業者等資金やノウハウを活用し、施設の建替費用の圧縮や公共施設サービスの質の向上を図る施設
- ⑥ 廃止 … 用途廃止等により遊休資産となっている施設のうち、老朽化が著しく大規模改修を要するため解体する施設  
他の施設との集約化や民間施設の活用により必要性が失われ、解体する施設
- ⑦ 譲渡 … 遊休資産となっている施設のうち、比較的新しく安全性に問題がないため売却又は譲渡をする施設  
地域や民間事業者が独自に運営を行っているものや民間で運営可能と見込まれるため、売却又は譲渡をする施設

(5) その他教育施設

① 対象施設一覧

| No. | 施設名            | 地区  | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積 (㎡) | 収入 (千円) | 支出 (千円) |
|-----|----------------|-----|------|------|------|------|----------|---------|---------|
| 1   | 久賀スクールバス給食車庫   | 福江  | 直営   | S62  | 32   | 40   | 35       | 0       | 0       |
| 2   | 大宝スクールバス待合所    | 玉之浦 | 直営   | H2   | 29   | 24   | 48       | 0       | 0       |
| 3   | 幾久山スクールバス待合所   | 玉之浦 | 直営   | H2   | 29   | 24   | 18       | 0       | 0       |
| 4   | 玉之浦中学校スクールバス車庫 | 玉之浦 | 直営   | H3   | 28   | 40   | 177      | 0       | 0       |
| 合計  |                |     |      |      |      |      | 278      | 0       | 0       |

※1 運営形態の「指定」は指定管理者を、「直営」は市直営管理を表します。

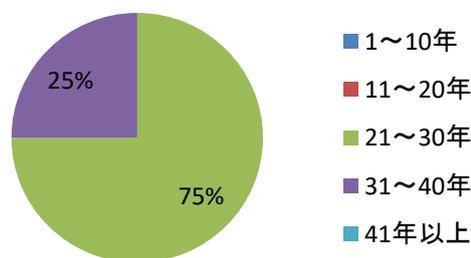
※2 耐用年数については、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）を参考に記載したもので、使用可能期間を示すものではありません。

※3 収入及び収支は、平成28年度の歳入歳出決算額を記載しています。

② 各種分析結果

ア 築年数別状況

その他教育施設については、建築年数が31年以上のものが1棟、21～30年のものが3棟という結果になっています。対象施設のうち、半数は既に耐用年数を経過していますが、児童生徒数の減少から全く利用されていないものもあります。



イ 利用状況

その他教育施設の延べ利用者数を示したものです。なお、利用期間は平成28年4月から平成29年3月までの1年間です。

| No. | 施設名          | 利用者数 (人) | No. | 施設名            | 利用者数 (人) |
|-----|--------------|----------|-----|----------------|----------|
| 1   | 久賀スクールバス給食車庫 | 579      | 3   | 幾久山スクールバス待合所   | 0        |
| 2   | 大宝スクールバス待合所  | 1,158    | 4   | 玉之浦中学校スクールバス車庫 | 10,422   |

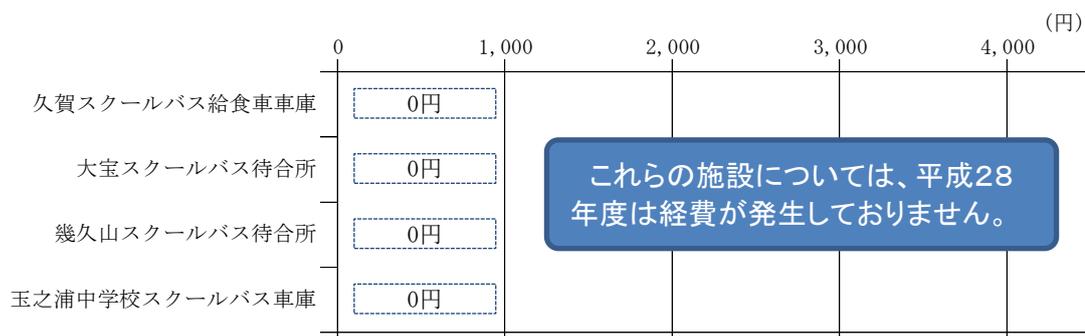
※ 利用者数は、平成28年5月1日現在の各施設を利用する児童数を基に次の計算式により推計した数字です。

(施設を利用する児童生徒数) × 193日

◆ 「193日」は、平成28年度の学校営業日の日数です。

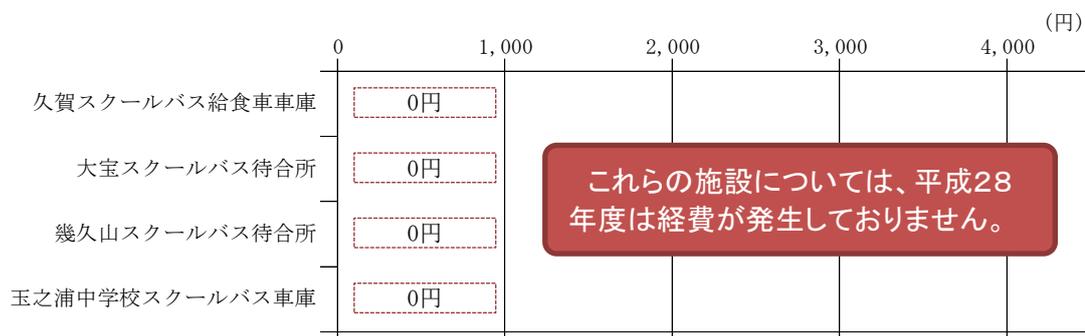
ウ 1㎡当たりの運営コスト状況

管理運営経費と総延床面積から1㎡当たりのコストを比較したものです。



エ 利用者1人当たりの運営コスト状況

管理運営経費と利用者数から1人当たりのコストを比較したものです。



オ 施設の配置状況

対象施設の配置状況を示しています。



| No. | 施設名          | No. | 施設名            |
|-----|--------------|-----|----------------|
| ①   | 久賀スクールバス給食車庫 | ③   | 幾久山スクールバス待合所   |
| ②   | 大宝スクールバス待合所  | ④   | 玉之浦中学校スクールバス車庫 |

③ 施設について

ア 施設の役割

久賀スクールバス給食車庫及び玉之浦中学校スクールバス車庫は、児童生徒が通学に利用するスクールバス等を格納する施設です。スクールバス等については屋根つきの車庫に格納することにより車体の老朽化を遅らせ、スクールバスを長期間の使用することができるようになります。

大宝スクールバス待合所及び幾久山スクールバス待合所は、バスを待つ児童生徒が日差しや風雨から身を守るための施設です。

イ 現状と課題

現在のところ、久賀スクールバス給食車庫、大宝スクールバス待合所及び玉之浦中学校スクールバス車庫のいずれについても維持管理費は全くかかっていませんが、築後27年～31年が経過しており老朽化が進んでいるため、今後は予防保全的な改修が必要となってきます。

なお、幾久山スクールバス待合所については、利用する児童生徒がいないため廃止し、解体する予定です。

ウ 今後の施設の考え方

遠方から通学する児童生徒にとって、スクールバスは就学のためになくてはならないものであり、その車庫を含めこれらすべての施設は、学校が存続している限り必要な施設です。一方で今後は、更なる児童生徒数の減少も見込まれることから、施設の更新が必要になった場合には適正規模の施設に見直す必要があります。

④ 適正配置の検討結果

現状や課題、今後の施設の考え方を踏まえ、すべての施設の適正配置の時期を第1期から第4期までに区分します。

また、第1期の対象施設については「現状維持」「適正化」「複合化」「集約化」「民活化」「廃止」「譲渡」といった方向性を検討し、より具体的な適正配置の実施時期、方法を検討します。

| 第1期<br>(H30～R8) | 第2期<br>(R9～R18)                               | 第3期<br>(R19～R28) | 第4期<br>(R29～R38) |
|-----------------|---|------------------|------------------|
| 幾久山スクールバス待合所    | 久賀スクールバス給食車庫<br>玉之浦中学校スクールバス車庫<br>大宝スクールバス待合所 |                  |                  |

※第1期の計画期間は、五島市公共施設等総合管理計画の期間と合わせるため、9年間としています。

| No. | 施設名          | 方向性 | H30 | R1<br>(H31)                       | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|-----|--------------|-----|-----|-----------------------------------|----|----|----|----|----|----|----|
| 1   | 幾久山スクールバス待合所 | 廃止  |     |                                   |    |    |    |    | 廃止 |    |    |
|     |              |     | 説明  | 利用している児童、生徒がいないため、令和6年度を目途に廃止します。 |    |    |    |    |    |    |    |

※ 第2期以降に施設名がある施設は、第2期以降の個別計画の策定までにその方向性を検討します。

◆分類用語の定義◆

- ① 現状維持 … 計画的に予防保全することで長寿命化を図り、適切な時期に維持更新を行う施設
- ② 適正化 … 将来、需要の増加又は減少が見込まれることから更新時に規模の拡大又は縮小を行う施設
- ③ 複合化 … 別々の用途の施設を一つの建築物内に集める複合化を行う施設
- ④ 集約化 … 同一用途の施設を一つの建築物内に集める集約化を行う施設
- ⑤ 民活化 … 民間事業者等資金やノウハウを活用し、施設の建替費用の圧縮や公共施設サービスの質の向上を図る施設
- ⑥ 廃止 … 用途廃止等により遊休資産となっている施設のうち、老朽化が著しく大規模改修を要するため解体する施設  
他の施設との集約化や民間施設の活用により必要性が失われ、解体する施設
- ⑦ 譲渡 … 遊休資産となっている施設のうち、比較的新しく安全性に問題がないため売却又は譲渡をする施設  
地域や民間事業者が独自に運営を行っているものや民間で運営可能と見込まれるため、売却又は譲渡をする施設

## 6 子育て支援施設

### (1) 幼稚園

#### ① 対象施設一覧

| No. | 施設名   | 地区 | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積 (㎡) | 収入 (千円) | 支出 (千円) |
|-----|-------|----|------|------|------|------|----------|---------|---------|
| 1   | 福江幼稚園 | 福江 | 直営   | H5   | 26   | 60   | 1,238    | 2,344   | 9,413   |
| 合計  |       |    |      |      |      |      | 1,238    | 2,344   | 9,413   |

※1 運営形態の「指定」は指定管理者を、「直営」は市直営管理を表します。

※2 耐用年数については、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）を参考に記載したもので、使用可能期間を示すものではありません。

※3 収入及び収支は、平成28年度の歳入歳出決算額を記載しています。

#### ② 各種分析結果

##### ア 築年数別状況

福江幼稚園については、昭和10年に開園し、平成5年に現在の新園舎に建替えを行っており、建築後26年を経過します。

建物は、間もなく法定耐用年数の半分を経過する時期を迎え、施設の一部には経年劣化による不具合もあり、大規模な改修が必要な時期を迎えています。なお、建物の耐震性については、新耐震基準に基づき建築された建物であるため、緊急を要するような対応は必要ないと思われまます。

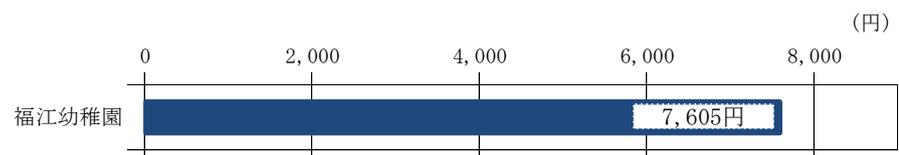
##### イ 利用状況

幼稚園の延べ利用者数を示したものです。なお、利用期間は平成28年4月から平成29年3月までの1年間です。

| No. | 施設名   | 利用者数 (人) |
|-----|-------|----------|
| 1   | 福江幼稚園 | 4,776    |

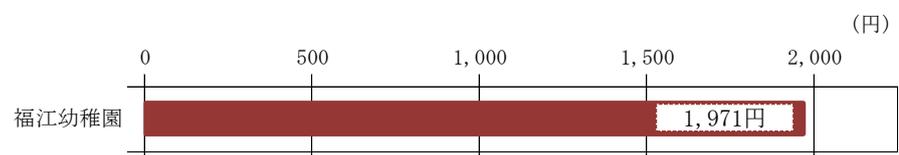
##### ウ 1㎡当たりの運営コスト状況

管理運営経費と総延床面積から1㎡当たりのコストを比較したものです。



##### エ 利用者1人当たりの運営コスト状況

管理運営経費と利用者数から1人当たりのコストを比較したものです。



## オ 施設の配置状況

対象施設の配置状況を示しています。



| No. | 施設名   |
|-----|-------|
| ①   | 福江幼稚園 |

③ 施設について

ア 施設の役割

福江幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的に設置された施設です。

イ 現状と課題

第3次五島市行政改革大綱により、福江幼稚園は幼児教育の充実と幼稚園運営の効率化の両面から、民間移譲を行うことになっています。

ウ 今後の施設の考え方

福江幼稚園は、平成30年4月に学校法人双葉学園への譲渡が完了しています。

④ 適正配置の検討結果

現状や課題、今後の施設の考え方を踏まえ、すべての施設の適正配置の時期を第1期から第4期までに区分します。

また、第1期の対象施設については「現状維持」「適正化」「複合化」「集約化」「民活化」「廃止」「譲渡」といった方向性を検討し、より具体的な適正配置の実施時期、方法を検討します。

| 第1期<br>(H30～R8) | 第2期<br>(R9～R18) | 第3期<br>(R19～R28) | 第4期<br>(R29～R38) |
|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| 福江幼稚園           |                 |                  |                  |

※第1期の計画期間は、五島市公共施設等総合管理計画の期間と合わせるため、9年間としています。

| No. | 施設名   | 方向性 | H30 | R1<br>(H31)                                   | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|-----|-------|-----|-----|---|----|----|----|----|----|----|----|
| 1   | 福江幼稚園 | 譲渡  | 譲渡  |   |    |    |    |    |    |    |    |
|     |       |     | 説明  | 第3次五島市行政改革大綱に基づき、平成30年4月に学校法人双葉学園へ民間移譲を行いました。 |    |    |    |    |    |    |    |

◆分類用語の定義◆

- ① 現状維持 … 計画的に予防保全することで長寿命化を図り、適切な時期に維持更新を行う施設
- ② 適正化 … 将来、需要の増加又は減少が見込まれることから更新時に規模の拡大又は縮小を行う施設
- ③ 複合化 … 別々の用途の施設を一つの建築物内に集める複合化を行う施設
- ④ 集約化 … 同一用途の施設を一つの建築物内に集める集約化を行う施設
- ⑤ 民活化 … 民間事業者等資金やノウハウを活用し、施設の建替費用の圧縮や公共施設サービスの質の向上を図る施設
- ⑥ 廃止 … 用途廃止等により遊休資産となっている施設のうち、老朽化が著しく大規模改修を要するため解体する施設  
他の施設との集約化や民間施設の活用により必要性が失われ、解体する施設
- ⑦ 譲渡 … 遊休資産となっている施設のうち、比較的新しく安全性に問題がないため売却又は譲渡をする施設  
地域や民間事業者が独自に運営を行っているものや民間で運営可能と見込まれるため、売却又は譲渡をする施設

(2) 保育所

① 対象施設一覧

| No. | 施設名      | 地区  | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積 (㎡) | 収入 (千円) | 支出 (千円) |
|-----|----------|-----|------|------|------|------|----------|---------|---------|
| 1   | 玉之浦僻地保育所 | 玉之浦 | 指定   | S40  | 54   | 38   | 245      | 0       | 15,758  |
| 2   | 中川僻地保育所  | 玉之浦 | 指定   | S41  | 53   | 22   | 175      | 0       | 11,012  |
| 3   | 嵯峨島保育所   | 三井楽 | 直営   | S50  | 44   | 47   | 210      | 3,627   | 7,042   |
| 合計  |          |     |      |      |      |      | 630      | 3,627   | 33,812  |

※1 運営形態の「指定」は指定管理者を、「直営」は市直営管理を表します。

※2 耐用年数については、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）を参考に記載したもので、使用可能期間を示すものではありません。

※3 収入及び収支は、平成28年度の歳入歳出決算額を記載しています。

② 各種分析結果

ア 築年数別状況

子育て支援施設のうち保育所の3施設は、昭和40年から昭和50年までの間に建設されており、建築後の経過年数は玉之浦僻地保育所が54年、中川僻地保育所が53年、嵯峨島保育所が44年で、すべての施設が築後40年以上を経過しています。

そのため、建物の老朽化は著しく進んでおり、雨漏りなどの不具合が生じています。

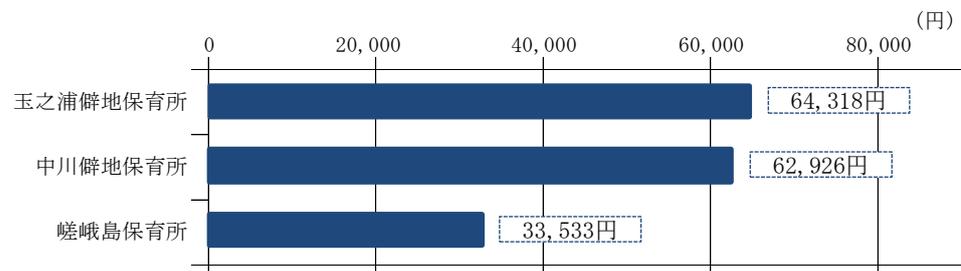
イ 利用状況

保育所の延べ利用者数を示したものです。なお、利用期間は平成28年4月から平成29年3月までの1年間です。

| No. | 施設名      | 利用者数 (人) |
|-----|----------|----------|
| 1   | 玉之浦僻地保育所 | 2,369    |
| 2   | 中川僻地保育所  | 2,029    |
| 3   | 嵯峨島保育所   | 879      |

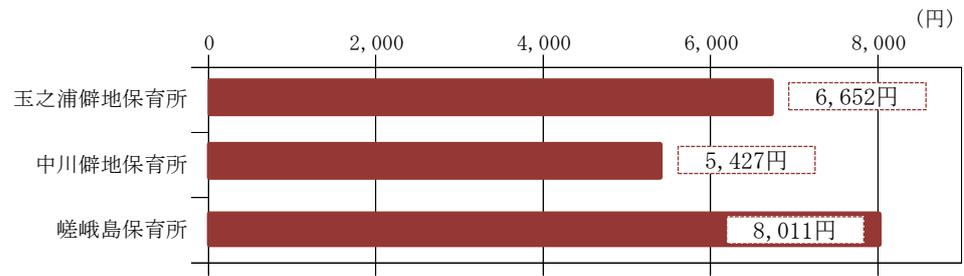
ウ 1㎡当たりの運営コスト状況

管理運営経費と総延床面積から1㎡当たりのコストを比較したものです。



エ 利用者1人当たりの運営コスト状況

管理運営経費と利用者数から1人当たりのコストを比較したものです。



オ 施設の配置状況

対象施設の配置状況を示しています。



| No. | 施設名      | No. | 施設名    |
|-----|----------|-----|--------|
| ①   | 玉之浦僻地保育所 | ③   | 嵯峨島保育所 |
| ②   | 中川僻地保育所  |     |        |

### ③ 施設について

#### ア 施設の役割

玉之浦僻地保育所、中川僻地保育所、嵯峨島保育所は、へき地において保育を要する児童に対し必要な保護を行い、その健全な育成と福祉の増進を図ることを目的に設置された施設です。

少子化の影響もありこれらの施設を利用する児童は減少しておりますが、保育の実施は児童福祉法及び子ども・子育て支援法により、市において入所措置等を行い保育しなければならないとされていることから、民間の保育所がない地域においては市が保育所を設置する必要があります。

#### イ 現状と課題

玉之浦僻地保育所及び中川僻地保育所は、建築後50年以上を経過しており、雨漏りなどの不具合も発生していることから早急な対応が必要です。

また、嵯峨島保育所は入所児童数の減少により平成30年度から休止していますが、建物は建築後44年が経過していることから老朽化が激しく、今後、保育所を再開することになった場合に現在の施設を利用するためには、大規模な改修が必要です。

#### ウ 今後の施設の考え方

玉之浦僻地保育所及び中川僻地保育所は、建物に不具合が発生していることから早急に大規模な修繕や建替えを検討する必要があります。また、近年は入所児童数が特に減少していることから、施設の統合の検討を行う必要があります。なお、民間保育所等の設置も見込まれることから、この場合にはこれらの施設は廃止します。

また、平成30年度から休止している嵯峨島保育所は、嵯峨島地区の今後の出生状況によっては再開する必要がありますが、現在の施設をそのまま利用することはできないと思われるため、再開する場合には適正化を実施する必要があります。

④ 適正配置の検討結果

現状や課題、今後の施設の考え方を踏まえ、すべての施設の適正配置の時期を第1期から第4期までに区分します。

また、第1期の対象施設については「現状維持」「適正化」「複合化」「集約化」「民活化」「廃止」「譲渡」といった方向性を検討し、より具体的な適正配置の実施時期、方法を検討します。

| 第1期<br>(H30～R8)     | 第2期<br>(R9～R18) | 第3期<br>(R19～R28) | 第4期<br>(R29～R38) |
|---------------------|-----------------|------------------|------------------|
| 玉之浦僻地保育所<br>中川僻地保育所 | 嵯峨島保育所          |                  |                  |

※第1期の計画期間は、五島市公共施設等総合管理計画の期間と合わせるため、9年間としています。

| No. | 施設名      | 方向性 | H30 | R1<br>(H31)                                     | R2 | R3 | R4 | R5  | R6 | R7 | R8 |
|-----|----------|-----|-----|---|----|----|----|-----|----|----|----|
| 1   | 玉之浦僻地保育所 | 適正化 |     |   |    |    |    | 適正化 |    |    |    |
|     |          |     | 説明  | 既に耐用年数を経過しているため更新が必要ですが、入所児童数も減少しているため規模を縮小します。 |    |    |    |     |    |    |    |
| 2   | 中川僻地保育所  | 適正化 |     |   |    |    |    | 適正化 |    |    |    |
|     |          |     | 説明  | 既に耐用年数を経過しているため更新が必要ですが、入所児童数も減少しているため規模を縮小します。 |    |    |    |     |    |    |    |

※ 第2期以降に施設名がある施設は、第2期以降の個別計画の策定までにその方向性を検討します。

◆分類用語の定義◆

- ① 現状維持 … 計画的に予防保全することで長寿命化を図り、適切な時期に維持更新を行う施設
- ② 適正化 … 将来、需要の増加又は減少が見込まれることから更新時に規模の拡大又は縮小を行う施設
- ③ 複合化 … 別々の用途の施設を一つの建築物内に集める複合化を行う施設
- ④ 集約化 … 同一用途の施設を一つの建築物内に集める集約化を行う施設
- ⑤ 民活化 … 民間事業者等資金やノウハウを活用し、施設の建替費用の圧縮や公共施設サービスの質の向上を図る施設
- ⑥ 廃止 … 用途廃止等により遊休資産となっている施設のうち、老朽化が著しく大規模改修を要するため解体する施設  
他の施設との集約化や民間施設の活用により必要性が失われ、解体する施設
- ⑦ 譲渡 … 遊休資産となっている施設のうち、比較的新しく安全性に問題がないため売却又は譲渡をする施設  
地域や民間事業者が独自に運営を行っているものや民間で運営可能と見込まれるため、売却又は譲渡をする施設

## 7 保健・福祉施設

### (1) 高齢福祉施設

#### ① 対象施設一覧

| No. | 施設名           | 地区  | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積 (㎡) | 収入 (千円) | 支出 (千円) |
|-----|---------------|-----|------|------|------|------|----------|---------|---------|
| 1   | デイサービスセンター久賀島 | 福江  | 指定   | S54  | 40   | 39   | 415      | 0       | 3,339   |
| 2   | 貝津老人憩の家       | 三井楽 | 指定   | S55  | 39   | 22   | 65       | 0       | 0       |
| 3   | 岐宿デイサービスセンター  | 岐宿  | 指定   | H5   | 26   | 39   | 433      | 0       | 248     |
| 4   | 奈留デイサービスセンター  | 奈留  | 指定   | H7   | 24   | 39   | 1,060    | 0       | 583     |
| 5   | 養護老人ホーム松寿園    | 福江  | 指定   | H9   | 22   | 50   | 3,151    | 18,517  | 94,806  |
| 6   | グループホームさざなみ   | 三井楽 | 指定   | H16  | 15   | 22   | 336      | 0       | 760     |
| 7   | デイサービスセンター椏島  | 福江  | 指定   | H1   | 30   | 39   | 216      | 0       | 9,650   |
| 合計  |               |     |      |      |      |      | 5,676    | 18,517  | 109,386 |

※1 運営形態の「指定」は指定管理者を、「直営」は市直営管理を表します。

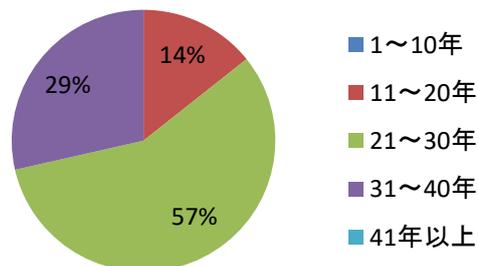
※2 耐用年数については、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）を参考に記載したもので、使用可能期間を示すものではありません。

※3 収入及び収支は、平成28年度の歳入歳出決算額を記載しています。

#### ② 各種分析結果

##### ア 築年数別状況

高齢者福祉施設の全7施設を建築年数別にみると、築後21～31年が最も多く57%を占めています。全体的に見ても築年数が20年以上の建物が86%とほとんどを占めており、近い将来、何らかの対策が必要となる施設が多くあります。



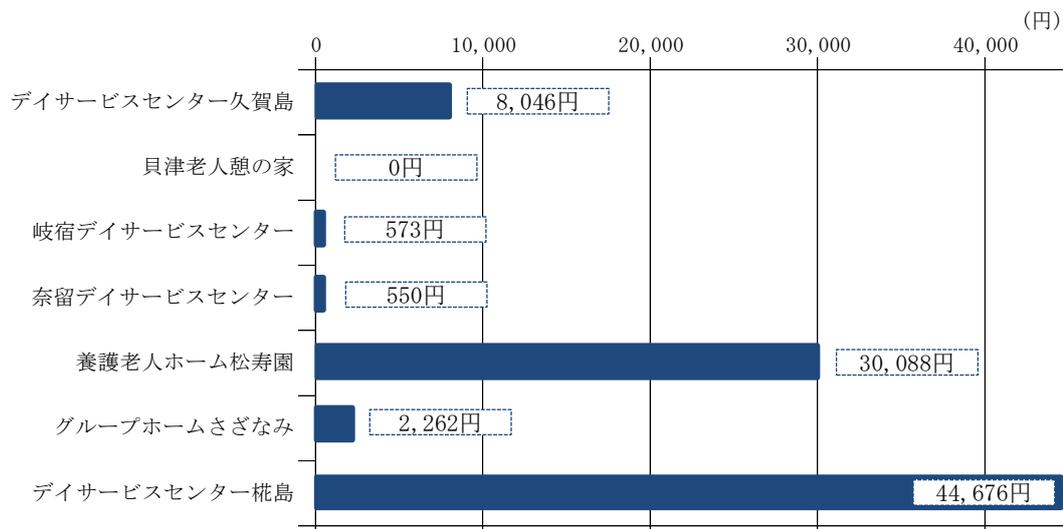
##### イ 利用状況

高齢者福祉施設の延べ利用者数を示したものです。なお、利用期間は平成28年4月から平成29年3月までの1年間です。

| No. | 施設名           | 利用者数 (人) | No. | 施設名          | 利用者数 (人) |
|-----|---------------|----------|-----|--------------|----------|
| 1   | デイサービスセンター久賀島 | 324      | 5   | 養護老人ホーム松寿園   | 17,733   |
| 2   | 貝津老人憩の家       | 156      | 6   | グループホームさざなみ  | 3,285    |
| 3   | 岐宿デイサービスセンター  | 4,046    | 7   | デイサービスセンター椏島 | 844      |
| 4   | 奈留デイサービスセンター  | 2,965    |     |              |          |

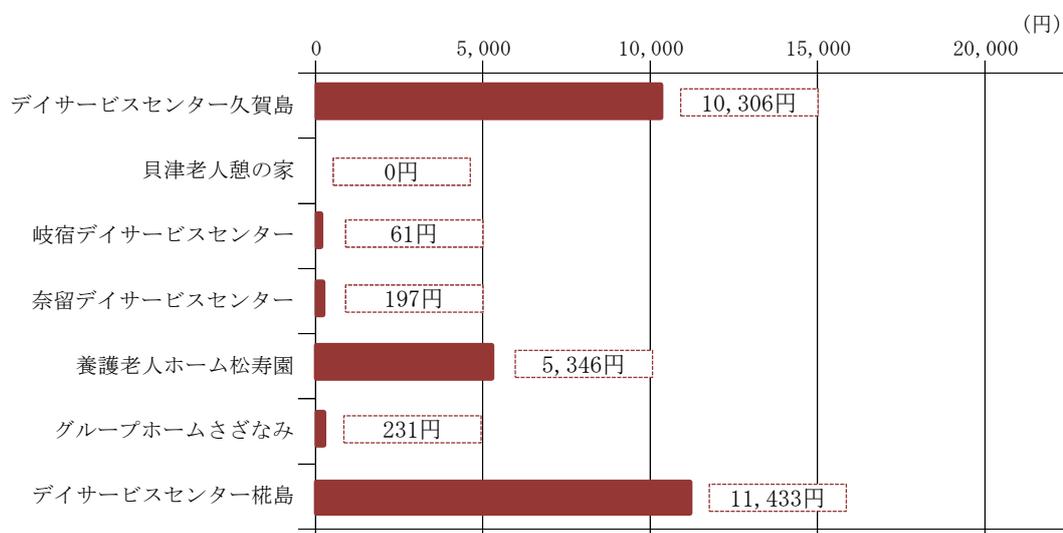
ウ 1㎡当たりの運営コスト状況

管理運営経費と総延床面積から1㎡当たりのコストを比較したものです。



エ 利用者1人当たりの運営コスト状況

管理運営経費と利用者数から1人当たりのコストを比較したものです。



オ 施設の配置状況

対象施設の配置状況を示しています。



| No. | 施設名           | No. | 施設名          |
|-----|---------------|-----|--------------|
| ①   | デイサービスセンター久賀島 | ⑤   | 養護老人ホーム松寿園   |
| ②   | 貝津老人憩の家       | ⑥   | グループホームさざなみ  |
| ③   | 岐宿デイサービスセンター  | ⑦   | デイサービスセンター柁島 |
| ④   | 奈留デイサービスセンター  |     |              |

### ③ 施設について

#### ア 施設の役割

デイサービスセンターは、在宅の寝たきり老人、介護を要する認知症老人、疾病等により身体が虚弱な老人、障害者等に対し、各種サービスを提供しています。

養護老人ホームは、主に経済的な理由で居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の自立者を入所させ、養護する施設です。

グループホームは、認知症高齢者に少人数で共同生活を送る場を提供することにより、認知症の症状の進行を穏やかにし、家庭介護の負担を軽減することを目的として設置された施設です。

#### イ 現状と課題

デイサービスセンターは、通所介護、配食サービスなどに利用されています。

二次離島にあるデイサービスセンター久賀島とデイサービスセンター椛島については、島内で他に介護サービスを提供できる事業者がないことから今後も施設を設置し、市において介護サービスを提供する必要があります。

養護老人ホーム松寿園は、第3次五島市行政改革に基づき、高齢者福祉のさらなる向上のため、民間の活力と創意工夫を活かした施設運営を図る目的で、民間移譲を行います。

#### ウ 今後の施設の考え方

二次離島である久賀島と椛島にあるデイサービスセンターは島内唯一の介護サービス提供事業所であることから現在の施設を補修を行いながら維持することとし、将来的には、学校施設等との統合等を検討します。

奈留デイサービスセンターはこれまで指定管理者による運営を行ってきましたが、現在業務を委託している事業者が今後業務を行わない方針であり、その後運営を行う事業者の参入も見込めないことから平成30年度をもって事業を廃止しています。

養護老人ホーム松寿園は、平成30年4月に社会福祉法人さゆり会へ民間移譲を行っています。

グループホームさざなみは、グループホームとしての利用は令和2年3月31日をもって廃止しますが、施設については改修を行い用途を変更して活用する計画としています。

④ 適正配置の検討結果

現状や課題、今後の施設の考え方を踏まえ、すべての施設の適正配置の時期を第1期から第4期までに区分します。

また、第1期の対象施設については「現状維持」「適正化」「複合化」「集約化」「民活化」「廃止」「譲渡」といった方向性を検討し、より具体的な適正配置の実施時期、方法を検討します。

| 第1期<br>(H30～R8) | 第2期<br>(R9～R18)   | 第3期<br>(R19～R28) | 第4期<br>(R29～R38) |
|-----------------|---|------------------|------------------|
| 養護老人ホーム松寿園      | デイサービスセンター久賀島<br>貝津老人憩の家<br>グループホームさざなみ<br>岐宿デイサービスセンター<br>デイサービスセンター梶島 | 奈留デイサービスセンター     |                  |

※第1期の計画期間は、五島市公共施設等総合管理計画の期間と合わせるため、9年間としています。

| No. | 施設名        | 方向性 | H30 | R1<br>(H31)                                     | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|-----|------------|-----|-----|---|----|----|----|----|----|----|----|
| 2   | 養護老人ホーム松寿園 | 譲渡  | 譲渡  |   |    |    |    |    |    |    |    |
|     |            |     | 説明  | 第3次五島市行政改革大綱に基づき、平成30年4月に社会福祉法人さゆり会へ民間移譲を行いました。 |    |    |    |    |    |    |    |

※第2期以降に施設名がある施設は、第2期以降の個別計画の策定までにその方向性を検討します。

◆分類用語の定義◆

- ① 現状維持 … 計画的に予防保全することで長寿命化を図り、適切な時期に維持更新を行う施設
- ② 適正化 … 将来、需要の増加又は減少が見込まれることから更新時に規模の拡大又は縮小を行う施設
- ③ 複合化 … 別々の用途の施設を一つの建築物内に集める複合化を行う施設
- ④ 集約化 … 同一用途の施設を一つの建築物内に集める集約化を行う施設
- ⑤ 民活化 … 民間事業者等資金やノウハウを活用し、施設の建替費用の圧縮や公共施設サービスの質の向上を図る施設
- ⑥ 廃止 … 用途廃止等により遊休資産となっている施設のうち、老朽化が著しく大規模改修を要するため解体する施設  
他の施設との集約化や民間施設の活用により必要性が失われ、解体する施設
- ⑦ 譲渡 … 遊休資産となっている施設のうち、比較的新しく安全性に問題がないため売却又は譲渡をする施設  
地域や民間事業者が独自に運営を行っているものや民間で運営可能と見込まれるため、売却又は譲渡をする施設

(2) その他高齢者福祉施設（娯楽施設）

① 対象施設一覧

| No. | 施設名             | 地区 | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積 (㎡) | 収入 (千円) | 支出 (千円) |
|-----|-----------------|----|------|------|------|------|----------|---------|---------|
| 1   | 福江陶芸館           | 福江 | 指定   | H8   | 23   | 31   | 220      | 96      | 3,873   |
| 2   | 中岳南部屋内ゲートボール場   | 岐宿 | 直営   | H16  | 15   | 25   | 432      | 0       | 11      |
| 3   | 二本楠地区ゲートボール場トイレ | 岐宿 | 直営   | H20  | 11   | 31   | 12       | 0       | 18      |
| 合計  |                 |    |      |      |      |      | 664      | 96      | 3,902   |

※1 運営形態の「指定」は指定管理者を、「直営」は市直営管理を表します。

※2 耐用年数については、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）を参考に記載したもので、使用可能期間を示すものではありません。

※3 収入及び収支は、平成28年度の歳入歳出決算額を記載しています。

② 各種分析結果

ア 築年数別状況

その他高齢者福祉施設（娯楽施設）は、最も古い福江陶芸館が築後20年以上を経過しているものの、その他の施設については築後10年～14年であり、比較的新しい施設の区分となっています。

イ 利用状況

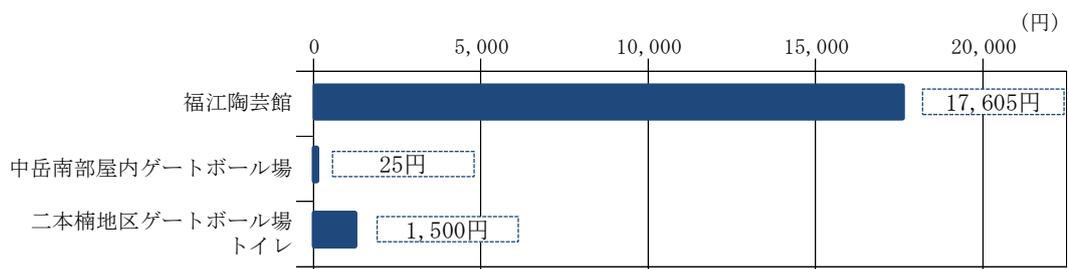
その他高齢者福祉施設（娯楽施設）の延べ利用者数を示したものです。なお、利用期間は平成28年4月から平成29年3月までの1年間です。

| No. | 施設名           | 利用者数 (人) | No. | 施設名             | 利用者数 (人) |
|-----|---------------|----------|-----|-----------------|----------|
| 1   | 福江陶芸館         | 2,691    | 3   | 二本楠地区ゲートボール場トイレ | 3,000    |
| 2   | 中岳南部屋内ゲートボール場 | 3,000    |     |                 |          |

※ 「中岳南部屋内ゲートボール場」、「中岳南部屋内ゲートボール場」は、施設の利用者数の統計を取っていないため、推計値で記載しています。

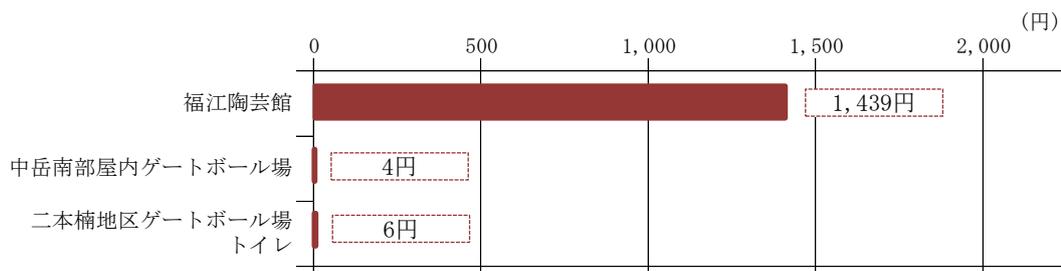
ウ 1㎡当たりの運営コスト状況

管理運営経費と総延床面積から1㎡当たりのコストを比較したものです。



エ 利用者1人当たりの運営コスト状況

管理運営経費と利用者数から1人当たりのコストを比較したものです。



オ 施設の配置状況

対象施設の配置状況を示しています。



| No. | 施設名           | No. | 施設名             |
|-----|---------------|-----|-----------------|
| ①   | 福江陶芸館         | ③   | 二本楠地区ゲートボール場トイレ |
| ②   | 中岳南部屋内ゲートボール場 |     |                 |

### ③ 施設について

#### ア 施設の役割

福江陶芸館は、陶芸の創作活動を通して高齢者の生きがいをづくりに資するとともに、福祉の増進を図るために設置された施設です。

中嶽南部屋内ゲートボール場は、地域住民の健康保持及び余暇活動の充実を図ることを目的に、平成16年7月に個人から寄付された施設で、隣接する二本楠地区ゲートボール場トイレと併せて利用されています。

#### イ 現状と課題

福江陶芸館は、平成29年度をもって指定管理者制度による運営を終了し、利用者団体へ貸付けを行っています。

中嶽南部屋内ゲートボール場は、地元老人会が利用しており、高齢者の健康増進及びレクリエーションの場となっています。

#### ウ 今後の施設の考え方

福江陶芸館は、耐用年数を迎える令和9年度に譲渡することとしています。

また、中嶽南部屋内ゲートボール場は、寄附採納から30年を迎えるため、隣接する二本楠地区ゲートボール場トイレと併せて令和16年度を目途に譲渡することとしています。

いずれの施設においても、使用している方は特定の者に限られることから、当該使用者へ譲渡することを基本に考えています。

### ④ 適正配置の検討結果

現状や課題、今後の施設の考え方を踏まえ、すべての施設の適正配置の時期を第1期から第4期までに区分します。

また、第1期の対象施設については「現状維持」「適正化」「複合化」「集約化」「民活化」「廃止」「譲渡」といった方向性を検討し、より具体的な適正配置の実施時期、方法を検討します。

| 第1期<br>(H30～R8) | 第2期<br>(R9～R18)                           | 第3期<br>(R19～R28) | 第4期<br>(R29～R38) |
|-----------------|---|------------------|------------------|
|                 | 福江陶芸館<br>中嶽南部屋内ゲートボール場<br>二本楠地区ゲートボール場トイレ |                  |                  |

※第1期の計画期間は、五島市公共施設等総合管理計画の期間と合わせるため、9年間としています。

※第2期以降に施設名がある施設は、第2期以降の個別計画の策定までにその方向性を検討します。

### (3) 福祉保健施設

#### ① 対象施設一覧

| No. | 施設名                      | 地区  | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積 (㎡) | 収入 (千円) | 支出 (千円) |
|-----|--------------------------|-----|------|------|------|------|----------|---------|---------|
| 1   | 嶽生活館                     | 三井楽 | 指定   | S55  | 39   | 47   | 136      | 0       | 0       |
| 2   | 浜窄生活館                    | 三井楽 | 指定   | S57  | 37   | 47   | 132      | 0       | 0       |
| 3   | 高崎生活館                    | 三井楽 | 指定   | S59  | 35   | 47   | 132      | 0       | 0       |
| 4   | 富江地域福祉センター               | 富江  | 指定   | H5   | 26   | 39   | 1,708    | 0       | 1,604   |
| 5   | 岐宿福祉センター                 | 岐宿  | 指定   | H6   | 25   | 39   | 872      | 0       | 10,146  |
| 6   | 奈留保健センター                 | 奈留  | 直営   | H7   | 24   | 50   | 709      | 74      | 929     |
| 7   | 福江総合福祉保健センター             | 福江  | 直営   | H11  | 20   | 50   | 4,713    | 9,796   | 28,826  |
| 8   | 奈留高齢者生活福祉センター<br>(やすらぎ荘) | 奈留  | 指定   | H13  | 18   | 47   | 785      | 0       | 9,338   |
| 9   | 岐宿生活支援ハウス<br>(ふれあいの里)    | 岐宿  | 指定   | H15  | 16   | 47   | 793      | 0       | 6,752   |
| 10  | 三井楽生活支援ハウス白砂             | 三井楽 | 指定   | H17  | 14   | 47   | 994      | 0       | 6,724   |
| 合計  |                          |     |      |      |      |      | 10,974   | 9,870   | 64,319  |

※1 運営形態の「指定」は指定管理者を、「直営」は市直営管理を表します。

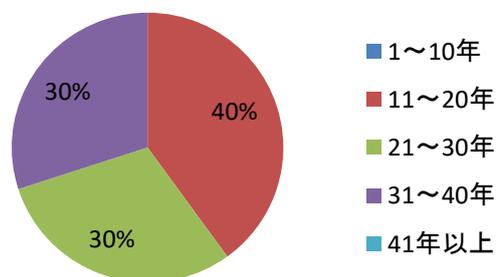
※2 耐用年数については、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）を参考に記載したもので、使用可能期間を示すものではありません。

※3 収入及び収支は、平成28年度の歳入歳出決算額を記載しています。

#### ② 各種分析結果

##### ア 築年数別状況

福祉保健施設の全10施設を築年数別で見ると、建築後11～20年の建物が4件で最も多く、21～30年が経過した建物と31～40年が経過した建物がそれぞれ3件ずつとなっています。全体的に耐用年数の半分以上を経過しており、多くの施設が近い将来、長寿命化のための改修工事が必要になると思われます。



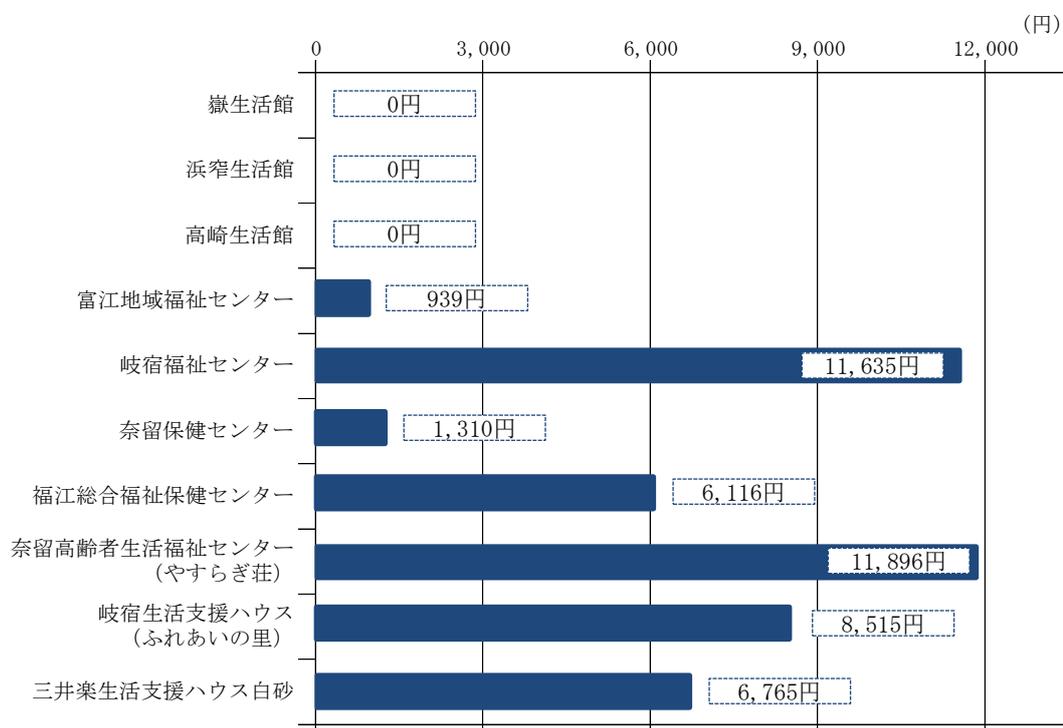
## イ 利用状況

福祉保健施設の延べ利用者数を示したものです。なお、利用期間は平成28年4月から平成29年3月までの1年間です。

| No. | 施設名        | 利用者数<br>(人) | No. | 施設名                      | 利用者数<br>(人) |
|-----|------------|-------------|-----|--------------------------|-------------|
| 1   | 嶽生活館       | 582         | 6   | 奈留保健センター                 | 997         |
| 2   | 浜窄生活館      | 471         | 7   | 福江総合福祉保健センター             | 72,062      |
| 3   | 高崎生活館      | 33          | 8   | 奈留高齢者生活福祉センター<br>(やすらぎ荘) | 3,551       |
| 4   | 富江地域福祉センター | 11,689      | 9   | 岐宿生活支援ハウス<br>(ふれあいの里)    | 3,921       |
| 5   | 岐宿福祉センター   | 5,551       | 10  | 三井楽生活支援ハウス白砂             | 2,549       |

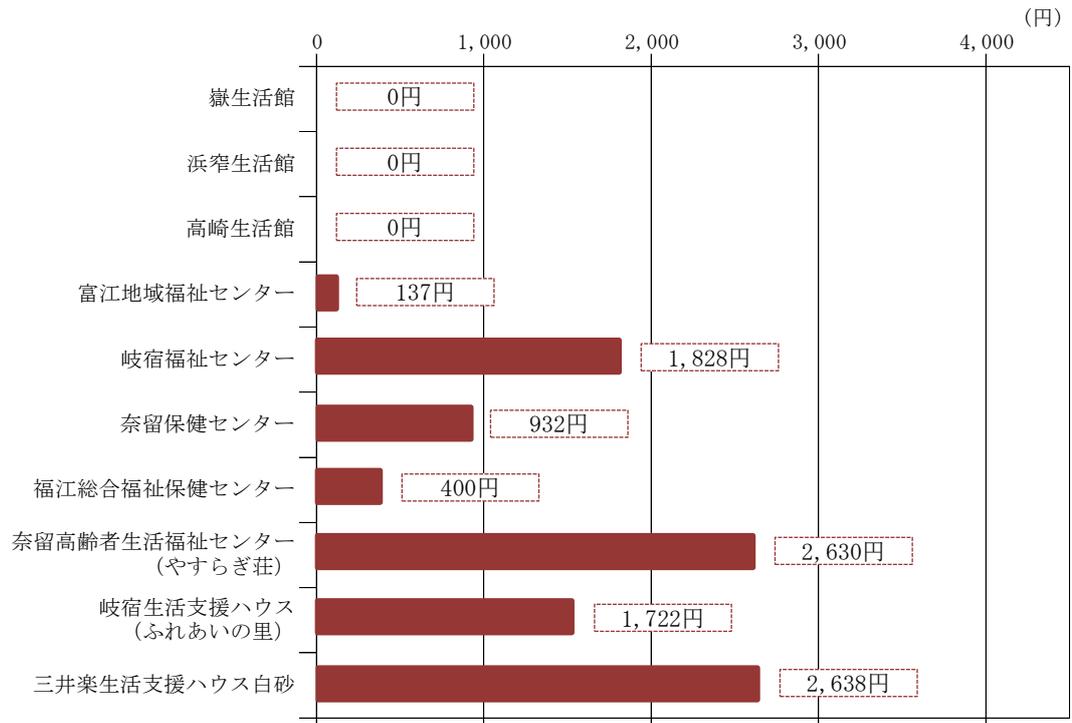
## ウ 1㎡当たりの運営コスト状況

管理運営経費と総延床面積から1㎡当たりのコストを比較したものです。



## エ 利用者1人当たりの運営コスト状況

管理運営経費と利用者数から1人当たりのコストを比較したものです。



オ 施設の配置状況

対象施設の配置状況を示しています。



| No. | 施設名        | No. | 施設名                  |
|-----|------------|-----|----------------------|
| ①   | 嶽生活館       | ⑥   | 奈留保健センター             |
| ②   | 浜窄生活館      | ⑦   | 福江総合福祉保健センター         |
| ③   | 高崎生活館      | ⑧   | 奈留高齢者生活福祉センター（やすらぎ荘） |
| ④   | 富江地域福祉センター | ⑨   | 岐宿生活支援ハウス（ふれあいの里）    |
| ⑤   | 岐宿福祉センター   | ⑩   | 三井楽生活支援ハウス白砂         |

### ③ 施設について

#### ア 施設の役割

富江総合福祉保健センターをはじめとする福祉保健施設は、高齢者、障害者及び児童等に対する各種の福祉サービスの提供並びに市民の健康保持と保健意識の向上等を図るために設置された施設です。

また、奈留高齢者生活福祉センター（やすらぎ荘）をはじめとする生活支援ハウスは、居住機能、介護支援機能及び交流機能を総合的に提供する事により高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、高齢者の福祉の増進を図るために設置された施設です。

#### イ 現状と課題

富江総合福祉保健センターは、乳幼児健診や特定健診といった市が実施する健康づくりの事業に使用されるほか、4階には200人が収容できる大型のホールも備えていることから各種イベントでも活用されており、年間7万人以上が利用する施設です。しかしながら、建設から約20年が経過していることから、経年劣化による施設や設備の不具合が発生する割合が多くなってきており、大規模な改修工事を検討する時期にきています。

また、この他の福祉保健施設も施設設備の老朽化が顕著に見られるようになっており、施設の長寿命化のための修繕、改修が今後必要となってきます。

#### ウ 今後の施設の考え方

富江地域福祉センターは、民間の活力と創意工夫を活かした施設運営を図る目的で、令和4年4月に民間へ譲渡することを目指して協議を始めています。

また、岐宿福祉センターは、利用者が減少していること、また温泉に係る機械設備の更新に多額の経費を要することから、平成30年度をもって廃止しています。

その他の福祉保健施設については、耐用年数を迎える更新時期に建物の適正化や集約化を実施します。

④ 適正配置の検討結果

現状や課題、今後の施設の考え方を踏まえ、すべての施設の適正配置の時期を第1期から第4期までに区分します。

また、第1期の対象施設については「現状維持」「適正化」「複合化」「集約化」「民活化」「廃止」「譲渡」といった方向性を検討し、より具体的な適正配置の実施時期、方法を検討します。

| 第1期<br>(H30～R8) | 第2期<br>(R9～R18)                                    | 第3期<br>(R19～R28) | 第4期<br>(R29～R38)                          |
|-----------------|--|------------------|---|
| 富江地域福祉センター      | 嶽生活館<br>浜窄生活館<br>高崎生活館<br>岐宿福祉センター<br>三井楽生活支援ハウス白砂 | 奈留保健センター         | 奈留高齢者生活福祉センター（やすらぎ荘）<br>岐宿生活支援ハウス（ふれあいの里） |

※第1期の計画期間は、五島市公共施設等総合管理計画の期間と合わせるため、9年間としています。

| No. | 施設名        | 方向性 | H30  | R1<br>(H31) | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|-----|------------|-----|--|-------------|----|----|----|----|----|----|----|
| 1   | 富江地域福祉センター | 譲渡  |  |             |    |    | 譲渡 |    |    |    |    |
|     |            | 説明  | 国の交付金を受けて屋外防水工事を行っているため、交付金の返還が生じない令和4年度を目途に譲渡を行います。 |             |    |    |    |    |    |    |    |

※1 第2期以降に施設名がある施設は、第2期以降の個別計画の策定までにその方向性を検討します。

※2 「福江総合福祉保健センター」は、第4期以降（令和40年度頃を目途）に実施する予定です。

◆分類用語の定義◆

- ① 現状維持 … 計画的に予防保全することで長寿命化を図り、適切な時期に維持更新を行う施設
- ② 適正化 … 将来、需要の増加又は減少が見込まれることから更新時に規模の拡大又は縮小を行う施設
- ③ 複合化 … 別々の用途の施設を一つの建築物内に集める複合化を行う施設
- ④ 集約化 … 同一用途の施設を一つの建築物内に集める集約化を行う施設
- ⑤ 民活化 … 民間事業者等資金やノウハウを活用し、施設の建替費用の圧縮や公共施設サービスの質の向上を図る施設
- ⑥ 廃止 … 用途廃止等により遊休資産となっている施設のうち、老朽化が著しく大規模改修を要するため解体する施設  
他の施設との集約化や民間施設の活用により必要性が失われ、解体する施設
- ⑦ 譲渡 … 遊休資産となっている施設のうち、比較的新しく安全性に問題がないため売却又は譲渡をする施設  
地域や民間事業者が独自に運営を行っているものや民間で運営可能と見込まれるため、売却又は譲渡をする施設

## 8 医療施設

### (1) 医療施設

#### ① 対象施設一覧

| No. | 施設名            | 地区  | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積 (㎡) | 収入 (千円) | 支出 (千円) |
|-----|----------------|-----|------|------|------|------|----------|---------|---------|
| 1   | 黄島診療所          | 福江  | 直営   | S37  | 57   | 17   | 135      | 7,786   | 9,441   |
| 2   | 玉之浦診療所幾久山出張診療所 | 玉之浦 | 直営   | S39  | 55   | 36   | 40       | 3,840   | 7,755   |
| 3   | 玉之浦診療所中須出張診療所  | 玉之浦 | 直営   | S41  | 53   | 17   | 58       | 1,573   | 7,755   |
| 4   | 離島歯科保健医療研究所    | 富江  | 直営   | S42  | 52   | 50   | 311      | 0       | 0       |
| 5   | 玉之浦診療所大宝出張診療所  | 玉之浦 | 直営   | S43  | 51   | 36   | 53       | 7,182   | 7,774   |
| 6   | 三井楽診療所         | 三井楽 | 直営   | S52  | 42   | 39   | 943      | 81,288  | 81,288  |
| 7   | 三井楽診療所嵯峨島出張診療所 | 三井楽 | 直営   | S57  | 37   | 39   | 116      | 12,131  | 12,131  |
| 8   | 久賀診療所          | 福江  | 直営   | H1   | 30   | 39   | 282      | 36,229  | 44,919  |
| 9   | 玉之浦診療所         | 玉之浦 | 直営   | H6   | 25   | 39   | 1,501    | 75,402  | 59,412  |
| 10  | 岐宿歯科診療所山内出張所   | 岐宿  | 直営   | H12  | 19   | 29   | 72       | 22,401  | 22,449  |
| 11  | 伊福貴診療所         | 福江  | 直営   | H17  | 14   | 17   | 131      | 23,626  | 49,013  |
| 合計  |                |     |      |      |      |      | 3,642    | 271,458 | 301,937 |

※1 運営形態の「指定」は指定管理者を、「直営」は市直営管理を表します。

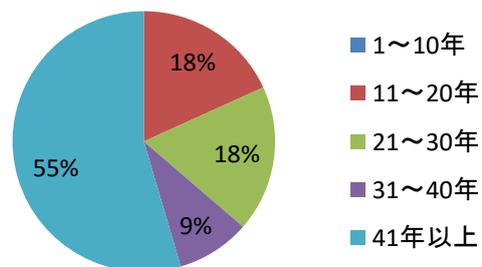
※2 耐用年数については、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）を参考に記載したもので、使用可能期間を示すものではありません。

※3 収入及び収支は、平成28年度の歳入歳出決算額を記載しています。

#### ② 各種分析結果

##### ア 築年数別状況

医療施設の全11施設を築年数別にみると、築後41年以上を経過した施設が半数以上を占めていることが分かり、この分類の施設は特に老朽化が進んでいることが分かります。中には耐用年数の3倍以上を経過した建物もあり、抜本的な対策が必要です。



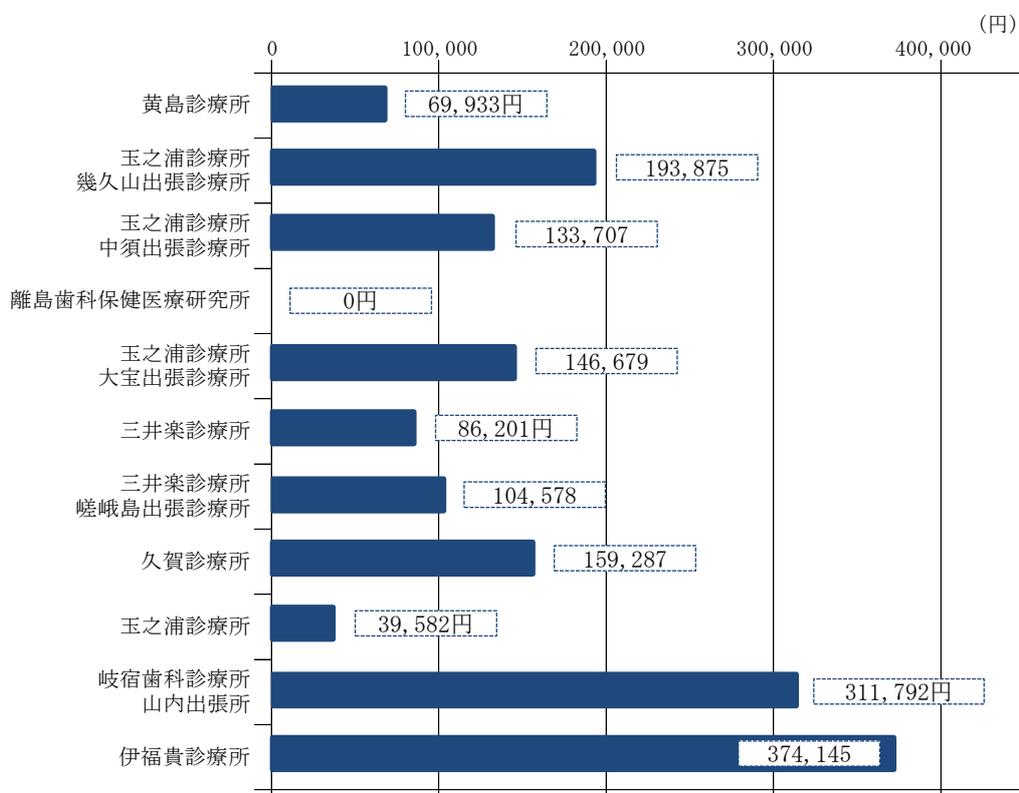
## イ 利用状況

医療施設の延べ利用者数を示したものです。なお、利用期間は平成28年4月から平成29年3月までの1年間です。

| No. | 施設名            | 利用者数<br>(人) | No. | 施設名            | 利用者数<br>(人) |
|-----|----------------|-------------|-----|----------------|-------------|
| 1   | 黄島診療所          | 506         | 7   | 三井楽診療所嵯峨島出張診療所 | 500         |
| 2   | 玉之浦診療所幾久山出張診療所 | 323         | 8   | 久賀診療所          | 2,471       |
| 3   | 玉之浦診療所中須出張診療所  | 132         | 9   | 玉之浦診療所         | 7,510       |
| 4   | 離島歯科保健医療研究所    | 0           | 10  | 岐宿歯科診療所山内出張所   | 2,581       |
| 5   | 玉之浦診療所大宝出張診療所  | 513         | 11  | 伊福貴診療所         | 1,173       |
| 6   | 三井楽診療所         | 5,487       |     |                |             |

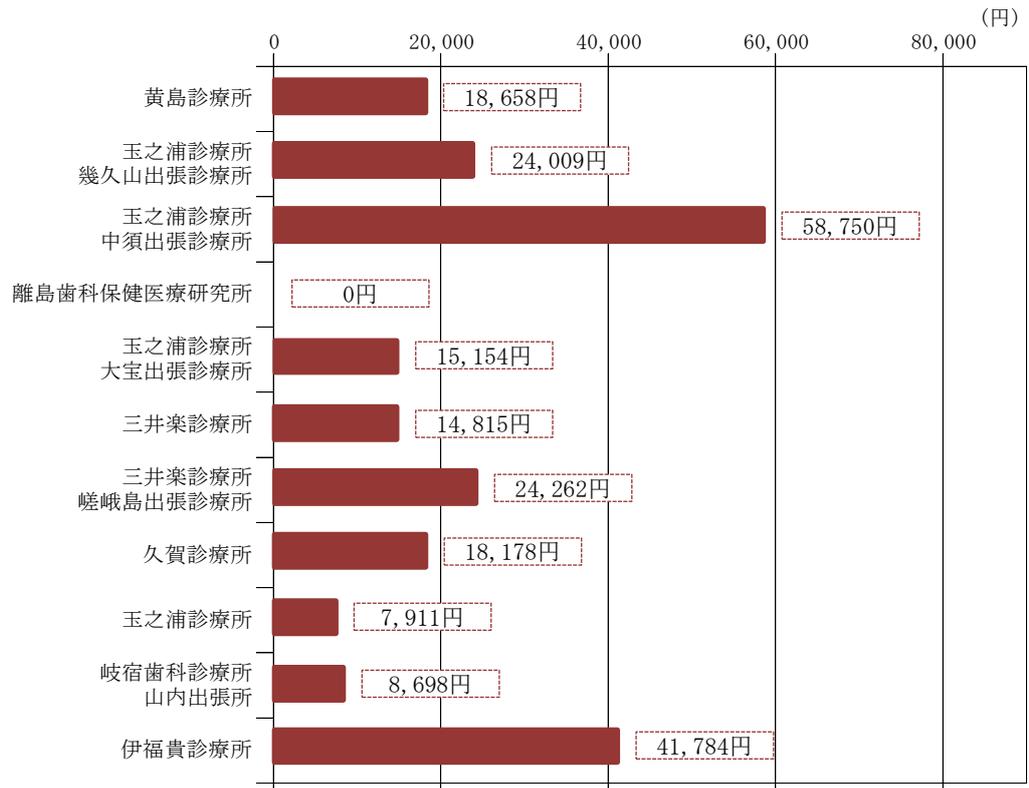
## ウ 1㎡当たりの運営コスト状況

管理運営経費と総延床面積から1㎡当たりのコストを比較したものです。



## エ 利用者1人当たりの運営コスト状況

管理運営経費と利用者数から1人当たりのコストを比較したものです。



オ 施設の配置状況

対象施設の配置状況を示しています。



| No. | 施設名            | No. | 施設名            |
|-----|----------------|-----|----------------|
| ①   | 黄島診療所          | ⑦   | 三井楽診療所嵯峨島出張診療所 |
| ②   | 玉之浦診療所幾久山出張診療所 | ⑧   | 久賀診療所          |
| ③   | 玉之浦診療所中須出張診療所  | ⑨   | 玉之浦診療所         |
| ④   | 離島歯科保健医療研究所    | ⑩   | 岐宿歯科診療所山内出張所   |
| ⑤   | 玉之浦診療所大宝出張診療所  | ⑪   | 伊福貴診療所         |
| ⑥   | 三井楽診療所         |     |                |

### ③ 施設について

#### ア 施設の役割

黄島診療所をはじめとする診療所は、二次離島やへき地など医療施設に恵まれない地域住民の健康保持に必要な医療を提供するために設置された医療施設です。

また、離島歯科保健医療研究所は、長崎大学歯学部が五島市における歯学教育等の拠点として活用しています。

#### イ 現状と課題

黄島診療所、三井楽診療所嵯峨島出張診療所、久賀診療所及び伊福貴診療所は、それぞれの二次離島の唯一の医療機関として地域のへき地医療を一手に担っており、島民にとっては必要不可欠な施設になっています。また、その他の診療所の中には、人口減少等の影響により利用者が少ない診療所もありますが、高齢化の進行に伴いその必要性は以前より増して高くなっています。

また、離島歯科保健医療研究所については、建築後51年を経過し老朽化が顕著な施設で、現在は長崎大学歯学部が無償で貸し付けていますが、耐震性がないため、まったく利用されていない状況です。

#### ウ 今後の施設の考え方

黄島診療所をはじめとする診療所は、二次離島などのへき地医療の中核を担っています。施設の老朽化も進んでいることから、今後は五島市としての医療提供体制のあり方と併せて検討し、施設の適正化を図っていきます。

また、離島歯科保健医療研究所は、令和3年度をもって長崎大学歯学部との使用貸借契約が満了することからこれを機に廃止することを検討しています。

④ 適正配置の検討結果

現状や課題、今後の施設の考え方を踏まえ、すべての施設の適正配置の時期を第1期から第4期までに区分します。

また、第1期の対象施設については「現状維持」「適正化」「複合化」「集約化」「民活化」「廃止」「譲渡」といった方向性を検討し、より具体的な適正配置の実施時期、方法を検討します。

| 第1期<br>(H30～R8)          | 第2期<br>(R9～R18)  | 第3期<br>(R19～R28) | 第4期<br>(R29～R38)          |
|--------------------------|--|------------------|---------------------------|
| 三井楽診療所<br>三井楽診療所嵯峨島出張診療所 | 黄島診療所<br>玉之浦診療所幾久山出張診療所<br>玉之浦診療所中須出張診療所<br>離島歯科保健医療研究所<br>玉之浦診療所大宝出張診療所 | 岐宿歯科診療所山内出張所     | 久賀診療所<br>玉之浦診療所<br>伊福貴診療所 |

※第1期の計画期間は、五島市公共施設等総合管理計画の期間と合わせるため、9年間としています。

| No. | 施設名            | 方向性 | H30 | R1<br>(H31)                                     | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7  | R8 |
|-----|----------------|-----|-----|---|----|----|----|----|----|-----|----|
| 1   | 三井楽診療所         | 適正化 |     |   |    |    |    |    |    | 適正化 |    |
|     |                |     | 説明  | 老朽化のため施設の更新が必要ですが、入院患者の受入れを中止しているため施設の規模を縮小します。 |    |    |    |    |    |     |    |
| 2   | 三井楽診療所嵯峨島出張診療所 | 適正化 |     |   |    |    |    |    |    | 適正化 |    |
|     |                |     | 説明  | 老朽化のため施設の更新が必要ですが、看護師の居住部分を廃止して施設の規模を縮小します。     |    |    |    |    |    |     |    |

※第2期以降に施設名がある施設は、第2期以降の個別計画の策定までにその方向性を検討します。

◆分類用語の定義◆

- ① 現状維持 … 計画的に予防保全することで長寿命化を図り、適切な時期に維持更新を行う施設
- ② 適正化 … 将来、需要の増加又は減少が見込まれることから更新時に規模の拡大又は縮小を行う施設
- ③ 複合化 … 別々の用途の施設を一つの建築物内に集める複合化を行う施設
- ④ 集約化 … 同一用途の施設を一つの建築物内に集める集約化を行う施設
- ⑤ 民活化 … 民間事業者等資金やノウハウを活用し、施設の建替費用の圧縮や公共施設サービスの質の向上を図る施設
- ⑥ 廃止 … 用途廃止等により遊休資産となっている施設のうち、老朽化が著しく大規模改修を要するため解体する施設  
他の施設との集約化や民間施設の活用により必要性が失われ、解体する施設
- ⑦ 譲渡 … 遊休資産となっている施設のうち、比較的新しく安全性に問題がないため売却又は譲渡をする施設  
地域や民間事業者が独自に運営を行っているものや民間で運営可能と見込まれるため、売却又は譲渡をする施設

(2) 医師等住宅及び付属施設

① 対象施設一覧

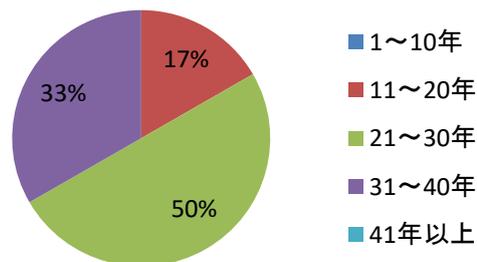
| No. | 施設名          | 地区  | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積 (㎡) | 収入 (千円) | 支出 (千円) |
|-----|--------------|-----|------|------|------|------|----------|---------|---------|
| 1   | 岐宿歯科診療所医師住宅  | 岐宿  | 直営   | S58  | 36   | 17   | 84       | 0       | 0       |
| 2   | 玉之浦歯科診療所医師住宅 | 玉之浦 | 直営   | S61  | 33   | 22   | 147      | 0       | 0       |
| 3   | 三井楽診療所医師住宅   | 三井楽 | 直営   | H3   | 28   | 22   | 185      | 144     | 0       |
| 4   | 伊福貴診療所医師住宅   | 福江  | 直営   | H6   | 25   | 22   | 102      | 0       | 397     |
| 5   | 伊福貴診療所職員宿舍   | 福江  | 直営   | H7   | 24   | 22   | 51       | 0       | 167     |
| 6   | 三井楽診療所車庫     | 三井楽 | 直営   | H17  | 14   | 17   | 30       | 0       | 0       |
| 合計  |              |     |      |      |      |      | 599      | 144     | 564     |

- ※1 運営形態の「指定」は指定管理者を、「直営」は市直営管理を表します。  
 ※2 耐用年数については、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）を参考に記載したもので、使用可能期間を示すものではありません。  
 ※3 収入及び収支は、平成28年度の歳入歳出決算額を記載しています。

② 各種分析結果

ア 築年数別状況

医師等住宅及び付属施設の全6施設を築年数別にみると、建築後20年以上を経過した建物が全体の8割を超えています。この区分にある建物は医師住宅などすべてが木造の建物であり、耐用年数も短いため長寿命化へ向けた改修又は更新が必要な時期になっています。



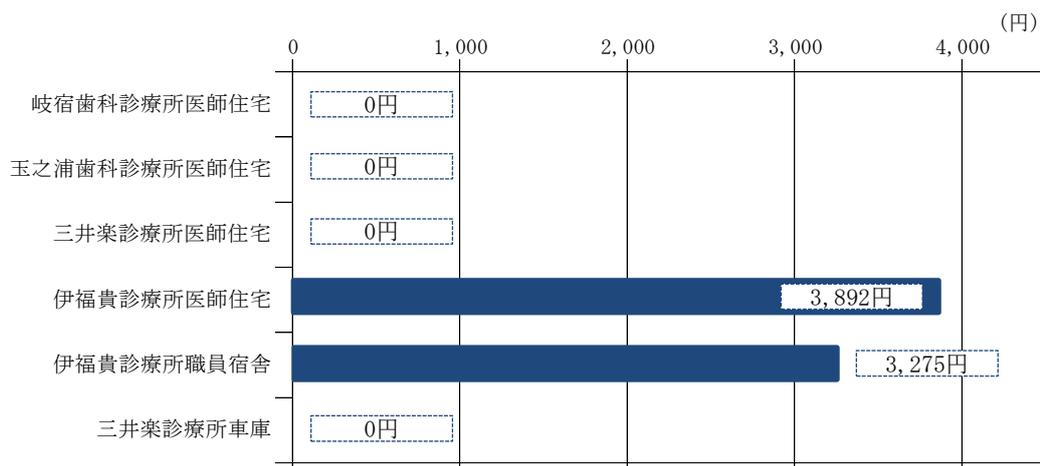
イ 利用状況

医師等住宅及び付属施設の延べ利用者数を示したものです。なお、利用期間は平成28年4月から平成29年3月までの1年間です。

| No. | 施設名          | 利用者数 (人) | No. | 施設名        | 利用者数 (人) |
|-----|--------------|----------|-----|------------|----------|
| 1   | 岐宿歯科診療所医師住宅  | 365      | 4   | 伊福貴診療所医師住宅 | 730      |
| 2   | 玉之浦歯科診療所医師住宅 | 730      | 5   | 伊福貴診療所職員宿舍 | 365      |
| 3   | 三井楽診療所医師住宅   | 1,460    | 6   | 三井楽診療所車庫   | 486      |

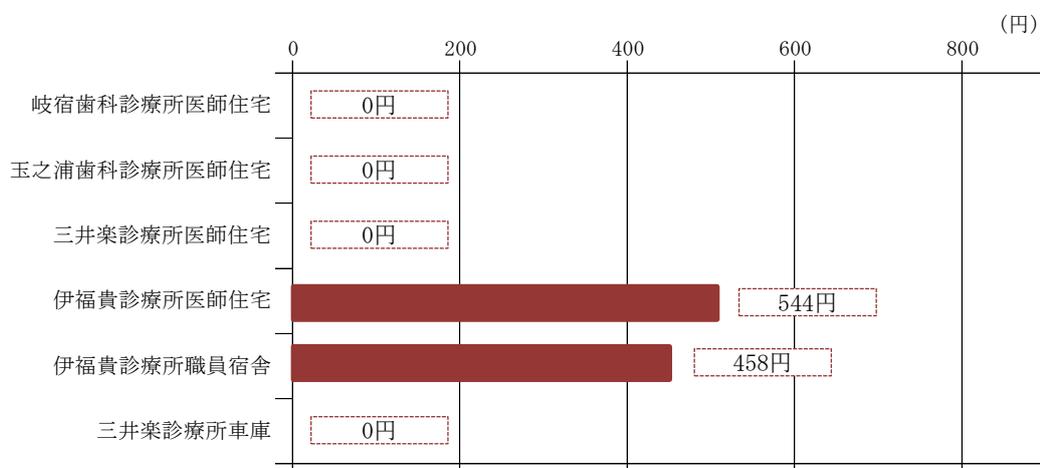
### ウ 1㎡当たりの運営コスト状況

管理運営経費と総延床面積から1㎡当たりのコストを比較したものです。



### エ 利用者1人当たりの運営コスト状況

管理運営経費と利用者数から1人当たりのコストを比較したものです。



オ 施設の配置状況

対象施設の配置状況を示しています。



| No. | 施設名          | No. | 施設名        |
|-----|--------------|-----|------------|
| ①   | 岐宿歯科診療所医師住宅  | ④   | 伊福貴診療所医師住宅 |
| ②   | 玉之浦歯科診療所医師住宅 | ⑤   | 伊福貴診療所職員宿舎 |
| ③   | 三井楽診療所医師住宅   | ⑥   | 三井楽診療所車庫   |

③ 施設について

ア 施設の役割

医師等住宅は、診療所の医師又は看護師及びその家族が居住の用に供するための住宅となっています。

また、三井楽診療所には、附属施設として車庫を整備しています。

イ 現状と課題

医師等住宅は、診療所の医師又は看護師及びその家族が居住の用に供するための住宅であるため、五島市としての今後の医療提供体制のあり方と併せて検討する必要があります。

また、三井楽診療所の車庫は、診療所の公用車用の車庫として使用されています。

ウ 今後の施設の考え方

医師等住宅は、五島市としての今後の医療提供体制のあり方と併せて、施設の適正化を図っていきます。

また、三井楽診療所車庫は、現在の車庫が使用できなくなった場合には更新は行わず廃止します。

④ 適正配置の検討結果

現状や課題、今後の施設の考え方を踏まえ、すべての施設の適正配置の時期を第1期から第4期までに区分します。

また、第1期の対象施設については「現状維持」「適正化」「複合化」「集約化」「民活化」「廃止」「譲渡」といった方向性を検討し、より具体的な適正配置の実施時期、方法を検討します。

| 第1期<br>(H30～R8) | 第2期<br>(R9～R18)                         | 第3期<br>(R19～R28)         | 第4期<br>(R29～R38) |
|-----------------|---|--------------------------|------------------|
| 三井楽診療所医師住宅      | 岐宿歯科診療所医師住宅<br>玉之浦歯科診療所医師住宅<br>三井楽診療所車庫 | 伊福貴診療所医師住宅<br>伊福貴診療所職員宿舍 |                  |

※第1期の計画期間は、五島市公共施設等総合管理計画の期間と合わせるため、9年間としています。

| No. | 施設名        | 方向性 | H30  | R1<br>(H31) | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7  | R8 |
|-----|------------|-----|--|-------------|----|----|----|----|----|-----|----|
| 1   | 三井楽診療所医師住宅 | 適正化 |  |             |    |    |    |    |    | 適正化 |    |
|     |            | 説明  | 三井楽診療所の更新に合わせて更新を行うが、他の医師住宅と同じ程度の規模に縮小します。 |             |    |    |    |    |    |     |    |

※第2期以降に施設名がある施設は、第2期以降の個別計画の策定までにその方向性を検討します。

◆分類用語の定義◆

- ① 現状維持 … 計画的に予防保全することで長寿命化を図り、適切な時期に維持更新を行う施設
- ② 適正化 … 将来、需要の増加又は減少が見込まれることから更新時に規模の拡大又は縮小を行う施設
- ③ 複合化 … 別々の用途の施設を一つの建築物内に集める複合化を行う施設
- ④ 集約化 … 同一用途の施設を一つの建築物内に集める集約化を行う施設
- ⑤ 民活化 … 民間事業者等資金やノウハウを活用し、施設の建替費用の圧縮や公共施設サービスの質の向上を図る施設
- ⑥ 廃止 … 用途廃止等により遊休資産となっている施設のうち、老朽化が著しく大規模改修を要するため解体する施設  
他の施設との集約化や民間施設の活用により必要性が失われ、解体する施設
- ⑦ 譲渡 … 遊休資産となっている施設のうち、比較的新しく安全性に問題がないため売却又は譲渡をする施設  
地域や民間事業者が独自に運営を行っているものや民間で運営可能と見込まれるため、売却又は譲渡をする施設

## 9 行政系施設

### (1) 庁舎等

#### ① 対象施設一覧

| No. | 施設名          | 地区  | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積 (㎡) | 収入 (千円) | 支出 (千円) |
|-----|--------------|-----|------|------|------|------|----------|---------|---------|
| 1   | 富江支所・富江中央児童館 | 富江  | 直営   | S37  | 57   | 50   | 1,929    | 23      | 10,916  |
| 2   | 五島市役所        | 福江  | 直営   | S39  | 55   | 50   | 6,662    | 337     | 40,728  |
| 3   | 五島市岐宿支所      | 岐宿  | 直営   | S46  | 48   | 50   | 1,927    | 1,246   | 14,589  |
| 4   | 五島市奈留支所      | 奈留  | 直営   | S46  | 48   | 50   | 1,955    | 0       | 8,576   |
| 5   | 消防署富江出張所     | 富江  | 直営   | S47  | 47   | 50   | 108      | 0       | 372     |
| 6   | 消防署玉之浦出張所    | 玉之浦 | 直営   | S48  | 46   | 50   | 62       | 0       | 331     |
| 7   | 消防署岐宿出張所     | 岐宿  | 直営   | S48  | 46   | 50   | 88       | 0       | 520     |
| 8   | 消防署三井楽出張所    | 三井楽 | 直営   | S52  | 42   | 50   | 90       | 0       | 434     |
| 9   | 消防署奈留出張所     | 奈留  | 直営   | S54  | 40   | 50   | 126      | 0       | 398     |
| 10  | 五島市三井楽支所     | 三井楽 | 直営   | S57  | 37   | 50   | 2,353    | 0       | 13,561  |
| 11  | 五島市大浜出張所     | 福江  | 直営   | H1   | 30   | 50   | 110      | 148     | 683     |
| 12  | 五島市管理課直営事業所  | 福江  | 直営   | S63  | 31   | 50   | 855      | 0       | 879     |
| 13  | 行政センター       | 福江  | 直営   | H4   | 27   | 50   | 799      | 0       | 881     |
| 14  | 五島市玉之浦支所     | 玉之浦 | 直営   | H5   | 26   | 50   | 2,099    | 122     | 7,643   |
| 15  | 消防本部・消防署本署   | 福江  | 直営   | H25  | 6    | 50   | 2,590    | 0       | 3,771   |
| 合計  |              |     |      |      |      |      | 21,753   | 1,876   | 104,282 |

※1 運営形態の「指定」は指定管理者を、「直営」は市直営管理を表します。

※2 耐用年数については、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）を参考に記載したもので、使用可能期間を示すものではありません。

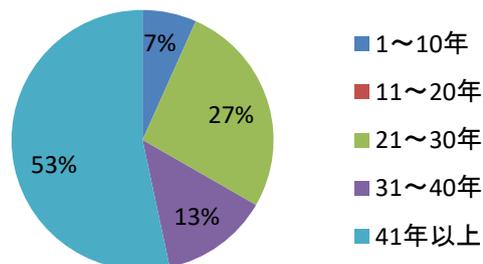
※3 収入及び収支は、平成28年度の歳入歳出決算額を記載しています。

※4 No.12の現在の施設名は「五島市建設課直営事業所」です。

## ② 各種分析結果

### ア 築年数別状況

庁舎等については、全15施設のうち、半数を超える8棟が築後41年以上を経過しており、特に施設の老朽化が進んでいる分類になります。このため、市役所本庁舎をはじめとして各支所庁舎、消防庁舎とも建替え等の事業が進められています。



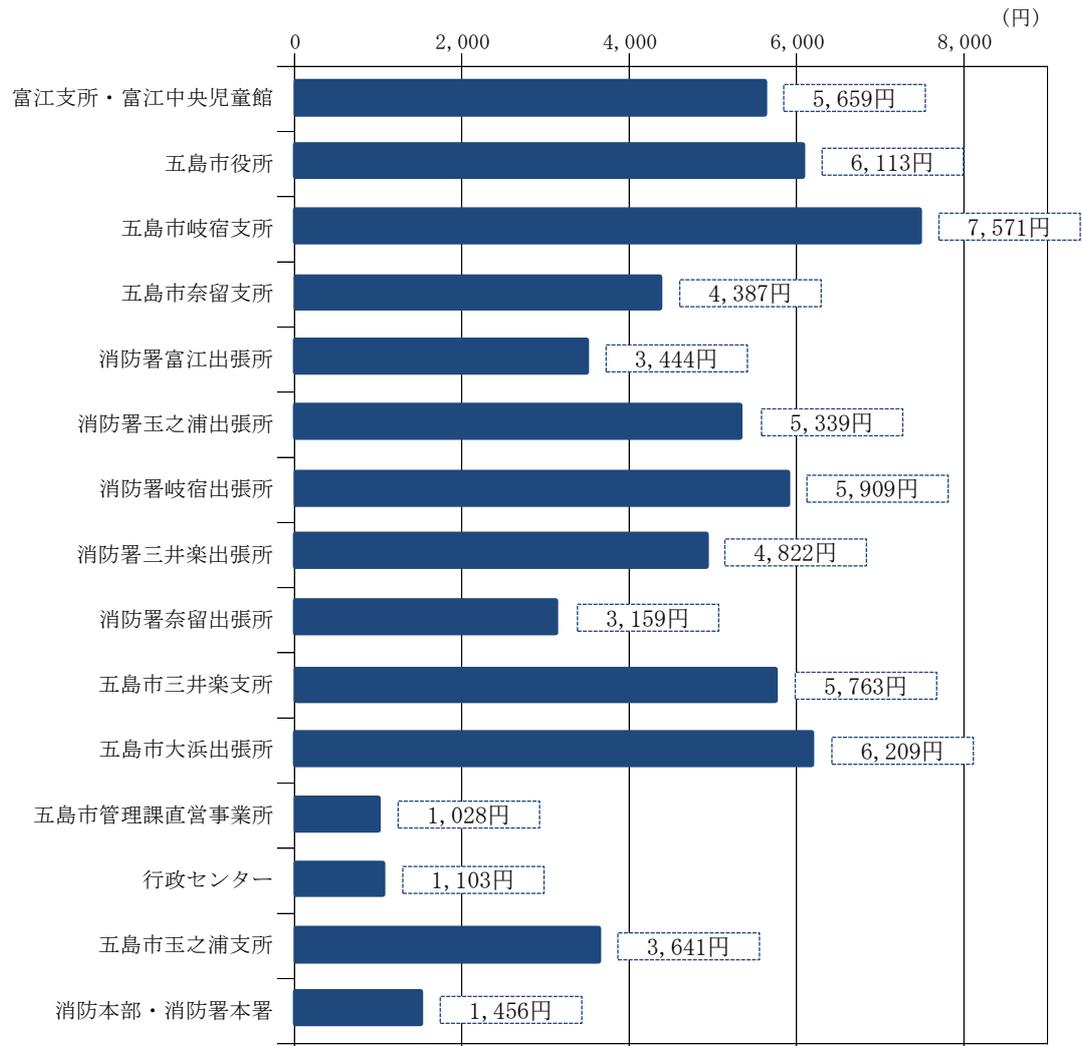
### イ 利用状況

庁舎等の延べ利用者数を示したものです。なお、利用期間は平成28年4月から平成29年3月までの1年間です。

| No. | 施設名          | 利用者数<br>(人) | No. | 施設名         | 利用者数<br>(人) |
|-----|--------------|-------------|-----|-------------|-------------|
| 1   | 富江支所・富江中央児童館 | 17,666      | 9   | 消防署奈留出張所    | 1,095       |
| 2   | 五島市役所        | 411,158     | 10  | 五島市三井楽支所    | 16,940      |
| 3   | 五島市岐宿支所      | 30,250      | 11  | 五島市大浜出張所    | 1,716       |
| 4   | 五島市奈留支所      | 19,844      | 12  | 五島市管理課直営事業所 | 2,640       |
| 5   | 消防署富江出張所     | 1,095       | 13  | 行政センター      | 6,000       |
| 6   | 消防署玉之浦出張所    | 1,095       | 14  | 五島市玉之浦支所    | 13,310      |
| 7   | 消防署岐宿出張所     | 1,095       | 15  | 消防本部・消防署本署  | 7,338       |
| 8   | 消防署三井楽出張所    | 1,095       |     |             |             |

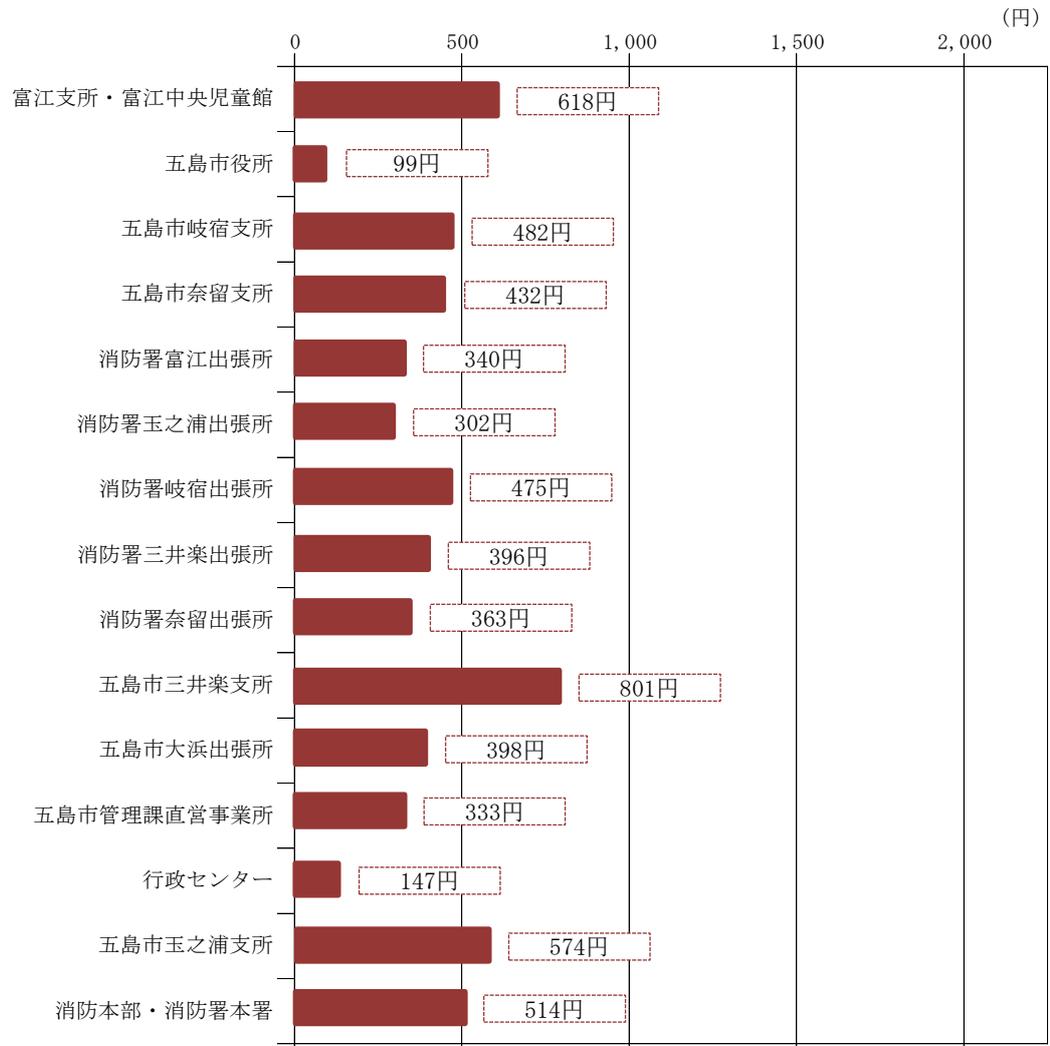
ウ 1㎡当たりの運営コスト状況

管理運営経費と総延床面積から1㎡当たりのコストを比較したものです。



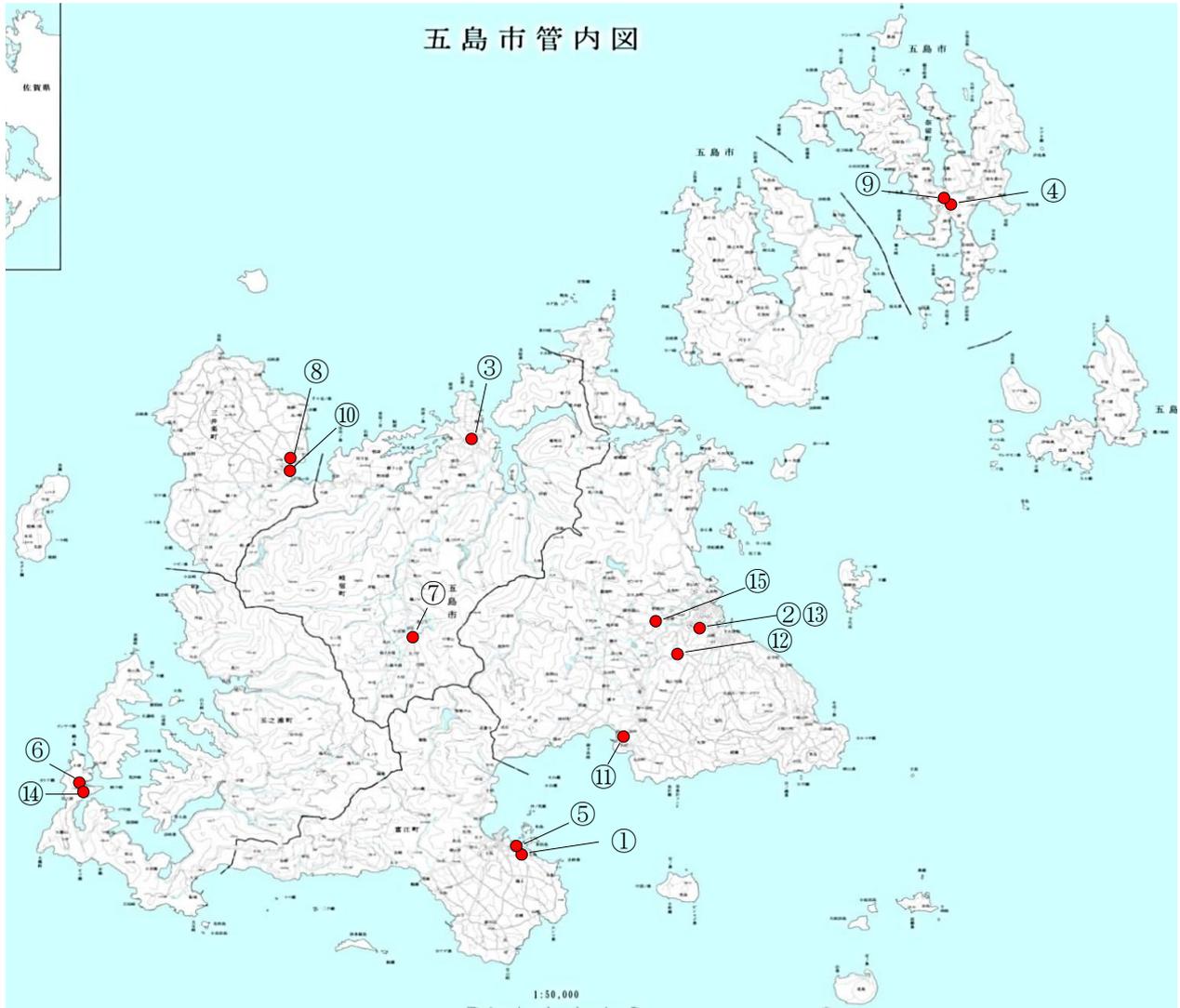
## エ 利用者1人当たりの運営コスト状況

管理運営経費と利用者数から1人当たりのコストを比較したものです。



オ 施設の配置状況

対象施設の配置状況を示しています。



| No. | 施設名          | No. | 施設名       | No. | 施設名         |
|-----|--------------|-----|-----------|-----|-------------|
| ①   | 富江支所・富江中央児童館 | ⑥   | 消防署玉之浦出張所 | ⑪   | 五島市大浜出張所    |
| ②   | 五島市役所        | ⑦   | 消防署岐宿出張所  | ⑫   | 五島市管理課直営事業所 |
| ③   | 五島市岐宿支所      | ⑧   | 消防署三井楽出張所 | ⑬   | 行政センター      |
| ④   | 五島市奈留支所      | ⑨   | 消防署奈留出張所  | ⑭   | 五島市玉之浦支所    |
| ⑤   | 消防署富江出張所     | ⑩   | 五島市三井楽支所  | ⑮   | 消防本部・消防署本署  |

③ 施設について

ア 施設の役割

市役所本庁舎及び支所庁舎は、市の行政運営の拠点であることはもちろんのこと、防災や災害復興の拠点としての役割も担っています。

また、消防庁舎は、消防署を中心に広域的な安全確保のため出張所が設置されており、市民の人命や財産を守るための重要な施設となっています。

イ 現状と課題

市役所本庁舎をはじめ、支所庁舎の多くが耐震化がなされていないため、防災・災害復興の役割を担う拠点施設として早急に対応する必要があります。

また、消防施設については、施設の多くが昭和48年から昭和54年の間に建設されたもので築後40年以上を経過しているため、施設の規模の見直しを含め検討を行う必要があります。

なお、行政センターについては、平成29年度に先行して解体されています。

ウ 今後の施設の考え方

市役所本庁舎及び支所庁舎については、庁舎整備基本計画に基づき、耐震化を図るとともに適切な規模での整備を行っていきます。

また、消防出張所においても築後40年以上の施設が多く、改築を含めた早急な対応が必要です。平成29年度までに既に2つの消防出張所の適正化を実施していますが、その他の出張所についても令和元年度に改築を行うこととなっています。

④ 適正配置の検討結果

現状や課題、今後の施設の考え方を踏まえ、すべての施設の適正配置の時期を第1期から第4期までに区分します。

また、第1期の対象施設については「現状維持」「適正化」「複合化」「集約化」「民活化」「廃止」「譲渡」といった方向性を検討し、より具体的な適正配置の実施時期、方法を検討します。

| 第1期<br>(H30～R8)  | 第2期<br>(R9～R18) | 第3期<br>(R19～R28) | 第4期<br>(R29～R38) |
|--|-----------------|------------------|------------------|
| 富江支所・富江中央児童館<br>五島市役所<br>五島市岐宿支所<br>五島市奈留支所<br>消防署富江出張所<br>消防署三井楽出張所<br>消防署奈留出張所<br>五島市三井楽支所 | 五島市玉之浦支所        | 五島市大浜出張所         | 五島市管理課直営事業所      |

※第1期の計画期間は、五島市公共施設等総合管理計画の期間と合わせるため、9年間としています。

| No. | 施設名          | 方向性 | H30   | R1<br>(H31) | R2 | R3 | R4 | R5  | R6 | R7 | R8 |
|-----|--------------|-----|---|-------------|----|----|----|-----|----|----|----|
| 1   | 富江支所・富江中央児童館 | 複合化 |   |             |    |    |    | 複合化 |    |    |    |
|     |              | 説明  | 富江支所の改築に合わせて公民館を合築し、また公民館の一部に歴史民俗資料室の機能を持たせることで施設の複合化を行います。 |             |    |    |    |     |    |    |    |

| No. | 施設名       | 方向性 | H30 | R1<br>(H31)   | R2 | R3  | R4  | R5  | R6 | R7 | R8 |
|-----|-----------|-----|-----|---|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 2   | 五島市役所     | 適正化 |     |   |    | 適正化 |     |     |    |    |    |
|     |           |     | 説明  | 本館棟は、築後53年を経過し老朽化に加え耐震基準を満たしていないことから改築を行います。          |    |     |     |     |    |    |    |
| 3   | 五島市岐宿支所   | 適正化 |     |   |    |     |     | 適正化 |    |    |    |
|     |           |     | 説明  | 耐震性のない本館部分を解体し、耐震性のある新館を改修して活用することで庁舎規模の適正化を実施します。    |    |     |     |     |    |    |    |
| 4   | 五島市奈留支所   | 複合化 |     |   |    |     | 複合化 |     |    |    |    |
|     |           |     | 説明  | 既存庁舎の改築に合わせてガイダンス施設を合築することで、施設の複合化を図ります。              |    |     |     |     |    |    |    |
| 5   | 消防署富江出張所  | 適正化 |     | 適正化   |    |     |     |     |    |    |    |
|     |           |     | 説明  | 現在の建物は昭和48年に供用開始されたもので、狭隘で老朽化が激しいため旧富江高校跡地に移転改築を行います。 |    |     |     |     |    |    |    |
| 6   | 消防署三井楽出張所 | 適正化 |     | 適正化   |    |     |     |     |    |    |    |
|     |           |     | 説明  | 現在の建物は昭和52年供用開始されたもので、狭隘で老朽化が激しいため移転改築を行います。          |    |     |     |     |    |    |    |
| 7   | 消防署奈留出張所  | 適正化 |     | 適正化   |    |     |     |     |    |    |    |
|     |           |     | 説明  | 現在の建物は昭和48年供用開始されたもので、狭隘で老朽化が激しいため移転改築を行います。          |    |     |     |     |    |    |    |
| 8   | 五島市三井楽支所  | 適正化 |     |   |    |     |     | 適正化 |    |    |    |
|     |           |     | 説明  | 耐震性のない本館部分を解体し、耐震性のある増築棟を改修して活用することで庁舎規模の適正化を実施します。   |    |     |     |     |    |    |    |

- ※1 第2期以降に施設名がある施設は、第2期以降の個別計画の策定までにその方向性を検討します。
- ※2 「消防署玉之浦出張所」、「消防署岐宿出張所」は、平成29年度に改築を行っています。  
なお、改築前の施設が狭隘な建物であったため、改築後は床面積が増加しています。
- ※3 「行政センター」は、平成29年度に廃止し、解体しています。
- ※4 「消防本部・消防署本署」は、第4期以降（令和45年度頃を目途）に実施する予定です。

◆分類用語の定義◆

- |        |  |
|--------|--|
| ① 現状維持 | … 計画的に予防保全することで長寿命化を図り、適切な時期に維持更新を行う施設   |
| ② 適正化  | … 将来、需要の増加又は減少が見込まれることから更新時に規模の拡大又は縮小を行う施設   |
| ③ 複合化  | … 別々の用途の施設を一つの建築物内に集める複合化を行う施設   |
| ④ 集約化  | … 同一用途の施設を一つの建築物内に集める集約化を行う施設  |
| ⑤ 民活化  | … 民間事業者等資金やノウハウを活用し、施設の建替費用の圧縮や公共施設サービスの質の向上を図る施設  |
| ⑥ 廃止   | … 用途廃止等により遊休資産となっている施設のうち、老朽化が著しく大規模改修を要するため解体する施設<br>他の施設との集約化や民間施設の活用により必要性が失われ、解体する施設             |
| ⑦ 譲渡   | … 遊休資産となっている施設のうち、比較的新しく安全性に問題がないため売却又は譲渡をする施設<br>地域や民間事業者が独自に運営を行っているものや民間で運営可能と見込まれるため、売却又は譲渡をする施設 |

(2) その他行政系施設

① 対象施設一覧

| No. | 施設名              | 地区  | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積(m <sup>2</sup> ) | 収入(千円) | 支出(千円) |
|-----|------------------|-----|------|------|------|------|-----------------------|--------|--------|
| 1   | 富江支所倉庫(旧岳分校)     | 富江  | 直営   | S28  | 66   | 15   | 145                   | 0      | 0      |
| 2   | 富江支所倉庫(旧黒瀬幼稚園)   | 富江  | 直営   | S43  | 51   | 34   | 270                   | 0      | 0      |
| 3   | 櫻木山共同倉庫          | 奈留  | 直営   | S48  | 46   | 34   | 42                    | 0      | 0      |
| 4   | 奈留島港上屋倉庫         | 奈留  | 直営   | S53  | 41   | 31   | 270                   | 221    | 44     |
| 5   | 旧ハンゴ車庫           | 福江  | 直営   | S54  | 40   | 25   | 115                   | 0      | 0      |
| 6   | 深浦車庫             | 玉之浦 | 直営   | S54  | 40   | 15   | 80                    | 0      | 0      |
| 7   | 富江倉庫             | 富江  | 直営   | S63  | 31   | 34   | 80                    | 0      | 0      |
| 8   | 大ノ元車庫            | 玉之浦 | 直営   | S63  | 31   | 17   | 92                    | 0      | 0      |
| 9   | 寿町倉庫             | 三井楽 | 直営   | H2   | 29   | 31   | 234                   | 0      | 0      |
| 10  | ペーロン倉庫           | 三井楽 | 直営   | H3   | 28   | 15   | 66                    | 0      | 0      |
| 11  | 土木倉庫(浦)          | 奈留  | 直営   | H3   | 28   | 15   | 84                    | 0      | 0      |
| 12  | 防災資機材地域備蓄倉庫      | 福江  | 直営   | H6   | 25   | 15   | 47                    | 0      | 21     |
| 13  | 富江支所倉庫(旧焼却灰保管施設) | 富江  | 直営   | H11  | 20   | 31   | 302                   | 0      | 0      |
| 14  | ペーロン船格納庫         | 奈留  | 直営   | H15  | 16   | 15   | 60                    | 0      | 0      |
| 15  | 泊上屋倉庫            | 奈留  | 直営   | H16  | 15   | 31   | 203                   | 33     | 103    |
| 16  | カヌー格納庫           | 奈留  | 直営   | H23  | 8    | 15   | 40                    | 0      | 0      |
| 17  | 三井楽支所倉庫          | 三井楽 | 直営   | H2   | 29   | 38   | 24                    | 0      | 0      |
| 合計  |                  |     |      |      |      |      | 2,154                 | 254    | 168    |

※1 運営形態の「指定」は指定管理者を、「直営」は市直営管理を表します。

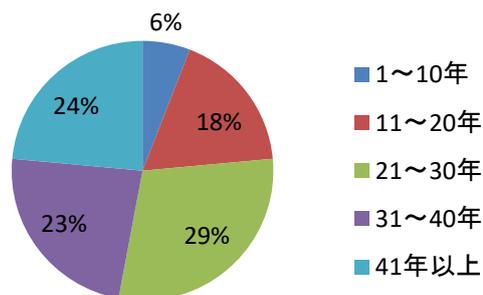
※2 耐用年数については、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和43年3月31日大蔵省令第15号)を参考に記載したもので、使用可能期間を示すものではありません。

※3 収入及び収支は、平成28年度の歳入歳出決算額を記載しています。

## ② 各種分析結果

### ア 築年数別状況

その他行政系施設の全17施設については、築後1～10年の施設が1件、11～20年の施設が3件、21～30年の施設が5件、31～40年の施設が4件、41年以上の施設が4件となっています。他の施設と同様に全体的に老朽化が進んでおりますが、平成28年度は修繕等の経費はほとんど発生しておりません。



### イ 利用状況

その他行政系施設の延べ利用者数を示したものです。なお、利用期間は平成28年4月から平成29年3月までの1年間です。

| No. | 施設名             | 利用者数(人) | No. | 施設名               | 利用者数(人) |
|-----|-----------------|---------|-----|-------------------|---------|
| 1   | 富江支所倉庫 (旧岳分校)   | 0       | 10  | ペーロン倉庫            | 20      |
| 2   | 富江支所倉庫 (旧黒瀬幼稚園) | 10      | 11  | 土木倉庫 (浦)          | 365     |
| 3   | 樫木山共同倉庫         | 1,460   | 12  | 防災資機材地域備蓄倉庫       | 18      |
| 4   | 奈留島港上屋倉庫        | 1,095   | 13  | 富江支所倉庫 (旧焼却灰保管施設) | 100     |
| 5   | 旧ハシゴ車庫          | 300     | 14  | ペーロン船格納庫          | 7       |
| 6   | 深浦車庫            | 6       | 15  | 泊上屋倉庫             | 1,095   |
| 7   | 富江倉庫            | 100     | 16  | カヌー格納庫            | 64      |
| 8   | 大ノ元車庫           | 800     | 17  | 三井楽支所倉庫           | 20      |
| 9   | 寿町倉庫            | 20      |     |                   |         |

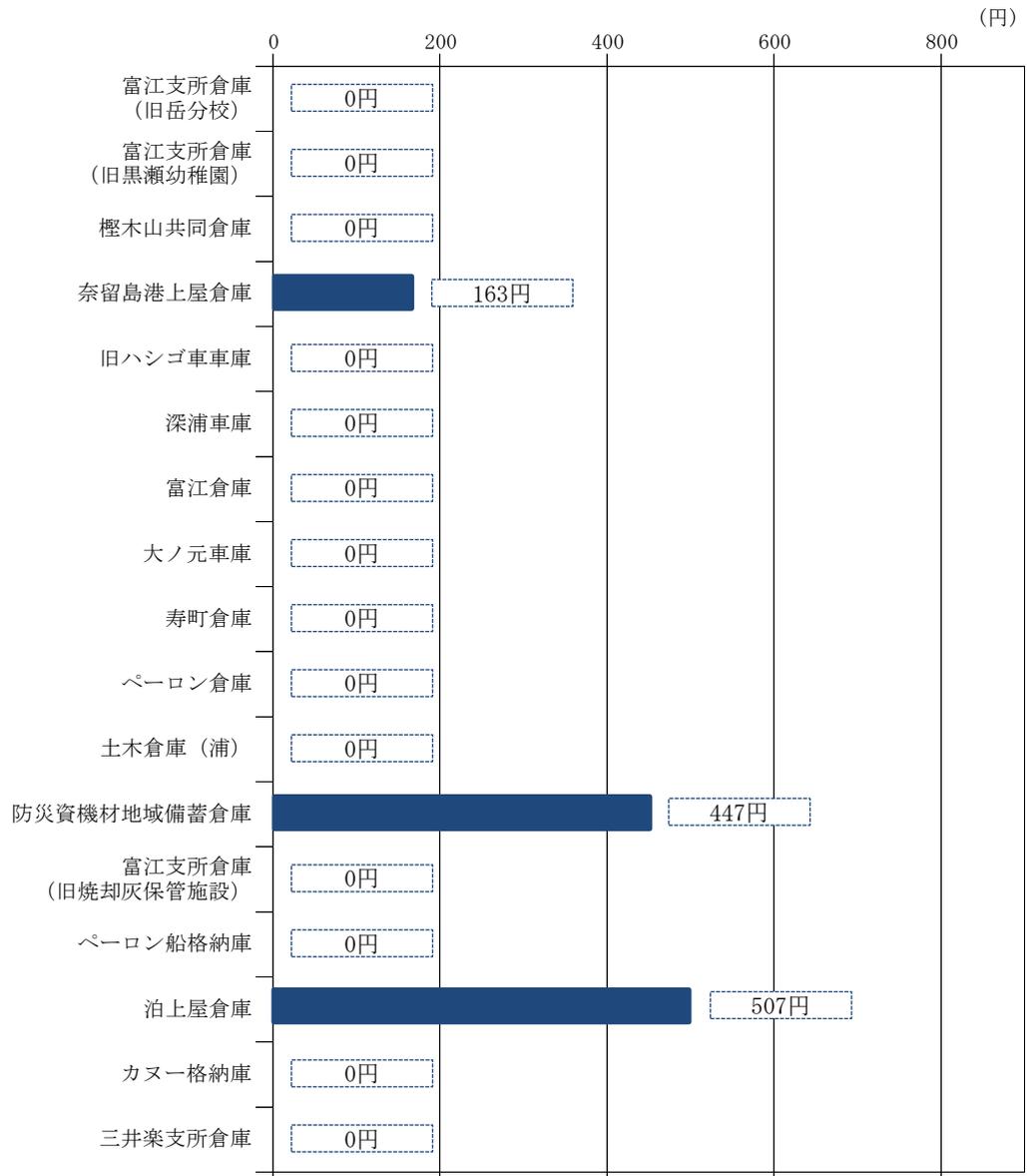
※1 「樫木山共同倉庫」、「奈留島港上屋倉庫」、「泊上屋倉庫」を除くその他の倉庫等は、行政備品等の管理用の倉庫等であり、市民が利用する倉庫等ではありません。

※2 「樫木山共同倉庫」、「奈留島港上屋倉庫」、「泊上屋倉庫」は、施設の利用者数の統計を取っていないため、推計値で記載しています。

◆施設利用者数の推計値＝使用者（団体）数×365日で算出

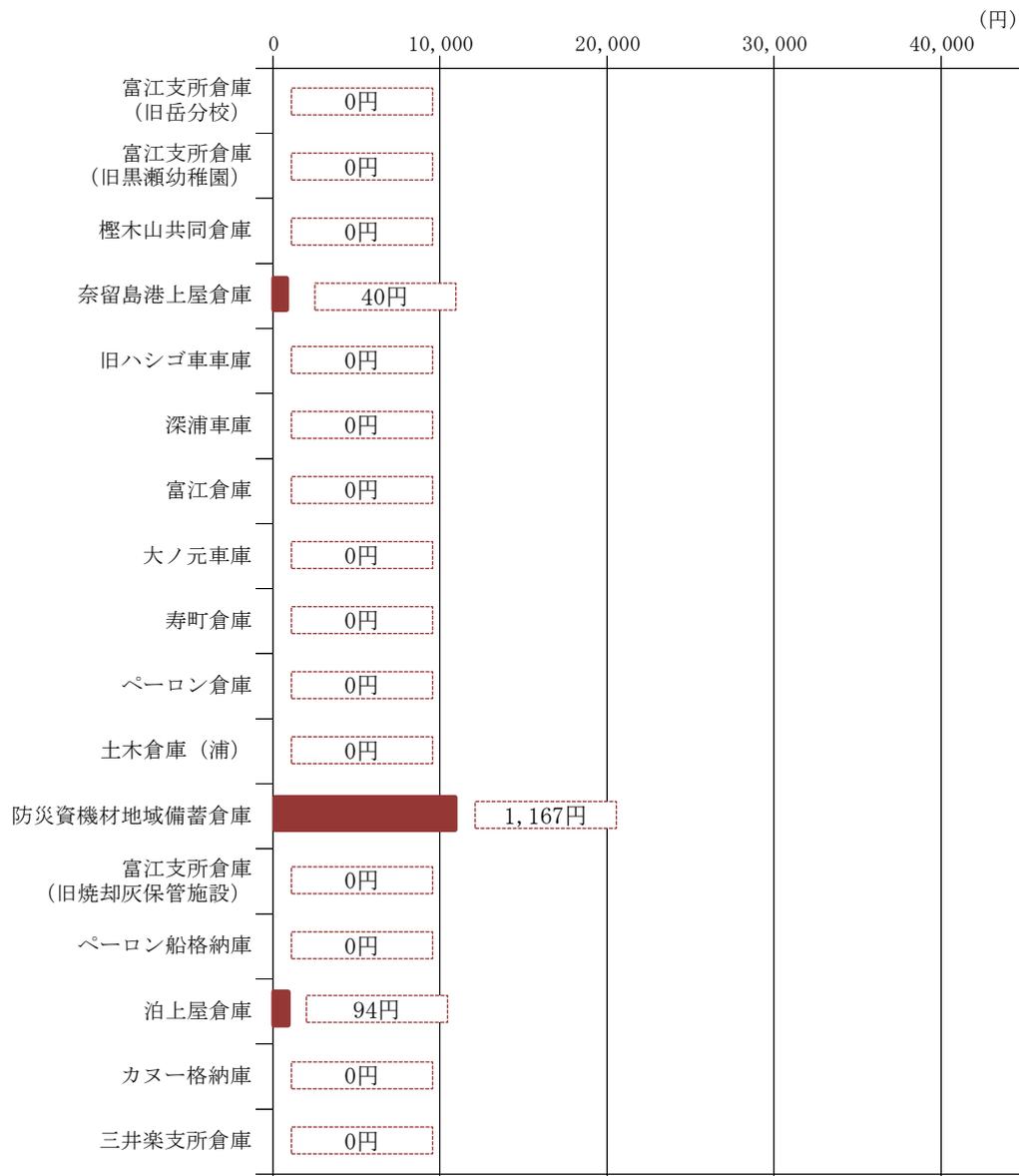
ウ 1㎡当たりの運営コスト状況

管理運営経費と総延床面積から1㎡当たりのコストを比較したものです。



エ 利用者1人当たりの運営コスト状況

管理運営経費と利用者数から1人当たりのコストを比較したものです。



オ 施設の配置状況

対象施設の配置状況を示しています。



| No. | 施設名             | No. | 施設名         | No. | 施設名                  |
|-----|-----------------|-----|-------------|-----|----------------------|
| ①   | 富江支所倉庫 (旧岳分校)   | ⑦   | 富江倉庫        | ⑬   | 富江支所倉庫<br>(旧焼却灰保管施設) |
| ②   | 富江支所倉庫 (旧黒瀬幼稚園) | ⑧   | 大ノ元車庫       | ⑭   | ペーロン船格納庫             |
| ③   | 檜木山共同倉庫         | ⑨   | 寿町倉庫        | ⑮   | 泊上屋倉庫                |
| ④   | 奈留島港上屋倉庫        | ⑩   | ペーロン倉庫      | ⑯   | カヌー格納庫               |
| ⑤   | 旧ハシゴ車庫          | ⑪   | 土木倉庫 (浦)    | ⑰   | 三井楽支所倉庫              |
| ⑥   | 深浦車庫            | ⑫   | 防災資機材地域備蓄倉庫 |     |                      |

### ③ 施設について

#### ア 施設の役割

その他行政施設に属する多くの施設は、庁舎内に保管できない大型備品や体験用備品を保管するための施設であり、市が主催するイベント等で使用する備品を保管している施設です。

#### イ 現状と課題

その他行政施設に属する施設は、倉庫や車庫、格納庫といった市が保有する備品や資材の保管庫として使用されています。

このうち、建築当初から倉庫等として利用している施設は、倉庫等として最小限の面積となっているため、狭隘化しているものが多くあります。また、建築当初は別の目的の施設として使用していたが、その目的を達したため用途変更を行い倉庫等として活用している施設も多くありますが、これらの施設は特に老朽化等が顕著に見られるようになってます。

#### ウ 今後の施設の考え方

その他行政施設に属する施設は、市民が直接使用する施設ではないことから、今後も小規模改修等により最低限の補修を行い施設の長寿命化を図ります。

また、老朽化が著しい施設については、長寿命化のための大規模改修や更新を行う必要がありますが、今後は同じ倉庫等として使用している施設を集約化し、利用しやすい施設となるような規模や配置等の検討を行います。

④ 適正配置の検討結果

現状や課題、今後の施設の考え方を踏まえ、すべての施設の適正配置の時期を第1期から第4期までに区分します。

また、第1期の対象施設については「現状維持」「適正化」「複合化」「集約化」「民活化」「廃止」「譲渡」といった方向性を検討し、より具体的な適正配置の実施時期、方法を検討します。

| 第1期<br>(H30～R8)   | 第2期<br>(R9～R18)                      | 第3期<br>(R19～R28)                                | 第4期<br>(R29～R38) |
|---|--------------------------------------|---|------------------|
| 富江支所倉庫(旧岳分校)<br>富江支所倉庫(旧黒瀬幼稚園)<br>富江倉庫<br>防災資機材地域備蓄倉庫<br>富江支所倉庫(旧焼却灰保管施設) | 深浦車庫<br>大ノ元車庫<br>土木倉庫(浦)<br>ペーロン船格納庫 | 樫木山共同倉庫<br>奈留島港上屋倉庫<br>寿町倉庫<br>泊上屋倉庫<br>三井楽支所倉庫 | ペーロン倉庫<br>カヌー格納庫 |

※第1期の計画期間は、五島市公共施設等総合管理計画の期間と合わせるため、9年間としています。

| No. | 施設名              | 方向性 | H30   | R1<br>(H31) | R2 | R3  | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|-----|------------------|-----|---|-------------|----|-----|----|----|----|----|----|
| 1   | 富江支所倉庫(旧岳分校)     | 廃止  |   |             |    | 廃止  |    |    |    |    |    |
|     |                  | 説明  | 旧岳分校を倉庫として利用しているが老朽化が激しく使用頻度が少ないため、令和3年度に廃止し、解体します。       |             |    |     |    |    |    |    |    |
| 2   | 富江支所倉庫(旧黒瀬幼稚園)   | 譲渡  |   |             |    | 譲渡  |    |    |    |    |    |
|     |                  | 説明  | 市は使用していないため、施設を唯一使用している団体へ譲渡を行います。                        |             |    |     |    |    |    |    |    |
| 3   | 富江倉庫             | 廃止  |   |             |    | 廃止  |    |    |    |    |    |
|     |                  | 説明  | 新富江支所庁舎横に新たに倉庫を建設するため、新倉庫に機能を集約し、この施設は廃止します。              |             |    |     |    |    |    |    |    |
| 4   | 防災資機材地域備蓄倉庫      | 廃止  |   |             |    |     |    | 廃止 |    |    |    |
|     |                  | 説明  | 一括保管から分散保管に改めるため廃止します。廃止後は民間への譲渡を検討しますが、譲渡ができない場合には解体します。 |             |    |     |    |    |    |    |    |
| 5   | 富江支所倉庫(旧焼却灰保管施設) | 適正化 |   |             |    | 適正化 |    |    |    |    |    |
|     |                  | 説明  | 各種イベントの道具類の保管のための倉庫ですが、更新を行う場合には適正化を行い建物の規模を縮小します。        |             |    |     |    |    |    |    |    |

※1 第2期以降に施設名がある施設は、第2期以降の個別計画の策定までにその方向性を検討します。

※2 「旧ハシゴ車車庫」は、平成29年度に廃止し、解体しています。

◆分類用語の定義◆

- ① 現状維持 … 計画的に予防保全することで長寿命化を図り、適切な時期に維持更新を行う施設
- ② 適正化 … 将来、需要の増加又は減少が見込まれることから更新時に規模の拡大又は縮小を行う施設
- ③ 複合化 … 別々の用途の施設を一つの建築物内に集める複合化を行う施設
- ④ 集約化 … 同一用途の施設を一つの建築物内に集める集約化を行う施設
- ⑤ 民活化 … 民間事業者等資金やノウハウを活用し、施設の建替費用の圧縮や公共施設サービスの質の向上を図る施設
- ⑥ 廃止 … 用途廃止等により遊休資産となっている施設のうち、老朽化が著しく大規模改修を要するため解体する施設  
他の施設との集約化や民間施設の活用により必要性が失われ、解体する施設
- ⑦ 譲渡 … 遊休資産となっている施設のうち、比較的新しく安全性に問題がないため売却又は譲渡をする施設  
地域や民間事業者が独自に運営を行っているものや民間で運営可能と見込まれるため、売却又は譲渡をする施設

## (3) 消防施設

## ① 対象施設一覧

| No. | 施設名                      | 地区 | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積(m <sup>2</sup> ) | 収入(千円) | 支出(千円) |
|-----|--------------------------|----|------|------|------|------|-----------------------|--------|--------|
| 1   | 第6分団1部<br>消防詰所格納庫        | 福江 | 直営   | S54  | 40   | 17   | 46                    | 0      | 107    |
| 2   | 第8分団4部<br>消防詰所格納庫        | 福江 | 直営   | S54  | 40   | 17   | 45                    | 0      | 14     |
| 3   | 第8分団1部<br>消防詰所格納庫        | 福江 | 直営   | S55  | 39   | 17   | 40                    | 0      | 19     |
| 4   | 第7分団<br>黒藏分駐消防詰所格納庫      | 福江 | 直営   | S56  | 38   | 17   | 24                    | 0      | 21     |
| 5   | 第2分団<br>鳴木場分駐消防詰所格納庫     | 福江 | 直営   | S57  | 37   | 17   | 30                    | 0      | 18     |
| 6   | 大畷コミュニティ消防センター<br>第7分団4部 | 福江 | 直営   | H13  | 18   | 38   | 76                    | 0      | 46     |
| 7   | 第6分団2部<br>消防詰所格納庫        | 福江 | 直営   | S58  | 36   | 17   | 43                    | 0      | 30     |
| 8   | 第5分団3部<br>消防詰所格納庫        | 福江 | 直営   | S59  | 35   | 17   | 50                    | 0      | 36     |
| 9   | 第4分団2部<br>消防詰所格納庫        | 福江 | 直営   | S59  | 35   | 17   | 43                    | 0      | 49     |
| 10  | 第3分団1部<br>消防詰所格納庫        | 福江 | 直営   | S58  | 36   | 17   | 52                    | 0      | 29     |
| 11  | 第4分団3部<br>消防詰所格納庫        | 福江 | 直営   | S60  | 34   | 17   | 48                    | 0      | 37     |
| 12  | 第6分団4部<br>消防詰所格納庫        | 福江 | 直営   | S61  | 33   | 17   | 52                    | 0      | 52     |
| 13  | 第2分団2部<br>消防詰所格納庫        | 福江 | 直営   | S61  | 33   | 17   | 52                    | 0      | 35     |
| 14  | 第1分団1部<br>消防詰所便所         | 福江 | 直営   | S63  | 31   | 17   | 4                     | 0      | 2      |
| 15  | 第2分団1部<br>消防詰所格納庫        | 福江 | 直営   | S63  | 31   | 17   | 52                    | 0      | 32     |
| 16  | 第8分団3部<br>消防詰所格納庫        | 福江 | 直営   | S63  | 31   | 38   | 45                    | 0      | 29     |
| 17  | 第8分団<br>市小木分駐消防詰所格納庫     | 福江 | 直営   | H1   | 30   | 17   | 34                    | 0      | 27     |
| 18  | 第7分団3部<br>消防詰所格納庫        | 福江 | 直営   | H1   | 30   | 17   | 41                    | 0      | 36     |
| 19  | 第5分団<br>鑑瀬分駐消防詰所格納庫      | 福江 | 直営   | H2   | 29   | 17   | 32                    | 0      | 18     |
| 20  | 第9分団1部<br>コミュニティ消防センター   | 福江 | 直営   | H3   | 28   | 17   | 47                    | 0      | 23     |
| 21  | 第8分団<br>大開分駐コミュニティ消防センター | 福江 | 直営   | H4   | 27   | 17   | 32                    | 0      | 24     |
| 22  | 第6分団<br>雨通宿分駐消防センター      | 福江 | 直営   | H4   | 27   | 17   | 32                    | 0      | 42     |
| 23  | 第7分団1部<br>消防詰所格納庫        | 福江 | 直営   | H5   | 26   | 17   | 56                    | 0      | 40     |
| 24  | 第4分団<br>平藏分駐消防詰所格納庫      | 福江 | 直営   | H8   | 23   | 17   | 35                    | 0      | 30     |
| 25  | 第8分団2部<br>消防詰所格納庫        | 福江 | 直営   | H16  | 15   | 17   | 46                    | 0      | 60     |
| 26  | 第7分団2部<br>消防詰所格納庫        | 福江 | 直営   | H2   | 29   | 17   | 53                    | 0      | 77     |
| 27  | 第9分団2部<br>消防詰所格納庫        | 福江 | 直営   | H27  | 4    | 17   | 54                    | 0      | 27     |

| No. | 施設名                   | 地区  | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積 (㎡) | 収入 (千円) | 支出 (千円) |
|-----|-----------------------|-----|------|------|------|------|----------|---------|---------|
| 28  | 第5分団1部<br>消防詰所格納庫     | 福江  | 直営   | H16  | 15   | 17   | 70       | 0       | 108     |
| 29  | 第18分団1部<br>消防格納庫      | 玉之浦 | 直営   | S47  | 47   | 34   | 56       | 0       | 33      |
| 30  | 第24分団2部<br>消防詰所格納庫    | 岐宿  | 直営   | H19  | 12   | 17   | 50       | 0       | 19      |
| 31  | 消防団第22分団3部<br>消防格納庫   | 三井楽 | 直営   | H20  | 11   | 17   | 29       | 0       | 14      |
| 32  | 消防団第21分団2部<br>消防格納庫   | 三井楽 | 直営   | H20  | 11   | 17   | 29       | 0       | 14      |
| 33  | 第5分団2部<br>消防詰所・格納庫    | 福江  | 直営   | H21  | 10   | 17   | 74       | 0       | 42      |
| 34  | 第27分団2部<br>消防詰所・格納庫   | 奈留  | 直営   | H21  | 10   | 17   | 30       | 0       | 32      |
| 35  | 第22分団2部<br>消防格納庫      | 三井楽 | 直営   | H22  | 9    | 17   | 29       | 0       | 19      |
| 36  | 第20分団2部<br>消防格納庫      | 三井楽 | 直営   | H23  | 8    | 17   | 29       | 0       | 15      |
| 37  | 第21分団3部<br>消防格納庫      | 三井楽 | 直営   | H24  | 7    | 17   | 29       | 0       | 18      |
| 38  | 消防団第14分団1部<br>消防格納庫   | 富江  | 直営   | H24  | 7    | 17   | 29       | 0       | 13      |
| 39  | 消防団第23分団1部<br>消防格納庫   | 三井楽 | 直営   | H24  | 7    | 17   | 33       | 0       | 20      |
| 40  | 消防団第3分団2部<br>消防詰所・格納庫 | 福江  | 直営   | H24  | 7    | 17   | 74       | 0       | 67      |
| 41  | 消防団第6分団3部<br>消防詰所格納庫  | 福江  | 直営   | H26  | 5    | 17   | 60       | 0       | 38      |
| 42  | 第10分団1部<br>消防格納庫      | 富江  | 直営   | S57  | 37   | 38   | 116      | 0       | 34      |
| 43  | 第11分団1部<br>消防格納庫 (富江) | 富江  | 直営   | S53  | 41   | 38   | 39       | 0       | 20      |
| 44  | 第13分団1部<br>消防格納庫      | 富江  | 直営   | S52  | 42   | 38   | 24       | 0       | 21      |
| 45  | 第12分団1部<br>消防格納庫      | 富江  | 直営   | S55  | 39   | 34   | 29       | 0       | 18      |
| 46  | 第12分団2部<br>消防格納庫      | 富江  | 直営   | S22  | 72   | 38   | 18       | 0       | 14      |
| 47  | 第14分団2部<br>消防格納庫      | 富江  | 直営   | S59  | 35   | 38   | 29       | 0       | 17      |
| 48  | 第11分団2部<br>消防格納庫      | 富江  | 直営   | S58  | 36   | 38   | 29       | 0       | 29      |
| 49  | 第13分団2部<br>第1消防格納庫    | 富江  | 直営   | S58  | 36   | 38   | 29       | 0       | 23      |
| 50  | 第13分団2部<br>第2消防格納庫    | 富江  | 直営   | S58  | 36   | 38   | 10       | 0       | 2       |
| 51  | 第14分団3部<br>消防格納庫      | 富江  | 直営   | S59  | 35   | 38   | 29       | 0       | 22      |
| 52  | 第11分団1部<br>消防格納庫 (黒島) | 富江  | 直営   | S50  | 44   | 38   | 10       | 0       | 6       |
| 53  | 第12分団3部<br>消防格納庫      | 富江  | 直営   | S58  | 36   | 38   | 29       | 0       | 21      |
| 54  | 第12分団4部<br>消防格納庫      | 富江  | 直営   | S58  | 36   | 38   | 29       | 0       | 23      |
| 55  | 第13分団3部<br>第1消防格納庫    | 富江  | 直営   | S58  | 36   | 38   | 29       | 0       | 14      |
| 56  | 第13分団3部<br>第2消防格納庫    | 富江  | 直営   | S58  | 36   | 38   | 10       | 0       | 13      |

| No. | 施設名                      | 地区  | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積(m <sup>2</sup> ) | 収入(千円) | 支出(千円) |
|-----|--------------------------|-----|------|------|------|------|-----------------------|--------|--------|
| 57  | 第11分団3部<br>消防格納庫         | 富江  | 直営   | S58  | 36   | 38   | 24                    | 0      | 18     |
| 58  | 第14分団4部<br>消防格納庫         | 富江  | 直営   | H2   | 29   | 38   | 29                    | 0      | 14     |
| 59  | 第15分団1部<br>消防格納庫         | 玉之浦 | 直営   | S58  | 36   | 17   | 100                   | 0      | 57     |
| 60  | 第15分団2部<br>消防格納庫         | 玉之浦 | 直営   | S42  | 52   | 38   | 100                   | 0      | 17     |
| 61  | 第15分団2部<br>消防格納庫(向小浦)    | 玉之浦 | 直営   | 不明   | 不明   | 34   | 12                    | 0      | 0      |
| 62  | 第15分団3部<br>消防詰所格納庫       | 玉之浦 | 直営   | S55  | 39   | 38   | 55                    | 0      | 22     |
| 63  | 第16分団1部<br>消防格納庫         | 玉之浦 | 直営   | S54  | 40   | 38   | 60                    | 0      | 23     |
| 64  | 第17分団1部<br>消防格納庫         | 玉之浦 | 直営   | H4   | 27   | 38   | 42                    | 0      | 27     |
| 65  | 第17分団2部<br>消防格納庫         | 玉之浦 | 直営   | H1   | 30   | 38   | 85                    | 0      | 67     |
| 66  | 第18分団2部<br>消防詰所格納庫       | 玉之浦 | 直営   | S51  | 43   | 38   | 50                    | 0      | 18     |
| 67  | 第17分団3部<br>消防格納庫         | 玉之浦 | 直営   | S52  | 42   | 38   | 50                    | 0      | 23     |
| 68  | 第17分団4部<br>消防詰所格納庫       | 玉之浦 | 直営   | S53  | 41   | 38   | 45                    | 0      | 23     |
| 69  | 第19分団1部<br>ポンプ格納庫        | 三井楽 | 直営   | H2   | 29   | 34   | 57                    | 0      | 11     |
| 70  | 第20分団1部<br>ポンプ格納庫        | 三井楽 | 直営   | S55  | 39   | 34   | 11                    | 0      | 3      |
| 71  | 第21分団3部<br>ポンプ格納庫        | 三井楽 | 直営   | S49  | 45   | 39   | 11                    | 0      | 0      |
| 72  | 第22分団5部<br>ポンプ格納庫        | 三井楽 | 直営   | S52  | 42   | 36   | 11                    | 0      | 0      |
| 73  | 第20分団3部<br>ポンプ格納庫        | 三井楽 | 直営   | S53  | 41   | 34   | 11                    | 0      | 3      |
| 74  | 第20分団1部<br>消防格納庫         | 三井楽 | 直営   | H19  | 12   | 17   | 29                    | 0      | 14     |
| 75  | 第21分団1部<br>消防格納庫         | 三井楽 | 直営   | H19  | 12   | 17   | 29                    | 0      | 14     |
| 76  | 第22分団4部<br>消防格納庫         | 三井楽 | 直営   | H19  | 12   | 17   | 29                    | 0      | 19     |
| 77  | 消防団第22分団1部<br>消防格納庫      | 三井楽 | 直営   | H25  | 6    | 17   | 29                    | 0      | 23     |
| 78  | 第24分団1部<br>消防格納庫         | 岐宿  | 直営   | S46  | 48   | 38   | 33                    | 0      | 15     |
| 79  | 第23分団2部<br>消防格納庫         | 岐宿  | 直営   | S50  | 44   | 17   | 23                    | 0      | 0      |
| 80  | 第25分団1部<br>消防格納庫         | 岐宿  | 直営   | S41  | 53   | 17   | 40                    | 0      | 15     |
| 81  | 惣津消防器具庫・格納庫<br>(第25分団1部) | 岐宿  | 直営   | S59  | 35   | 17   | 6                     | 0      | 0      |
| 82  | 第26分団2部<br>消防格納庫         | 岐宿  | 直営   | S50  | 44   | 34   | 28                    | 0      | 14     |
| 83  | 消防団岐宿地区第6分団車庫            | 岐宿  | 直営   | S53  | 41   | 39   | 23                    | 0      | 0      |
| 84  | 消防団岐宿地区第7分団車庫            | 岐宿  | 直営   | S49  | 45   | 39   | 20                    | 0      | 0      |
| 85  | 第24分団3部<br>消防格納庫         | 岐宿  | 直営   | S51  | 43   | 34   | 25                    | 0      | 14     |

| No. | 施設名                      | 地区 | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積 (㎡) | 収入 (千円) | 支出 (千円) |
|-----|--------------------------|----|------|------|------|------|----------|---------|---------|
| 86  | 第26分団3部<br>消防格納庫         | 岐宿 | 直営   | S62  | 32   | 17   | 25       | 0       | 16      |
| 87  | 第26分団4部<br>消防格納庫         | 岐宿 | 直営   | S62  | 32   | 17   | 25       | 0       | 16      |
| 88  | 第26分団5部<br>消防格納庫         | 岐宿 | 直営   | S59  | 35   | 17   | 25       | 0       | 15      |
| 89  | 第25分団2部<br>消防格納庫         | 岐宿 | 直営   | S63  | 31   | 17   | 25       | 0       | 16      |
| 90  | 打折消防器具庫・格納庫<br>(第25分団2部) | 岐宿 | 直営   | S59  | 35   | 17   | 6        | 0       | 0       |
| 91  | 第25分団3部<br>消防格納庫         | 岐宿 | 直営   | S50  | 44   | 34   | 28       | 0       | 15      |
| 92  | 第25分団4部<br>消防格納庫         | 岐宿 | 直営   | S51  | 43   | 17   | 23       | 0       | 16      |
| 93  | 第23分団3部<br>消防格納庫         | 岐宿 | 直営   | S53  | 41   | 17   | 23       | 0       | 0       |
| 94  | 志田尾消防ポンプ器具庫<br>(第26分団1部) | 岐宿 | 直営   | S63  | 31   | 17   | 6        | 0       | 0       |
| 95  | 第26分団1部<br>消防格納庫         | 岐宿 | 直営   | H17  | 14   | 17   | 29       | 0       | 18      |
| 96  | 第29分団1部<br>消防格納庫         | 奈留 | 直営   | H28  | 3    | 17   | 35       | 0       | 16      |
| 97  | 第28分団1部<br>消防格納庫         | 奈留 | 直営   | S50  | 44   | 34   | 36       | 0       | 18      |
| 98  | 第30分団1部<br>消防格納庫         | 奈留 | 直営   | S53  | 41   | 17   | 31       | 0       | 18      |
| 99  | 第28分団2部<br>消防格納庫         | 奈留 | 直営   | S54  | 40   | 17   | 31       | 0       | 17      |
| 100 | 第29分団2部<br>消防格納庫         | 奈留 | 直営   | S54  | 40   | 17   | 31       | 0       | 25      |
| 101 | 第30分団2部<br>消防格納庫         | 奈留 | 直営   | S56  | 38   | 17   | 32       | 0       | 16      |
| 102 | 第27分団1部<br>消防格納庫(前島)     | 奈留 | 直営   | S59  | 35   | 34   | 27       | 0       | 17      |
| 合計  |                          |    |      |      |      |      | 3,749    | 0       | 2,382   |

※1 運営形態の「指定」は指定管理者を、「直営」は市直営管理を表します。

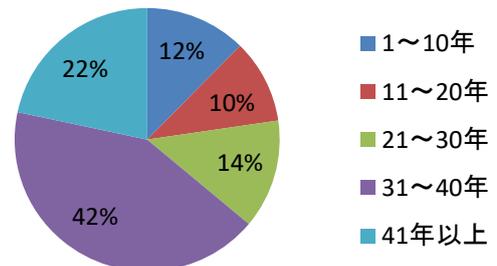
※2 耐用年数については、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）を参考に記載したもので、使用可能期間を示すものではありません。

※3 収入及び収支は、平成28年度の歳入歳出決算額を記載しています。

## ② 各種分析結果

### ア 築年数別状況

消防施設の全97施設（解体済及び譲渡済の4施設と建築年月日が不詳の1施設を除く。）のうち、築後31～40年の建物が41件、築後41年以上の建物が21件で全体の約60%以上を占めており、施設の老朽化が深刻化していることが分かります。



## イ 利用状況

消防施設の延べ利用者数を示したものです。なお、利用期間は平成28年4月から平成29年3月までの1年間です。

| No. | 施設名                      | 利用者数<br>(人) | No. | 施設名                      | 利用者数<br>(人) |
|-----|--------------------------|-------------|-----|--------------------------|-------------|
| 1   | 第6分団1部<br>消防詰所格納庫        | 204         | 26  | 第7分団2部<br>消防詰所格納庫        | 252         |
| 2   | 第8分団4部<br>消防詰所格納庫        | 180         | 27  | 第9分団2部<br>消防詰所格納庫        | 264         |
| 3   | 第8分団1部<br>消防詰所格納庫        | 216         | 28  | 第5分団1部<br>消防詰所格納庫        | 288         |
| 4   | 第7分団<br>黒蔵分駐消防詰所格納庫      | 144         | 29  | 第18分団1部<br>消防格納庫         | 240         |
| 5   | 第2分団<br>鳴木場分駐消防詰所格納庫     | 300         | 30  | 五島市消防団第24分団1部<br>消防詰所格納庫 | 156         |
| 6   | 大窪コミュニティ消防センター<br>第7分団4部 | 216         | 31  | 消防団第22分団4部<br>消防格納庫      | 106         |
| 7   | 第6分団2部<br>消防詰所格納庫        | 228         | 32  | 消防団第21分団2部<br>消防格納庫      | 99          |
| 8   | 第5分団3部<br>消防詰所格納庫        | 216         | 33  | 第5分団2部<br>消防詰所・格納庫       | 384         |
| 9   | 第4分団2部<br>消防詰所格納庫        | 228         | 34  | 第27分団2部<br>消防詰所・格納庫      | 184         |
| 10  | 第3分団1部<br>消防詰所格納庫        | 228         | 35  | 第22分団2部<br>消防格納庫         | 106         |
| 11  | 第4分団3部<br>消防詰所格納庫        | 204         | 36  | 第20分団2部<br>消防格納庫         | 98          |
| 12  | 第6分団4部<br>消防詰所格納庫        | 240         | 37  | 第21分団4部<br>消防格納庫         | 90          |
| 13  | 第2分団2部<br>消防詰所格納庫        | 300         | 38  | 消防団第14分団1部<br>消防格納庫      | 240         |
| 14  | 第1分団1部<br>消防詰所便所         | 300         | 39  | 消防団第22分団3部<br>消防格納庫      | 118         |
| 15  | 第2分団1部<br>消防詰所格納庫        | 240         | 40  | 消防団第3分団2部<br>消防詰所・格納庫    | 228         |
| 16  | 第8分団3部<br>消防詰所格納庫        | 252         | 41  | 消防団第6分団3部<br>消防詰所格納庫     | 180         |
| 17  | 第8分団<br>市小木分駐消防詰所格納庫     | 420         | 42  | 第10分団1部<br>消防格納庫         | 288         |
| 18  | 第7分団3部<br>消防詰所格納庫        | 144         | 43  | 第11分団1部<br>消防格納庫(富江)     | 252         |
| 19  | 第5分団<br>鑑瀬分駐消防詰所格納庫      | 384         | 44  | 第13分団1部<br>消防格納庫         | 240         |
| 20  | 第9分団1部<br>コミュニティ消防センター   | 144         | 45  | 第12分団1部<br>消防格納庫         | 120         |
| 21  | 第8分団<br>大開分駐コミュニティ消防センター | 420         | 46  | 第12分団2部<br>消防格納庫         | 84          |
| 22  | 第6分団<br>雨通宿分駐消防センター      | 240         | 47  | 第14分団2部<br>消防格納庫         | 48          |
| 23  | 第7分団1部<br>消防詰所格納庫        | 240         | 48  | 第11分団2部<br>消防格納庫         | 180         |
| 24  | 第4分団<br>平蔵分駐消防詰所格納庫      | 84          | 49  | 第13分団2部<br>第1消防格納庫       | 192         |
| 25  | 第8分団2部<br>消防詰所格納庫        | 420         | 50  | 第13分団2部<br>第2消防格納庫       | 48          |

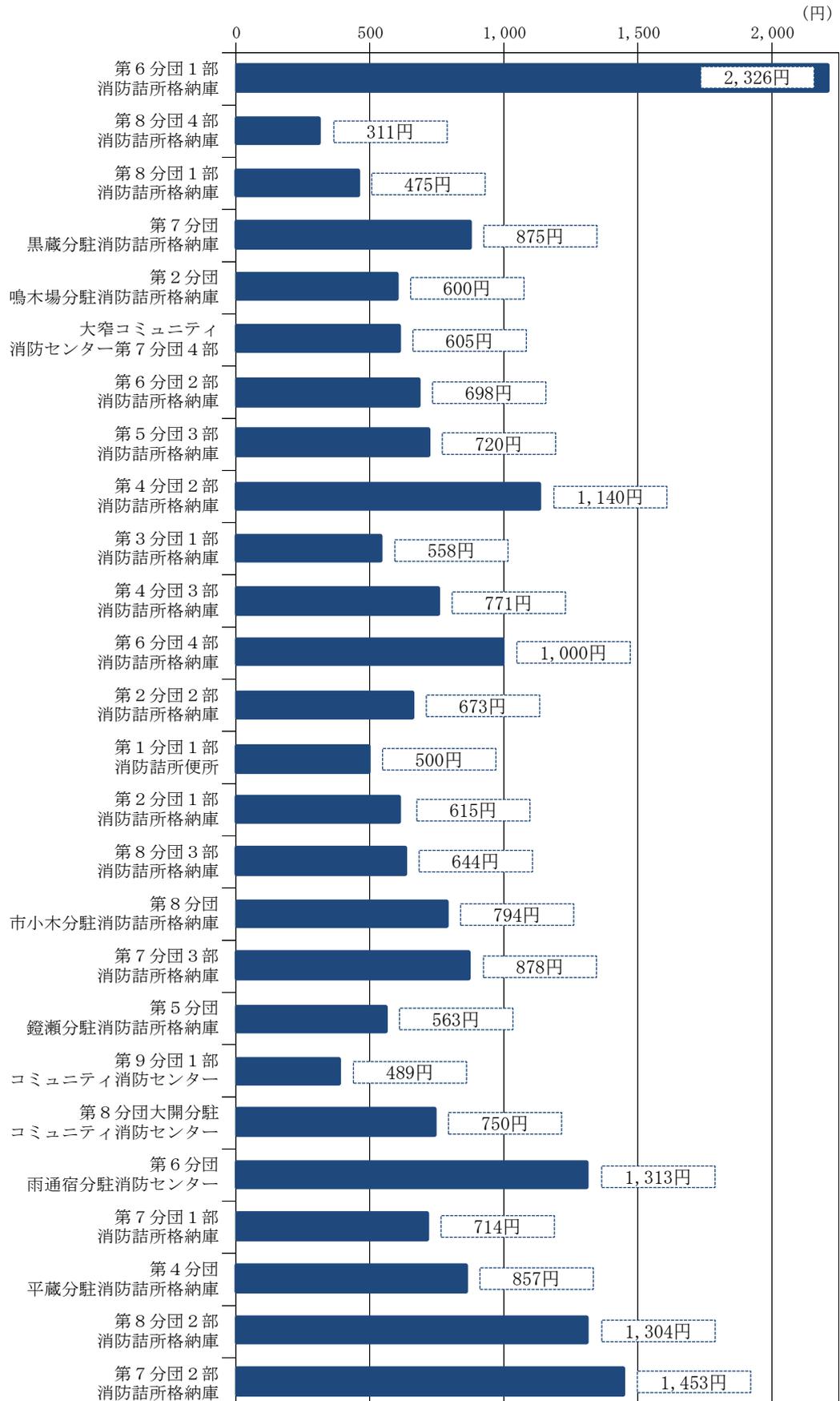
| No. | 施設名                   | 利用者数<br>(人) | No. | 施設名                      | 利用者数<br>(人) |
|-----|-----------------------|-------------|-----|--------------------------|-------------|
| 51  | 第14分団3部<br>消防格納庫      | 84          | 77  | 消防団第22分団1部<br>消防格納庫      | 100         |
| 52  | 第11分団1部<br>消防格納庫(黒島)  | 24          | 78  | 第23分団1部<br>消防格納庫         | 240         |
| 53  | 第12分団3部<br>消防格納庫      | 84          | 79  | 第23分団2部<br>消防格納庫         | 0           |
| 54  | 第12分団4部<br>消防格納庫      | 72          | 80  | 第25分団1部<br>消防格納庫         | 216         |
| 55  | 第13分団3部<br>第1消防格納庫    | 216         | 81  | 惣津消防器具庫・格納庫<br>(第25分団1部) | 0           |
| 56  | 第13分団3部<br>第2消防格納庫    | 48          | 82  | 第26分団2部<br>消防格納庫         | 216         |
| 57  | 第11分団3部<br>消防格納庫      | 108         | 83  | 消防団岐宿地区第6分団車庫            | 0           |
| 58  | 第14分団4部<br>消防格納庫      | 84          | 84  | 消防団岐宿地区第7分団車庫            | 0           |
| 59  | 第15分団1部<br>消防格納庫      | 144         | 85  | 第24分団2部<br>消防格納庫         | 120         |
| 60  | 第15分団2部<br>消防格納庫      | 180         | 86  | 第26分団3部<br>消防格納庫         | 156         |
| 61  | 第15分団2部<br>消防格納庫(向小浦) | 0           | 87  | 第26分団4部<br>消防格納庫         | 96          |
| 62  | 第15分団3部<br>消防詰所格納庫    | 108         | 88  | 第26分団5部<br>消防格納庫         | 144         |
| 63  | 第16分団1部<br>消防格納庫      | 240         | 89  | 第25分団2部<br>消防格納庫         | 216         |
| 64  | 第17分団1部<br>消防格納庫      | 159         | 90  | 打折消防器具庫・格納庫<br>(第25分団2部) | 0           |
| 65  | 第17分団2部<br>消防格納庫      | 48          | 91  | 第25分団3部<br>消防格納庫         | 180         |
| 66  | 第18分団2部<br>消防詰所格納庫    | 72          | 92  | 第25分団4部<br>消防格納庫         | 180         |
| 67  | 第17分団3部<br>消防格納庫      | 96          | 93  | 第23分団3部<br>消防格納庫         | 0           |
| 68  | 第17分団4部<br>消防詰所格納庫    | 120         | 94  | 志田尾消防ポンプ器具庫<br>(第26分団1部) | 0           |
| 69  | 第19分団1部<br>ポンプ格納庫     | 103         | 95  | 第26分団1部<br>消防格納庫         | 96          |
| 70  | 第20分団1部<br>ポンプ格納庫     | 61          | 96  | 第29分団1部<br>消防格納庫         | 189         |
| 71  | 第21分団3部<br>ポンプ格納庫     | 0           | 97  | 第28分団1部<br>消防格納庫         | 183         |
| 72  | 第22分団5部<br>ポンプ格納庫     | 0           | 98  | 第30分団1部<br>消防格納庫         | 160         |
| 73  | 第20分団3部<br>ポンプ格納庫     | 61          | 99  | 第28分団2部<br>消防格納庫         | 191         |
| 74  | 第20分団1部<br>消防格納庫      | 127         | 100 | 第29分団2部<br>消防格納庫         | 176         |
| 75  | 第21分団1部<br>消防格納庫      | 100         | 101 | 第30分団2部<br>消防格納庫         | 175         |
| 76  | 第22分団6部<br>消防格納庫      | 100         | 102 | 第27分団1部<br>消防格納庫(前島)     | 48          |

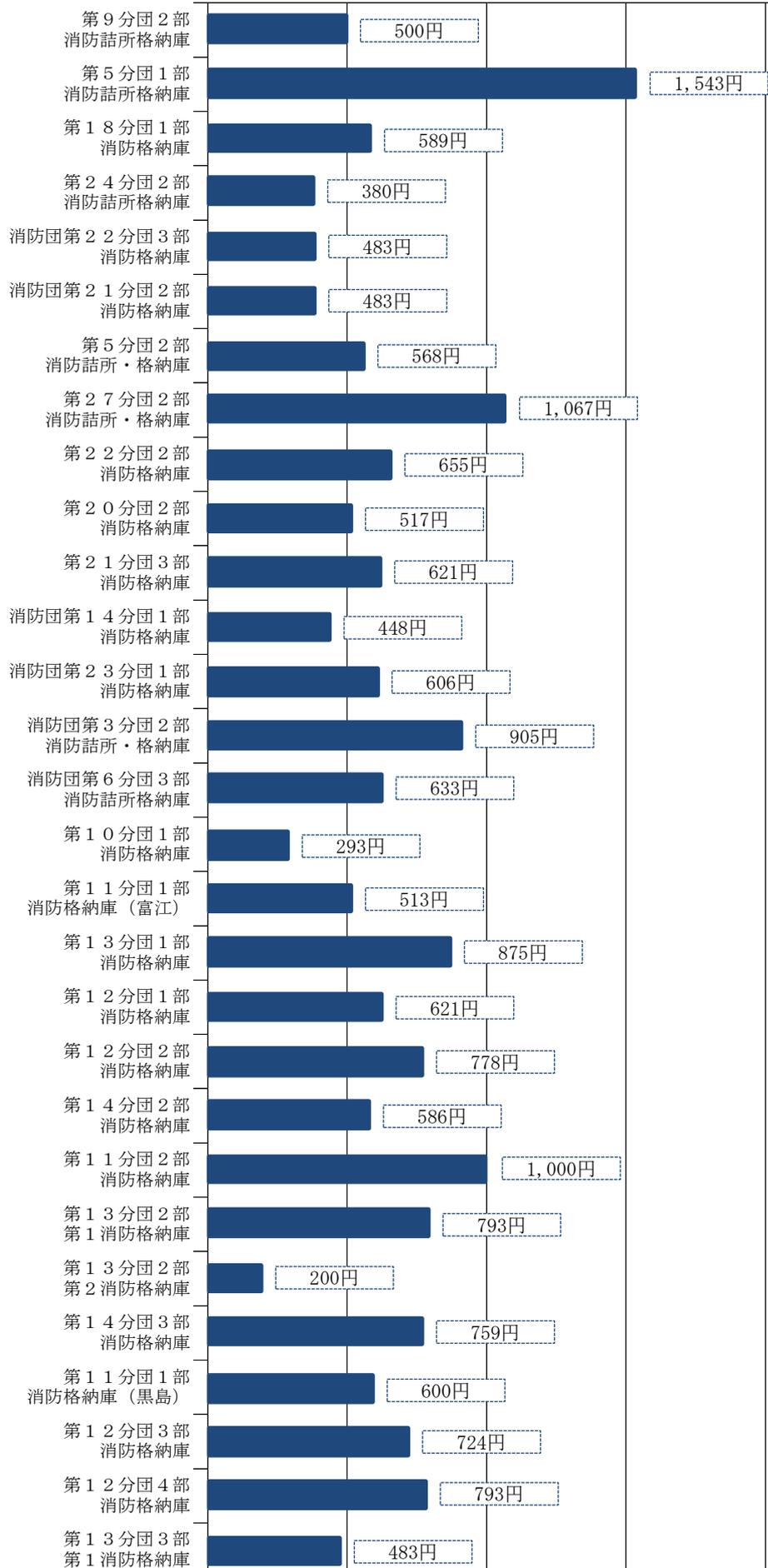
※1 施設の性質上、一般市民の利用はないため、利用者数は消防団員の利用状況を掲載しています。

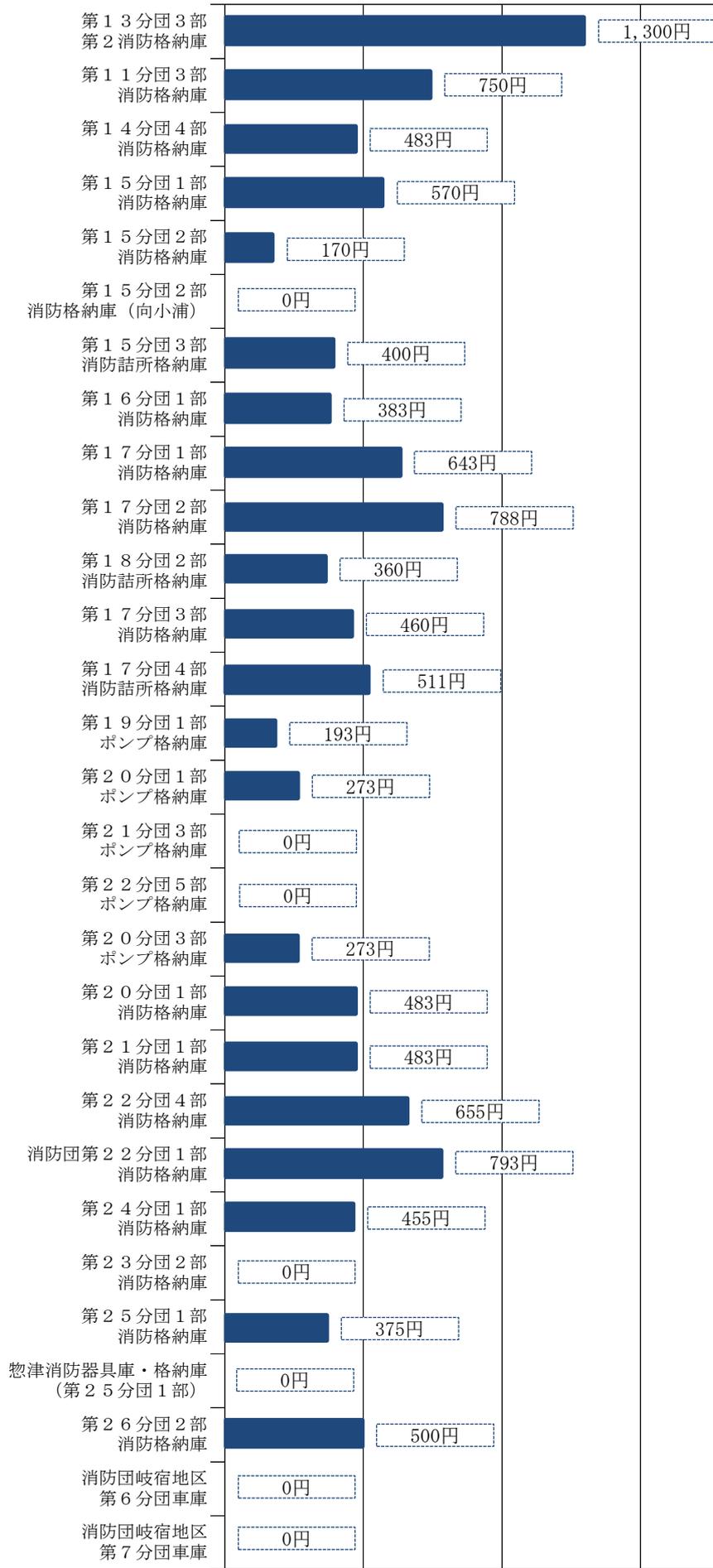
※2 各施設の利用者数の統計を取っていないため、推計値で記載しています。

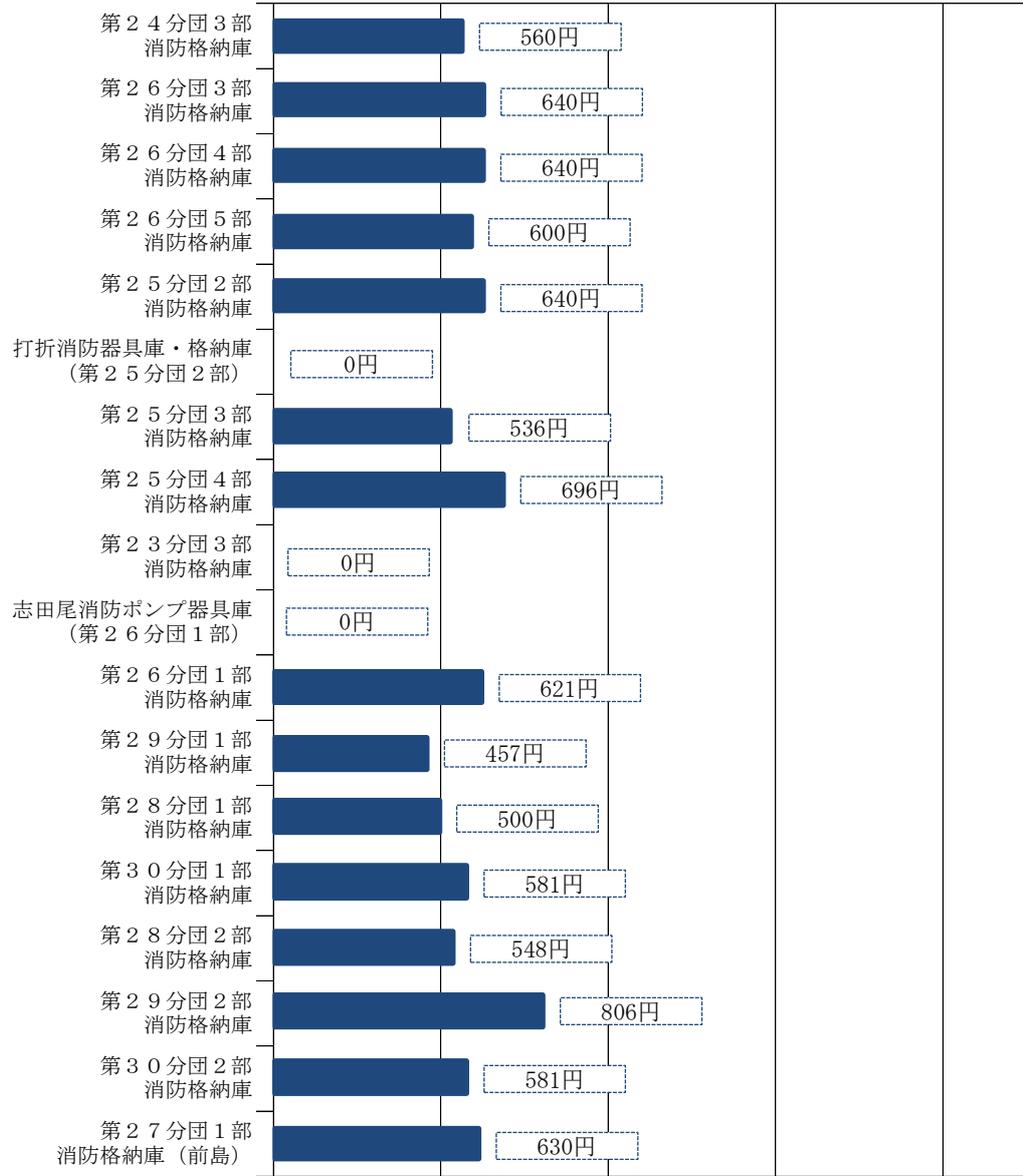
ウ 1㎡当たりの運営コスト状況

管理運営経費と総延床面積から1㎡当たりのコストを比較したものです。



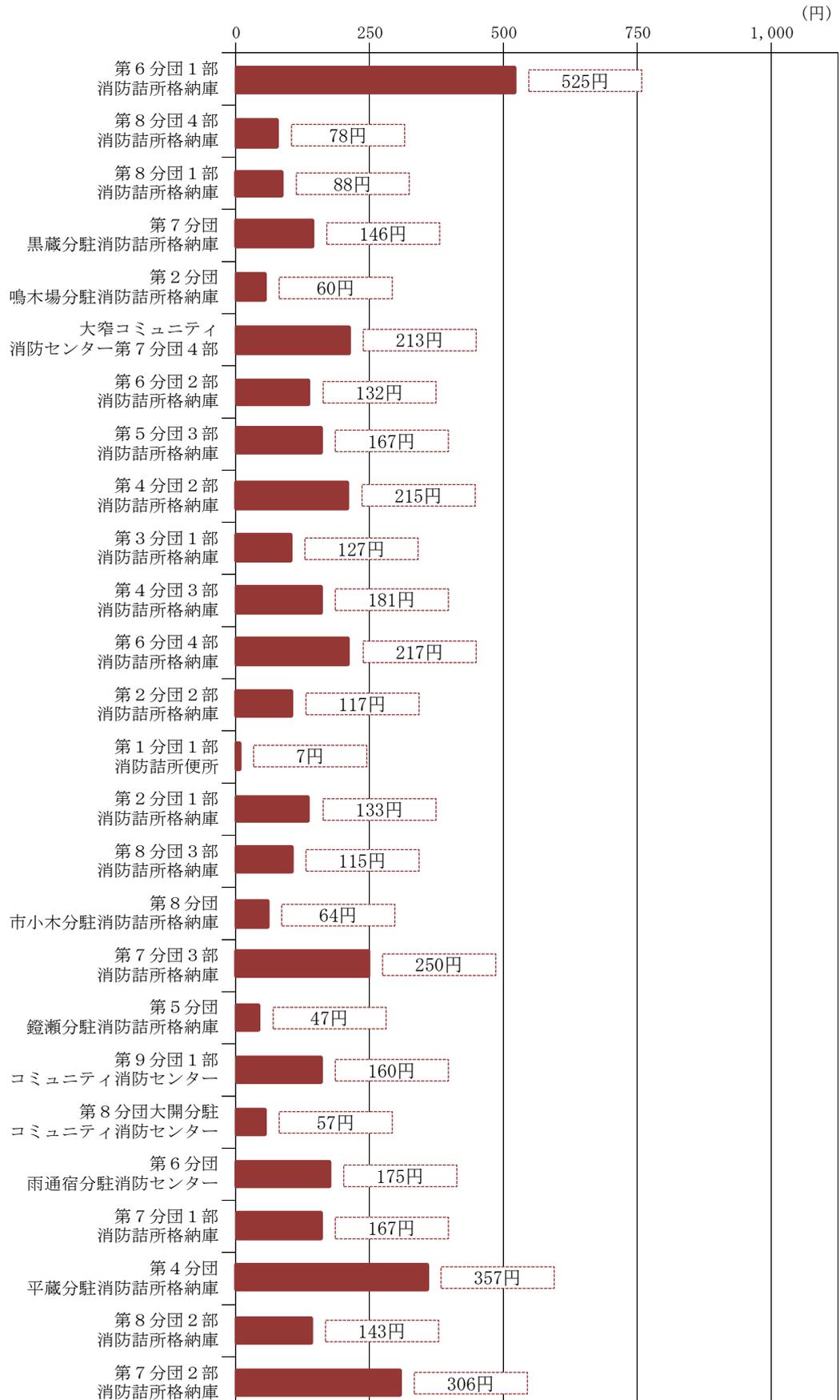


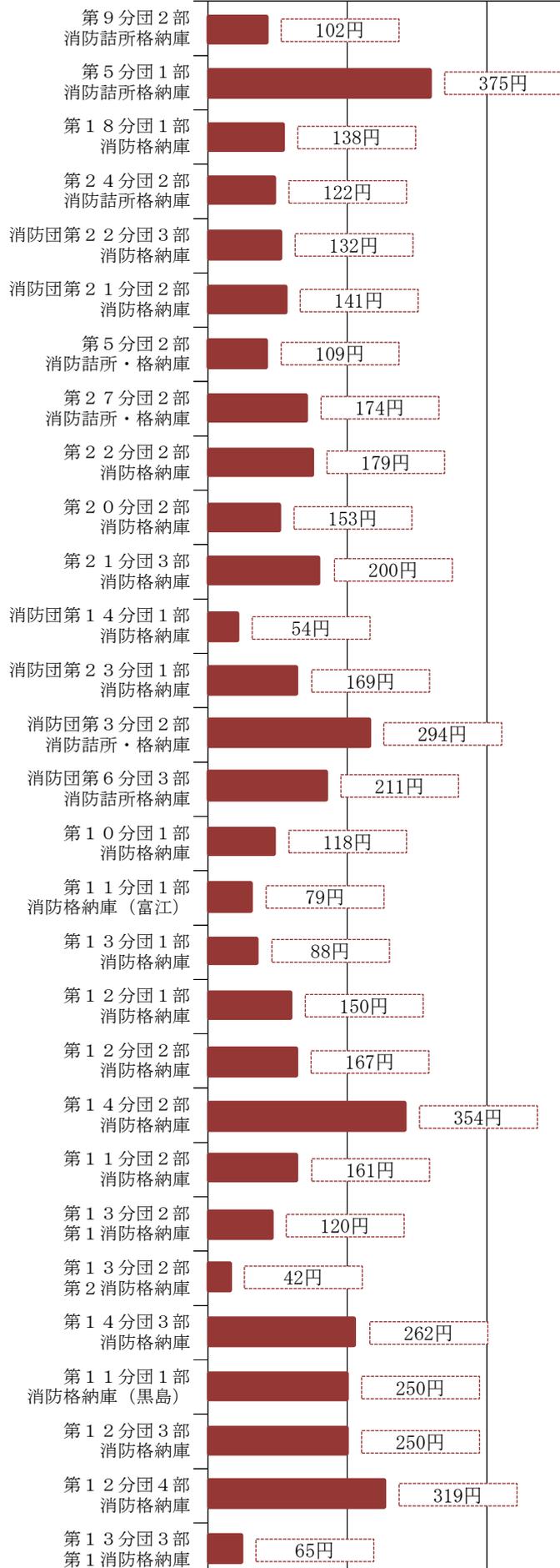


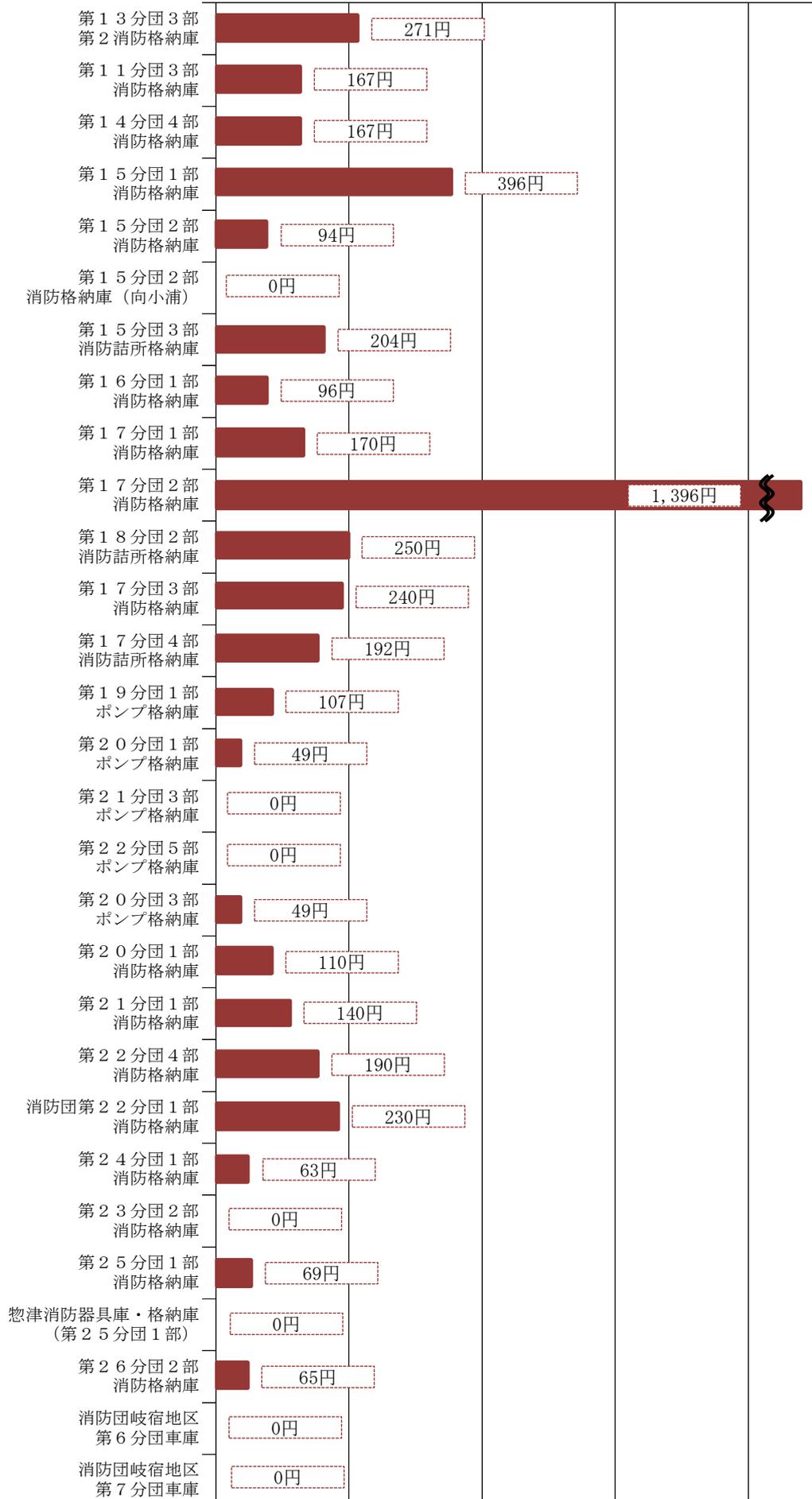


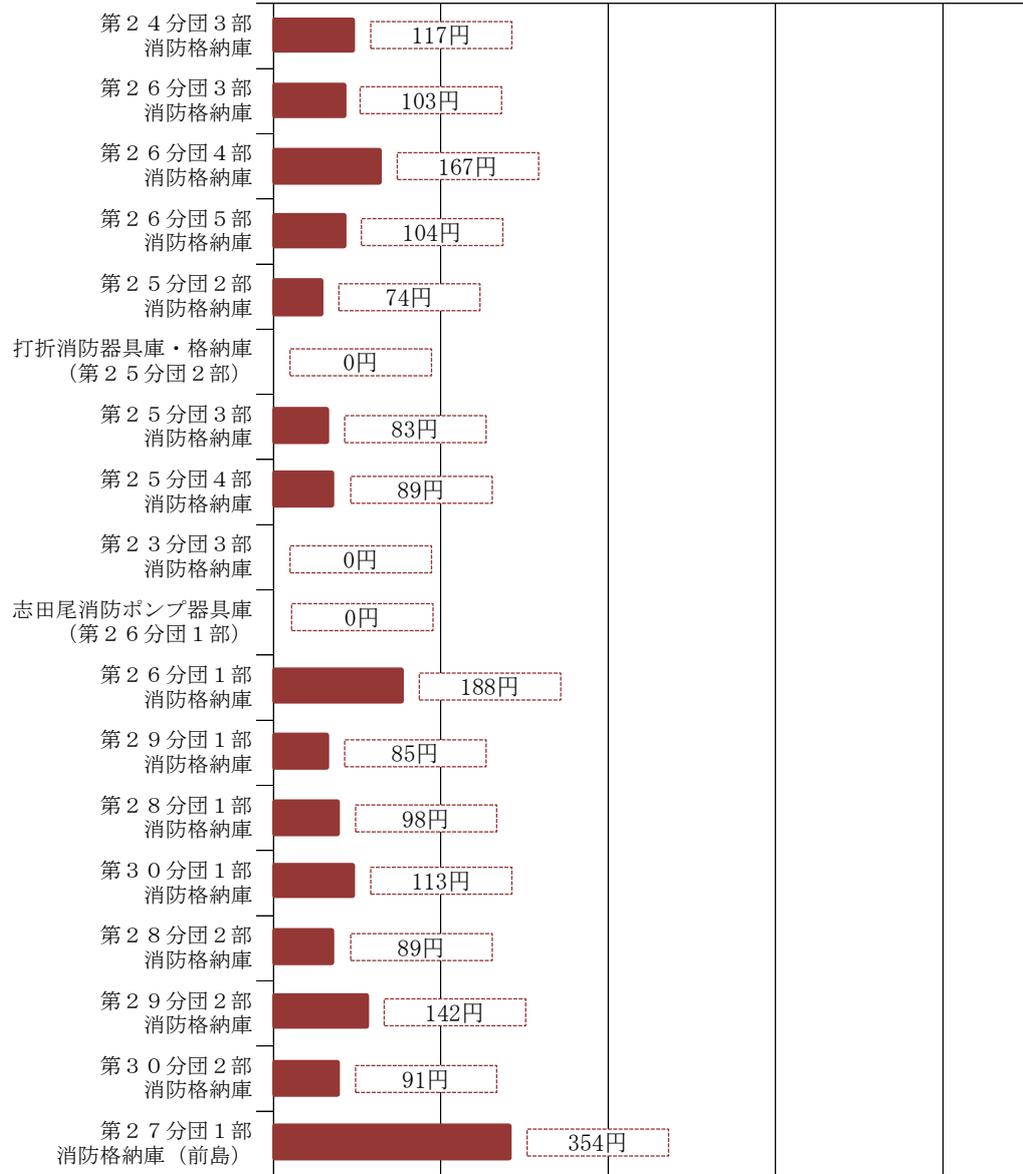
エ 利用者1人当たりの運営コスト状況

管理運営経費と利用者数から1人当たりのコストを比較したものです。



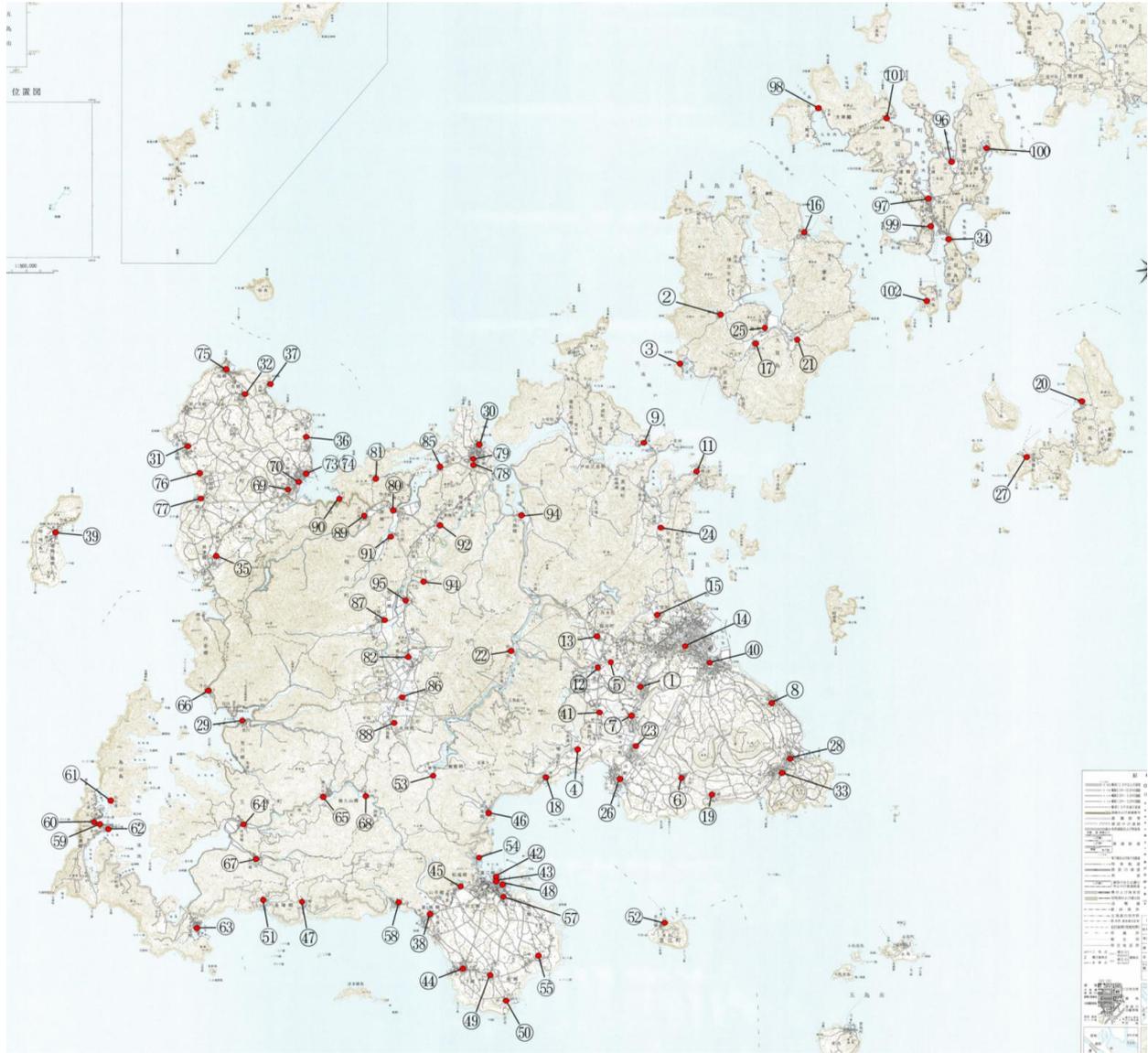






## オ 施設の配置状況

対象施設の配置状況を示しています。



| No. | 施設名                  | No. | 施設名              | No. | 施設名                  | No. | 施設名                  | No. | 施設名                |
|-----|----------------------|-----|------------------|-----|----------------------|-----|----------------------|-----|--------------------|
| ①   | 第6分団1部消防詰所格納庫        | ⑩   | 第3分団1部消防詰所格納庫    | ⑲   | 第5分団鉦瀬分駐消防詰所格納庫      | ⑳   | 第5分団1部消防詰所格納庫        | ㉑   | 第21分団4部消防詰所格納庫     |
| ②   | 第8分団4部消防詰所格納庫        | ⑪   | 第4分団3部消防詰所格納庫    | ⑳   | 第9分団1部コミュニティ消防センター   | ㉑   | 第18分団1部消防詰所格納庫       | ㉒   | 消防団第14分団1部消防詰所格納庫  |
| ③   | 第8分団1部消防詰所格納庫        | ⑫   | 第6分団4部消防詰所格納庫    | ㉑   | 第8分団大開分駐コミュニティ消防センター | ㉒   | 五島市消防団第24分団1部消防詰所格納庫 | ㉓   | 消防団第22分団3部消防詰所格納庫  |
| ④   | 第7分団黒藏分駐消防詰所格納庫      | ⑬   | 第2分団2部消防詰所格納庫    | ㉒   | 第6分団雨通宿分駐消防センター      | ㉓   | 消防団第22分団4部消防詰所格納庫    | ㉔   | 消防団第3分団2部消防詰所・格納庫  |
| ⑤   | 第2分団鳴木場分駐消防詰所格納庫     | ⑭   | 第1分団1部消防詰所便所     | ㉓   | 第7分団1部消防詰所格納庫        | ㉔   | 消防団第21分団2部消防詰所格納庫    | ㉕   | 消防団第6分団3部消防詰所格納庫   |
| ⑥   | 大牟コミュニティ消防センター第7分団4部 | ⑮   | 第2分団1部消防詰所格納庫    | ㉔   | 第4分団平蔵分駐消防詰所格納庫      | ㉕   | 第5分団2部消防詰所・格納庫       | ㉖   | 第10分団1部消防詰所格納庫     |
| ⑦   | 第6分団2部消防詰所格納庫        | ⑯   | 第8分団3部消防詰所格納庫    | ㉕   | 第8分団2部消防詰所格納庫        | ㉖   | 第27分団2部消防詰所・格納庫      | ㉗   | 第11分団1部消防詰所格納庫(富江) |
| ⑧   | 第5分団3部消防詰所格納庫        | ⑰   | 第8分団市小木分駐消防詰所格納庫 | ㉖   | 第7分団2部消防詰所格納庫        | ㉗   | 第22分団2部消防詰所格納庫       | ㉘   | 第13分団1部消防詰所格納庫     |
| ⑨   | 第4分団2部消防詰所格納庫        | ⑱   | 第7分団3部消防詰所格納庫    | ㉗   | 第9分団2部消防詰所格納庫        | ㉘   | 第20分団2部消防詰所格納庫       | ㉙   | 第12分団1部消防詰所格納庫     |

| No.  | 施設名              | No.  | 施設名               | No.  | 施設名                  | No.  | 施設名                  | No.   | 施設名                  |
|------|------------------|------|-------------------|------|----------------------|------|----------------------|-------|----------------------|
| ④⑥   | 第12分団2部消防格納庫     | (58) | 第14分団4部消防格納庫      | (70) | 第20分団1部ポンプ格納庫        | (82) | 第26分団2部消防格納庫         | (94)  | 志田尾消防ポンプ器具庫(第26分団1部) |
| ④⑦   | 第14分団2部消防格納庫     | (59) | 第15分団1部消防格納庫      | (71) | 第21分団3部ポンプ格納庫        | (83) | 消防団岐宿地区第6分団車庫        | (95)  | 第26分団1部消防格納庫         |
| ④⑧   | 第11分団2部消防格納庫     | (60) | 第15分団2部消防格納庫      | (72) | 第22分団5部ポンプ格納庫        | (84) | 消防団岐宿地区第7分団車庫        | (96)  | 第29分団1部消防格納庫         |
| ④⑨   | 第13分団2部第1消防格納庫   | (61) | 第15分団2部消防格納庫(向小浦) | (73) | 第20分団3部ポンプ格納庫        | (85) | 第24分団2部消防格納庫         | (97)  | 第28分団1部消防格納庫         |
| ⑤⑩   | 第13分団2部第2消防格納庫   | (62) | 第15分団3部消防詰所格納庫    | (74) | 第20分団1部消防格納庫         | (86) | 第26分団3部消防格納庫         | (98)  | 第30分団1部消防格納庫         |
| (51) | 第14分団3部消防格納庫     | (63) | 第16分団1部消防格納庫      | (75) | 第21分団1部消防格納庫         | (87) | 第26分団4部消防格納庫         | (99)  | 第28分団2部消防格納庫         |
| (52) | 第11分団1部消防格納庫(黒島) | (64) | 第17分団1部消防格納庫      | (76) | 第22分団6部消防格納庫         | (88) | 第26分団5部消防格納庫         | (100) | 第29分団2部消防格納庫         |
| (53) | 第12分団3部消防格納庫     | (65) | 第17分団2部消防格納庫      | (77) | 消防団第22分団1部消防格納庫      | (89) | 第25分団2部消防格納庫         | (101) | 第30分団2部消防格納庫         |
| (54) | 第12分団4部消防格納庫     | (66) | 第18分団2部消防詰所格納庫    | (78) | 第23分団1部消防格納庫         | (90) | 打折消防器具庫・格納庫(第25分団2部) | (102) | 第27分団1部消防格納庫(前島)     |
| (55) | 第13分団3部第1消防格納庫   | (67) | 第17分団3部消防格納庫      | (79) | 第23分団2部消防格納庫         | (91) | 第25分団3部消防格納庫         |       |                      |
| (56) | 第13分団3部第2消防格納庫   | (68) | 第17分団4部消防詰所格納庫    | (80) | 第25分団1部消防格納庫         | (92) | 第25分団4部消防格納庫         |       |                      |
| (57) | 第11分団3部消防格納庫     | (69) | 第19分団1部ポンプ格納庫     | (81) | 惣津消防器具庫・格納庫(第25分団1部) | (93) | 第23分団3部消防格納庫         |       |                      |

### ③ 施設について

#### ア 施設の役割

消防施設は市内各地区に設置されており、消火用の車両の格納庫や消防団員の詰所として利用されています。市内で火災が発生した場合には消火活動の最前線の拠点となる施設であり、市民の生命や財産を守るために必要不可欠な施設です。

#### イ 現状と課題

木造の施設については、築後30年を超える建物が多く、今後、延命化のための補修等が必要になります。また、鉄筋コンクリート造りの施設については、旧耐震基準で建設された施設も多く、地震などの災害時の各地区の活動拠点ともなる施設であることから、適切な補修を行う必要があります。

三井楽地区は、ポンプ車の導入に伴い適正化のための改築が随時行われてきましたが、岐宿地区は、多くの施設が木造等であり、築後40年を超える施設もあることから適正規模での更新を含めて検討の必要があります。

富江地区と玉之浦地区は、鉄筋コンクリート造りの施設が多いが、建設年度が昭和50年後半に集中していることから老朽化も激しく、施設の長寿命化のための補修を行う時期が集中する恐れがあり、計画的な整備を検討する必要があります。

#### ウ 今後の施設の考え方

消防施設は、災害が発生した時の各地区の消防団の活動拠点となることから、集落ごとに設置することが望ましいため、人口減少を理由に単純に集約化や複合化を実施することが難しく、慎重かつ適切な配置計画を検討する必要があります。

また、特定の年度に建築が集中していることから、改修や更新を行う時期が集中する可能性があるため、改修等を実施する場合には計画的に行う必要があります。

今後しばらくは、既存の施設の改修を行い長寿命化を図ることにより使用を続けていきたいと考えていますが、施設の更新時期が来た場合には地域住民の人口や消防団員数も考慮しながら消防詰所や消防格納庫の統廃合も検討していきます。

④ 適正配置の検討結果

現状や課題、今後の施設の考え方を踏まえ、すべての施設の適正配置の時期を第1期から第4期までに区分します。

また、第1期の対象施設については「現状維持」「適正化」「複合化」「集約化」「民活化」「廃止」「譲渡」といった方向性を検討し、より具体的な適正配置の実施時期、方法を検討します。

| 第1期<br>(H30～R8)  | 第2期<br>(R9～R18)  | 第3期<br>(R19～R28)   | 第4期<br>(R29～R38)   |
|--|--|--|--|
| 第15分団2部消防格納庫（向小浦）<br>第20分団3部ポンプ格納庫<br>第23分団2部消防格納庫<br>惣津消防器具庫・格納庫（第25分団1部）<br>打折消防器具庫・格納庫（第25分団2部）<br>第23分団3部消防格納庫<br>志田尾消防ポンプ器具庫（第26分団1部） | 第6分団1部消防詰所格納庫<br>第8分団4部消防詰所格納庫<br>第8分団1部消防詰所格納庫<br>第7分団黒藏分駐消防詰所格納庫<br>第2分団鳴木場分駐消防詰所格納庫<br>第6分団2部消防詰所格納庫<br>第5分団3部消防詰所格納庫<br>第4分団2部消防詰所格納庫<br>第3分団1部消防詰所格納庫<br>第18分団1部消防詰所格納庫<br>第12分団2部消防格納庫<br>第11分団1部消防格納庫（黒島）<br>第15分団1部消防格納庫<br>第15分団2部消防格納庫<br>第16分団1部消防格納庫<br>第18分団2部消防格納庫<br>第24分団1部消防格納庫<br>第25分団1部消防格納庫<br>第26分団2部消防格納庫<br>第24分団3部消防格納庫<br>第26分団5部消防格納庫<br>第25分団3部消防格納庫<br>第25分団4部消防格納庫<br>第28分団1部消防格納庫<br>第30分団1部消防格納庫<br>第28分団2部消防格納庫<br>第29分団2部消防格納庫<br>第30分団2部消防格納庫 | 第4分団3部消防詰所格納庫<br>第6分団4部消防詰所格納庫<br>第2分団2部消防詰所格納庫<br>第1分団1部消防詰所格納庫<br>第2分団1部消防詰所格納庫<br>第8分団3部消防詰所格納庫<br>第8分団市小木分駐消防詰所格納庫<br>第7分団3部消防詰所格納庫<br>第5分団鏡瀬分駐消防詰所格納庫<br>第9分団1部コミュニティ消防センター<br>第8分団大開分駐コミュニティ消防センター<br>第6分団雨通宿分駐消防センター<br>第7分団1部消防詰所格納庫<br>第4分団平藏分駐消防詰所格納庫<br>第7分団2部消防詰所格納庫<br>第5分団1部消防詰所格納庫<br>第10分団1部消防格納庫<br>第11分団1部消防格納庫（富江）<br>第13分団1部消防格納庫<br>第12分団1部消防格納庫<br>第14分団2部消防格納庫<br>第11分団2部消防格納庫<br>第13分団2部第1消防格納庫<br>第13分団2部第2消防格納庫<br>第14分団3部消防格納庫<br>第12分団3部消防格納庫<br>第12分団4部消防格納庫<br>第13分団3部第1消防格納庫<br>第13分団3部第2消防格納庫<br>第11分団3部消防格納庫<br>第14分団4部消防格納庫<br>第15分団3部消防格納庫<br>第17分団1部消防格納庫<br>第17分団2部消防格納庫<br>第17分団3部消防格納庫<br>第17分団4部消防詰所格納庫<br>第20分団1部ポンプ格納庫<br>第26分団3部消防格納庫<br>第26分団4部消防格納庫<br>第25分団2部消防格納庫<br>第27分団1部消防格納庫（前島） | 大塚コミュニティ消防センター第7分団4部<br>第8分団2部消防詰所格納庫<br>第9分団2部消防詰所格納庫<br>第24分団2部消防詰所格納庫<br>消防団第22分団3部消防詰所格納庫<br>第21分団2部消防格納庫<br>第5分団2部消防詰所・格納庫<br>第27分団2部消防詰所格納庫<br>第22分団2部消防格納庫<br>第20分団2部消防格納庫<br>第21分団3部消防格納庫<br>消防団第14分団1部消防格納庫<br>消防団第23分団1部消防格納庫<br>消防団第3分団2部消防詰所・格納庫<br>消防団第6分団3部消防詰所格納庫<br>第19分団1部消防格納庫<br>第20分団1部消防格納庫<br>第21分団1部消防格納庫<br>第22分団4部消防格納庫<br>第22分団1部消防格納庫<br>第26分団1部消防格納庫<br>第29分団1部消防格納庫 |

※第1期の計画期間は、五島市公共施設等総合管理計画の期間と合わせるため、9年間としています。



| No. | 施設名                      | 方向性 | H30 | R1<br>(H31)                                  | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|-----|--------------------------|-----|-----|--|----|----|----|----|----|----|----|
| 1   | 第15分団2部消防格納庫<br>(向小浦)    | 廃止  |     |  |    | 廃止 |    |    |    |    |    |
|     |                          |     | 説明  | 現在は消防団格納庫として使用していないため、廃止して解体します。             |    |    |    |    |    |    |    |
| 2   | 第20分団3部消防格納庫             | 廃止  |     |  |    | 廃止 |    |    |    |    |    |
|     |                          |     | 説明  | 同一敷地内に消防格納庫が建設されており、この施設は使用しないことから廃止して解体します。 |    |    |    |    |    |    |    |
| 3   | 第23分団2部消防格納庫             | 廃止  |     |  |    |    | 廃止 |    |    |    |    |
|     |                          |     | 説明  | 第24分団1部消防格納庫に機能を移転し、現在は使用していないことから廃止して解体します。 |    |    |    |    |    |    |    |
| 4   | 惣津消防器具庫・格納庫<br>(第25分団1部) | 廃止  |     |  | 廃止 |    |    |    |    |    |    |
|     |                          |     | 説明  | 現在は消防器具庫・格納庫として使用していないため、廃止して解体します。          |    |    |    |    |    |    |    |
| 5   | 打折消防器具庫・格納庫<br>(第25分団2部) | 廃止  |     |  |    |    | 廃止 |    |    |    |    |
|     |                          |     | 説明  | 現在は消防器具庫・格納庫として使用していないため、廃止して解体します。          |    |    |    |    |    |    |    |
| 6   | 第23分団3部消防格納庫             | 廃止  |     |  |    |    |    |    | 廃止 |    |    |
|     |                          |     | 説明  | 現在は消防倉庫として使用しており消防格納庫として使用していないため、廃止して解体します。 |    |    |    |    |    |    |    |
| 7   | 志田尾消防ポンプ器具庫<br>(第26分団1部) | 廃止  |     |  |    |    |    |    |    | 廃止 |    |
|     |                          |     | 説明  | 現在は消防ポンプ器具庫として使用していないため、廃止して解体します。           |    |    |    |    |    |    |    |

※1 第2期以降に施設名がある施設は、第2期以降の個別計画の策定までにその方向性を検討します。

※2 「第2 1分団3部ポンプ格納庫」、「第2 2分団5部ポンプ格納庫」は、平成26年度に廃止し、解体しています。

※3 「消防団岐宿地区第6分団車庫」は、平成28年度に廃止し、解体しています。

※4 「消防団岐宿地区第7分団車庫」は、平成29年度に民間へ譲渡しています。

◆分類用語の定義◆

- |        |  |
|--------|--|
| ① 現状維持 | … 計画的に予防保全することで長寿命化を図り、適切な時期に維持更新を行う施設   |
| ② 適正化  | … 将来、需要の増加又は減少が見込まれることから更新時に規模の拡大又は縮小を行う施設   |
| ③ 複合化  | … 別々の用途の施設を一つの建築物内に集める複合化を行う施設   |
| ④ 集約化  | … 同一用途の施設を一つの建築物内に集める集約化を行う施設  |
| ⑤ 民活化  | … 民間事業者等資金やノウハウを活用し、施設の建替費用の圧縮や公共施設サービスの質の向上を図る施設  |
| ⑥ 廃止   | … 用途廃止等により遊休資産となっている施設のうち、老朽化が著しく大規模改修を要するため解体する施設<br>他の施設との集約化や民間施設の活用により必要性が失われ、解体する施設             |
| ⑦ 譲渡   | … 遊休資産となっている施設のうち、比較的新しく安全性に問題がないため売却又は譲渡をする施設<br>地域や民間事業者が独自に運営を行っているものや民間で運営可能と見込まれるため、売却又は譲渡をする施設 |

10 公営住宅等

(1) 公営住宅

① 対象施設一覧

| No. | 施設名            | 地区  | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積 (㎡) | 収入 (千円) | 支出 (千円) |
|-----|----------------|-----|------|------|------|------|----------|---------|---------|
| 1   | 泊団地            | 奈留  | 直営   | S39  | 55   | 38   | 247      | 30      | 0       |
| 2   | 第1丸木住宅 (農山漁村向) | 福江  | 直営   | S46  | 48   | 47   | 1,800    | 1,378   | 27      |
| 3   | 第2旭丘住宅         | 福江  | 直営   | S53  | 41   | 47   | 1,105    | 2,333   | 862     |
| 4   | 第1三番町住宅        | 福江  | 直営   | S54  | 40   | 47   | 1,616    | 4,396   | 494     |
| 5   | 第2三番町住宅        | 福江  | 直営   | S50  | 44   | 47   | 1,633    | 4,148   | 42      |
| 6   | 第3旭丘住宅         | 福江  | 直営   | S56  | 38   | 38   | 130      | 246     | 51      |
| 7   | 矢ノ口住宅          | 玉之浦 | 直営   | S56  | 38   | 47   | 520      | 881     | 497     |
| 8   | 松山住宅           | 福江  | 直営   | S57  | 37   | 47   | 1,128    | 3,083   | 17      |
| 9   | 第2丸木住宅 (農山漁村向) | 福江  | 直営   | S59  | 35   | 47   | 3,696    | 10,038  | 267     |
| 10  | 戸楽住宅 (農山漁村向)   | 福江  | 直営   | S60  | 34   | 47   | 929      | 1,805   | 628     |
| 11  | 白這団地           | 奈留  | 直営   | S62  | 32   | 38   | 599      | 1,155   | 144     |
| 12  | 山里団地           | 岐宿  | 直営   | H2   | 29   | 22   | 686      | 2,037   | 0       |
| 13  | 昭和団地           | 奈留  | 直営   | H2   | 29   | 47   | 3,464    | 10,096  | 377     |
| 14  | 船廻団地           | 奈留  | 直営   | H4   | 27   | 47   | 432      | 1,051   | 81      |
| 15  | 二本楠団地          | 岐宿  | 直営   | H6   | 25   | 22   | 438      | 1,229   | 167     |
| 16  | 堤住宅            | 福江  | 直営   | H7   | 24   | 47   | 441      | 1,262   | 0       |
| 17  | 八朔団地           | 岐宿  | 直営   | H7   | 24   | 22   | 780      | 1,550   | 19      |
| 18  | 只狩下団地          | 富江  | 直営   | H8   | 23   | 47   | 2,113    | 7,761   | 815     |
| 19  | 芝浦住宅           | 玉之浦 | 直営   | H8   | 23   | 47   | 1,151    | 3,402   | 227     |
| 20  | 奥浦住宅           | 福江  | 直営   | H9   | 22   | 47   | 448      | 1,354   | 0       |
| 21  | 下崎山住宅          | 福江  | 直営   | H9   | 22   | 47   | 963      | 2,772   | 110     |
| 22  | 小泊住宅           | 福江  | 直営   | H9   | 22   | 47   | 414      | 1,148   | 2       |
| 23  | 淵之元団地          | 岐宿  | 直営   | H9   | 22   | 22   | 321      | 1,877   | 14      |
| 24  | 中岳団地           | 岐宿  | 直営   | H9   | 22   | 22   | 165      | 494     | 0       |
| 25  | 正山団地           | 三井楽 | 直営   | H10  | 21   | 47   | 1,482    | 3,572   | 218     |

| No. | 施設名    | 地区 | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積 (㎡) | 収入 (千円) | 支出 (千円) |
|-----|--------|----|------|------|------|------|----------|---------|---------|
| 26  | 岐宿団地   | 岐宿 | 直営   | H11  | 20   | 47   | 881      | 2,607   | 91      |
| 27  | 大円寺住宅  | 福江 | 直営   | H12  | 19   | 47   | 2,586    | 8,780   | 1,091   |
| 28  | 東町団地   | 岐宿 | 直営   | H13  | 18   | 22   | 168      | 824     | 0       |
| 29  | 本町団地   | 岐宿 | 直営   | H13  | 18   | 22   | 168      | 516     | 0       |
| 30  | 木場住宅   | 福江 | 直営   | H17  | 14   | 47   | 2,207    | 8,385   | 550     |
| 31  | 野路河住宅  | 福江 | 直営   | H17  | 14   | 47   | 5,378    | 18,623  | 262     |
| 32  | 第2奥浦住宅 | 福江 | 直営   | H25  | 6    | 47   | 730      | 2,388   | 0       |
| 33  | 第1旭丘住宅 | 福江 | 直営   | H26  | 5    | 47   | 2,283    | 4,651   | 274     |
| 合計  |        |    |      |      |      |      | 41,102   | 115,872 | 7,327   |

※1 運営形態の「指定」は指定管理者を、「直営」は市直営管理を表します。

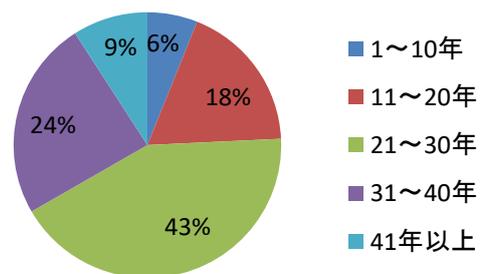
※2 耐用年数については、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）を参考に記載したもので、使用可能期間を示すものではありません。

※3 収入及び収支は、平成28年度の歳入歳出決算額を記載しています。

## ② 各種分析結果

### ア 築年数別状況

公営住宅等の全33施設を築年数別にみると、築後21～30年の施設が最も多く14棟で43%を占めており、次いで築後31～40年の施設が8棟（24%）、築後11～20年が6棟（18%）となっています。何らかの長寿命化工事が必要な時期に来ている施設が全体の70%以上を占めており、全体的に老朽化が進んでいることがわかります。



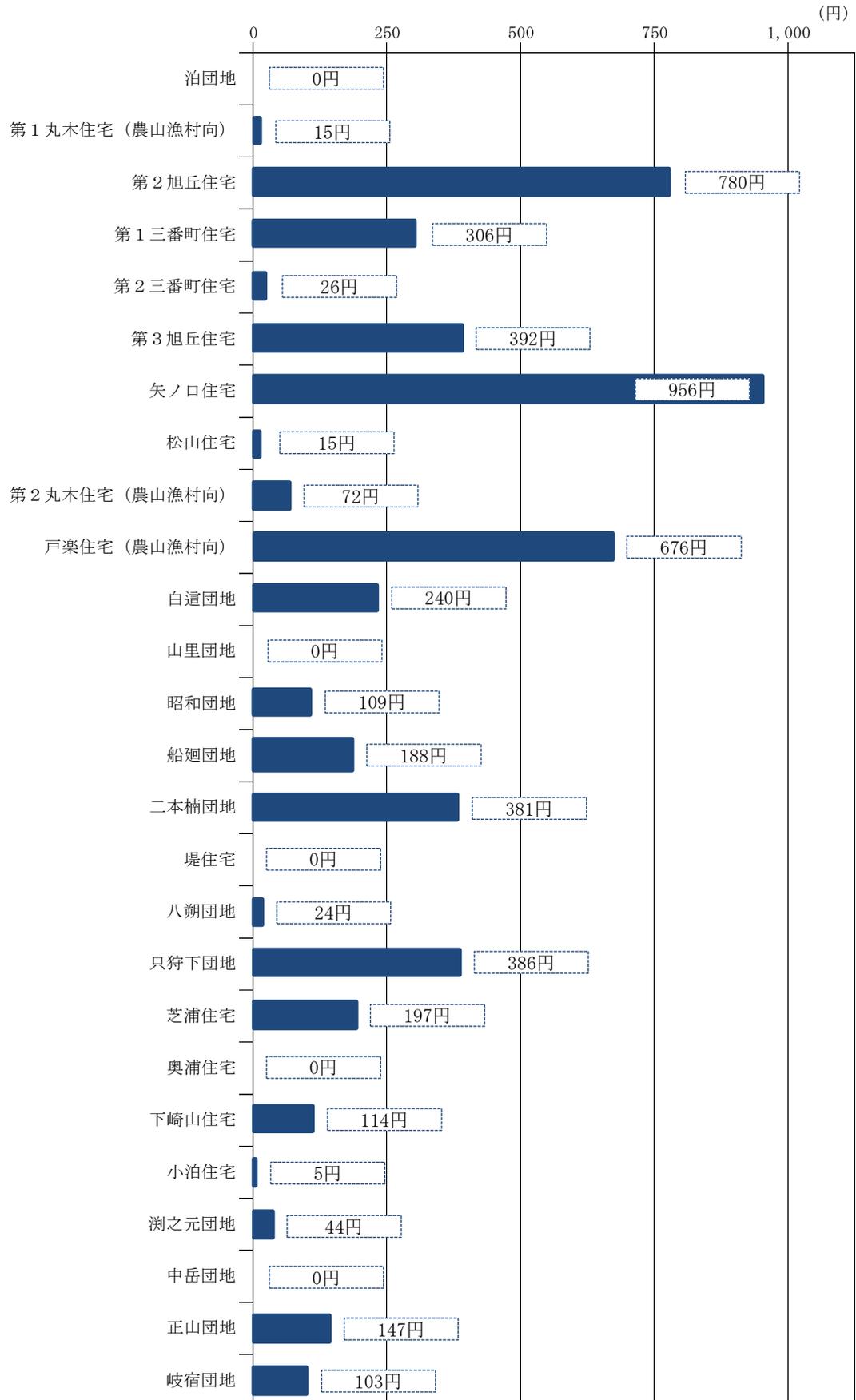
## イ 利用状況

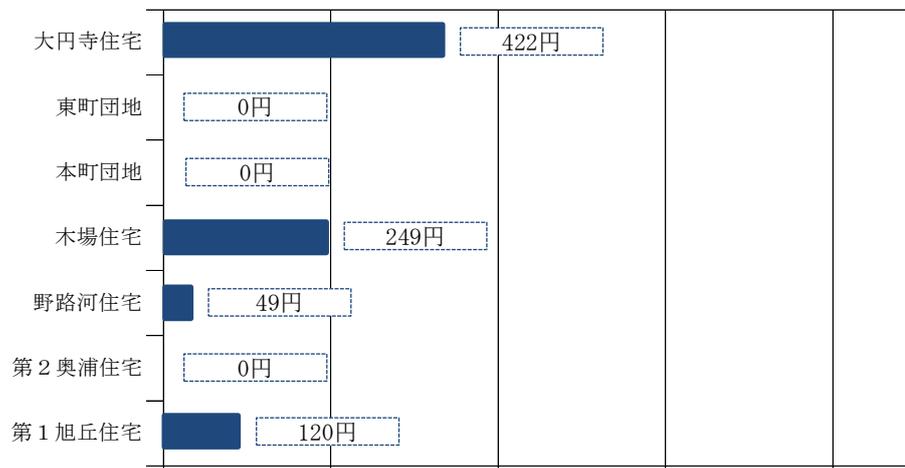
公営住宅の延べ利用者数を示したものです。なお、利用期間は平成28年4月から平成29年3月までの1年間です。

| No. | 施設名           | 利用者数<br>(人) | No. | 施設名    | 利用者数<br>(人) |
|-----|---------------|-------------|-----|--------|-------------|
| 1   | 泊団地           | 730         | 18  | 只狩下団地  | 30,660      |
| 2   | 第1丸木住宅（農山漁村向） | 11,680      | 19  | 芝浦住宅   | 9,125       |
| 3   | 第2旭丘住宅        | 13,870      | 20  | 奥浦住宅   | 6,570       |
| 4   | 第1三番町住宅       | 20,075      | 21  | 下崎山住宅  | 9,490       |
| 5   | 第2三番町住宅       | 18,250      | 22  | 小泊住宅   | 7,300       |
| 6   | 第3旭丘住宅        | 1,095       | 23  | 渕之元団地  | 7,300       |
| 7   | 矢ノ口住宅         | 4,015       | 24  | 中岳団地   | 1,460       |
| 8   | 松山住宅          | 15,330      | 25  | 正山団地   | 16,060      |
| 9   | 第2丸木住宅（農山漁村向） | 46,720      | 26  | 岐宿団地   | 9,490       |
| 10  | 戸楽住宅（農山漁村向）   | 8,395       | 27  | 大円寺住宅  | 23,725      |
| 11  | 白這団地          | 3,650       | 28  | 東町団地   | 2,920       |
| 12  | 山里団地          | 14,965      | 29  | 本町団地   | 2,555       |
| 13  | 昭和団地          | 30,660      | 30  | 木場住宅   | 18,615      |
| 14  | 船廻団地          | 4,015       | 31  | 野路河住宅  | 67,890      |
| 15  | 二本楠団地         | 5,110       | 32  | 第2奥浦住宅 | 11,680      |
| 16  | 堤住宅           | 3,650       | 33  | 第1旭丘住宅 | 25,915      |
| 17  | 八朔団地          | 6,570       |     |        |             |

ウ 1㎡当たりの運営コスト状況

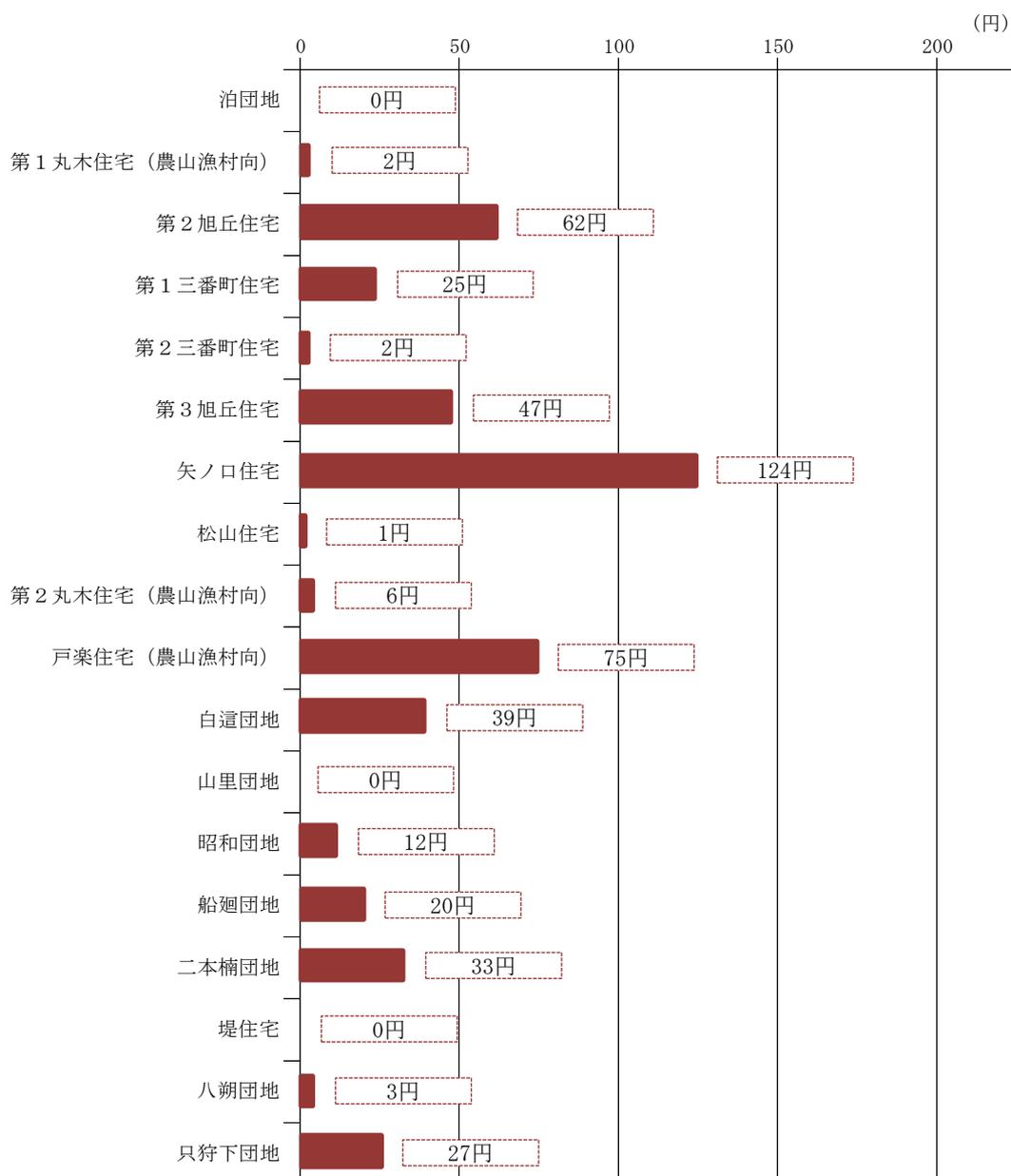
管理運営経費と総延床面積から1㎡当たりのコストを比較したものです。

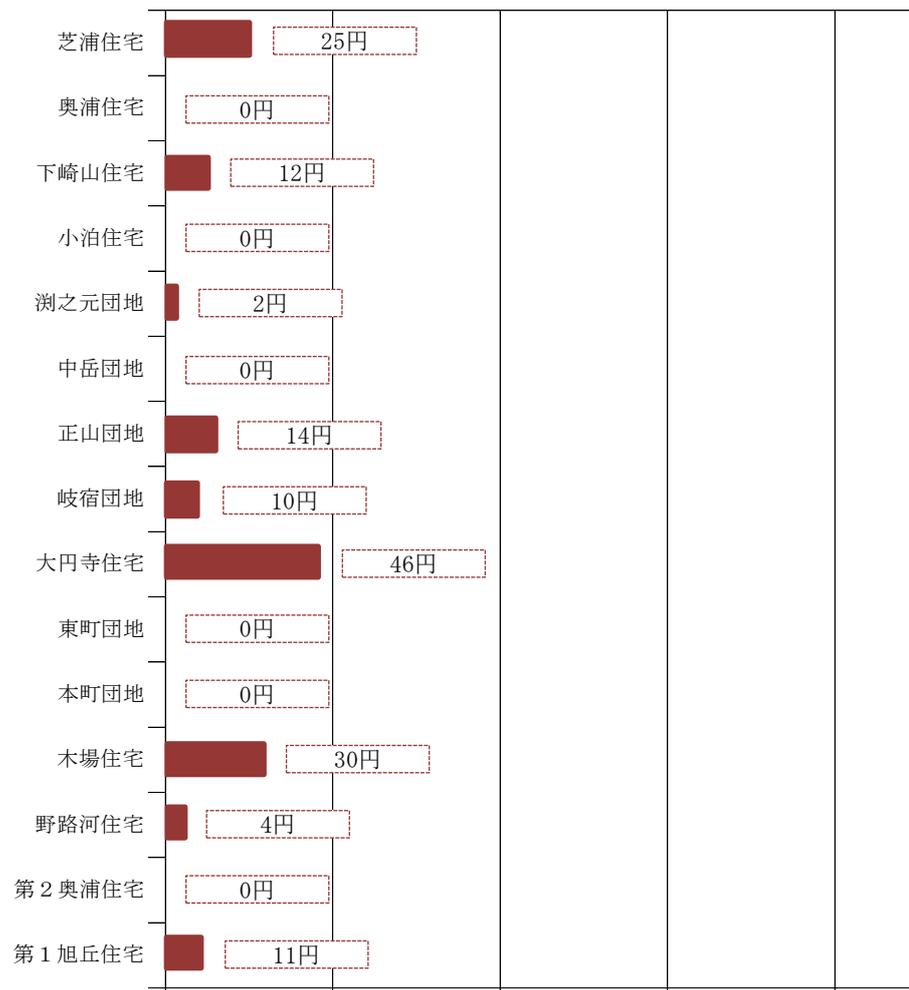




エ 利用者1人当たりの運営コスト状況

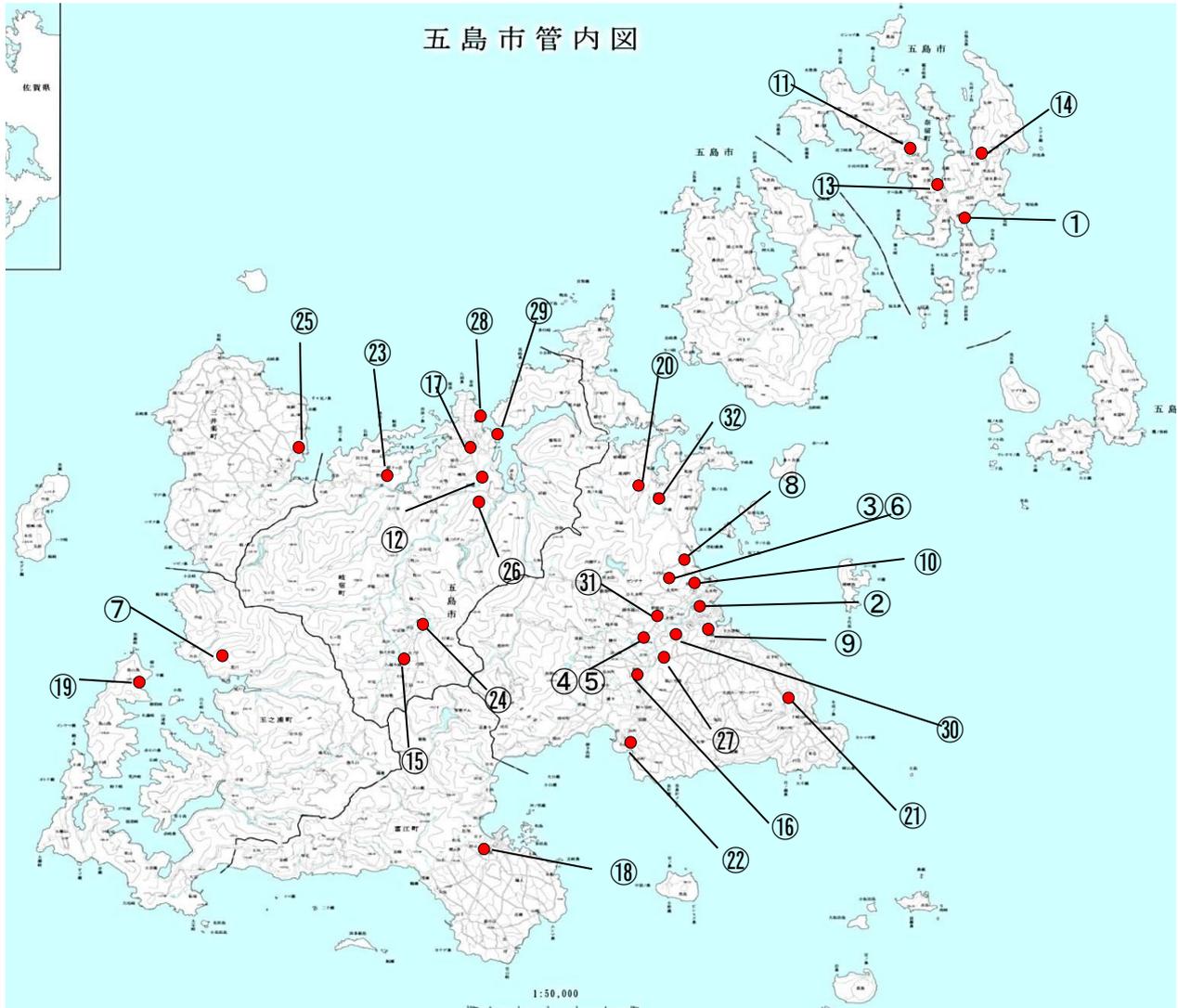
管理運営経費と利用者数から1人当たりのコストを比較したものです。





オ 施設の配置状況

対象施設の配置状況を示しています。



| No. | 施設名               | No. | 施設名             | No. | 施設名   | No. | 施設名    |
|-----|-------------------|-----|-----------------|-----|-------|-----|--------|
| ①   | 泊団地               | ⑩   | 戸楽住宅<br>(農山漁村向) | ⑱   | 芝浦住宅  | ⑳   | 東町団地   |
| ②   | 第1丸木住宅<br>(農山漁村向) | ⑪   | 白這団地            | ⑲   | 奥浦住宅  | ㉑   | 本町団地   |
| ③   | 第2旭丘住宅            | ⑫   | 山里団地            | ㉒   | 下崎山住宅 | ⑳   | 木場住宅   |
| ④   | 第1三番町住宅           | ⑬   | 昭和団地            | ㉓   | 小泊住宅  | ㉒   | 野路河住宅  |
| ⑤   | 第2三番町住宅           | ⑭   | 船廻団地            | ㉔   | 淵之元団地 | ㉓   | 第2奥浦住宅 |
| ⑥   | 第3旭丘住宅            | ⑮   | 二本楠団地           | ㉕   | 中岳団地  | ㉔   | 第1旭丘住宅 |
| ⑦   | 矢ノ口住宅             | ⑯   | 堤住宅             | ㉖   | 正山団地  |     |        |
| ⑧   | 松山住宅              | ⑰   | 八朔団地            | ㉗   | 岐宿団地  |     |        |
| ⑨   | 第2丸木住宅<br>(農山漁村向) | ⑱   | 只狩下団地           | ㉘   | 大円寺住宅 |     |        |

### ③ 施設について

#### ア 施設の役割

公営住宅は、市民が健康で文化的な生活を営むために地方公共団体が整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として整備されます。

五島市の公営住宅の管理戸数は610戸ありますが、入居戸数は527戸で入居率は86.4%となっています（平成29年11月20日現在）。このうち、65歳以上の高齢者が入居している住宅は約40%弱となっており、中には高齢者が60%以上を占める住宅もあります。

#### イ 現状と課題

福江地区の公営住宅については、生活をするための利便性がいいことから入居率も高い傾向にありますが、支所地区の公営住宅については、ほとんどの住宅が耐用年数の半数を超え、古い住宅が多いことから空き部屋も出ている状況です。

本市の人口、世帯数は年々減少しているものの、公営住宅の需要は依然として高く、また、住宅困窮者が低所得者のみならず、高齢単身者、高齢夫婦、母子家庭、子育て世帯など多様化しており、これらの住宅困窮世帯の居住の安定が課題となっています。

また、新耐震基準以前に建設された中層耐火構造の住宅の中には耐震診断が行われていないものもあり、対応が急がれます。

#### ウ 今後の施設の考え方

入居者の安全性の確保、修繕コストの抑制と平準化を図るため、日常的な団地巡回による点検と定期的な点検を実施します。

また、長期的に公営住宅等の管理を行うため、住棟や部材の耐用年限や劣化状況から、将来見込まれる修繕工事の内容等を明記した長期的修繕計画を作成し、計画的に修繕を実施することとしています。

④ 適正配置の検討結果

現状や課題、今後の施設の考え方を踏まえ、すべての施設の適正配置の時期を第1期から第4期までに区分します。

また、第1期の対象施設については「現状維持」「適正化」「複合化」「集約化」「民活化」「廃止」「譲渡」といった方向性を検討し、より具体的な適正配置の実施時期、方法を検討します。

| 第1期<br>(H30～R8)  | 第2期<br>(R9～R18)      | 第3期<br>(R19～R28) | 第4期<br>(R29～R38)   |
|--|----------------------|------------------|--|
| 泊団地<br>第1丸木住宅<br>第3旭丘住宅<br>矢ノ口住宅<br>山里団地<br>昭和団地<br>二本楠団地<br>八朔団地<br>渕之元団地<br>中岳団地 | 白這団地<br>東町団地<br>本町団地 |                  | 第2旭丘住宅<br>第1三番町住宅<br>第2三番町住宅<br>松山住宅<br>第2丸木住宅<br>(農山漁村向)<br>戸楽住宅(農山漁村向) |

※第1期の計画期間は、五島市公共施設等総合管理計画の期間と合わせるため、9年間としています。

| No. | 施設名    | 方向性 | H30 | R1<br>(H31)  | R2 | R3 | R4  | R5 | R6  | R7  | R8 |
|-----|--------|-----|-----|--|----|----|-----|----|-----|-----|----|
| 1   | 泊団地    | 廃止  |     | 廃止   |    |    |     |    |     |     |    |
|     |        |     | 説明  | 耐用年限を超えているため、五島市公営住宅等長寿命化計画に基づき廃止します。                      |    |    |     |    |     |     |    |
| 2   | 第1丸木住宅 | 適正化 |     |  |    |    | 適正化 |    |     |     |    |
|     |        |     | 説明  | 五島市公営住宅等長寿命化計画に基づき、規模を縮小して建て替えを行います。                       |    |    |     |    |     |     |    |
| 3   | 第3旭丘住宅 | 適正化 |     |  |    |    | 適正化 |    |     |     |    |
|     |        |     | 説明  | 耐用年限を超えているため、五島市公営住宅等長寿命化計画に基づき、次期長寿命化計画で建替え、廃止、縮小等を決定します。 |    |    |     |    |     |     |    |
| 4   | 矢ノ口住宅  | 適正化 |     |  |    |    |     |    | 適正化 |     |    |
|     |        |     | 説明  | 五島市公営住宅等長寿命化計画に基づき、次期長寿命化計画で建替え、廃止、縮小等を決定します。              |    |    |     |    |     |     |    |
| 5   | 山里団地   | 適正化 |     |  |    |    | 適正化 |    |     |     |    |
|     |        |     | 説明  | 五島市公営住宅等長寿命化計画に基づき、次期長寿命化計画で建替え、廃止、縮小等を決定します。              |    |    |     |    |     |     |    |
| 6   | 昭和団地   | 適正化 |     |  |    |    |     |    |     | 適正化 |    |
|     |        |     | 説明  | 五島市公営住宅等長寿命化計画に基づき、次期長寿命化計画で建替え、廃止、縮小等を決定します。              |    |    |     |    |     |     |    |
| 7   | 二本楠団地  | 適正化 |     |  |    |    | 適正化 |    |     |     |    |
|     |        |     | 説明  | 五島市公営住宅等長寿命化計画に基づき、次期長寿命化計画で建替え、廃止、縮小等を決定します。              |    |    |     |    |     |     |    |
| 8   | 八朔団地   | 適正化 |     |  |    |    | 適正化 |    |     |     |    |
|     |        |     | 説明  | 五島市公営住宅等長寿命化計画に基づき、次期長寿命化計画で建替え、廃止、縮小等を決定します。              |    |    |     |    |     |     |    |

| No. | 施設名   | 方向性 | H30 | R1<br>(H31)                                   | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8  |
|-----|-------|-----|-----|---|----|----|----|----|----|----|-----|
| 9   | 渚之元団地 | 適正化 |     |   |    |    |    |    |    |    | 適正化 |
|     |       |     | 説明  | 五島市公営住宅等長寿命化計画に基づき、次期長寿命化計画で建替え、廃止、縮小等を決定します。 |    |    |    |    |    |    |     |
| 10  | 中岳団地  | 適正化 |     |   |    |    |    |    |    |    | 適正化 |
|     |       |     | 説明  | 五島市公営住宅等長寿命化計画に基づき、次期長寿命化計画で建替え、廃止、縮小等を決定します。 |    |    |    |    |    |    |     |

※1 第2期以降に施設名がある施設は、第2期以降の個別計画の策定までにその方向性を検討します。

※2 「船廻団地」は、第4期以降（令和43年度頃を目途）に実施予定です。

※3 「堤住宅」は、第4期以降（令和46年度頃を目途）に実施する予定です。

※4 「只狩下団地」は、第4期以降（令和47年度頃を目途）に実施する予定です。

※5 「芝浦住宅」、「奥浦住宅」、「下崎山住宅」、「小泊住宅」は、第4期以降（令和48年度頃を目途）に実施する予定です。

※6 「正山団地」は、第4期以降（令和49年度頃を目途）に実施する予定です。

※7 「岐宿団地」は、第4期以降（令和50年度頃を目途）に実施する予定です。

※8 「大円寺住宅」は、第4期以降（令和51年度頃を目途）に実施する予定です。

※9 「木場住宅」は、第4期以降（令和55年度頃を目途）に実施する予定です。

※10 「野路河住宅」は、第4期以降（令和56年度頃を目途）に実施する予定です。

※11 「第2奥浦住宅」は、第4期以降（令和64年度頃を目途）に実施する予定です。

※12 「第1旭丘住宅」は、第4期以降（令和65年度頃を目途）に実施する予定です。

◆分類用語の定義◆

- |   |      |  |
|---|------|--|
| ① | 現状維持 | … 計画的に予防保全することで長寿命化を図り、適切な時期に維持更新を行う施設   |
| ② | 適正化  | … 将来、需要の増加又は減少が見込まれることから更新時に規模の拡大又は縮小を行う施設   |
| ③ | 複合化  | … 別々の用途の施設を一つの建築物内に集める複合化を行う施設   |
| ④ | 集約化  | … 同一用途の施設を一つの建築物内に集める集約化を行う施設  |
| ⑤ | 民活化  | … 民間事業者等資金やノウハウを活用し、施設の建替費用の圧縮や公共施設サービスの質の向上を図る施設  |
| ⑥ | 廃止   | … 用途廃止等により遊休資産となっている施設のうち、老朽化が著しく大規模改修を要するため解体する施設<br>他の施設との集約化や民間施設の活用により必要性が失われ、解体する施設             |
| ⑦ | 譲渡   | … 遊休資産となっている施設のうち、比較的新しく安全性に問題がないため売却又は譲渡をする施設<br>地域や民間事業者が独自に運営を行っているものや民間で運営可能と見込まれるため、売却又は譲渡をする施設 |

## (2) 単独住宅

### ① 対象施設一覧

| No. | 施設名    | 地区  | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積(m <sup>2</sup> ) | 収入(千円) | 支出(千円) |
|-----|--------|-----|------|------|------|------|-----------------------|--------|--------|
| 1   | 深浦住宅   | 玉之浦 | 直営   | S37  | 57   | 38   | 60                    | 0      | 0      |
| 2   | 上町住宅   | 富江  | 直営   | S40  | 54   | 22   | 48                    | 42     | 0      |
| 3   | 大宝住宅B棟 | 玉之浦 | 直営   | S42  | 52   | 38   | 119                   | 216    | 0      |
| 4   | 越首住宅H棟 | 玉之浦 | 直営   | S43  | 51   | 38   | 66                    | 0      | 0      |
| 5   | 幾久山住宅  | 玉之浦 | 直営   | S43  | 51   | 38   | 53                    | 0      | 0      |
| 6   | 田尾住宅   | 富江  | 直営   | S43  | 51   | 22   | 61                    | 42     | 0      |
| 7   | 七岳住宅   | 玉之浦 | 直営   | S44  | 50   | 38   | 172                   | 80     | 0      |
| 8   | 越首住宅F棟 | 玉之浦 | 直営   | S49  | 45   | 22   | 59                    | 0      | 0      |
| 9   | 越首住宅G棟 | 玉之浦 | 直営   | S49  | 45   | 38   | 106                   | 192    | 0      |
| 10  | 月見住宅   | 富江  | 直営   | S49  | 45   | 22   | 230                   | 180    | 0      |
| 11  | 江上住宅   | 奈留  | 直営   | S51  | 43   | 22   | 60                    | 0      | 0      |
| 12  | 芝浦住宅C棟 | 玉之浦 | 直営   | S53  | 41   | 22   | 133                   | 216    | 0      |
| 13  | 大宝住宅D棟 | 玉之浦 | 直営   | S53  | 41   | 38   | 119                   | 0      | 0      |
| 14  | 元倉住宅   | 玉之浦 | 直営   | S54  | 40   | 22   | 107                   | 0      | 0      |
| 15  | 田岸住宅   | 奈留  | 直営   | S58  | 36   | 47   | 318                   | 572    | 12     |
| 16  | 小浦住宅   | 玉之浦 | 直営   | S61  | 33   | 22   | 67                    | 0      | 0      |
| 17  | 寿団地    | 三井楽 | 直営   | H14  | 17   | 22   | 360                   | 1,650  | 140    |
| 合計  |        |     |      |      |      |      | 2,138                 | 3,190  | 152    |

※1 運営形態の「指定」は指定管理者を、「直営」は市直営管理を表します。

※2 耐用年数については、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）を参考に記載したもので、使用可能期間を示すものではありません。

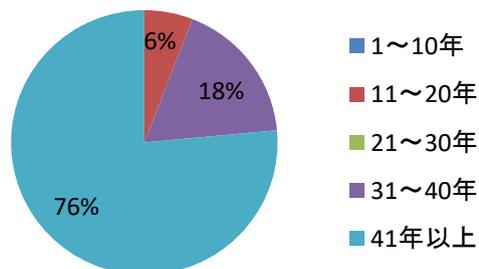
※3 収入及び収支は、平成28年度の歳入歳出決算額を記載しています。

※4 単独住宅については、基本的に住宅の長寿命化に関する工事等は行わず、施設の機能を維持するための必要最低限度の修繕しか行わないこととしています。そのため、「田岸住宅」及び「寿団地」以外の住宅では支出がありません。

## ② 各種分析結果

### ア 築年数別状況

単独住宅の全17施設のうち、築後41年以上の建物が76%を占めています。築後31～40年の建物も18%となっており、これらの施設で全体の9割以上を占め、老朽化が著しく進んでいることが分かります。



### イ 利用状況

単独住宅の延べ利用者数を示したものです。なお、利用期間は平成28年4月から平成29年3月までの1年間です。

| No. | 施設名    | 利用者数<br>(人) | No. | 施設名    | 利用者数<br>(人) |
|-----|--------|-------------|-----|--------|-------------|
| 1   | 深浦住宅   | 0           | 10  | 月見住宅   | 1,460       |
| 2   | 上町住宅   | 730         | 11  | 江上住宅   | 0           |
| 3   | 大宝住宅B棟 | 730         | 12  | 芝浦住宅C棟 | 730         |
| 4   | 越首住宅H棟 | 0           | 13  | 大宝住宅D棟 | 0           |
| 5   | 幾久山住宅  | 0           | 14  | 元倉住宅   | 0           |
| 6   | 田尾住宅   | 1,095       | 15  | 田岸住宅   | 1,825       |
| 7   | 七岳住宅   | 0           | 16  | 小浦住宅   | 0           |
| 8   | 越首住宅F棟 | 0           | 17  | 寿団地    | 2,920       |
| 9   | 越首住宅G棟 | 730         |     |        |             |

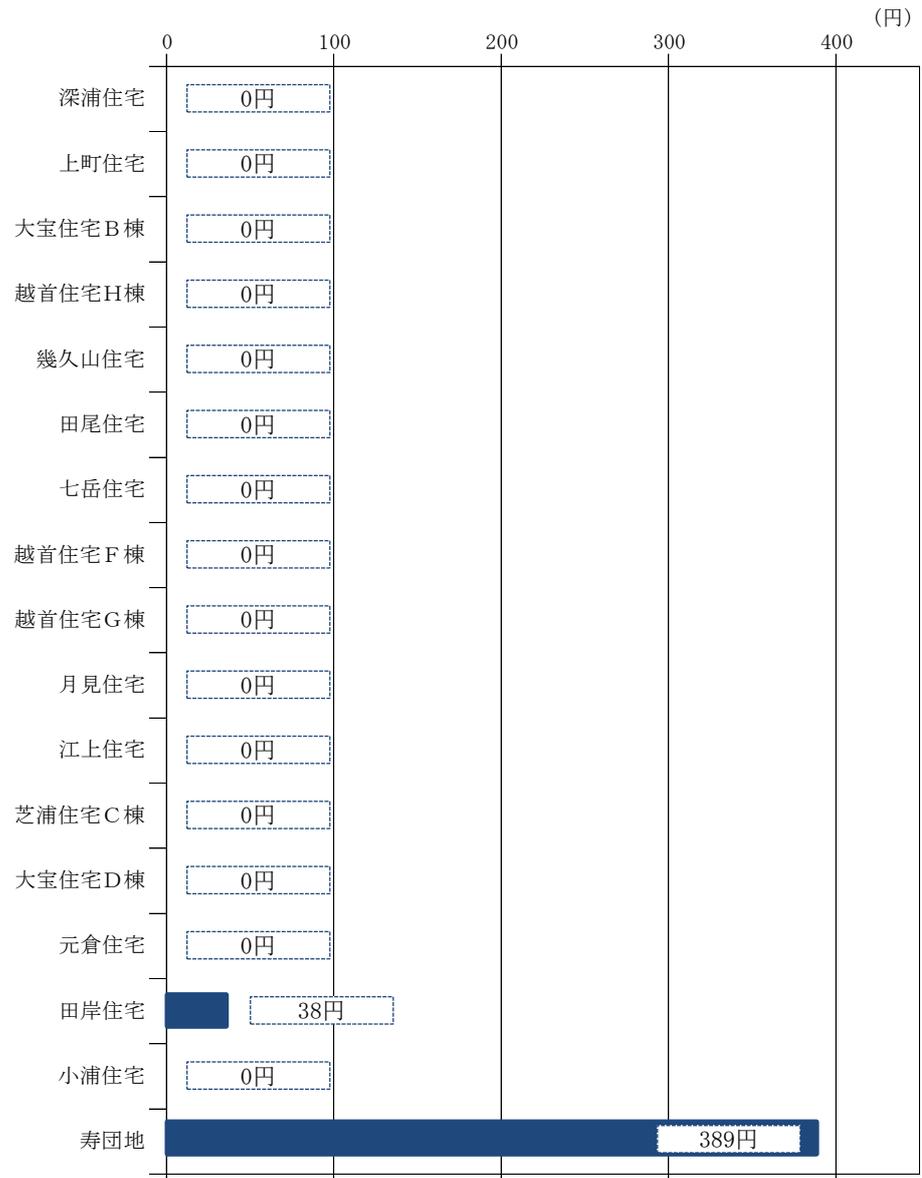
※1 「深浦住宅」は、平成29年度中に解体しています。(H29. 8. 31解体)

※2 「越首住宅H棟」は、平成30年度中に解体しています。(H30. 11. 30解体)

※3 「幾久山住宅」、「七岳住宅」、「越首住宅F棟」、「江上住宅」、「大宝住宅D棟」、「元倉住宅」、「小浦住宅」は、老朽化が激しく入居者がいないため、政策的に入居募集を停止しています。

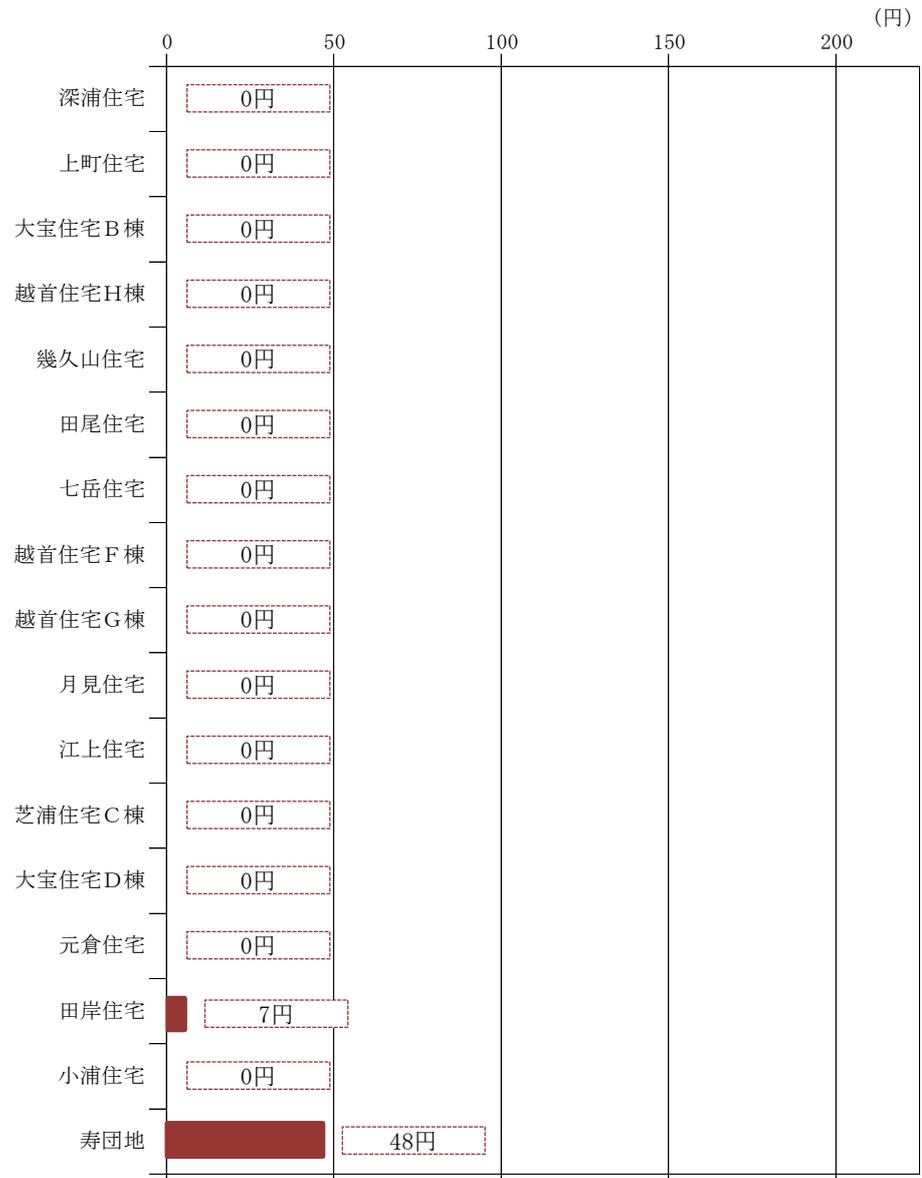
### ウ 1㎡当たりの運営コスト状況

管理運営経費と総延床面積から1㎡当たりのコストを比較したものです。



## エ 利用者1人当たりの運営コスト状況

管理運営経費と利用者数から1人当たりのコストを比較したものです。



オ 施設の配置状況

対象施設の配置状況を示しています。



| No. | 施設名    | No. | 施設名    | No. | 施設名    |
|-----|--------|-----|--------|-----|--------|
| ①   | 深浦住宅   | ⑦   | 七岳住宅   | ⑬   | 大宝住宅D棟 |
| ②   | 上町住宅   | ⑧   | 越首住宅F棟 | ⑭   | 元倉住宅   |
| ③   | 大宝住宅B棟 | ⑨   | 越首住宅G棟 | ⑮   | 田岸住宅   |
| ④   | 越首住宅H棟 | ⑩   | 月見住宅   | ⑯   | 小浦住宅   |
| ⑤   | 幾久山住宅  | ⑪   | 江上住宅   | ⑰   | 寿団地    |
| ⑥   | 田尾住宅   | ⑫   | 芝浦住宅C棟 |     |        |

### ③ 施設について

#### ア 施設の役割

単独住宅は、公営住宅と同様に市民が健康で文化的な生活を営むことができるよう整備されたものですが、市の政策として国の補助を受けずに整備をしています。市は、これらを困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としています。

単独住宅についても高齢者の入居率が高く、60歳以上の高齢者世帯の入居が全体の3分の1を占めます。また、三井楽地区には高齢者向定住促進住宅として寿団地があり、すべての世帯が65歳以上の高齢者となっています。

#### イ 現状と課題

単独住宅は、すべてが市町合併前の旧町で建設されていますが、その中でも玉之浦地区に全体の6割以上が集中しています。また、9割以上の住宅が耐用年数を経過しており、老朽化が著しい状況です。そのため、現在は、政策的に入居者の募集を停止している住宅もあり、約半数が空き住宅となっています。

現在、入居者の募集を停止している住宅については、今後、単独住宅としての用途を廃止し、解体等を行う必要があります。

#### ウ 今後の施設の考え方

現在、入居者がいる住宅については、予防保全的に改修を行うなどして建物の長寿命化を図って行きたいと考えています。また、今後の住宅困窮者の状況に応じて、建替えも含めて検討を行っていきます。

一方で、入居者の募集を停止している住宅については、単独住宅としての用途を廃止し、計画的に解体を行っていきます。

④ 適正配置の検討結果

現状や課題、今後の施設の考え方を踏まえ、すべての施設の適正配置の時期を第1期から第4期までに区分します。

また、第1期の対象施設については「現状維持」「適正化」「複合化」「集約化」「民活化」「廃止」「譲渡」といった方向性を検討し、より具体的な適正配置の実施時期、方法を検討します。

| 第1期<br>(H30～R8)   | 第2期<br>(R9～R18)   | 第3期<br>(R19～R28) | 第4期<br>(R29～R38) |
|---|---|------------------|------------------|
| 越首住宅H棟<br>幾久山住宅<br>七岳住宅<br>越首住宅F棟<br>月見住宅<br>江上住宅<br>大宝住宅D棟<br>元倉住宅<br>小浦住宅 | 上町住宅<br>大宝住宅B棟<br>田尾住宅<br>越首住宅G棟<br>芝浦住宅C棟<br>田岸住宅<br>寿団地 |                  |                  |

※第1期の計画期間は、五島市公共施設等総合管理計画の期間と合わせるため、9年間としています。



| No. | 施設名    | 方向性 | H30 | R1<br>(H31)   | R2 | R3 | R4  | R5 | R6 | R7 | R8 |
|-----|--------|-----|-----|---|----|----|-----|----|----|----|----|
| 1   | 越首住宅H棟 | 廃止  | 廃止  |   |    |    |     |    |    |    |    |
|     |        |     | 説明  | 建物の耐用年数も経過し現在入居している者もないことから、五島市公営住宅等長寿命化計画に基づき廃止します。    |    |    |     |    |    |    |    |
| 2   | 幾久山住宅  | 廃止  |     |   | 廃止 |    |     |    |    |    |    |
|     |        |     | 説明  | 建物の耐用年数も経過し現在入居している者もないことから、五島市公営住宅等長寿命化計画に基づき廃止します。    |    |    |     |    |    |    |    |
| 3   | 七岳住宅   | 廃止  |     |   | 廃止 |    |     |    |    |    |    |
|     |        |     | 説明  | 建物の耐用年数も経過し現在入居している者もないことから、五島市公営住宅等長寿命化計画に基づき廃止します。    |    |    |     |    |    |    |    |
| 4   | 越首住宅F棟 | 適正化 |     |   |    |    | 適正化 |    |    |    |    |
|     |        |     | 説明  | 耐用年限を超えているため、五島市公営住宅等長寿命化計画に基づき、次期長寿命化計画で建替え、廃止等を決定します。 |    |    |     |    |    |    |    |
| 5   | 月見住宅   | 廃止  |     |   |    |    |     |    |    |    | 廃止 |
|     |        |     | 説明  | 建物の耐用年数も経過し現在入居している者もないことから、五島市公営住宅等長寿命化計画に基づき廃止します。    |    |    |     |    |    |    |    |
| 6   | 江上住宅   | 廃止  |     | 廃止  |    |    |     |    |    |    |    |
|     |        |     | 説明  | 建物の耐用年数も経過し現在入居している者もないことから、五島市公営住宅等長寿命化計画に基づき廃止します。    |    |    |     |    |    |    |    |
| 7   | 大宝住宅D棟 | 廃止  |     |   | 廃止 |    |     |    |    |    |    |
|     |        |     | 説明  | 建物の耐用年数も経過し現在入居している者もないことから、五島市公営住宅等長寿命化計画に基づき廃止します。    |    |    |     |    |    |    |    |
| 8   | 元倉住宅   | 廃止  |     | 廃止  |    |    |     |    |    |    |    |
|     |        |     | 説明  | 建物の耐用年数も経過し現在入居している者もないことから、五島市公営住宅等長寿命化計画に基づき廃止します。    |    |    |     |    |    |    |    |

| No. | 施設名  | 方向性 | H30 | R1<br>(H31)  | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|-----|------|-----|-----|--|----|----|----|----|----|----|----|
| 9   | 小浦住宅 | 廃止  |     | 廃止   |    |    |    |    |    |    |    |
|     |      |     | 説明  | 建物の耐用年数も経過し現在入居している者もないことから、五島市公営住宅等長寿命化計画に基づき廃止します。 |    |    |    |    |    |    |    |

※1 第2期以降に施設名がある施設は、第2期以降の個別計画の策定までにその方向性を検討します。

※2 「深浦住宅」は、平成29年度中に解体しています。(H29.8.31解体)

◆分類用語の定義◆

- |   |      |  |
|---|------|--|
| ① | 現状維持 | … 計画的に予防保全することで長寿命化を図り、適切な時期に維持更新を行う施設   |
| ② | 適正化  | … 将来、需要の増加又は減少が見込まれることから更新時に規模の拡大又は縮小を行う施設   |
| ③ | 複合化  | … 別々の用途の施設を一つの建築物内に集める複合化を行う施設   |
| ④ | 集約化  | … 同一用途の施設を一つの建築物内に集める集約化を行う施設  |
| ⑤ | 民活化  | … 民間事業者等資金やノウハウを活用し、施設の建替費用の圧縮や公共施設サービスの質の向上を図る施設  |
| ⑥ | 廃止   | … 用途廃止等により遊休資産となっている施設のうち、老朽化が著しく大規模改修を要するため解体する施設<br>他の施設との集約化や民間施設の活用により必要性が失われ、解体する施設             |
| ⑦ | 譲渡   | … 遊休資産となっている施設のうち、比較的新しく安全性に問題がないため売却又は譲渡をする施設<br>地域や民間事業者が独自に運営を行っているものや民間で運営可能と見込まれるため、売却又は譲渡をする施設 |

11 公園

(1) 公園（建築物）

① 対象施設一覧

| No. | 施設名      | 地区  | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積<br>(㎡) | 収入<br>(千円) | 支出<br>(千円) |
|-----|----------|-----|------|------|------|------|-------------|------------|------------|
| 1   | 崎山児童遊園   | 福江  | 直営   | H2   | 29   | 24   | 3           | 0          | 11         |
| 2   | 八坂児童遊園   | 福江  | 直営   | H2   | 29   | 24   | 3           | 0          | 27         |
| 3   | 長手児童遊園   | 福江  | 直営   | H3   | 28   | 24   | 3           | 0          | 15         |
| 4   | 奈留児童遊園   | 奈留  | 直営   | S45  | 49   | 50   | 18          | 0          | 5          |
| 5   | 小島児童遊園   | 富江  | 直営   | H23  | 8    | 24   | 5           | 0          | 8          |
| 6   | 旧奥浦児童遊園  | 福江  | 直営   | H1   | 30   | 50   | 10          | 0          | 0          |
| 7   | 五島市椿園施設  | 福江  | 直営   | H9   | 22   | 24   | 98          | 0          | 3,089      |
| 8   | 大浜漁港公園   | 福江  | 直営   | H12  | 19   | 50   | 91          | 0          | 1,586      |
| 9   | 市民憩いの森   | 福江  | 直営   | S59  | 35   | 24   | 50          | 0          | 52         |
| 10  | 東公園公衆便所  | 福江  | 直営   | H5   | 26   | 50   | 19          | 0          | 451        |
| 11  | 末広公園公衆便所 | 福江  | 直営   | H5   | 26   | 50   | 24          | 0          | 508        |
| 12  | 大日山公園展望所 | 福江  | 直営   | H7   | 24   | 24   | 86          | 0          | 177        |
| 13  | 鬼岳芝生広場   | 福江  | 直営   | H7   | 24   | 50   | 100         | 0          | 114        |
| 14  | 外壕公園     | 福江  | 直営   | H6   | 25   | 50   | 26          | 0          | 572        |
| 15  | 箕岳園地     | 福江  | 直営   | H10  | 21   | 50   | 23          | 0          | 17         |
| 16  | 只狩山公園    | 富江  | 直営   | H2   | 29   | 50   | 15          | 0          | 79         |
| 17  | 高崎漁港公園   | 三井楽 | 直営   | H15  | 16   | 50   | 15          | 0          | 67         |
| 18  | 嵯峨島港公園   | 三井楽 | 直営   | H2   | 29   | 24   | 23          | 0          | 53         |
| 19  | 高浜園地休憩施設 | 三井楽 | 直営   | H11  | 20   | 24   | 366         | 2,861      | 1,896      |
| 20  | 白良ヶ浜万葉公園 | 三井楽 | 直営   | H5   | 26   | 50   | 40          | 0          | 207        |
| 21  | 柏崎公園     | 三井楽 | 直営   | H27  | 4    | 50   | 6           | 0          | 251        |
| 22  | 浜田海水浴場施設 | 岐宿  | 直営   | H8   | 23   | 50   | 28          | 0          | 571        |
| 23  | 荒神岳展望施設  | 岐宿  | 直営   | H15  | 16   | 50   | 10          | 0          | 0          |
| 24  | 城岳公園施設   | 岐宿  | 直営   | S63  | 31   | 50   | 28          | 0          | 93         |
| 25  | 城岳緑地公園施設 | 奈留  | 直営   | H4   | 27   | 50   | 30          | 0          | 0          |

| No. | 施設名  | 地区 | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積 (㎡) | 収入 (千円) | 支出 (千円) |
|-----|------|----|------|------|------|------|----------|---------|---------|
| 26  | 中央公園 | 富江 | 直営   | H5   | 26   | 50   | 93       | 0       | 354     |
| 合計  |      |    |      |      |      |      | 1,213    | 2,861   | 10,203  |

※1 運営形態の「指定」は指定管理者を、「直営」は市直営管理を表します。

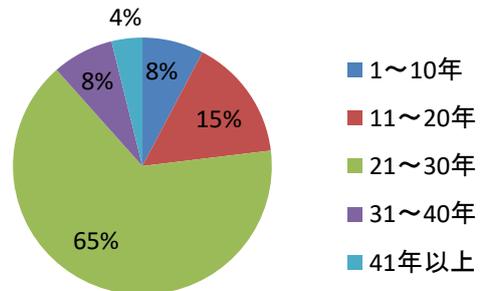
※2 耐用年数については、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）を参考に記載したもので、使用可能期間を示すものではありません。

※3 収入及び収支は、平成28年度の歳入歳出決算額を記載しています。

## ② 各種分析結果

### ア 築年数別状況

公園施設の全26施設を築年数でみると、築後21～30年が最も多く65%を占めています。全体的に見ても築年数が30年以下の建物が9割近くを占めており、当市が抱える建築物の中では更新を行うまでに比較的余裕のある施設が集まった分類区分です。



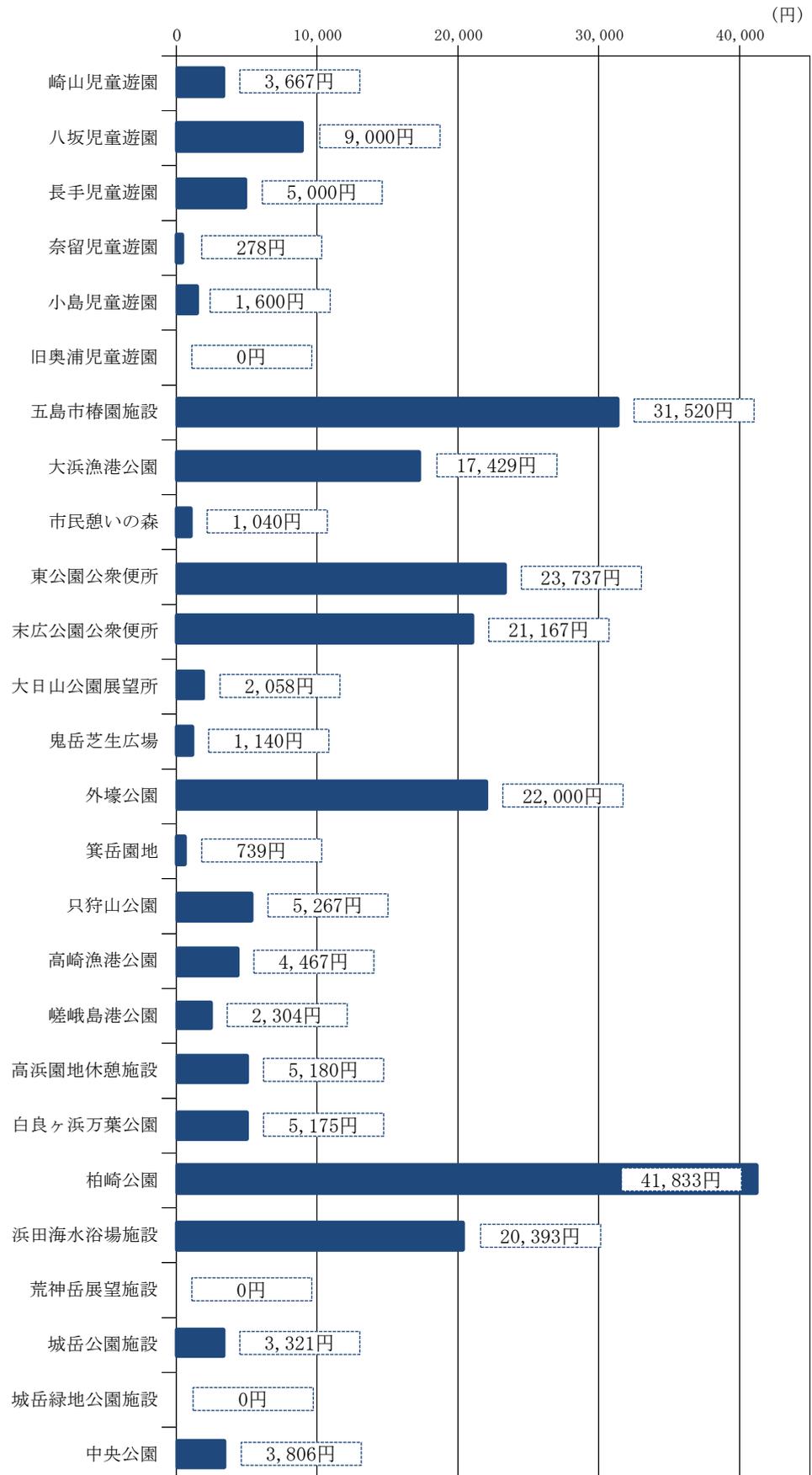
### イ 利用状況

公園の延べ利用者数を示したものです。なお、利用期間は平成28年4月から平成29年3月までの1年間です。

| No. | 施設名      | 利用者数 (人) | No. | 施設名      | 利用者数 (人) |
|-----|----------|----------|-----|----------|----------|
| 1   | 崎山児童遊園   | 2,690    | 14  | 外壕公園     | 30,000   |
| 2   | 八坂児童遊園   | 2,440    | 15  | 箕岳園地     | 5,000    |
| 3   | 長手児童遊園   | 1,560    | 16  | 只狩山公園    | 312      |
| 4   | 奈留児童遊園   | 2,340    | 17  | 高崎漁港公園   | 600      |
| 5   | 小島児童遊園   | 2,340    | 18  | 嵯峨島港公園   | 100      |
| 6   | 旧奥浦児童遊園  | 40       | 19  | 高浜園地休憩施設 | 10,425   |
| 7   | 五島市椿園施設  | 1,815    | 20  | 白良ヶ浜万葉公園 | 4,500    |
| 8   | 大浜漁港公園   | 4,000    | 21  | 柏崎公園     | 400      |
| 9   | 市民憩いの森   | 60       | 22  | 浜田海水浴場施設 | 2,890    |
| 10  | 東公園公衆便所  | 7,300    | 23  | 荒神岳展望施設  | 150      |
| 11  | 末広公園公衆便所 | 10,000   | 24  | 城岳公園施設   | 600      |
| 12  | 大日山公園展望所 | 600      | 25  | 城岳緑地公園施設 | 120      |
| 13  | 鬼岳芝生広場   | 5,000    | 26  | 中央公園     | 12,708   |

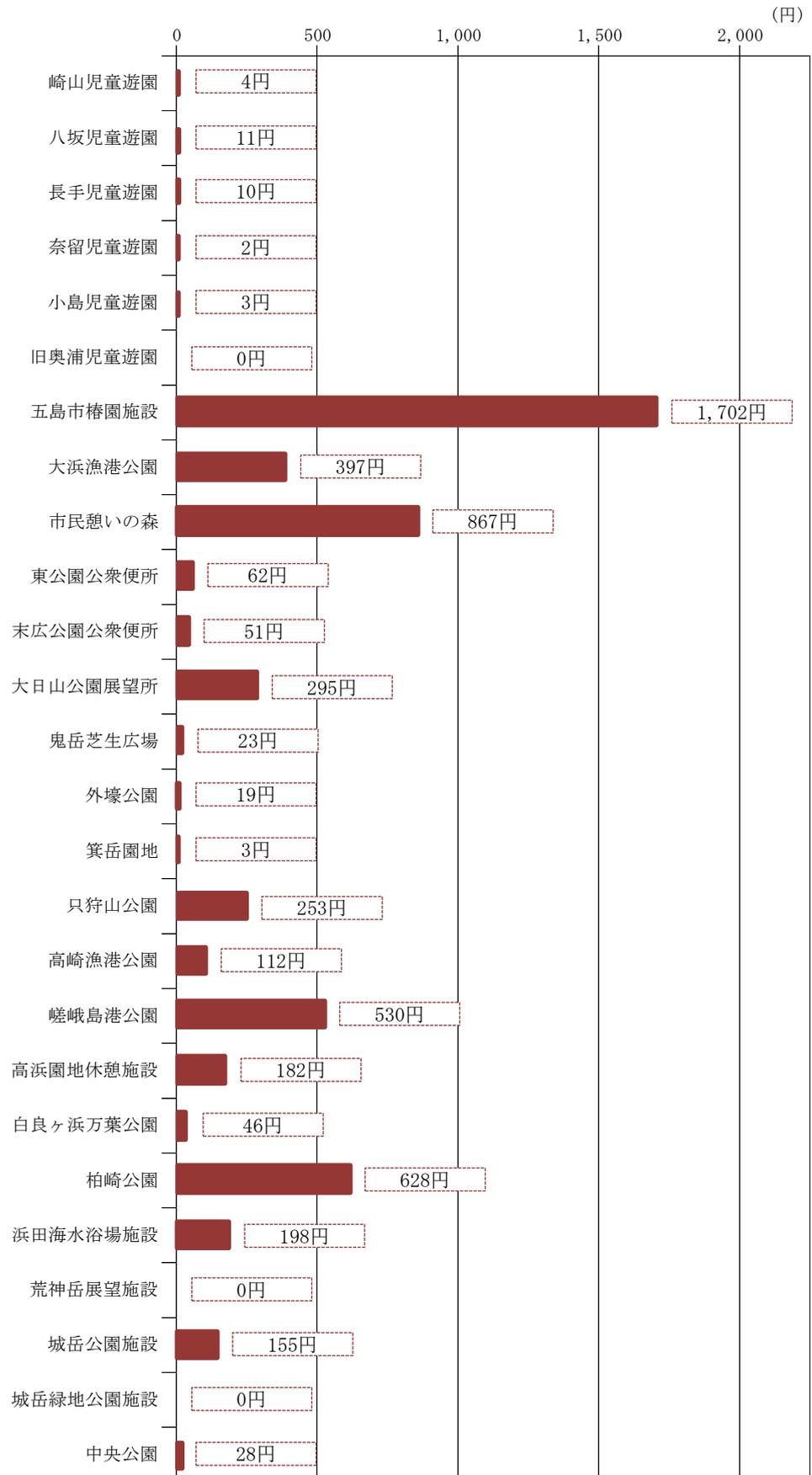
ウ 1㎡当たりの運営コスト状況

管理運営経費と総延床面積から1㎡当たりのコストを比較したものです。



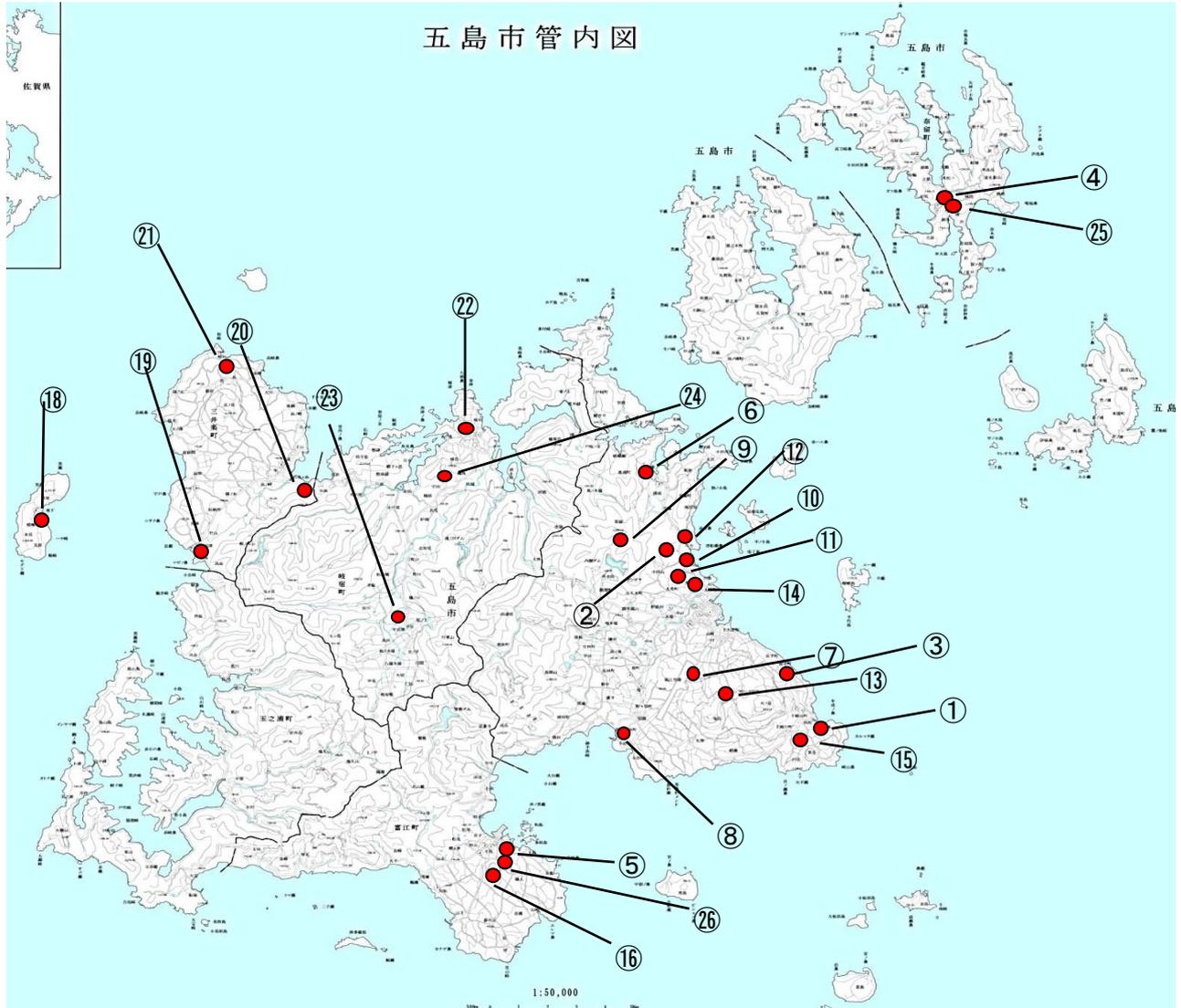
エ 利用者1人当たりの運営コスト状況

管理運営経費と利用者数から1人当たりのコストを比較したものです。



オ 施設の配置状況

対象施設の配置状況を示しています。



| No. | 施設名     | No. | 施設名      | No. | 施設名      | No. | 施設名      |
|-----|---------|-----|----------|-----|----------|-----|----------|
| ①   | 崎山児童遊園  | ⑧   | 大浜漁港公園   | ⑮   | 箕岳園地     | ⑳   | 浜田海水浴場施設 |
| ②   | 八坂児童遊園  | ⑨   | 市民憩いの森   | ⑯   | 只狩山公園    | ㉑   | 荒神岳展望施設  |
| ③   | 長手児童遊園  | ⑩   | 東公園公衆便所  | ⑰   | 高崎漁港公園   | ㉒   | 城岳公園施設   |
| ④   | 奈留児童遊園  | ⑪   | 末広公園公衆便所 | ⑱   | 嵯峨島港公園   | ㉓   | 城岳緑地公園施設 |
| ⑤   | 小島児童遊園  | ⑫   | 大日山公園展望所 | ⑲   | 高浜園地休憩施設 | ㉔   | 中央公園     |
| ⑥   | 旧奥浦児童遊園 | ⑬   | 鬼岳芝生広場   | ⑳   | 白良ヶ浜万葉公園 |     |          |
| ⑦   | 五島市椿園施設 | ⑭   | 外壕公園     | ㉑   | 柏崎公園     |     |          |

### ③ 施設について

#### ア 施設の役割

児童遊園は児童に安全かつ健全な遊びの場所を提供する屋外型の施設であり、児童遊園を利用する児童やその保護者等にとっては利便性の高い施設となっています。

五島市椿園施設は、市の象徴である椿の振興、観光交流人口の増加、自然体験及び教育の促進並びに市民の健康の増進を図るために設置されており、2020年に開催予定の国際ツバキ会議に向け、今後も整備が必要です。

大浜漁港公園は、安全で快適な漁業地域の形成を図るため、子供や高齢者など地域住民の交流促進や周辺海浜の解放、地域間・都市交流を促進することを目的として整備されています。

その他の公園施設の多くは、観光地を訪れる観光客がゆっくり安心して見学できるように整備された公衆トイレや展望所などの設備です。観光客が島内の観光スポットを周遊する際に、トイレ休憩が可能な場所が限られており、これらの施設は観光客にとっては利便性が高い施設となっています。

#### イ 現状と課題

児童遊園は、現在のところ施設に大きな損傷等はないものの、耐用年数が経過している施設も多いことから、今後は計画的に施設の修繕等を行っていく必要があります。

五島市椿園施設は利用状況としては、市内保育園の遠足や小学校の校外学習をはじめ、高齢者施設利用者の散策や家族での憩いの場として多くの市民に利用されています。また、島外からの視察者も多く、つばき祭の開催期間中には多くの来園者もあり、また夏場においても多くの観光客が訪れるなど五島市を代表する施設の一つとなっています。

大浜漁港公園は、老人クラブのグラウンドゴルフ、夏季の磯遊び、夜間の公園ライトアップなど、地元住民が交流スポットとして活用しています。この施設は海岸沿いにある公園ということで風害や塩害が多く、今後は、公園施設内の遊具や公衆トイレ、四阿の経年劣化への対策が必要です。

その他の公園施設については、人口減少等による施設利用者の減少、また施設の経年劣化による管理対策が課題となっています。

#### ウ 今後の施設の考え方

児童遊園については、少子化により地域の児童も減少しているものの、児童に健全な遊び場を与え、交通事故等を防止する観点から継続して施設の維持していく必要があります。

五島市椿園施設については、椿園の花を楽しむばかりでなく、椿実の収穫体験などに利用し、若い世代に椿をもっと知ってもらえる施設にしていきたいと考えています。

大浜漁港公園については、人口減少により公園の利用者の減少していくことが予想されますが、近隣には他に公共施設がないため、公衆トイレ等の設備は必要であると考えます。また、四阿についても、グラウンドゴルフの利用者である高齢者等の休憩場所として、又は雨天等の避難場所として必要性があります。今後施設の更新等を検討する場合には、利用者の減少も考慮し、2箇所ずつある公衆トイレや四阿を1箇所に集約するなどして維持管理経費を抑えながら公園の機能を維持するようになりたいと考えております。

その他の公園施設についても、今後の人口減少等による利用状況や維持管理経費等を考慮し、施設の適正化を図る必要があります。

④ 適正配置の検討結果

現状や課題、今後の施設の考え方を踏まえ、すべての施設の適正配置の時期を第1期から第4期までに区分します。

また、第1期の対象施設については「現状維持」「適正化」「複合化」「集約化」「民活化」「廃止」「譲渡」といった方向性を検討し、より具体的な適正配置の実施時期、方法を検討します。

| 第1期<br>(H30～R8)   | 第2期<br>(R9～R18)                                 | 第3期<br>(R19～R28)   | 第4期<br>(R29～R38)          |
|-------------------|---|--|---------------------------|
| 旧奥浦児童遊園<br>市民憩いの森 | 崎山児童遊園<br>八坂児童遊園<br>長手児童遊園<br>奈留児童遊園<br>五島市椿園施設 | 小島児童遊園<br>大浜漁港公園<br>東公園公衆便所<br>末広公園公衆便所<br>大日山公園展望所<br>鬼岳芝生公園<br>外濠公園<br>只狩山公園<br>嵯峨島港公園<br>高浜園地休憩施設<br>白良ヶ浜万葉公園<br>浜田海水浴場施設<br>城岳公園施設<br>城岳緑地公園施設<br>中央公園 | 箕岳園地<br>高崎漁港公園<br>荒神岳展望施設 |

※第1期の計画期間は、五島市公共施設等総合管理計画の期間と合わせるため、9年間としています。

| No. | 施設名     | 方向性 | H30 | R1<br>(H31)   | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|-----|---------|-----|-----|---|----|----|----|----|----|----|----|
| 1   | 旧奥浦児童遊園 | 廃止  |     |   |    |    |    |    |    |    | 廃止 |
|     |         |     | 説明  | 児童遊園の廃止後も公衆トイレの使用を継続していましたが、建物に危険性があることから廃止して解体します。 |    |    |    |    |    |    |    |
| 2   | 市民憩いの森  | 廃止  |     |   |    |    |    | 廃止 |    |    |    |
|     |         |     | 説明  | 施設の耐用年数も経過しており、また利用者も減少していることから廃止して解体します。           |    |    |    |    |    |    |    |

※第2期以降に施設名がある施設は、第2期以降の個別計画の策定までにその方向性を検討します。

※「柏崎公園」は、第4期以降（令和47年度頃を目途）に実施する予定です。

◆分類用語の定義◆

- ① 現状維持 … 計画的に予防保全することで長寿命化を図り、適切な時期に維持更新を行う施設
- ② 適正化 … 将来、需要の増加又は減少が見込まれることから更新時に規模の拡大又は縮小を行う施設
- ③ 複合化 … 別々の用途の施設を一つの建築物内に集める複合化を行う施設
- ④ 集約化 … 同一用途の施設を一つの建築物内に集める集約化を行う施設
- ⑤ 民活化 … 民間事業者等資金やノウハウを活用し、施設の建替費用の圧縮や公共施設サービスの質の向上を図る施設
- ⑥ 廃止 … 用途廃止等により遊休資産となっている施設のうち、老朽化が著しく大規模改修を要するため解体する施設  
他の施設との集約化や民間施設の活用により必要性が失われ、解体する施設
- ⑦ 譲渡 … 遊休資産となっている施設のうち、比較的新しく安全性に問題がないため売却又は譲渡をする施設  
地域や民間事業者が独自に運営を行っているものや民間で運営可能と見込まれるため、売却又は譲渡をする施設

## 12 供給処理施設

### (1) 供給処理施設

#### ① 対象施設一覧

| No. | 施設名                    | 地区  | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積 (㎡) | 収入 (千円) | 支出 (千円) |
|-----|------------------------|-----|------|------|------|------|----------|---------|---------|
| 1   | し尿処理事務所                | 奈留  | 直営   | S51  | 43   | 24   | 57       | 0       | 0       |
| 2   | 福江衛生センター               | 福江  | 直営   | S56  | 38   | 50   | 1,611    | 0       | 134,168 |
| 3   | 枕島地区し尿収集車庫             | 福江  | 直営   | S61  | 33   | 24   | 20       | 0       | 0       |
| 4   | 五島西部衛生センター<br>(し尿処理施設) | 岐宿  | 直営   | S62  | 32   | 50   | 1,709    | 0       | 37,284  |
| 5   | 黄島町し尿収集車格納庫            | 福江  | 直営   | S63  | 31   | 24   | 12       | 0       | 0       |
| 6   | 奈留衛生センター<br>(し尿処理施設)   | 奈留  | 直営   | H1   | 30   | 50   | 345      | 0       | 351     |
| 7   | 最終処分場管理棟               | 奈留  | 直営   | H4   | 27   | 24   | 16       | 0       | 0       |
| 8   | 奈留一般廃棄物最終処分場           | 奈留  | 直営   | H7   | 24   | 50   | 197      | 0       | 3,839   |
| 9   | 奈留粗大ごみ圧縮減容化施設          | 奈留  | 直営   | H7   | 24   | 38   | 106      | 0       | 704     |
| 10  | 三井楽町清掃センター             | 三井楽 | 直営   | H8   | 23   | 50   | 1,008    | 665     | 1,583   |
| 11  | 市小木地区飲料水供給施設           | 福江  | 直営   | H9   | 22   | 50   | 13       | 0       | 161     |
| 12  | 奈留清掃センター               | 奈留  | 直営   | H9   | 22   | 50   | 776      | 1,708   | 18,461  |
| 13  | 富江クリーンセンター             | 富江  | 直営   | H10  | 21   | 50   | 1,278    | 1,290   | 30,813  |
| 14  | 一般廃棄物最終処分場<br>浸出水処理設備  | 福江  | 直営   | H12  | 19   | 50   | 601      | 0       | 11,528  |
| 15  | 五島市リサイクルセンター           | 福江  | 直営   | H12  | 19   | 50   | 1,514    | 709     | 87,996  |
| 16  | 福江リサイクルセンター<br>井水淡水化装置 | 福江  | 直営   | H13  | 18   | 50   | 9        | 0       | 1,897   |
| 17  | 福江清掃センター               | 福江  | 直営   | H15  | 16   | 50   | 5,223    | 7,275   | 521,528 |
| 合計  |                        |     |      |      |      |      | 14,495   | 11,647  | 850,313 |

※1 運営形態の「指定」は指定管理者を、「直営」は市直営管理を表します。

※2 耐用年数については、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）を参考に記載したもので、使用可能期間を示すものではありません。

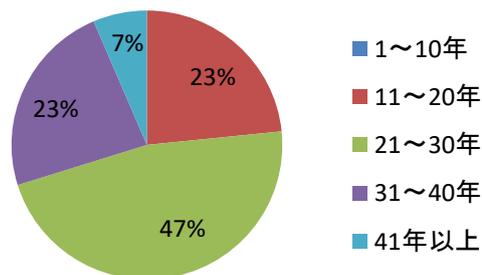
※3 収入及び収支は、平成28年度の歳入歳出決算額を記載しています。

## ② 各種分析結果

### ア 築年数別状況

供給処理施設の全17施設を築年数で見ると、築後21～30年がもっとも多く8施設47%、次いで築後11～20年の施設と築後31～40年の施設が4施設ずつでそれぞれ23%、築後41年以上の施設が1施設で7%という状況です。

ごみ処理施設は、施設の耐用年数は経過していないものの、施設全体の整理が進められているため、今後は使用しない施設が出てくることが見込まれます。



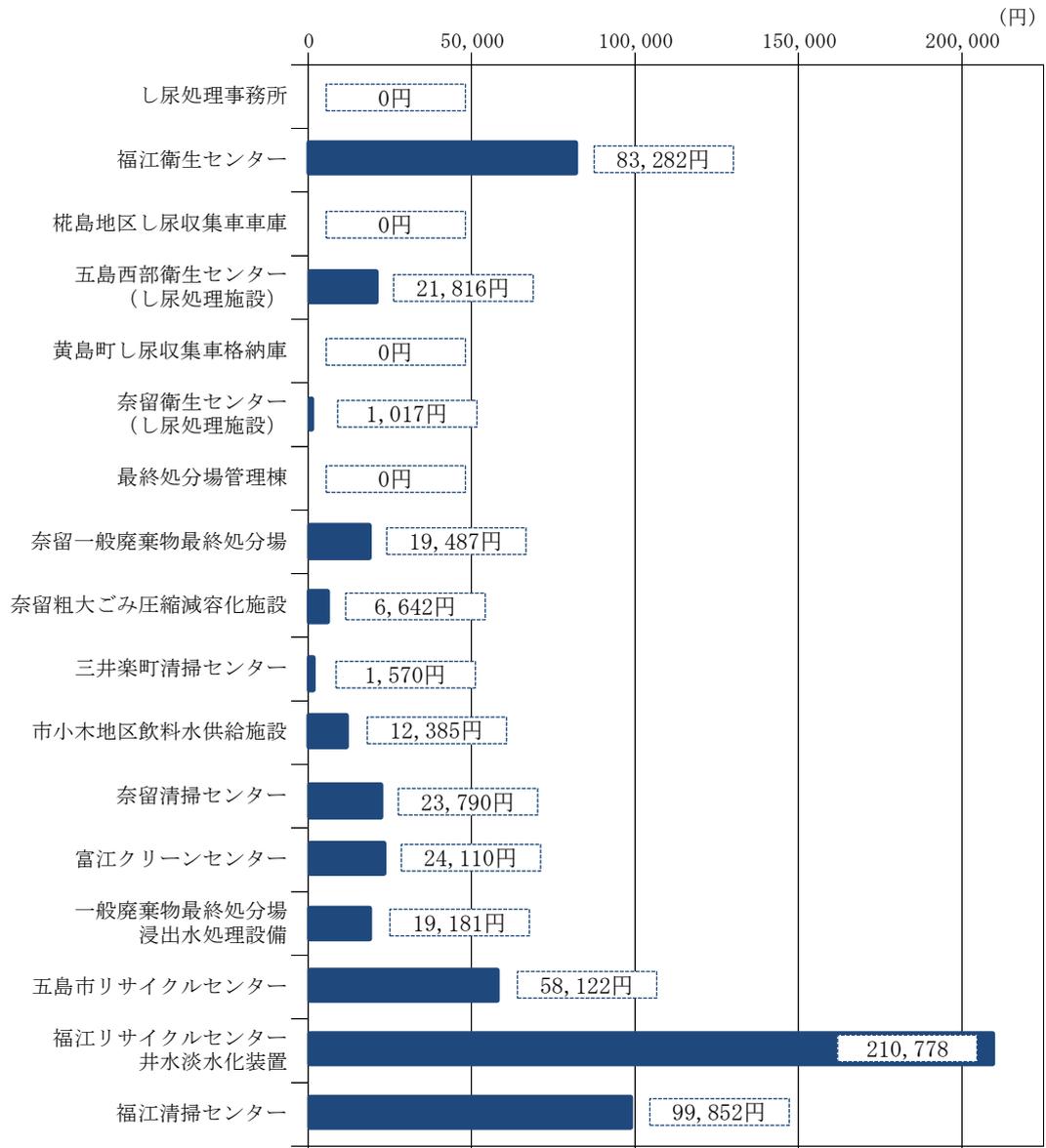
### イ 利用状況

供給処理施設の延べ利用者数を示したものです。なお、利用期間は平成28年4月から平成29年3月までの1年間です。

| No. | 施設名                    | 利用者数(人) | No. | 施設名                    | 利用者数(人) |
|-----|------------------------|---------|-----|------------------------|---------|
| 1   | し尿処理事務所                | 0       | 10  | 三井楽町清掃センター             | 1,304   |
| 2   | 福江衛生センター               | 38,490  | 11  | 市小木地区飲料水供給施設           | 9,150   |
| 3   | 梶島地区し尿収集車庫             | 144     | 12  | 奈留清掃センター               | 4,712   |
| 4   | 五島西部衛生センター<br>(し尿処理施設) | 7,590   | 13  | 富江クリーンセンター             | 5,802   |
| 5   | 黄島町し尿収集車格納庫            | 47      | 14  | 一般廃棄物最終処分場<br>浸出水処理設備  | 1,821   |
| 6   | 奈留衛生センター<br>(し尿処理施設)   | 2,359   | 15  | 五島市リサイクルセンター           | 14,927  |
| 7   | 最終処分場管理棟               | 0       | 16  | 福江リサイクルセンター<br>井水淡水化装置 | 4,760   |
| 8   | 奈留一般廃棄物最終処分場           | 0       | 17  | 福江清掃センター               | 18,642  |
| 9   | 奈留粗大ごみ圧縮減容化施設          | 2,359   |     |                        |         |

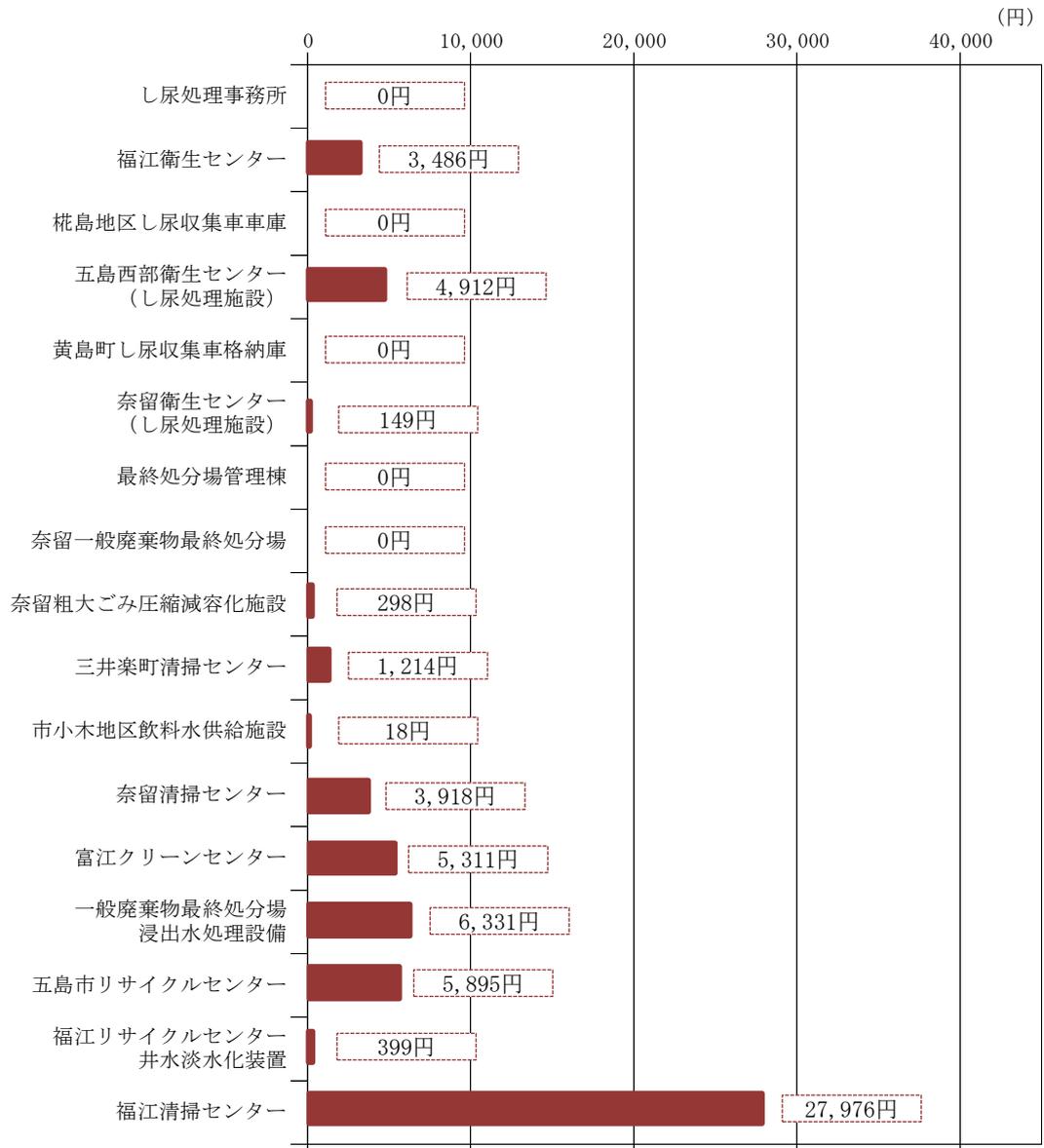
ウ 1㎡当たりの運営コスト状況

管理運営経費と総延床面積から1㎡当たりのコストを比較したものです。



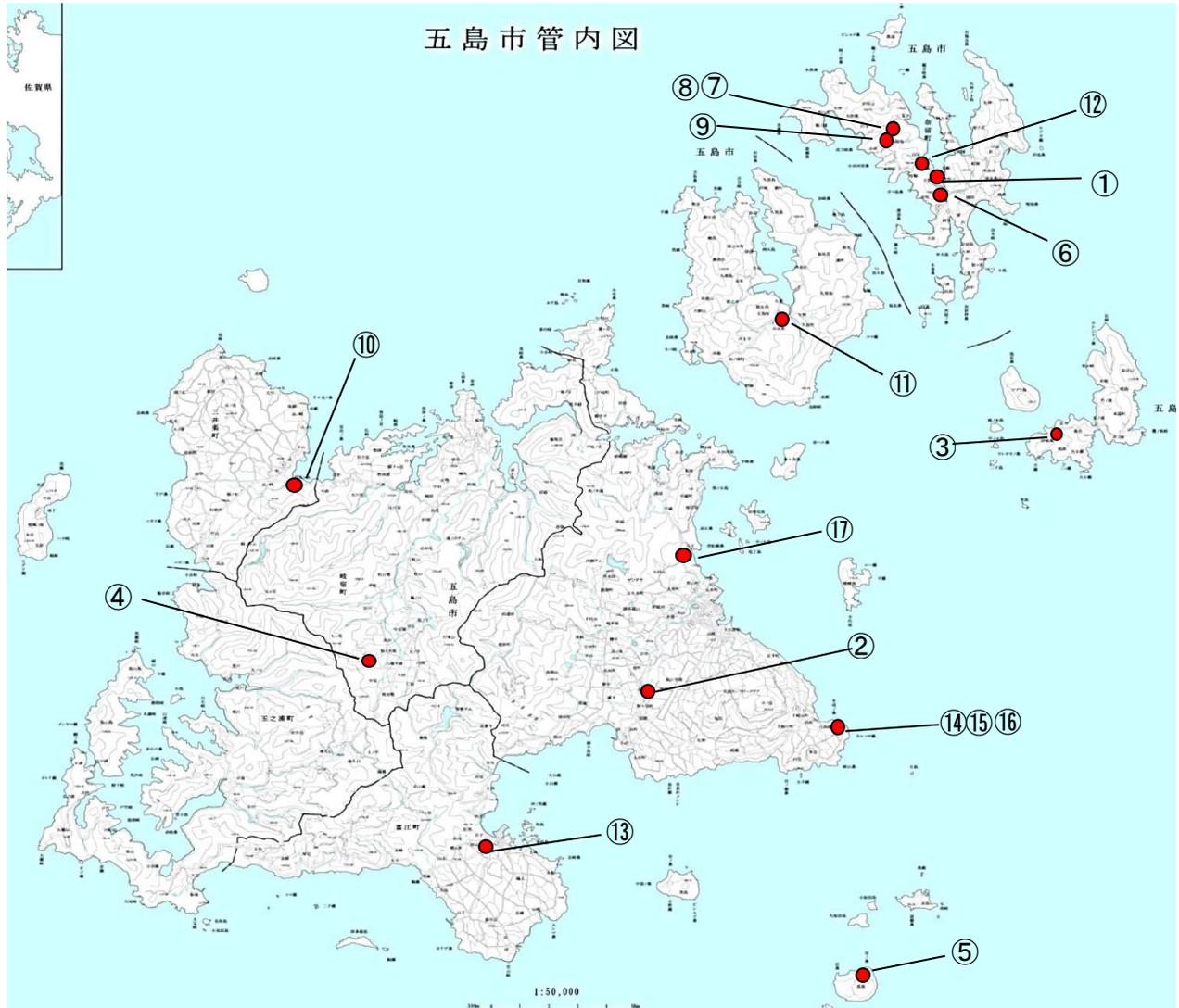
エ 利用者1人当たりの運営コスト状況

管理運営経費と利用者数から1人当たりのコストを比較したものです。



オ 施設の配置状況

対象施設の配置状況を示しています。



| No. | 施設名                    | No. | 施設名           | No. | 施設名                    |
|-----|------------------------|-----|---------------|-----|------------------------|
| ①   | し尿処理事務所                | ⑦   | 最終処分場管理棟      | ⑬   | 富江クリーンセンター             |
| ②   | 福江衛生センター               | ⑧   | 奈留一般廃棄物最終処分場  | ⑭   | 一般廃棄物最終処分場<br>浸出水処理設備  |
| ③   | 梶島地区し尿収集車庫             | ⑨   | 奈留粗大ごみ圧縮減容化施設 | ⑮   | 五島市リサイクルセンター           |
| ④   | 五島西部衛生センター<br>(し尿処理施設) | ⑩   | 三井楽町清掃センター    | ⑯   | 福江リサイクルセンター<br>井水淡水化装置 |
| ⑤   | 黄島町し尿収集車格納庫            | ⑪   | 市小木地区飲料水供給施設  | ⑰   | 福江清掃センター               |
| ⑥   | 奈留衛生センター<br>(し尿処理施設)   | ⑫   | 奈留清掃センター      |     |                        |

### ③ 施設について

#### ア 施設の役割

廃棄物中間処理施設（ごみ・し尿）及び収集運搬用施設は、市内で発生する可燃ごみ、資源ごみ、し尿、浄化槽汚泥などの一般廃棄物を適正に処理するための施設と二次離島の廃棄物を収集運搬するための施設があります。

最終処分場関連施設は、市内で発生する不燃ごみ及び中間処理残渣（焼却灰など）の埋め立て処分を行う最終処分場の浸出水を浄化するための施設です。

飲料水供給施設は、上水道及び簡易水道の給水区域外に居住する市民へ、安全な生活用水を供給するための給水施設となっています。

#### イ 現状と課題

可燃ごみ焼却施設については、現在、新焼却施設を建設中であり、令和元年度から新焼却施設へ処理を移行する予定になっております。今後は既に休止となっている施設を含め、余剰となった施設を順次解体していきます。

し尿処理関連施設については、平成27年度末までに各施設の延命化工事及び部分保全を実施しており、今後約15年間は現行の施設を利用して収集、処理業務を継続していきます。

最終処分場関連施設に関しては、既に市内で発生する不燃ごみは、すべて福江一般廃棄物最終処分場で埋め立て処分されています。このため、奈留地区にある最終処分場関連施設は休止している状態であり、今後、順次解体していきます。

飲料水供給施設は、現段階では現在の施設を維持保全しながら利用を継続していく予定ですが、今後、利用者の減少も見込まれることから改めて施設整備方針を検討する必要があります。

#### ウ 今後の施設の考え方

一般廃棄物の収集運搬及び処理に係る事務は自治体の重要な責務です。このため一般廃棄物処理施設については集約化や効率化を図りながら必要最低限の施設を保持することを基本方針としており、施設の集約化により余剰となった施設については順次解体を実施します。

飲料水供給施設については、上水道及び簡易水道給水区域外に居住する住民に対し、生活に必要な飲料水を供給するための施設であるため、人口が減少したとしても住民が生活している限り施設を維持存続する必要があります。

④ 適正配置の検討結果

現状や課題、今後の施設の考え方を踏まえ、すべての施設の適正配置の時期を第1期から第4期までに区分します。

また、第1期の対象施設については「現状維持」「適正化」「複合化」「集約化」「民活化」「廃止」「譲渡」といった方向性を検討し、より具体的な適正配置の実施時期、方法を検討します。

| 第1期<br>(H30～R8)                    | 第2期<br>(R9～R18)  | 第3期<br>(R19～R28)                | 第4期<br>(R29～R38)   |
|------------------------------------|--|---------------------------------|--|
| 福江リサイクルセンター<br>井水淡水化装置<br>福江清掃センター | 福江衛生センター<br>五島西部衛生センター<br>(し尿処理施設)<br>最終処分場管理棟<br>奈留一般廃棄物最終処分場<br>奈留粗大ごみ圧縮減容化施設<br>三井楽町清掃センター<br>富江クリーンセンター<br>一般廃棄物最終処分場浸出水処理設備 | し尿処理事務所<br>奈留衛生センター<br>(し尿処理施設) | 枕島地区し尿収集車庫<br>黄島町し尿収集車格納庫<br>市小木地区飲料水供給施設<br>奈留清掃センター<br>五島リサイクルセンター |

※第1期の計画期間は、五島市公共施設等総合管理計画の期間と合わせるため、9年間としています。

| No. | 施設名                | 方向性  | H30   | R1<br>(H31) | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|-----|--------------------|------|---|-------------|----|----|----|----|----|----|----|
| 1   | 福江リサイクルセンター井水淡水化装置 | 現状維持 |   | 更新          |    |    |    |    |    |    |    |
|     |                    | 説明   | 福江リサイクルセンター等で使用する水の供給施設であるため施設が存続する間は定期的に更新を行います。 |             |    |    |    |    |    |    |    |
| 2   | 福江清掃センター           | 集約化  |   | 集約化         |    |    |    |    |    |    |    |
|     |                    | 説明   | 施設の建替えに合わせて富江クリーンセンターの機能を集約化します。                  |             |    |    |    |    |    |    |    |

※第2期以降に施設名がある施設は、第2期以降の個別計画の策定までにその方向性を検討します。

◆分類用語の定義◆

- ① 現状維持 … 計画的に予防保全することで長寿命化を図り、適切な時期に維持更新を行う施設
- ② 適正化 … 将来、需要の増加又は減少が見込まれることから更新時に規模の拡大又は縮小を行う施設
- ③ 複合化 … 別々の用途の施設を一つの建築物内に集める複合化を行う施設
- ④ 集約化 … 同一用途の施設を一つの建築物内に集める集約化を行う施設
- ⑤ 民活化 … 民間事業者等資金やノウハウを活用し、施設の建替費用の圧縮や公共施設サービスの質の向上を図る施設
- ⑥ 廃止 … 用途廃止等により遊休資産となっている施設のうち、老朽化が著しく大規模改修を要するため解体する施設  
他の施設との集約化や民間施設の活用により必要性が失われ、解体する施設
- ⑦ 譲渡 … 遊休資産となっている施設のうち、比較的新しく安全性に問題がないため売却又は譲渡をする施設  
地域や民間事業者が独自に運営を行っているものや民間で運営可能と見込まれるため、売却又は譲渡をする施設

## 13 その他

### (1) 職員住宅

#### ① 対象施設一覧

| No. | 施設名     | 地区  | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積 (㎡) | 収入 (千円) | 支出 (千円) |
|-----|---------|-----|------|------|------|------|----------|---------|---------|
| 1   | 栂島職員宿舎  | 福江  | 直営   | S57  | 37   | 22   | 140      | 50      | 279     |
| 2   | 嵯峨島職員宿舎 | 三井楽 | 直営   | S57  | 37   | 22   | 95       | 23      | 0       |
| 3   | 相ノ浦住宅   | 奈留  | 直営   | S57  | 37   | 47   | 243      | 693     | 93      |
| 4   | 久賀島職員宿舎 | 福江  | 直営   | H6   | 25   | 22   | 66       | 97      | 0       |
| 合計  |         |     |      |      |      |      | 544      | 863     | 372     |

※1 運営形態の「指定」は指定管理者を、「直営」は市直営管理を表します。

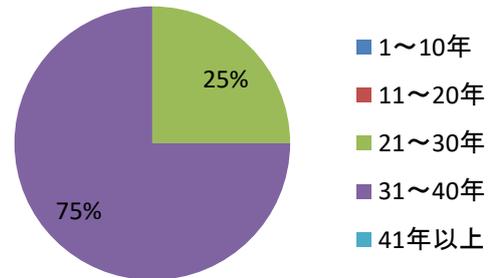
※2 耐用年数については、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）を参考に記載したもので、使用可能期間を示すものではありません。

※3 収入及び収支は、平成28年度の歳入歳出決算額を記載しています。

#### ② 各種分析結果

##### ア 築年数別状況

職員住宅の全4施設を築年数別にみると、すべての建物が築後20年を超えています。職員住宅は木造の建物が多く、耐用年数も短いため長寿命化へ向けた改修又は更新が必要な時期になっています。



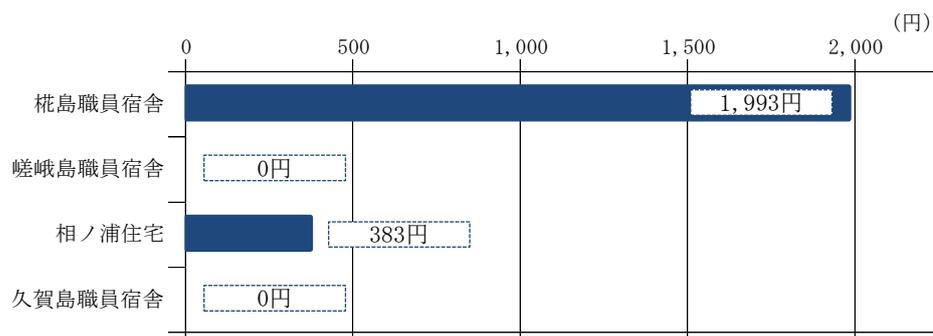
##### イ 利用状況

その他教育施設の延べ利用者数を示したものです。なお、利用期間は平成28年4月から平成29年3月までの1年間です。

| No. | 施設名     | 利用者数 (人) | No. | 施設名     | 利用者数 (人) |
|-----|---------|----------|-----|---------|----------|
| 1   | 栂島職員宿舎  | 365      | 3   | 相ノ浦住宅   | 1,095    |
| 2   | 嵯峨島職員宿舎 | 361      | 4   | 久賀島職員宿舎 | 365      |

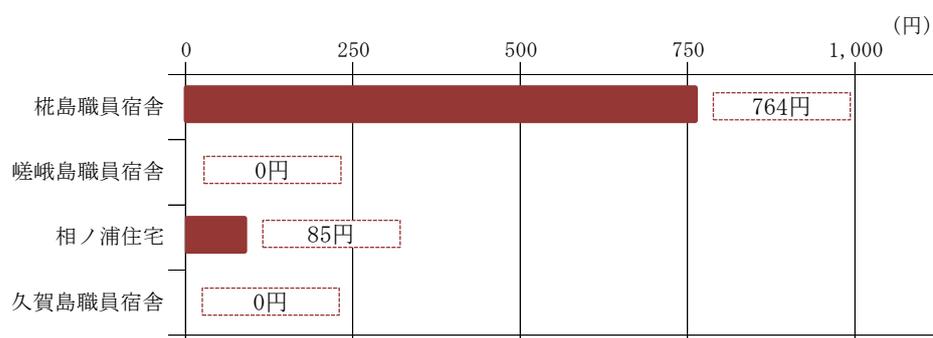
### ウ 1㎡当たりの運営コスト状況

管理運営経費と総延床面積から1㎡当たりのコストを比較したものです。



### エ 利用者1人当たりの運営コスト状況

管理運営経費と利用者数から1人当たりのコストを比較したものです。



オ 施設の配置状況

対象施設の配置状況を示しています。



| No. | 施設名     | No. | 施設名     |
|-----|---------|-----|---------|
| ①   | 枕島職員宿舎  | ③   | 相ノ浦住宅   |
| ②   | 嗟峨島職員宿舎 | ④   | 久賀島職員宿舎 |

### ③ 施設について

#### ア 施設の役割

職員住宅は、二次離島に勤務する職員及びその家族の居住の用に供するための住宅です。

#### イ 現状と課題

椋島職員宿舎及び久賀島職員宿舎については、出張所長の居住用の住宅であり、出張所が存続する限り必要な施設です。

嵯峨島職員宿舎は嵯峨島へき地保育所に勤務する職員のための住宅ですが、現在は保育所が休止中のため入居者はいない状況です。

奈留島にある相ノ浦住宅は、本来は職員宿舎ではありませんが、他に使用していなかったため奈留支所や消防暑奈留出張所に勤務することになった市職員が住居として使用しています。

#### ウ 今後の施設の考え方

椋島職員宿舎及び久賀島職員宿舎については、施設の更新時期と併せて適正化を図っていきます。

嵯峨島職員宿舎は、嵯峨島へき地保育所の運営方針に併せて適正化を図ります。

相ノ浦住宅については、老朽化もかなり進んでいることから建築後50年を経過する令和14年度までに廃止します。

### ④ 適正配置の検討結果

現状や課題、今後の施設の考え方を踏まえ、すべての施設の適正配置の時期を第1期から第4期までに区分します。

また、第1期の対象施設については「現状維持」「適正化」「複合化」「集約化」「民活化」「廃止」「譲渡」といった方向性を検討し、より具体的な適正配置の実施時期、方法を検討します。

| 第1期<br>(H30～R8) | 第2期<br>(R9～R18)                       | 第3期<br>(R19～R28) | 第4期<br>(R29～R38) |
|-----------------|---------------------------------------|------------------|------------------|
|                 | 椋島職員宿舎<br>嵯峨島職員宿舎<br>相ノ浦住宅<br>久賀島職員宿舎 |                  |                  |

※第1期の計画期間は、五島市公共施設等総合管理計画の期間と合わせるため、9年間としています。

※第2期以降に施設名がある施設は、第2期以降の個別計画の策定までにその方向性を検討します。

(2) 交通施設

① 対象施設一覧

| No. | 施設名            | 地区  | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積 (㎡) | 収入 (千円) | 支出 (千円) |
|-----|----------------|-----|------|------|------|------|----------|---------|---------|
| 1   | 岐宿バス待待合所       | 岐宿  | 直営   | S55  | 39   | 22   | 22       | 0       | 0       |
| 2   | 奥浦渡船待合所        | 福江  | 直営   | S56  | 38   | 41   | 30       | 0       | 213     |
| 3   | 久賀島渡船待合所       | 福江  | 直営   | S59  | 35   | 41   | 25       | 0       | 270     |
| 4   | 交通船待合所         | 富江  | 直営   | S59  | 35   | 38   | 15       | 0       | 34      |
| 5   | 本窯渡船待合所        | 福江  | 直営   | H2   | 29   | 20   | 16       | 0       | 207     |
| 6   | 柏バス待合所         | 三井楽 | 直営   | H2   | 29   | 41   | 7        | 0       | 0       |
| 7   | 玉之浦中学校前バス待待合所  | 玉之浦 | 直営   | H3   | 28   | 22   | 18       | 0       | 20      |
| 8   | 小浦バス待合所        | 玉之浦 | 直営   | H4   | 27   | 20   | 9        | 0       | 46      |
| 9   | 黄島渡船待合所        | 福江  | 直営   | H6   | 25   | 20   | 16       | 0       | 103     |
| 10  | 玉之浦小川集落バス待待合所  | 玉之浦 | 直営   | H7   | 24   | 20   | 16       | 0       | 1       |
| 11  | 伊福貴渡船待合所       | 福江  | 直営   | H9   | 22   | 20   | 16       | 0       | 409     |
| 12  | 向小浦バス待合所       | 玉之浦 | 直営   | H9   | 22   | 20   | 11       | 0       | 39      |
| 13  | 遣唐使ふるさと館前バス待合所 | 三井楽 | 直営   | H12  | 19   | 17   | 11       | 0       | 0       |
| 14  | 矢ノロバス待待合所      | 玉之浦 | 直営   | H16  | 15   | 20   | 4        | 0       | 0       |
| 15  | 上ノ平バス待合所       | 玉之浦 | 直営   | H16  | 15   | 20   | 8        | 0       | 0       |
| 16  | 井持浦バス待合所       | 玉之浦 | 直営   | H16  | 15   | 20   | 6        | 0       | 5       |
| 17  | 診療所入口バス待合所     | 三井楽 | 直営   | H16  | 15   | 34   | 5        | 0       | 0       |
| 18  | 奈留ターミナルビル      | 奈留  | 直営   | H16  | 15   | 50   | 810      | 1,723   | 4,689   |
| 19  | 中須バス待待合所       | 玉之浦 | 直営   | H21  | 10   | 20   | 10       | 0       | 1       |
| 20  | 嵯峨島渡船嵯峨島港待合所   | 三井楽 | 直営   | H21  | 10   | 41   | 23       | 0       | 57      |
| 21  | 嵯峨島渡船貝津港待合所    | 三井楽 | 直営   | H23  | 8    | 41   | 23       | 0       | 145     |
| 22  | 赤島渡船待合所        | 福江  | 直営   | H23  | 8    | 41   | 6        | 0       | 0       |
| 合計  |                |     |      |      |      |      | 1,107    | 1,723   | 6,239   |

※1 運営形態の「指定」は指定管理者を、「直営」は市直営管理を表します。

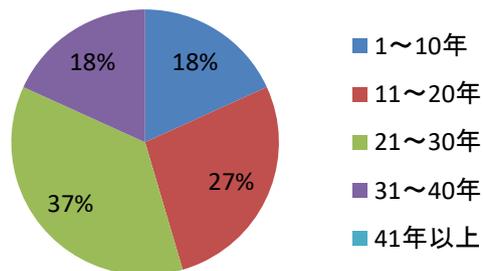
※2 耐用年数については、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）を参考に記載したもので、使用可能期間を示すものではありません。

※3 収入及び収支は、平成28年度の歳入歳出決算額を記載しています。

## ② 各種分析結果

### ア 築年数別状況

交通施設の全22施設を築年数別にみると、建築後21～30年の建物が8件で全体の37%を占めています。この分類の建物を築年数で分類すると比較的均等に分類されており、また、特に老朽化が進んでいる築後41年以上の建物はありません。



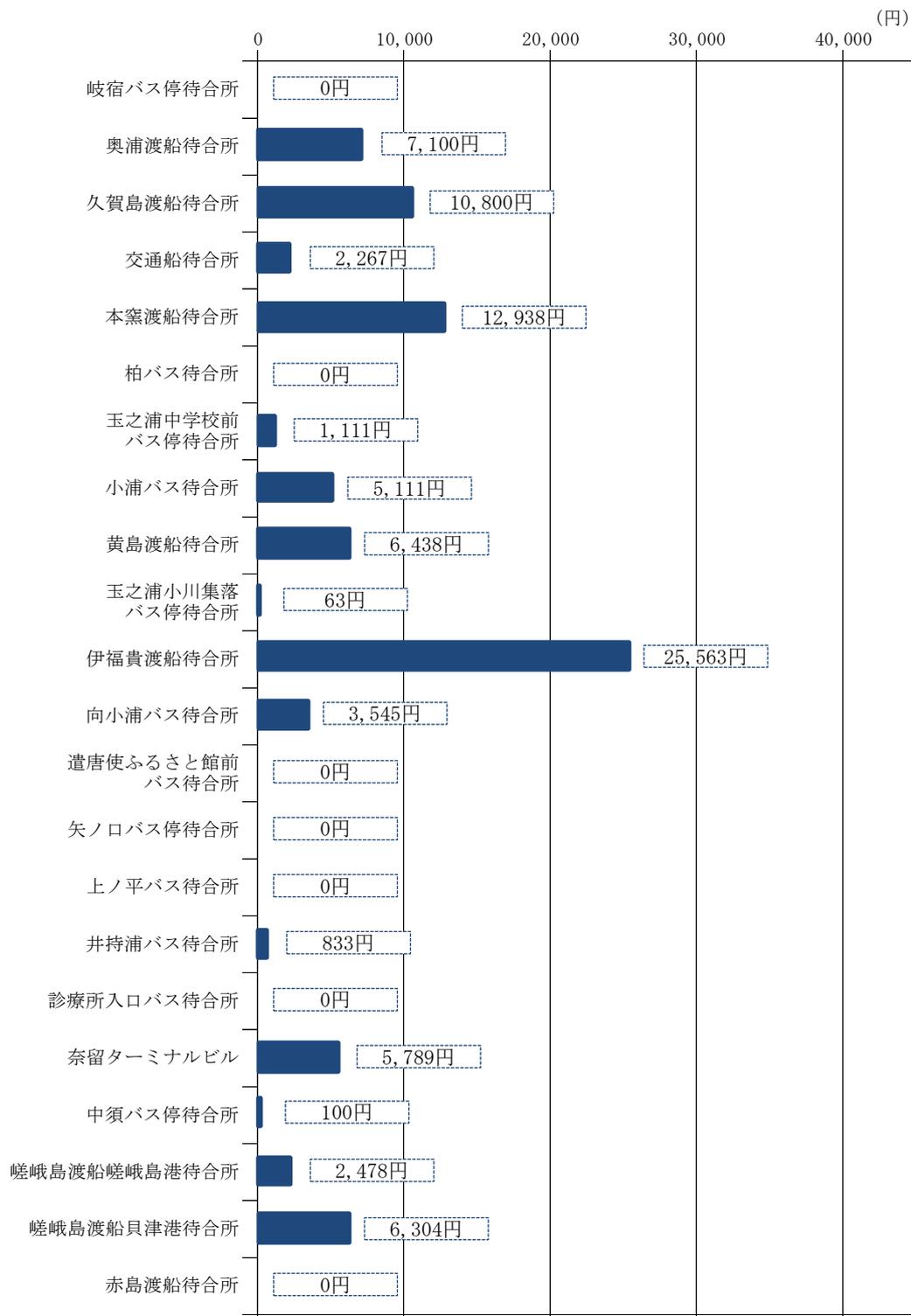
### イ 利用状況

交通施設の延べ利用者数を示したものです。なお、利用期間は平成28年4月から平成29年3月までの1年間です。

| No. | 施設名           | 利用者数<br>(人) | No. | 施設名            | 利用者数<br>(人) |
|-----|---------------|-------------|-----|----------------|-------------|
| 1   | 岐宿バス停待合所      | 300         | 12  | 向小浦バス待合所       | 240         |
| 2   | 奥浦渡船待合所       | 35,462      | 13  | 遣唐使ふるさと館前バス待合所 | 728         |
| 3   | 久賀島渡船待合所      | 35,462      | 14  | 矢ノロバス停待合所      | 240         |
| 4   | 交通船待合所        | 245         | 15  | 上ノ平バス待合所       | 240         |
| 5   | 本窯渡船待合所       | 16,968      | 16  | 井持浦バス待合所       | 1,200       |
| 6   | 柏バス待合所        | 728         | 17  | 診療所入口バス待合所     | 728         |
| 7   | 玉之浦中学校前バス停待合所 | 1,200       | 18  | 奈留ターミナルビル      | 122,888     |
| 8   | 小浦バス待合所       | 720         | 19  | 中須バス停待合所       | 1,200       |
| 9   | 黄島渡船待合所       | 4,292       | 20  | 嵯峨島渡船嵯峨島港待合所   | 1,883       |
| 10  | 玉之浦小川集落バス停待合所 | 720         | 21  | 嵯峨島渡船貝津港待合所    | 1,883       |
| 11  | 伊福貴渡船待合所      | 16,968      | 22  | 赤島渡船待合所        | 4,292       |

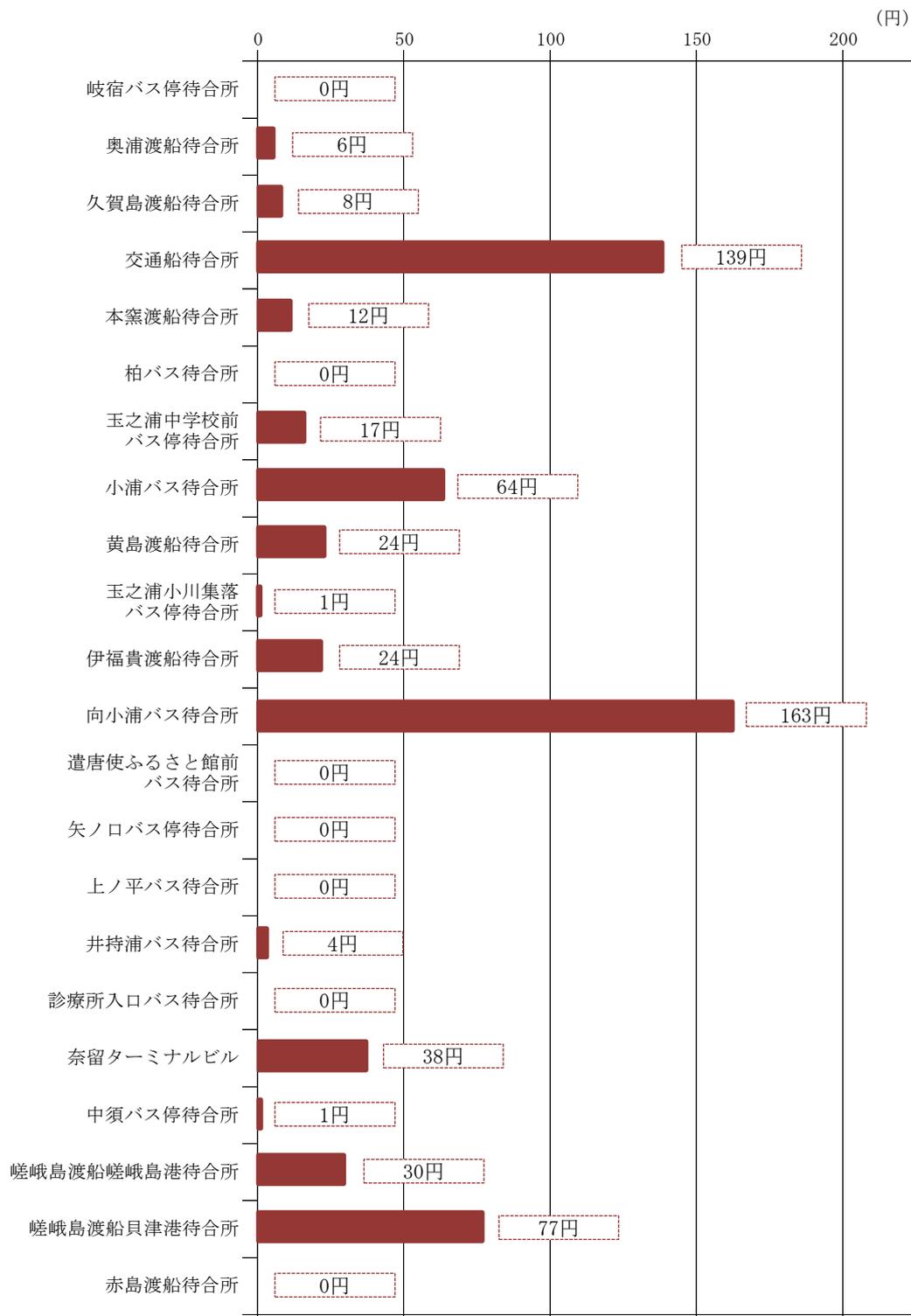
ウ 1㎡当たりの運営コスト状況

管理運営経費と総延床面積から1㎡当たりのコストを比較したものです。



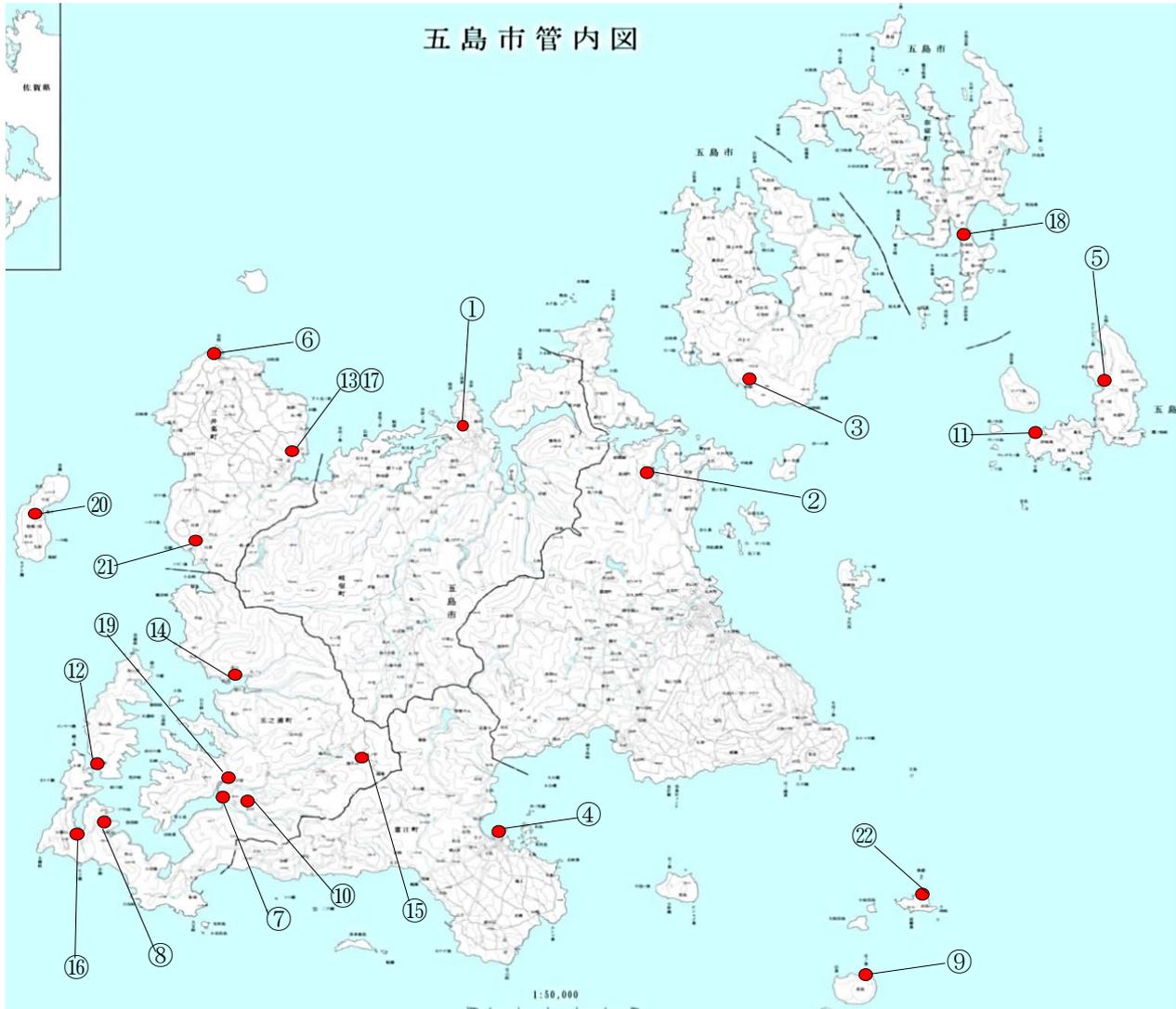
エ 利用者1人当たりの運営コスト状況

管理運営経費と利用者数から1人当たりのコストを比較したものです。



オ 施設の配置状況

対象施設の配置状況を示しています。



| No. | 施設名      | No. | 施設名           | No. | 施設名            | No. | 施設名              |
|-----|----------|-----|---------------|-----|----------------|-----|------------------|
| ①   | 岐宿バス待待合所 | ⑦   | 玉之浦中学校前バス待待合所 | ⑬   | 遣唐使ふるさと館前バス待合所 | ⑲   | 中須バス待待合所         |
| ②   | 奥浦渡船待合所  | ⑧   | 小浦バス待合所       | ⑭   | 矢ノロバス待待合所      | ⑳   | 嵯峨島渡船<br>嵯峨島港待合所 |
| ③   | 久賀島渡船待合所 | ⑨   | 黄島渡船待合所       | ⑮   | 上ノ平バス待合所       | ㉑   | 嵯峨島渡船<br>貝津港待合所  |
| ④   | 交通船待合所   | ⑩   | 玉之浦小川集落バス待待合所 | ⑯   | 井持浦バス待合所       | ㉒   | 赤島渡船待合所          |
| ⑤   | 本窯渡船待合所  | ⑪   | 伊福貴渡船待合所      | ⑰   | 診療所入口バス待合所     |     |                  |
| ⑥   | 柏バス待合所   | ⑫   | 向小浦バス待合所      | ⑱   | 奈留ターミナルビル      |     |                  |

③ 施設について

ア 施設の役割

路線バスや渡船の待合所として設置されている交通施設は、地元住民や観光客など路線利用者の利便性を確保するために設置されている施設です。

イ 現状と課題

待合所などの交通施設は、地元住民や観光客等の待合所として利用されていますが、今後施設の老朽化が懸念されます。

また、バス待合所については、今後も市が維持管理を行い更新していくべきなのか検討が必要です。

ウ 今後の施設の考え方

バス待合所については、施設の老朽化により維持できなくなった場合には、原則として更新は行わず廃止します。

また、渡船待合所については、島民に限らず、観光客も多く利用していることから今後も必要な施設であり、利用状況に応じて更新又は適正化を図っていきます。

④ 適正配置の検討結果

現状や課題、今後の施設の考え方を踏まえ、すべての施設の適正配置の時期を第1期から第4期までに区分します。

また、第1期の対象施設については「現状維持」「適正化」「複合化」「集約化」「民活化」「廃止」「譲渡」といった方向性を検討し、より具体的な適正配置の実施時期、方法を検討します。

| 第1期<br>(H30～R8)   | 第2期<br>(R9～R18)  | 第3期<br>(R19～R28)                         | 第4期<br>(R29～R38)                         |
|---|--|--|--|
| 玉之浦中学校前バス停<br>小浦バス待合所<br>玉之浦小川集落バス待合所<br>向小浦バス待合所<br>遣唐使ふるさと館前バス待合所<br>矢ノロバス待合所<br>上ノ平バス待合所<br>井持浦バス待合所 | 奥浦渡船待合所<br>久賀島渡船待合所<br>柏バス待合所<br>診療所入口バス待合所<br>中須バス待合所 | 交通船待合所<br>本窯渡船待合所<br>黄島渡船待合所<br>伊福貴渡船待合所 | 奈留ターミナルビル<br>嵯峨島渡船嵯峨島港待合所<br>嵯峨島渡船貝津港待合所 |

※第1期の計画期間は、五島市公共施設等総合管理計画の期間と合わせるため、9年間としています。

| No. | 施設名        | 方向性 | H30 | R1<br>(H31)   | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|-----|------------|-----|-----|---|----|----|----|----|----|----|----|
| 1   | 玉之浦中学校前バス停 | 廃止  |     |   |    |    |    | 廃止 |    |    |    |
|     |            |     | 説明  | 現施設が使用できる間は使用しますが、その後は更新を行わず廃止して解体します。              |    |    |    |    |    |    |    |
| 2   | 小浦バス待合所    | 廃止  |     |   |    |    |    | 廃止 |    |    |    |
|     |            |     | 説明  | 既に耐用年数も経過しており現施設が使用できる間は使用しますが、その後は更新を行わず廃止して解体します。 |    |    |    |    |    |    |    |

| No. | 施設名            | 方向性 | H30 | R1<br>(H31)                            | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|-----|----------------|-----|-----|--|----|----|----|----|----|----|----|
| 3   | 玉之浦小川集落バス待合所   | 廃止  |     |  |    |    |    | 廃止 |    |    |    |
|     |                |     | 説明  | 現施設が使用できる間は使用しますが、その後は更新を行わず廃止して解体します。 |    |    |    |    |    |    |    |
| 4   | 向小浦バス待合所       | 廃止  |     |  |    | 廃止 |    |    |    |    |    |
|     |                |     | 説明  | 現施設が使用できる間は使用しますが、その後は更新を行わず廃止して解体します。 |    |    |    |    |    |    |    |
| 5   | 遣唐使ふるさと館前バス待合所 | 廃止  |     |  |    |    |    | 廃止 |    |    |    |
|     |                |     | 説明  | 現施設が使用できる間は使用しますが、その後は更新を行わず廃止して解体します。 |    |    |    |    |    |    |    |
| 6   | 矢ノロバス待合所       | 廃止  |     |  |    | 廃止 |    |    |    |    |    |
|     |                |     | 説明  | 現施設が使用できる間は使用しますが、その後は更新を行わず廃止して解体します。 |    |    |    |    |    |    |    |
| 7   | 上ノ平バス待合所       | 廃止  |     |  |    | 廃止 |    |    |    |    |    |
|     |                |     | 説明  | 現施設が使用できる間は使用しますが、その後は更新を行わず廃止して解体します。 |    |    |    |    |    |    |    |
| 8   | 井持浦バス待合所       | 廃止  |     |  |    |    |    | 廃止 |    |    |    |
|     |                |     | 説明  | 現施設が使用できる間は使用しますが、その後は更新を行わず廃止して解体します。 |    |    |    |    |    |    |    |

※1 第2期以降に施設名がある施設は、第2期以降の個別計画の策定までにその方向性を検討します。

※2 「岐宿バス待合所」は、平成28年度に廃止し、解体しています。

※3 「赤島渡船待合所」は、第4期以降（令和42年度頃を予定）に実施する予定です。

◆分類用語の定義◆

- |   |      |  |
|---|------|--|
| ① | 現状維持 | … 計画的に予防保全することで長寿命化を図り、適切な時期に維持更新を行う施設   |
| ② | 適正化  | … 将来、需要の増加又は減少が見込まれることから更新時に規模の拡大又は縮小を行う施設   |
| ③ | 複合化  | … 別々の用途の施設を一つの建築物内に集める複合化を行う施設   |
| ④ | 集約化  | … 同一用途の施設を一つの建築物内に集める集約化を行う施設  |
| ⑤ | 民活化  | … 民間事業者等資金やノウハウを活用し、施設の建替費用の圧縮や公共施設サービスの質の向上を図る施設  |
| ⑥ | 廃止   | … 用途廃止等により遊休資産となっている施設のうち、老朽化が著しく大規模改修を要するため解体する施設<br>他の施設との集約化や民間施設の活用により必要性が失われ、解体する施設             |
| ⑦ | 譲渡   | … 遊休資産となっている施設のうち、比較的新しく安全性に問題がないため売却又は譲渡をする施設<br>地域や民間事業者が独自に運営を行っているものや民間で運営可能と見込まれるため、売却又は譲渡をする施設 |

### (3) 斎場・火葬場

#### ① 対象施設一覧

| No. | 施設名         | 地区 | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積 (㎡) | 収入 (千円) | 支出 (千円) |
|-----|-------------|----|------|------|------|------|----------|---------|---------|
| 1   | 奈留葬斎場       | 奈留 | 直営   | H1   | 30   | 50   | 271      | 276     | 926     |
| 2   | 富江町旧火葬場     | 富江 | 直営   | H5   | 26   | 50   | 133      | 0       | 0       |
| 3   | 五島市火葬場やすらぎ苑 | 福江 | 包括委託 | H8   | 23   | 50   | 1,211    | 10,427  | 31,657  |
| 4   | 浄富苑         | 富江 | 包括委託 | H16  | 15   | 50   | 407      | 629     | 7,721   |
| 合計  |             |    |      |      |      |      | 2,022    | 11,332  | 40,304  |

※1 運営形態の「指定」は指定管理者を、「直営」は市直営管理を表します。

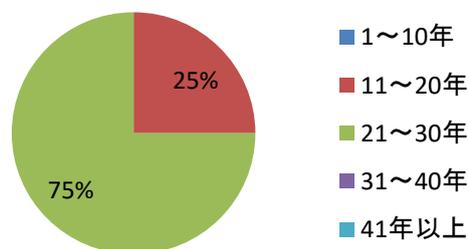
※2 耐用年数については、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）を参考に記載したもので、使用可能期間を示すものではありません。

※3 収入及び収支は、平成28年度の歳入歳出決算額を記載しています。

#### ② 各種分析結果

##### ア 築年数別状況

斎場・火葬場の全4施設を築年数別にみると、すべての建物が築後30年未満の施設です。火葬場は、その特殊な使用形態から設備の損傷が激しいため、特に予防保全的な対応が必要です。



##### イ 利用状況

斎場・火葬場の延べ利用者数を示したものです。なお、利用期間は平成28年4月から平成29年3月までの1年間です。

| No. | 施設名     | 利用者数 (人) | No. | 施設名         | 利用者数 (人) |
|-----|---------|----------|-----|-------------|----------|
| 1   | 奈留葬斎場   | 920      | 3   | 五島市火葬場やすらぎ苑 | 12,400   |
| 2   | 富江町旧火葬場 | 0        | 4   | 浄富苑         | 3,250    |

※1 「やすらぎ苑」は、施設の利用者数の統計を取っていないため、推計値で記載しています。

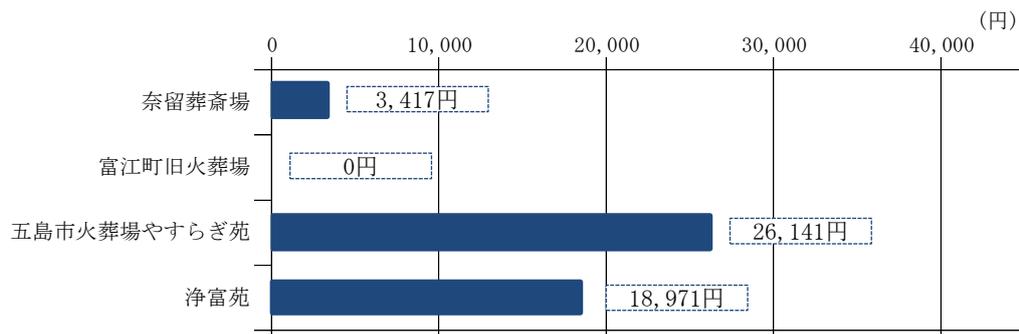
◆やすらぎ苑利用者数の推計値＝火葬件数496体×平均25人＝12,400人で算出

※2 「浄富苑」は、施設の利用者数の統計を取っていないため、推計値で記載しています。

◆浄富苑利用者数の推計値＝火葬件数130体×平均25人＝3,250人で算出

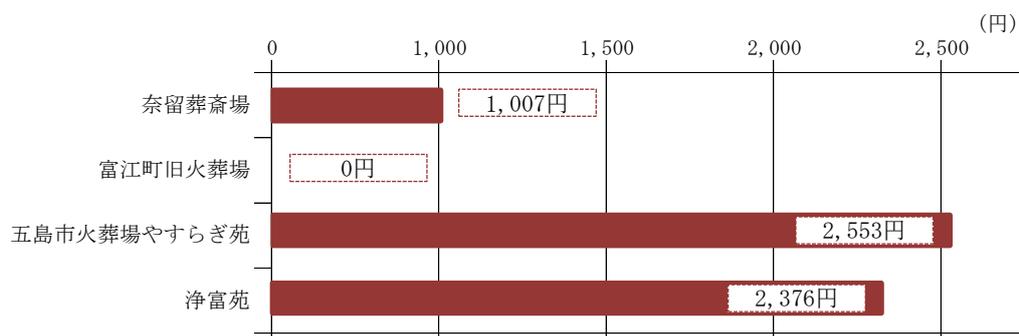
### ウ 1㎡当たりの運営コスト状況

管理運営経費と総延床面積から1㎡当たりのコストを比較したものです。



### エ 利用者1人当たりの運営コスト状況

管理運営経費と利用者数から1人当たりのコストを比較したものです。



オ 施設の配置状況

対象施設の配置状況を示しています。



| No. | 施設名     | No. | 施設名         |
|-----|---------|-----|-------------|
| ①   | 奈留葬斎場   | ③   | 五島市火葬場やすらぎ苑 |
| ②   | 富江町旧火葬場 | ④   | 浄富苑         |

③ 施設について

ア 施設の役割

斎場・火葬場は、すべての市民にとって生活に直結した施設であり、欠かすことのできない施設です。故人の人生終焉の儀式が円滑に遂行されるよう市として責任をもって維持していく必要がある施設です。

イ 現状と課題

火葬場は、福江島にやすらぎ苑と浄富苑が、奈留島に奈留葬祭場があります。また、浄富苑が建設される前の施設として、富江町旧火葬場が残っています。

今後、各施設の更新時期に火葬施設の集約化を検討する必要がありますが、奈留地区は二次離島であるため、奈留葬祭場を福江島に集約した場合、遺体や親族等の移動の必要性が生じます。住民への金銭的負担と時間的な制限が発生するため、慎重に検討する必要があります。

ウ 今後の施設の考え方

福江島にあるやすらぎ苑は、3炉を有する市内最大規模の主要施設であり、今後有効活用財産として適正な維持保全を実施し、建築後50年を経過する令和27年度にその他の火葬施設をやすらぎ苑に集約化することを検討します。

また、富江町旧火葬場は現在使用していないため、令和元年度に廃止し解体を行います。

④ 適正配置の検討結果

現状や課題、今後の施設の考え方を踏まえ、すべての施設の適正配置の時期を第1期から第4期までに区分します。

また、第1期の対象施設については「現状維持」「適正化」「複合化」「集約化」「民活化」「廃止」「譲渡」といった方向性を検討し、より具体的な適正配置の実施時期、方法を検討します。

| 第1期<br>(H30～R8) | 第2期<br>(R9～R18) | 第3期<br>(R19～R28)     | 第4期<br>(R29～R38) |
|-----------------|-----------------|----------------------|------------------|
| 富江町旧火葬場         |                 | 奈留葬斎場<br>五島市火葬場やすらぎ苑 | 浄富苑              |

※第1期の計画期間は、五島市公共施設等総合管理計画の期間と合わせるため、9年間としています。

| No. | 施設名     | 方向性 | H30   | R1<br>(H31) | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|-----|---------|-----|---|-------------|----|----|----|----|----|----|----|
| 1   | 富江町旧火葬場 | 廃止  |   | 廃止          |    |    |    |    |    |    |    |
|     |         | 説明  | 既に火葬場としての用途は廃止しており、老朽化に伴う崩落等の危険性があることから廃止して解体します。 |             |    |    |    |    |    |    |    |

※ 第2期以降に施設名がある施設は、第2期以降の個別計画の策定までにその方向性を検討します。

◆分類用語の定義◆

- ① 現状維持 … 計画的に予防保全することで長寿命化を図り、適切な時期に維持更新を行う施設
- ② 適正化 … 将来、需要の増加又は減少が見込まれることから更新時に規模の拡大又は縮小を行う施設
- ③ 複合化 … 別々の用途の施設を一つの建築物内に集める複合化を行う施設
- ④ 集約化 … 同一用途の施設を一つの建築物内に集める集約化を行う施設
- ⑤ 民活化 … 民間事業者等資金やノウハウを活用し、施設の建替費用の圧縮や公共施設サービスの質の向上を図る施設
- ⑥ 廃止 … 用途廃止等により遊休資産となっている施設のうち、老朽化が著しく大規模改修を要するため解体する施設  
他の施設との集約化や民間施設の活用により必要性が失われ、解体する施設
- ⑦ 譲渡 … 遊休資産となっている施設のうち、比較的新しく安全性に問題がないため売却又は譲渡をする施設  
地域や民間事業者が独自に運営を行っているものや民間で運営可能と見込まれるため、売却又は譲渡をする施設

(4) 公衆便所

① 対象施設一覧

| No. | 施設名            | 地区  | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積 (㎡) | 収入 (千円) | 支出 (千円) |
|-----|----------------|-----|------|------|------|------|----------|---------|---------|
| 1   | 浦地区公衆便所        | 奈留  | 直営   | S42  | 52   | 30   | 10       | 0       | 92      |
| 2   | 椿原公衆便所         | 奈留  | 直営   | S54  | 40   | 30   | 5        | 0       | 94      |
| 3   | 夏井運動広場便所       | 奈留  | 直営   | S56  | 38   | 41   | 6        | 0       | 11      |
| 4   | 泊運動広場便所        | 奈留  | 直営   | S58  | 36   | 41   | 5        | 0       | 11      |
| 5   | 山下地区スポーツ広場便所   | 富江  | 直営   | S60  | 34   | 50   | 11       | 0       | 0       |
| 6   | 富江町農村広場野外便所・倉庫 | 富江  | 直営   | S62  | 32   | 50   | 80       | 0       | 6       |
| 7   | 白這運動広場便所       | 奈留  | 直営   | S62  | 32   | 41   | 6        | 0       | 11      |
| 8   | 奈留墓園公衆便所       | 奈留  | 直営   | H1   | 30   | 50   | 20       | 0       | 113     |
| 9   | 公衆用便所 (魚藍観音)   | 三井楽 | 直営   | H2   | 29   | 50   | 5        | 0       | 54      |
| 10  | 公衆用便所 (長崎鼻)    | 三井楽 | 直営   | H4   | 27   | 41   | 6        | 0       | 54      |
| 11  | 富江武道館横トイレ      | 富江  | 直営   | H5   | 26   | 50   | 15       | 0       | 73      |
| 12  | 熊高公衆便所         | 奈留  | 直営   | H6   | 25   | 50   | 10       | 0       | 49      |
| 13  | 打折野外トイレ        | 岐宿  | 直営   | H11  | 20   | 31   | 5        | 0       | 76      |
| 14  | 大浜漁港公園 (便所)    | 福江  | 直営   | H25  | 6    | 50   | 18       | 0       | 105     |
| 15  | 舟手公衆用トイレ       | 富江  | 直営   | H12  | 19   | 31   | 5        | 0       | 51      |
| 16  | 山下公衆用トイレ       | 富江  | 直営   | H13  | 18   | 31   | 6        | 0       | 14      |
| 17  | 堂崎公衆便所         | 福江  | 直営   | H17  | 14   | 41   | 37       | 0       | 310     |
| 合計  |                |     |      |      |      |      | 250      | 0       | 1,124   |

※1 運営形態の「指定」は指定管理者を、「直営」は市直営管理を表します。

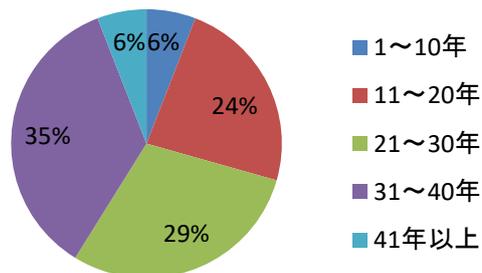
※2 耐用年数については、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）を参考に記載したもので、使用可能期間を示すものではありません。

※3 収入及び収支は、平成28年度の歳入歳出決算額を記載しています。

## ② 各種分析結果

### ア 築年数別状況

公衆便所の全17施設を築年数別にみると、建築後31～40年の建物が最も多く35%を占めており、次に21～30年の建物が5件29%となっています。公衆便所についても旧市町で建設したものを五島市に引き継いだものが多く、例外なく老朽化が進んでいます。



### イ 利用状況

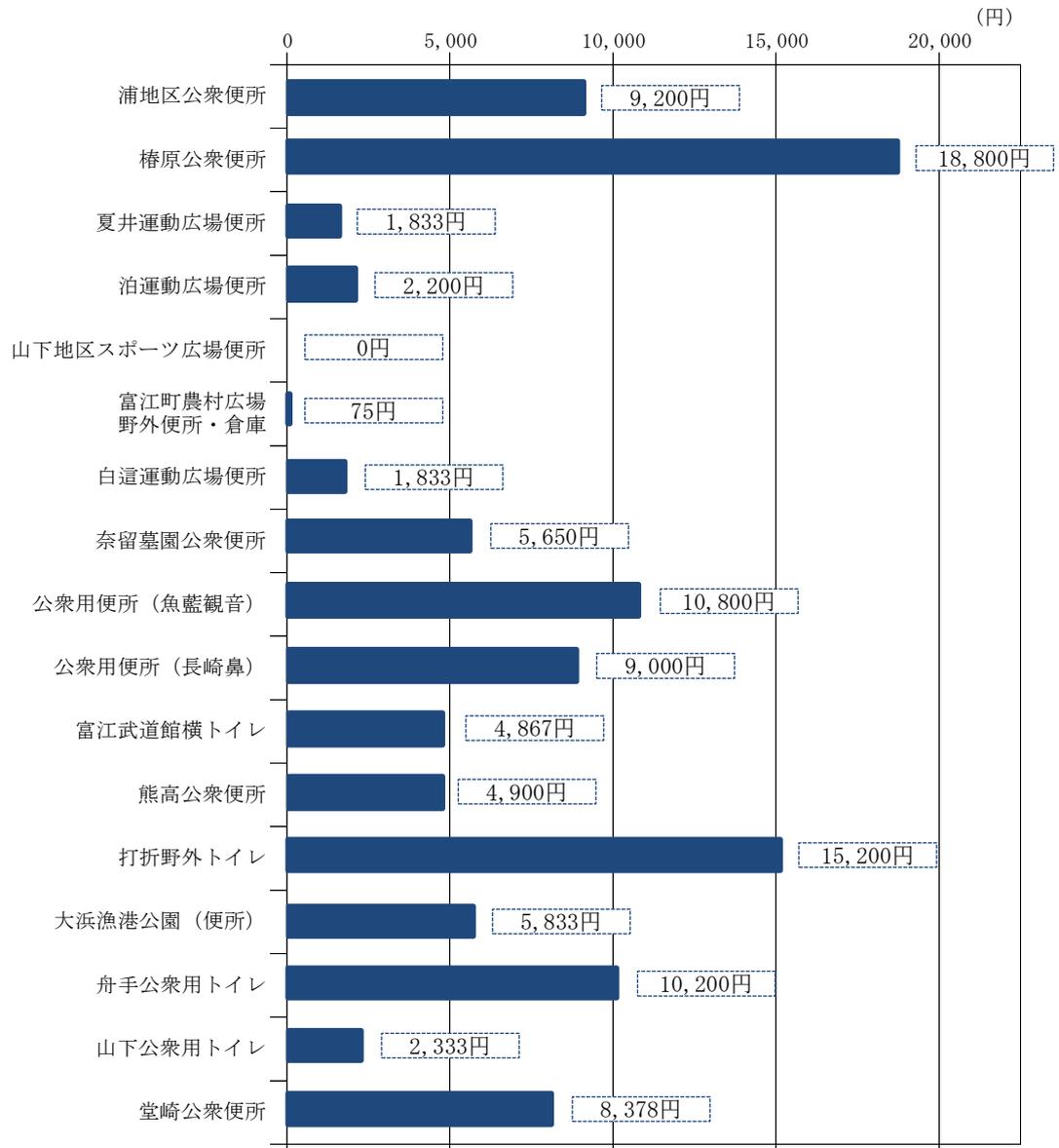
公衆便所の延べ利用者数を示したものです。なお、利用期間は平成28年4月から平成29年3月までの1年間です。

| No. | 施設名            | 利用者数 (人) | No. | 施設名          | 利用者数 (人) |
|-----|----------------|----------|-----|--------------|----------|
| 1   | 浦地区公衆便所        | 1,100    | 10  | 公衆用便所 (長崎鼻)  | 470      |
| 2   | 椿原公衆便所         | 540      | 11  | 富江武道館横トイレ    | 500      |
| 3   | 夏井運動広場便所       | 240      | 12  | 熊高公衆便所       | 20       |
| 4   | 泊運動広場便所        | 120      | 13  | 打折野外トイレ      | 1,500    |
| 5   | 山下地区スポーツ広場便所   | 500      | 14  | 大浜漁港環境整備事業便所 | 4,000    |
| 6   | 富江町農村広場野外便所・倉庫 | 50       | 15  | 舟手公衆用トイレ     | 700      |
| 7   | 白這運動広場便所       | 240      | 16  | 山下公衆用トイレ     | 360      |
| 8   | 奈留墓園公衆便所       | 210      | 17  | 堂崎公衆便所       | 10,998   |
| 9   | 公衆用便所 (魚藍観音)   | 470      |     |              |          |

- ※1 「浦地区公衆便所」は、施設の利用者数の統計を取っていないため、推計値で記載しています。  
◆施設利用者数の推計値＝近隣係留船乗組員5人×20日×11月で算出
- ※2 「椿原公衆便所」は、施設の利用者数の統計を取っていないため、推計値で記載しています。  
◆施設利用者数の推計値＝施設前のバス停利用者3人×15日×12月で算出
- ※3 「夏井運動広場便所」は、施設の利用者数の統計を取っていないため、推計値で記載しています。  
◆施設利用者数の推計値＝ゲートボール参加者5人×4日×12月で算出
- ※4 「泊運動広場便所」は、施設の利用者数の統計を取っていないため、推計値で記載しています。  
◆施設利用者数の推計値＝ゲートボール参加者5人×2日×12月で算出
- ※5 「白這運動広場便所」は、施設の利用者数の統計を取っていないため、推計値で記載しています。  
◆施設利用者数の推計値＝ゲートボール参加者5人×4日×12月で算出
- ※6 「奈留墓園公衆便所」は、施設の利用者数の統計を取っていないため、推計値で記載しています。  
◆施設利用者数の推計値＝墓参者3人×234基×3日の1割で算出
- ※7 「公衆用便所 (魚藍観音)」 「公衆用便所 (長崎鼻)」は、施設の利用者数の統計を取っていないため、推計値で記載しています。  
◆施設利用者数の推計値＝H29遣唐使ふるさと館来館者47,000人×1%で算出
- ※8 「熊高公衆便所」は、施設の利用者数の統計を取っていないため、推計値で記載しています。  
◆施設利用者数の推計値＝近隣さくらの花見の人数2団体×10人で算出

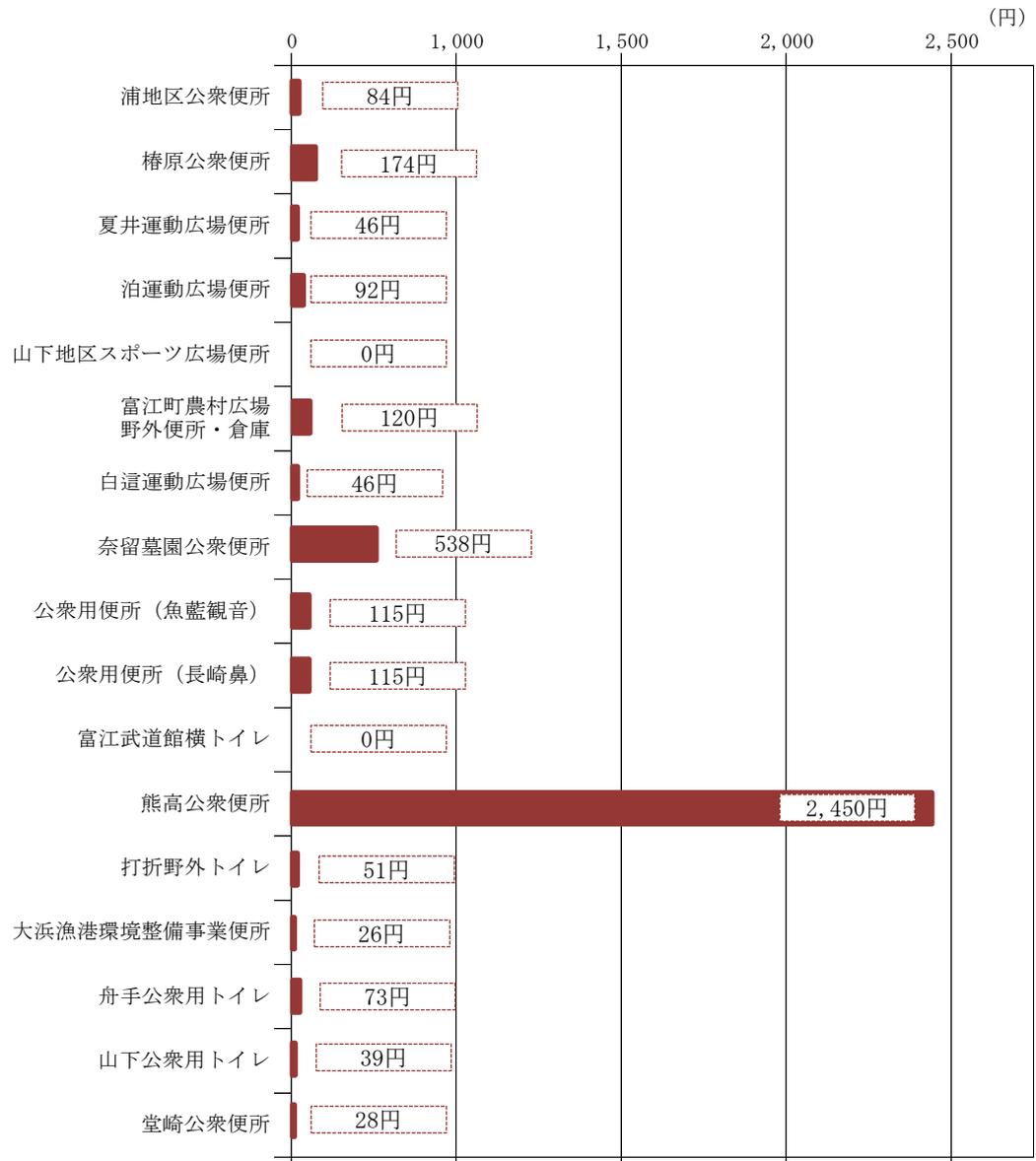
ウ 1㎡当たりの運営コスト状況

管理運営経費と総延床面積から1㎡当たりのコストを比較したものです。



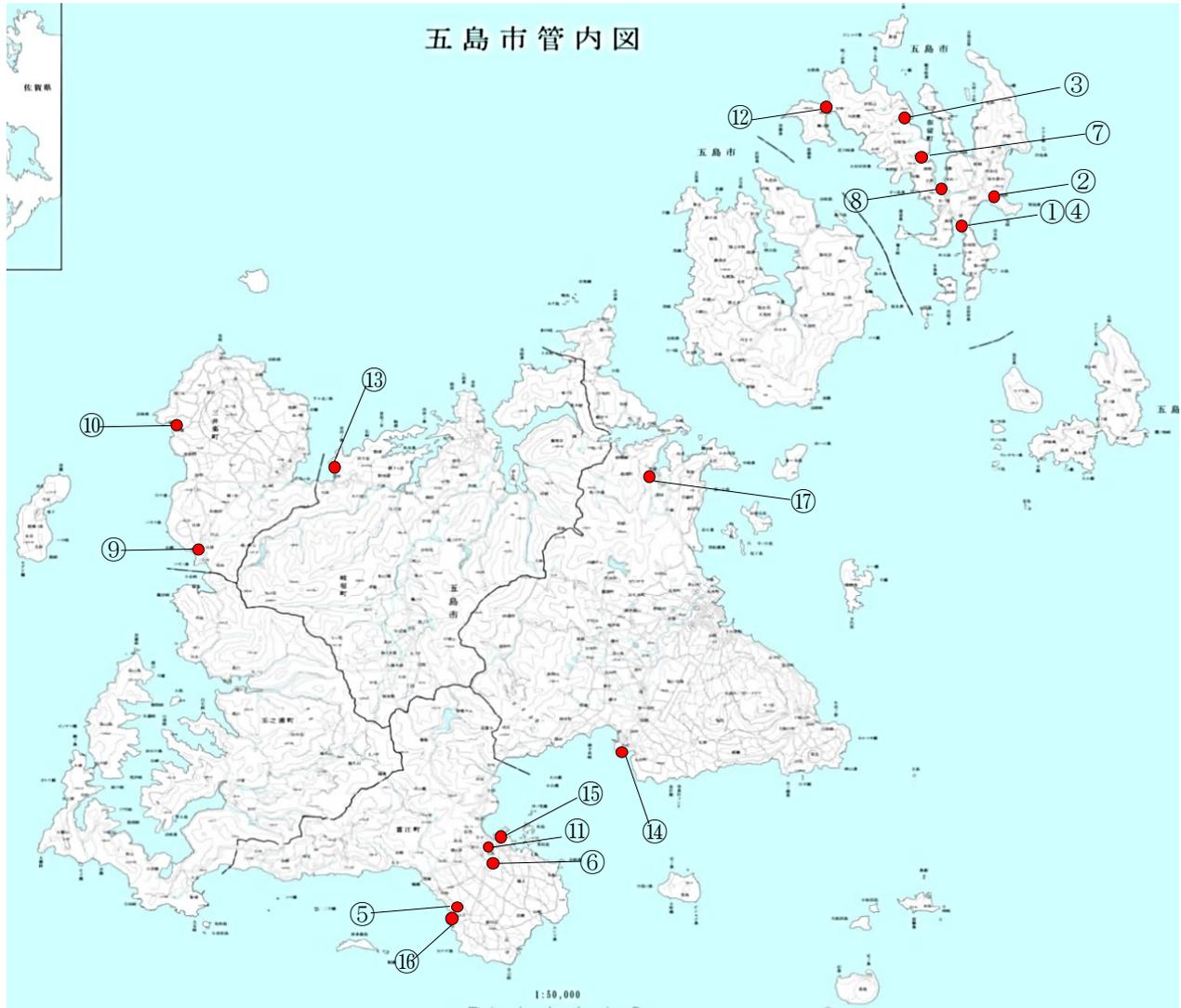
## エ 利用者1人当たりの運営コスト状況

管理運営経費と利用者数から1人当たりのコストを比較したものです。



オ 施設の配置状況

対象施設の配置状況を示しています。



| No. | 施設名                | No. | 施設名         | No. | 施設名          |
|-----|--------------------|-----|-------------|-----|--------------|
| ①   | 浦地区公衆便所            | ⑦   | 白這運動広場便所    | ⑬   | 打折野外トイレ      |
| ②   | 椿原公衆便所             | ⑧   | 奈留墓園公衆便所    | ⑭   | 大浜漁港環境整備事業便所 |
| ③   | 夏井運動広場便所           | ⑨   | 公衆用便所（魚藍観音） | ⑮   | 舟手公衆用トイレ     |
| ④   | 泊運動広場便所            | ⑩   | 公衆用便所（長崎鼻）  | ⑯   | 山下公衆用トイレ     |
| ⑤   | 山下地区スポーツ広場便所       | ⑪   | 富江武道館横トイレ   | ⑰   | 堂崎公衆便所       |
| ⑥   | 富江町農村広場<br>野外便所・倉庫 | ⑫   | 熊高公衆便所      |     |              |

### ③ 施設について

#### ア 施設の役割

公衆便所は、利用者の利便性の確保のため、公園や観光地など不特定多数が利用する場所に設置されています。

#### イ 現状と課題

「その他施設の公衆便所」に分類された施設は、浦地区公衆便所をはじめ全17施設ですが、これらの施設以外にも市内には公衆便所が多数点在しています。五島市では、観光客等の利便性の向上を図るため、主要な公衆便所の洋式化を進めています。

公衆便所を清潔な状態に保つためには頻りに清掃作業等の管理を行う必要がありますが、その数の多さから十分な管理ができていない施設も多くなっています。今後は適切な場所において、適切な規模での再配置することを検討する必要があります。

#### ウ 今後の施設の考え方

公衆便所については、「その他施設の公衆便所」に分類された全17施設に限らず、市内の公園や観光施設にある公衆便所を含めて、施設配置場所、利用者の状況、設置目的等を考慮したうえで再検討を行います。その上で今後も一定数の利用者が見込まれる公衆便所については、施設の更新や適正規模への見直しを実施します。また、利用者が特定の者に限定されたり、利用者数が極端に少ない公衆便所については、譲渡や廃止を行います。

④ 適正配置の検討結果

現状や課題、今後の施設の考え方を踏まえ、すべての施設の適正配置の時期を第1期から第4期までに区分します。

また、第1期の対象施設については「現状維持」「適正化」「複合化」「集約化」「民活化」「廃止」「譲渡」といった方向性を検討し、より具体的な適正配置の実施時期、方法を検討します。

| 第1期<br>(H30～R8)                                       | 第2期<br>(R9～R18)  | 第3期<br>(R19～R28)              | 第4期<br>(R29～R38)                              |
|---|--|-------------------------------|---|
| 浦地区公衆便所<br>夏井運動広場便所<br>山下地区スポーツ広場便所<br>富江町農村広場野外便所・倉庫 | 椿原公衆便所<br>泊運動広場便所<br>公衆用便所（魚藍観音）<br>公衆用便所（長崎鼻）<br>熊高公衆便所 | 白這運動広場便所<br>打折野外トイレ<br>堂崎公衆便所 | 奈留墓園公衆便所<br>富江武道館横トイレ<br>舟手公衆用トイレ<br>山下公衆用トイレ |

※第1期の計画期間は、五島市公共施設等総合管理計画の期間と合わせるため、9年間としています。

| No. | 施設名            | 方向性  | H30 | R1<br>(H31)  | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|-----|----------------|------|-----|--|----|----|----|----|----|----|----|
| 1   | 浦地区公衆便所        | 現状維持 |     |  | 更新 |    |    |    |    |    |    |
|     |                |      | 説明  | 建設後50年を経過しており老朽化も進んでいることから、近隣の浮棧橋の更新に合わせて建替えを行います。 |    |    |    |    |    |    |    |
| 2   | 夏井運動広場便所       | 廃止   |     |  | 廃止 |    |    |    |    |    |    |
|     |                |      | 説明  | 雨水の流入により使用できない状況であり、施設の老朽化も進んでいることから廃止して解体します。     |    |    |    |    |    |    |    |
| 3   | 山下地区スポーツ広場便所   | 譲渡   |     |  |    | 譲渡 |    |    |    |    |    |
|     |                |      | 説明  | 施設を唯一使用している団体へ譲渡を検討しますが、譲渡ができない場合には廃止します。          |    |    |    |    |    |    |    |
| 4   | 富江町農村広場野外便所・倉庫 | 廃止   |     |  |    | 廃止 |    |    |    |    |    |
|     |                |      | 説明  | 市民の利用はなく、施設も老朽化していることから廃止して解体します。                  |    |    |    |    |    |    |    |

※1 第2期以降に施設名がある施設は、第2期以降の個別計画の策定までにその方向性を検討します。

※2 「大浜漁港環境整備事業便所」は、第4期以降（令和44年度頃を目途）に実施する予定です。

◆分類用語の定義◆

- ① 現状維持 … 計画的に予防保全することで長寿命化を図り、適切な時期に維持更新を行う施設
- ② 適正化 … 将来、需要の増加又は減少が見込まれることから更新時に規模の拡大又は縮小を行う施設
- ③ 複合化 … 別々の用途の施設を一つの建築物内に集める複合化を行う施設
- ④ 集約化 … 同一用途の施設を一つの建築物内に集める集約化を行う施設
- ⑤ 民活化 … 民間事業者等資金やノウハウを活用し、施設の建替費用の圧縮や公共施設サービスの質の向上を図る施設
- ⑥ 廃止 … 用途廃止等により遊休資産となっている施設のうち、老朽化が著しく大規模改修を要するため解体する施設  
他の施設との集約化や民間施設の活用により必要性が失われ、解体する施設
- ⑦ 譲渡 … 遊休資産となっている施設のうち、比較的新しく安全性に問題がないため売却又は譲渡をする施設  
地域や民間事業者が独自に運営を行っているものや民間で運営可能と見込まれるため、売却又は譲渡をする施設

## (5) その他

## ① 対象施設一覧

| No. | 施設名                      | 地区  | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積<br>(㎡) | 収入<br>(千円) | 支出<br>(千円) |
|-----|--------------------------|-----|------|------|------|------|-------------|------------|------------|
| 1   | 蕨中学校                     | 福江  | 直営   | S31  | 63   | 24   | 387         | 0          | 0          |
| 2   | 旧田尾小学校                   | 富江  | 直営   | S36  | 58   | 24   | 447         | 0          | 0          |
| 3   | 旧黒島校舎                    | 富江  | 直営   | S36  | 58   | 24   | 192         | 0          | 0          |
| 4   | 大之元集会所<br>(旧母子健康センター)    | 玉之浦 | 直営   | S39  | 55   | 38   | 231         | 0          | 0          |
| 5   | 旧高齢者ふれあいセンター<br>(旧荒川郵便局) | 玉之浦 | 直営   | S39  | 55   | 50   | 142         | 286        | 0          |
| 6   | 黄島小学校                    | 福江  | 直営   | S40  | 54   | 60   | 402         | 0          | 218        |
| 7   | 黄島中学校                    | 福江  | 直営   | S40  | 54   | 24   | 200         | 0          | 0          |
| 8   | 久賀小学校細石流分校               | 福江  | 直営   | S42  | 52   | 60   | 230         | 0          | 141        |
| 9   | 久賀小学校                    | 福江  | 直営   | S43  | 51   | 60   | 1,810       | 0          | 0          |
| 10  | 旧大宝小学校                   | 玉之浦 | 直営   | S43  | 51   | 50   | 1,044       | 0          | 0          |
| 11  | 旧富江幼稚園                   | 富江  | 直営   | S44  | 50   | 34   | 553         | 0          | 0          |
| 12  | 旧富江へき地保育所                | 富江  | 直営   | S46  | 48   | 34   | 361         | 0          | 0          |
| 13  | 旧戸岐小学校半泊分校               | 福江  | 直営   | S46  | 48   | 47   | 226         | 0          | 0          |
| 14  | 富江ソーイング貸付建物              | 富江  | 直営   | S47  | 47   | 41   | 313         | 399        | 0          |
| 15  | 住民センター(旧船廻児童館)           | 奈留  | 包括委託 | S47  | 47   | 38   | 187         | 0          | 0          |
| 16  | 旧七岳へき地保育所                | 玉之浦 | 直営   | S48  | 46   | 50   | 162         | 0          | 0          |
| 17  | 旧檜木山集会所                  | 奈留  | 直営   | S48  | 46   | 47   | 116         | 0          | 0          |
| 18  | 旧富江学校給食共同調理場             | 富江  | 直営   | S49  | 45   | 34   | 426         | 0          | 0          |
| 19  | 旧第5分団消防車庫                | 玉之浦 | 直営   | S49  | 45   | 34   | 29          | 0          | 0          |
| 20  | 旧黒瀬小規模保育所                | 富江  | 直営   | S49  | 45   | 34   | 260         | 0          | 0          |
| 21  | 檜木山共同倉庫                  | 奈留  | 直営   | S49  | 45   | 34   | 42          | 0          | 0          |
| 22  | シルバー人材・<br>五島あすなる貸付事務所   | 福江  | 直営   | S50  | 44   | 50   | 1,134       | 0          | 0          |
| 23  | 教員住宅                     | 玉之浦 | 直営   | S50  | 44   | 24   | 59          | 74,400     | 0          |
| 24  | 本山小学校雨通宿分校               | 福江  | 直営   | S51  | 43   | 60   | 171         | 0          | 0          |
| 25  | 旧浜窄保育所                   | 三井楽 | 直営   | S51  | 43   | 47   | 210         | 0          | 0          |
| 26  | 旧泊保育所                    | 奈留  | 直営   | S51  | 43   | 50   | 221         | 0          | 0          |

| No. | 施設名             | 地区  | 運営<br>形態 | 建築<br>年度 | 経過<br>年数 | 耐用<br>年数 | 延床面積<br>(㎡) | 収入<br>(千円) | 支出<br>(千円) |
|-----|-----------------|-----|----------|----------|----------|----------|-------------|------------|------------|
| 27  | 奈留歯科診療所         | 奈留  | 直営       | S52      | 42       | 50       | 91          | 9          | 254        |
| 28  | 旧富江町ごみ処理センター    | 富江  | 直営       | S53      | 41       | 50       | 462         | 0          | 0          |
| 29  | 旧丑ノ浦農産加工研修施設    | 三井楽 | 直営       | S54      | 40       | 24       | 76          | 0          | 0          |
| 30  | 岳小学校            | 三井楽 | 直営       | S53      | 41       | 60       | 2,183       | 54         | 297        |
| 31  | 旧江上コミュニティーセンター  | 奈留  | 直営       | S55      | 39       | 50       | 2,210       | 0          | 57         |
| 32  | 旧ごみ焼却場          | 奈留  | 直営       | S56      | 38       | 50       | 395         | 0          | 0          |
| 33  | 旧旭地区公民館         | 岐宿  | 直営       | S56      | 38       | 47       | 160         | 0          | 0          |
| 34  | 巡査住宅            | 奈留  | 直営       | S57      | 37       | 22       | 62          | 0          | 318        |
| 35  | 農林漁業者トレーニングセンター | 玉之浦 | 直営       | S58      | 36       | 50       | 1,038       | 0          | 0          |
| 36  | 岐宿小学校旭分校        | 岐宿  | 直営       | S58      | 36       | 47       | 195         | 0          | 0          |
| 37  | 旧福江市清掃センター      | 福江  | 直営       | S59      | 35       | 50       | 2,244       | 0          | 0          |
| 38  | 市民富江プール         | 富江  | 直営       | S59      | 35       | 50       | 71          | 0          | 0          |
| 39  | 五島市戸岐体育館        | 福江  | 直営       | S60      | 34       | 60       | 506         | 0          | 663        |
| 40  | 蕨小学校            | 福江  | 直営       | S61      | 33       | 60       | 730         | 0          | 217        |
| 41  | 旧千葉被服工場         | 福江  | 直営       | S63      | 31       | 31       | 882         | 3,176      | 0          |
| 42  | 岐宿学校給食センター      | 岐宿  | 直営       | S62      | 32       | 40       | 352         | 0          | 35,444     |
| 43  | 野園地区通学バス待合所     | 福江  | 直営       | S62      | 32       | 24       | 5           | 0          | 0          |
| 44  | 田ノ浦地区通学バス待合所    | 福江  | 直営       | S62      | 32       | 24       | 3           | 0          | 0          |
| 45  | 旧檜木山運動広場        | 奈留  | 直営       | S63      | 31       | 34       | 6           | 0          | 3          |
| 46  | 旧五島市田ノ浦青少年自然の家  | 福江  | 直営       | H1       | 30       | 24       | 456         | 81         | 0          |
| 47  | 黄島単独校調理場        | 福江  | 直営       | H1       | 30       | 24       | 42          | 0          | 0          |
| 48  | 旧堆肥センター         | 岐宿  | 直営       | H1       | 30       | 15       | 266         | 28         | 0          |
| 49  | 旧岐宿ごみ処理施設       | 岐宿  | 直営       | H2       | 29       | 50       | 554         | 0          | 0          |
| 50  | 五島市管理課直営事業所堆肥舎  | 福江  | 直営       | H3       | 28       | 24       | 62          | 0          | 11         |
| 51  | 旧玉之浦町ふれあい温泉センター | 玉之浦 | 直営       | H4       | 27       | 50       | 2,367       | 0          | 0          |
| 52  | 旧岐宿陶芸の館         | 岐宿  | 直営       | H5       | 26       | 31       | 171         | 0          | 0          |
| 53  | 山内武道館           | 岐宿  | 直営       | H5       | 26       | 60       | 354         | 0          | 0          |
| 54  | 旧シルバー人材センター貸付倉庫 | 福江  | 直営       | H6       | 25       | 17       | 67          | 0          | 0          |

| No. | 施設名            | 地区  | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積 (㎡) | 収入 (千円) | 支出 (千円) |
|-----|----------------|-----|------|------|------|------|----------|---------|---------|
| 55  | 玉之浦水産振興施設      | 玉之浦 | 直営   | H7   | 24   | 50   | 603      | 300     | 210     |
| 56  | 旧任意組合岐宿農研事務所   | 岐宿  | 直営   | H13  | 18   | 22   | 88       | 67      | 0       |
| 57  | 旧岐宿製茶加工場       | 岐宿  | 直営   | H15  | 16   | 22   | 148      | 165     | 0       |
| 58  | 頓泊海水浴場売店 (貸付け) | 玉之浦 | 直営   | H17  | 14   | 20   | 6        | 5       | 0       |
| 合計  |                |     |      |      |      |      | 26,410   | 78,970  | 37,833  |

※1 運営形態の「指定」は指定管理者を、「直営」は市直営管理を表します。

※2 耐用年数については、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）を参考に記載したもので、使用可能期間を示すものではありません。

※3 収入及び収支は、平成28年度の歳入歳出決算額を記載しています。

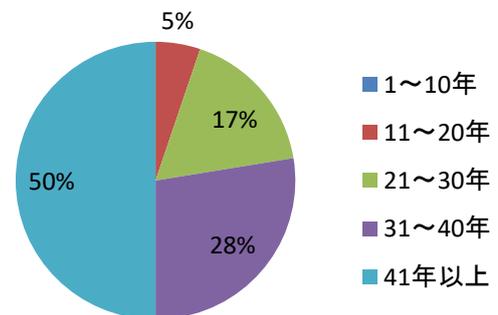
※4 「旧富江町ごみ処理センター」は、平成22年度中に解体しています。

※5 「旧福江市清掃センター」は、平成29年度までに解体しています。

## ② 各種分析結果

### ア 築年数別状況

その他施設の全58施設を築年数別に分類すると、建築後11～20の建物が3件、21～30年の建物が10件、31～40年の建物が16件、41年以上の建物が29件となっています。現在、使用されていない施設が多く、築後41年以上を経過した特に老朽化した施設が半数を占めています。



## イ 利用状況

その他の延べ利用者数を示したものです。なお、利用期間は平成28年4月から平成29年3月までの1年間です。

| No. | 施設名                      | 利用者数<br>(人) | No. | 施設名             | 利用者数<br>(人) |
|-----|--------------------------|-------------|-----|-----------------|-------------|
| 1   | 蕨中学校                     | 0           | 26  | 旧泊保育所           | 0           |
| 2   | 旧田尾小学校                   | 0           | 27  | 奈留歯科診療所         | 1,614       |
| 3   | 旧黒島校舎                    | 0           | 28  | 旧富江町ごみ処理センター    | 0           |
| 4   | 大之元集会所<br>(旧母子健康センター)    | 0           | 29  | 旧丑ノ浦農産加工研修施設    | 70          |
| 5   | 旧高齢者ふれあいセンター<br>(旧荒川郵便局) | 0           | 30  | 岳小学校            | 0           |
| 6   | 黄島小学校                    | 0           | 31  | 旧江上コミュニティーセンター  | 0           |
| 7   | 黄島中学校                    | 0           | 32  | 旧ごみ焼却場          | 0           |
| 8   | 久賀小学校細石流分校               | 0           | 33  | 旧旭地区公民館         | 0           |
| 9   | 久賀小学校                    | 3,684       | 34  | 巡査住宅            | 365         |
| 10  | 旧大宝小学校                   | 0           | 35  | 農林漁業者トレーニングセンター | 0           |
| 11  | 旧富江幼稚園                   | 0           | 36  | 岐宿小学校旭分校        | 0           |
| 12  | 旧富江へき地保育所                | 190         | 37  | 旧福江市清掃センター      | 0           |
| 13  | 旧戸岐小学校半泊分校               | 0           | 38  | 市民富江プール         | 0           |
| 14  | 富江ソーイング貸付建物              | 0           | 39  | 五島市戸岐体育館        | 8           |
| 15  | 住民センター(旧船廻児童館)           | 0           | 40  | 蕨小学校            | 0           |
| 16  | 旧七岳へき地保育所                | 0           | 41  | 旧千葉被服工場         | 22,750      |
| 17  | 旧檜木山集会所                  | 0           | 42  | 岐宿学校給食センター      | 54,937      |
| 18  | 旧富江学校給食共同調理場             | 0           | 43  | 野園地区通学バス待合所     | 0           |
| 19  | 旧第5分団消防車庫                | 0           | 44  | 田ノ浦地区通学バス待合所    | 0           |
| 20  | 旧黒瀬小規模保育所                | 720         | 45  | 旧檜木山運動広場        | 0           |
| 21  | 檜木山共同倉庫                  | 1,460       | 46  | 旧五島市田ノ浦青少年自然の家  | 415         |
| 22  | シルバー人材・<br>五島あすなる貸付事務所   | 2,500       | 47  | 黄島単独校調理場        | 0           |
| 23  | 教員住宅                     | 365         | 48  | 旧堆肥センター         | 1,095       |
| 24  | 本山小学校雨通宿分校               | 4,182       | 49  | 旧岐宿ごみ処理施設       | 0           |
| 25  | 旧浜岸保育所                   | 50          | 50  | 五島市管理課直営事業所堆肥舎  | 400         |

| No. | 施設名             | 利用者数<br>(人) | No. | 施設名           | 利用者数<br>(人) |
|-----|-----------------|-------------|-----|---------------|-------------|
| 51  | 旧玉之浦町ふれあい温泉センター | 0           | 55  | 玉之浦水産振興施設     | 720         |
| 52  | 旧岐宿陶芸の館         | 0           | 56  | 旧任意組合岐宿農研事務所  | 365         |
| 53  | 山内武道館           | 0           | 57  | 旧岐宿製茶加工場      | 365         |
| 54  | 旧シルバー人材センター貸付倉庫 | 740         | 58  | 頓泊海水浴場売店（貸付け） | 1,273       |

※1 「シルバー人材・五島あすなろ貸付事務所」は、施設の利用者数の統計を取っていないため、推計値で記載しています。

◆施設利用者数の推計値＝職員、作業員等2,100人＋イベント時来客者400人で算出

※2 「旧富江町ごみ処理センター」は、平成22年度中に解体しています。

※3 「旧福江市清掃センター」は、平成29年度までに解体しています。

※4 「旧千葉被服工場」は、施設の利用者数の統計を取っていないため、推計値で記載しています。

◆施設利用者数の推計値＝従業員数65人×350日で算出

※5 「旧五島市田ノ浦青少年自然の家」は、施設の利用者数の統計を取っていないため、推計値で記載しています。

◆施設利用者数の推計値＝居住者365人＋イベント時来客者50人で算出

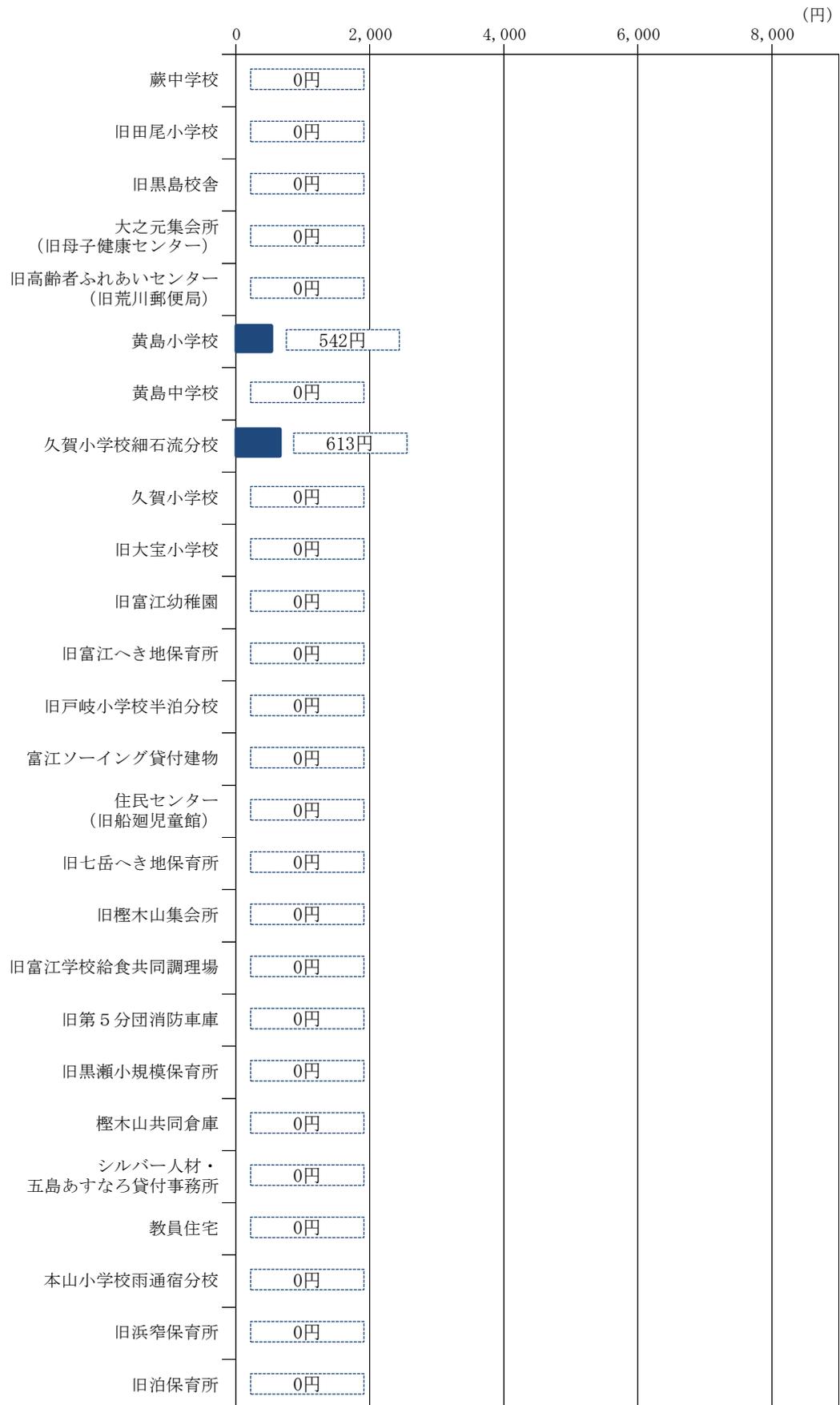
※6 「旧堆肥センター」「旧任意組合岐宿農研事務所」「旧岐宿製茶加工場」は、年間の賃貸借契約を締結しているため、契約者数に365日に乗じた値を記載しています。

※7 「旧シルバー人材センター貸付倉庫」は、施設の利用者数の統計を取っていないため、推計値で記載しています。

◆施設利用者数の推計値＝月平均利用者20人×12月＋イベント開催時100人×5回で算出

ウ 1㎡当たりの運営コスト状況

管理運営経費と総延床面積から1㎡当たりのコストを比較したものです。



|                     |         |  |   |
|---------------------|---------|--|---|
| 奈留歯科診療所             | 2,791円  |  |   |
| 旧富江町ごみ処理センター        | 0円      |  |   |
| 旧丑ノ浦農産加工研修施設        | 0円      |  |   |
| 岳小学校                | 136円    |  |   |
| 旧江上コミュニティーセンター      | 26円     |  |   |
| 旧ごみ焼却場              | 0円      |  |   |
| 旧旭地区公民館             | 0円      |  |   |
| 巡査住宅                | 5,129円  |  |   |
| 農林漁業者<br>トレーニングセンター | 0円      |  |   |
| 岐宿小学校旭分校            | 0円      |  |   |
| 旧福江市清掃センター          | 0円      |  |   |
| 市民富江プール             | 0円      |  |   |
| 五島市戸岐体育館            | 1,310円  |  |   |
| 蕨小学校                | 297円    |  |   |
| 旧千葉被服工場             | 0円      |  |   |
| 岐宿学校給食センター          | 100,693 |  | § |
| 野園地区通学バス待合所         | 0円      |  |   |
| 田ノ浦地区通学バス待合所        | 0円      |  |   |
| 旧檜木山運動広場            | 500円    |  |   |
| 旧五島市田ノ浦<br>青少年自然の家  | 0円      |  |   |
| 黄島単独校調理場            | 0円      |  |   |
| 旧堆肥センター             | 0円      |  |   |
| 旧岐宿ごみ処理施設           | 0円      |  |   |
| 五島市管理課<br>直営事業所堆肥舎  | 177円    |  |   |
| 旧玉之浦町<br>ふれあい温泉センター | 0円      |  |   |
| 旧岐宿陶芸の館             | 0円      |  |   |
| 山内武道館               | 0円      |  |   |
| 旧シルバー人材センター<br>貸付倉庫 | 0円      |  |   |
| 玉之浦水産振興施設           | 348円    |  |   |

|               |    |  |  |  |  |
|---------------|----|--|--|--|--|
| 旧任意組合岐宿農研事務所  | 0円 |  |  |  |  |
| 旧岐宿製茶加工場      | 0円 |  |  |  |  |
| 頓泊海水浴場売店（貸付け） | 0円 |  |  |  |  |

エ 利用者1人当たりの運営コスト状況

管理運営経費と利用者数から1人当たりのコストを比較したものです。

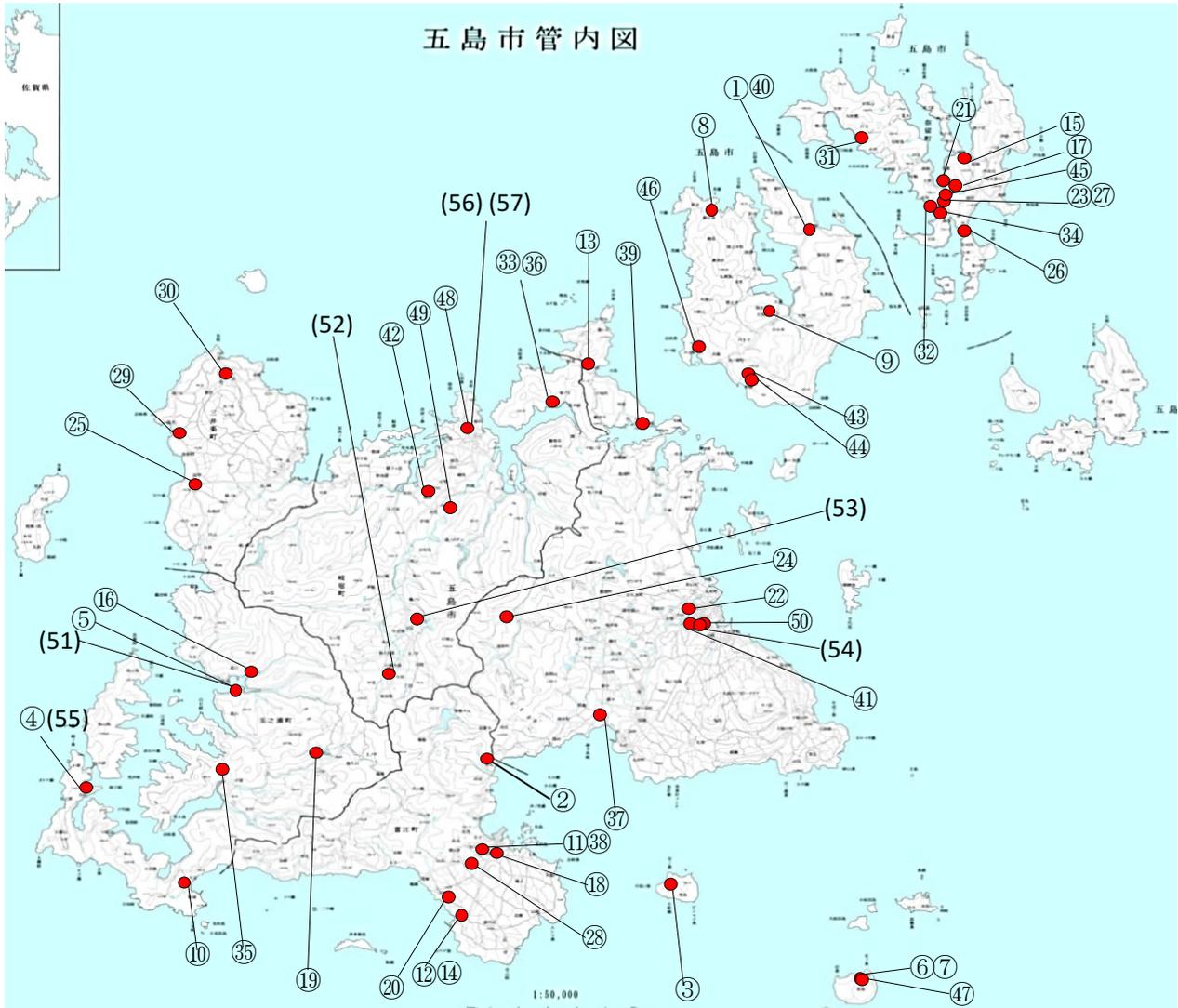
|                          | 0  | 250 | 500 | 750 | 1,000 |
|--------------------------|----|-----|-----|-----|-------|
| 蕨中学校                     | 0円 |     |     |     |       |
| 旧田尾小学校                   | 0円 |     |     |     |       |
| 旧黒島校舎                    | 0円 |     |     |     |       |
| 大之元集会所<br>（旧母子健康センター）    | 0円 |     |     |     |       |
| 旧高齢者ふれあいセンター<br>（旧荒川郵便局） | 0円 |     |     |     |       |
| 黄島小学校                    | 0円 |     |     |     |       |
| 黄島中学校                    | 0円 |     |     |     |       |
| 久賀小学校細石流分校               | 0円 |     |     |     |       |
| 久賀小学校                    | 0円 |     |     |     |       |
| 旧大宝小学校                   | 0円 |     |     |     |       |
| 旧富江幼稚園                   | 0円 |     |     |     |       |
| 旧富江へき地保育所                | 0円 |     |     |     |       |
| 旧戸岐小学校半泊分校               | 0円 |     |     |     |       |
| 富江ソーイング貸付建物              | 0円 |     |     |     |       |
| 住民センター<br>（旧船廻児童館）       | 0円 |     |     |     |       |
| 旧七岳へき地保育所                | 0円 |     |     |     |       |
| 旧檜木山集会所                  | 0円 |     |     |     |       |
| 旧富江学校給食共同調理場             | 0円 |     |     |     |       |
| 旧第5分団消防車庫                | 0円 |     |     |     |       |
| 旧黒瀬小規模保育所                | 0円 |     |     |     |       |
| 檜木山共同倉庫                  | 0円 |     |     |     |       |
| シルバー人材・<br>五島あすなる貸付事務所   | 0円 |     |     |     |       |

|                     |         |  |  |  |   |
|---------------------|---------|--|--|--|---|
| 教員住宅                | 0円      |  |  |  |   |
| 本山小学校雨通宿分校          | 0円      |  |  |  |   |
| 旧浜窄保育所              | 0円      |  |  |  |   |
| 旧泊保育所               | 0円      |  |  |  |   |
| 奈留歯科診療所             | 157円    |  |  |  |   |
| 旧富江町ごみ処理センター        | 0円      |  |  |  |   |
| 旧丑ノ浦農産加工研修施設        | 0円      |  |  |  |   |
| 岳小学校                | 0円      |  |  |  |   |
| 旧江上コミュニティーセンター      | 0円      |  |  |  |   |
| 旧ごみ焼却場              | 0円      |  |  |  |   |
| 旧旭地区公民館             | 0円      |  |  |  |   |
| 巡査住宅                | 871円    |  |  |  |   |
| 農林漁業者<br>トレーニングセンター | 0円      |  |  |  |   |
| 岐宿小学校旭分校            | 0円      |  |  |  |   |
| 旧福江市清掃センター          | 0円      |  |  |  |   |
| 市民富江プール             | 0円      |  |  |  |   |
| 五島市戸岐体育館            | 82,875円 |  |  |  | § |
| 蕨小学校                | 0円      |  |  |  |   |
| 旧千葉被服工場             | 0円      |  |  |  |   |
| 岐宿学校給食センター          | 645円    |  |  |  |   |
| 野園地区通学バス待合所         | 0円      |  |  |  |   |
| 田ノ浦地区通学バス待合所        | 0円      |  |  |  |   |
| 旧檜木山運動広場            | 0円      |  |  |  |   |
| 旧五島市田ノ浦<br>青少年自然の家  | 0円      |  |  |  |   |
| 黄島単独校調理場            | 0円      |  |  |  |   |
| 旧堆肥センター             | 0円      |  |  |  |   |
| 旧岐宿ごみ処理施設           | 0円      |  |  |  |   |
| 五島市管理課<br>直営事業所堆肥舎  | 28円     |  |  |  |   |
| 旧玉之浦町<br>ふれあい温泉センター | 0円      |  |  |  |   |

|                     |    |      |  |  |
|---------------------|----|------|--|--|
| 旧岐宿陶芸の館             | 0円 |      |  |  |
| 山内武道館               | 0円 |      |  |  |
| 旧シルバー人材センター<br>貸付倉庫 | 0円 |      |  |  |
| 玉之浦水産振興施設           |    | 292円 |  |  |
| 旧任意組合岐宿農研事務所        | 0円 |      |  |  |
| 旧岐宿製茶加工場            | 0円 |      |  |  |
| 頓泊海水浴場売店（貸付け）       | 0円 |      |  |  |

オ 施設の配置状況

対象施設の配置状況を示しています。



| No. | 施設名                      | No. | 施設名                | No. | 施設名                    | No. | 施設名                |
|-----|--------------------------|-----|--------------------|-----|------------------------|-----|--------------------|
| ①   | 蕨中学校                     | ⑨   | 久賀小学校              | ⑰   | 旧檜木山集会所                | ⑳   | 旧浜窄保育所             |
| ②   | 旧田尾小学校                   | ⑩   | 旧大宝小学校             | ⑱   | 旧富江学校給食共同調理場           | ㉑   | 旧泊保育所              |
| ③   | 旧黒島校舎                    | ⑪   | 旧富江幼稚園             | ⑲   | 旧第5分団消防車庫              | ㉒   | 奈留歯科診療所            |
| ④   | 大之元集会所<br>(旧母子健康センター)    | ⑫   | 旧富江へき地保育所          | ⑳   | 旧黒瀬小規模保育所              | ㉓   | 旧富江町ごみ処理センター       |
| ⑤   | 旧高齢者ふれあいセンター<br>(旧荒川郵便局) | ⑬   | 旧戸岐小学校半泊分校         | ㉑   | 檜木山共同倉庫                | ㉔   | 旧丑ノ浦農産加工研修施設       |
| ⑥   | 黄島小学校                    | ⑭   | 富江ソーイング貸付建物        | ㉒   | シルバー人材・五島あすなろ<br>貸付事務所 | ㉕   | 岳小学校               |
| ⑦   | 黄島中学校                    | ⑮   | 住民センター<br>(旧船廻児童館) | ㉓   | 教員住宅                   | ㉖   | 旧江上コミュニティーセン<br>ター |
| ⑧   | 久賀小学校細石流分校               | ⑯   | 旧七岳へき地保育所          | ㉔   | 本山小学校雨通宿分校             | ㉗   | 旧ごみ焼却場             |

| No. | 施設名             | No. | 施設名            | No.  | 施設名             | No.  | 施設名             |
|-----|-----------------|-----|----------------|------|-----------------|------|-----------------|
| ⑳   | 旧旭地区公民館         | ㉑   | 蕨小学校           | ㉒    | 黄島単独校調理場        | (54) | 旧シルバー人材センター貸付倉庫 |
| ㉓   | 巡查住宅            | ㉔   | 旧千葉被服工場        | ㉕    | 旧堆肥センター         | (55) | 玉之浦水産振興施設       |
| ㉖   | 農林漁業者トレーニングセンター | ㉗   | 岐宿学校給食センター     | ㉘    | 旧岐宿ごみ処理施設       | (56) | 旧任意組合岐宿農研事務所    |
| ㉙   | 岐宿小学校旭分校        | ㉚   | 野園地区通学バス待合所    | ㉛    | 五島市管理課直営事業所堆肥舎  | (57) | 旧岐宿製茶加工場        |
| ㉜   | 旧福江市清掃センター      | ㉝   | 田ノ浦地区通学バス待合所   | (51) | 旧玉之浦町ふれあい温泉センター | (58) | 頓泊海水浴場売店（貸付け）   |
| ㉞   | 市民富江プール         | ㉞   | 旧檜木山運動広場       | (52) | 旧岐宿陶芸の館         |      |                 |
| ㉟   | 五島市戸岐体育館        | ㊿   | 旧五島市田ノ浦青少年自然の家 | (53) | 山内武道館           |      |                 |

### ③ 施設について

#### ア 施設の役割

その他に属する施設は、他の分類に当てはまらなかった施設であるためその役割は多種多様ですが、その多くは廃校になった学校や保育所など本来の用途を廃止された施設で、現在は民間への貸付や市の備品等の倉庫として利用されています。

#### イ 現状と課題

その他に属する多くの施設は、廃校になった学校や保育所など廃止された施設で、本来の施設の設置目的を達成した後の施設であるため、基本的に老朽化した建物です。現在は民間への貸付や倉庫として利用されているものもありますが、台風などの災害時には近隣の建物などに被害を与えてしまう虞がある施設もあるため、解体等の対応を検討する必要があります。

#### ウ 今後の施設の考え方

その他の施設については老朽化した施設が多いですが、貸付けを行っている建物については利用者への譲渡を検討し、譲渡ができない施設や今後も利用の見込みがない施設については、計画的に解体を行っていきます。

④ 適正配置の検討結果

現状や課題、今後の施設の考え方を踏まえ、すべての施設の適正配置の時期を第1期から第4期までに区分します。

また、第1期の対象施設については「現状維持」「適正化」「複合化」「集約化」「民活化」「廃止」「譲渡」といった方向性を検討し、より具体的な適正配置の実施時期、方法を検討します。

| 第1期<br>(H30～R8)  | 第2期<br>(R9～R18)  | 第3期<br>(R19～R28)  | 第4期<br>(R29～R38)            |
|--|--|---|-----------------------------|
| 蕨中学校<br>旧黒島校舎<br>大之元集会所（旧母子健康センター）<br>旧高齢者ふれあいセンター（旧荒川郵便局）<br>黄島小学校<br>黄島中学校<br>久賀小学校細石流分校<br>旧大宝小学校<br>旧富江幼稚園<br>旧富江へき地保育所<br>旧戸岐小学校半泊分校<br>富江ソーイング貸付建物<br>旧七岳へき地保育所<br>旧檜木山集会所<br>旧富江学校給食共同調理場<br>旧第5分団消防車庫<br>旧黒瀬小規模保育所<br>檜木山共同倉庫<br>旧浜窄保育所<br>旧江上コミュニティーセンター<br>旧ごみ焼却場<br>旧旭地区公民館<br>農林漁業者トレーニングセンター<br>五島市戸岐体育館<br>旧千葉被服工場<br>岐宿学校給食センター<br>野園地区通学バス待合所<br>田ノ浦地区通学バス待合所<br>黄島単独校調理場<br>旧岐宿ごみ処理施設<br>旧玉之浦町ふれあい温泉センター<br>旧岐宿陶芸の館<br>玉之浦水産振興施設<br>旧任意組合岐宿農研事務所<br>旧岐宿製茶加工場<br>頓泊海水浴場売店（貸付け） | 久賀小学校<br>住民センター（旧船廻児童館）<br>シルバー人材・五島あすなろ貸付事務所<br>教員住宅<br>本山小学校雨通宿分校<br>旧丑ノ浦農産加工研修施設<br>巡查住宅<br>岐宿小学校旭分校<br>旧五島市田ノ浦青少年自然の家<br>旧シルバー人材センター貸付倉庫 | 旧泊保育所<br>奈留歯科診療所<br>岳小学校<br>蕨小学校<br>旧檜木山運動広場<br>旧堆肥センター | 五島市管理課直営事業所<br>堆肥舎<br>山内武道館 |



※第1期の計画期間は、五島市公共施設等総合管理計画の期間と合わせるため、9年間と  
しています。

| No. | 施設名                  | 方向性 | H30 | R1<br>(H31)   | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|-----|----------------------|-----|-----|---|----|----|----|----|----|----|----|
| 1   | 蕨中学校                 | 廃止  |     |   |    |    |    |    |    | 廃止 |    |
|     |                      |     | 説明  | 既に学校としての用途は廃止し貸付けを行っていますが、耐用年数も経過していることから廃止して解体します。       |    |    |    |    |    |    |    |
| 2   | 旧黒島校舎                | 廃止  |     |   | 廃止 |    |    |    |    |    |    |
|     |                      |     | 説明  | 既に学校としての用途は廃止し貸付けを行っていますが、老朽化が激しく危険性もあることから廃止して解体します。     |    |    |    |    |    |    |    |
| 3   | 大之元集会所（旧母子健康センター）    | 廃止  | 廃止  |   |    |    |    |    |    |    |    |
|     |                      |     | 説明  | 近年、利用実績が全くなく、また近くに類似施設である玉之浦町公民館があることから廃止して解体します。         |    |    |    |    |    |    |    |
| 4   | 旧高齢者ふれあいセンター（旧荒川郵便局） | 譲渡  |     |   | 譲渡 |    |    |    |    |    |    |
|     |                      |     | 説明  | 既に本来の用途は廃止し、民間へ貸付けを行っています。貸付先へ譲渡を検討し、譲渡ができない場合は廃止して解体します。 |    |    |    |    |    |    |    |
| 5   | 黄島小学校                | 廃止  |     |   |    |    |    |    |    | 廃止 |    |
|     |                      |     | 説明  | 既に学校としての用途は廃止し、現在は使用されていません。老朽化に伴う危険性もあることから廃止して解体します。    |    |    |    |    |    |    |    |
| 6   | 黄島中学校                | 廃止  | 廃止  |   |    |    |    |    |    |    |    |
|     |                      |     | 説明  | 既に学校としての用途は廃止し、現在は使用されていません。老朽化に伴う危険性もあることから廃止して解体します。    |    |    |    |    |    |    |    |
| 7   | 久賀小学校細石流分校           | 廃止  |     |   |    |    |    |    |    |    | 廃止 |
|     |                      |     | 説明  | 既に学校としての用途は廃止し、現在は使用されていません。老朽化に伴う危険性もあることから廃止して解体します。    |    |    |    |    |    |    |    |
| 8   | 旧大室小学校               | 廃止  |     | 廃止  |    |    |    |    |    |    |    |
|     |                      |     | 説明  | 既に学校としての用途は廃止し貸付けを行っていますが、間もなく耐用年数も経過することから廃止して解体します。     |    |    |    |    |    |    |    |
| 9   | 旧富江幼稚園               | 譲渡  |     |   | 譲渡 |    |    |    |    |    |    |
|     |                      |     | 説明  | 既に本来の用途は廃止し、民間へ貸付けを行っています。今後は貸付先へ譲渡を検討します。                |    |    |    |    |    |    |    |
| 10  | 旧富江へき地保育所            | 廃止  |     |   |    |    |    |    |    |    | 廃止 |
|     |                      |     | 説明  | 既に保育所としての用途は廃止し貸付けを行っていますが、間もなく耐用年数も経過することから廃止して解体します。    |    |    |    |    |    |    |    |
| 11  | 旧戸岐小学校半泊分校           | 廃止  |     |   |    |    |    | 廃止 |    |    |    |
|     |                      |     | 説明  | 既に学校としての用途は廃止し、観光客ヘトイレを開放しています。老朽化に伴う危険性もあることから廃止して解体します。 |    |    |    |    |    |    |    |
| 12  | 富江ソーイング貸付建物          | 譲渡  |     |   | 譲渡 |    |    |    |    |    |    |
|     |                      |     | 説明  | 既に本来の用途は廃止し、民間へ貸付けを行っています。今後は貸付先へ譲渡を検討します。                |    |    |    |    |    |    |    |
| 13  | 旧七岳へき地保育所            | 譲渡  | 譲渡  |   |    |    |    |    |    |    |    |
|     |                      |     | 説明  | 既に本来の用途は廃止し、現在は使用されていない。売却の申出があったことから民間へ譲渡します。            |    |    |    |    |    |    |    |

| No. | 施設名             | 方向性 | H30 | R1<br>(H31)   | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|-----|-----------------|-----|-----|---|----|----|----|----|----|----|----|
| 14  | 旧榎木山集会所         | 廃止  | 廃止  |   |    |    |    |    |    |    |    |
|     |                 |     | 説明  | 平成12年に新たに榎木山集会所が建設されたことに伴い、現在は全く使用されていないため、廃止して解体します。       |    |    |    |    |    |    |    |
| 15  | 旧富江学校給食共同調理場    | 譲渡  |     |   |    | 譲渡 |    |    |    |    |    |
|     |                 |     | 説明  | 既に本来の用途は廃止し、民間へ貸付けを行っています。今後は貸付先へ譲渡を検討します。                  |    |    |    |    |    |    |    |
| 16  | 旧第5分団消防車庫       | 廃止  | 廃止  |   |    |    |    |    |    |    |    |
|     |                 |     | 説明  | 平成4年に新たに消防車庫が建設されたことに伴い、現在は全く使用されていないため、廃止して解体します。          |    |    |    |    |    |    |    |
| 17  | 旧黒瀬小規模保育所       | 廃止  |     |   |    |    |    |    |    |    | 廃止 |
|     |                 |     | 説明  | 既に保育所としての用途は廃止し貸付けを行っていますが、間もなく耐用年数も経過することから廃止して解体します。      |    |    |    |    |    |    |    |
| 18  | 榎木山共同倉庫         | 廃止  |     |   | 廃止 |    |    |    |    |    |    |
|     |                 |     | 説明  | 漁業従事者のために建てられた倉庫であり、現在も漁民が使用していますが、老朽化が激しいため廃止して解体します。      |    |    |    |    |    |    |    |
| 19  | 旧浜岸保育所          | 廃止  |     |   |    |    |    | 廃止 |    |    |    |
|     |                 |     | 説明  | 既に保育所としての用途は廃止し貸付けを行っていますが、間もなく耐用年数も経過することから廃止して解体します。      |    |    |    |    |    |    |    |
| 20  | 旧江上コミュニティーセンター  | 廃止  | 廃止  |   |    |    |    |    |    |    |    |
|     |                 |     | 説明  | 既に学校としての用途は廃止し、現在は使用されていません。世界遺産登録推進事業により存続できないため廃止して解体します。 |    |    |    |    |    |    |    |
| 21  | 旧ごみ焼却場          | 廃止  | 廃止  |   |    |    |    |    |    |    |    |
|     |                 |     | 説明  | 既に本来の用途は廃止し、現在はごみの保管場所として利用していますが、老朽化に伴い廃止して解体します。          |    |    |    |    |    |    |    |
| 22  | 旧旭地区公民館         | 廃止  | 廃止  |   |    |    |    |    |    |    |    |
|     |                 |     | 説明  | 旭地区町内会の集会所として使用していましたが、現在は全く使用されていないため廃止して解体します。            |    |    |    |    |    |    |    |
| 23  | 農林漁業者トレーニングセンター | 廃止  |     |   |    | 廃止 |    |    |    |    |    |
|     |                 |     | 説明  | 施設の破損により使用できない状態であるため、廃止して解体します。                            |    |    |    |    |    |    |    |
| 24  | 五島市戸岐体育館        | 廃止  | 廃止  |   |    |    |    |    |    |    |    |
|     |                 |     | 説明  | 施設の破損により使用できない状態であるため、廃止して解体します。                            |    |    |    |    |    |    |    |
| 25  | 旧千葉被服工場         | 譲渡  |     |   |    | 譲渡 |    |    |    |    |    |
|     |                 |     | 説明  | 既に本来の用途は廃止し、民間へ貸付けを行っています。今後は貸付先へ譲渡を検討します。                  |    |    |    |    |    |    |    |
| 26  | 岐宿学校給食センター      | 廃止  | 廃止  |   |    |    |    |    |    |    |    |
|     |                 |     | 説明  | 既に本来の用途は廃止し、現在は使用されていません。今後利用の予定もないことから廃止して解体します。           |    |    |    |    |    |    |    |
| 27  | 野園地区通学バス待合所     | 廃止  |     |   | 廃止 |    |    |    |    |    |    |
|     |                 |     | 説明  | 既に本来の用途は廃止し、現在は使用されていません。地元への譲渡を検討し、譲渡ができない場合は廃止して解体します。    |    |    |    |    |    |    |    |

| No. | 施設名             | 方向性 | H30 | R1<br>(H31)  | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|-----|-----------------|-----|-----|--|----|----|----|----|----|----|----|
| 28  | 田ノ浦地区通学バス待合所    | 譲渡  |     |  |    |    | 譲渡 |    |    |    |    |
|     |                 |     | 説明  | 既に本来の用途は廃止し、地元へ貸付けを行っています。今後は貸付先へ譲渡を検討します。                 |    |    |    |    |    |    |    |
| 29  | 黄島単独校調理場        | 廃止  | 廃止  |  |    |    |    |    |    |    |    |
|     |                 |     | 説明  | 既に本来の用途は廃止し、現在は使用されていません。今後利用の予定もないことから廃止して解体します。          |    |    |    |    |    |    |    |
| 30  | 旧岐宿ごみ処理施設       | 廃止  |     |  | 廃止 |    |    |    |    |    |    |
|     |                 |     | 説明  | 既に本来の用途は廃止し、現在はごみの保管場所として利用していますが、老朽化に伴い廃止して解体します。         |    |    |    |    |    |    |    |
| 31  | 旧玉之浦町ふれあい温泉センター | 廃止  |     |  | 廃止 |    |    |    |    |    |    |
|     |                 |     | 説明  | 既に本来の用途は廃止し、現在は使用されていません。老朽化が激しく危険性もあることから廃止して解体します。       |    |    |    |    |    |    |    |
| 32  | 旧岐宿陶芸の館         | 譲渡  |     | 譲渡   |    |    |    |    |    |    |    |
|     |                 |     | 説明  | 既に本来の用途は廃止し、現在は使用されていません。民間への譲渡を検討し、譲渡ができない場合は廃止して解体します。   |    |    |    |    |    |    |    |
| 33  | 玉之浦水産振興施設       | 譲渡  |     |  | 譲渡 |    |    |    |    |    |    |
|     |                 |     | 説明  | 既に本来の用途は廃止し、民間へ貸付けを行っています。民間への譲渡を検討し、譲渡ができない場合は廃止して解体します。  |    |    |    |    |    |    |    |
| 34  | 旧任意組合岐宿農研事務所    | 譲渡  |     |  | 譲渡 |    |    |    |    |    |    |
|     |                 |     | 説明  | 既に本来の用途は廃止し、民間へ貸付けを行っています。今後は貸付先へ譲渡を検討します。                 |    |    |    |    |    |    |    |
| 35  | 旧岐宿製茶加工場        | 譲渡  |     |  | 譲渡 |    |    |    |    |    |    |
|     |                 |     | 説明  | 既に本来の用途は廃止し、民間へ貸付けを行っています。今後は貸付先へ譲渡を検討します。                 |    |    |    |    |    |    |    |
| 36  | 頓泊海水浴場売店（貸付け）   | 譲渡  |     |  |    |    |    |    |    | 譲渡 |    |
|     |                 |     | 説明  | 海水浴場の売店として地元町内会へ貸付けを行っています。地元への譲渡を検討し、譲渡ができない場合は廃止して解体します。 |    |    |    |    |    |    |    |

※1 第2期以降に施設名がある施設は、第2期以降の個別計画の策定までにその方向性を検討します。

※2 「旧田尾小学校」は、平成29年度に民間へ譲渡しています。

※3 「旧富江町ごみ処理センター」は、平成22年度に廃止し、解体しています。

※4 「旧福江市清掃センター」は、平成29年度に廃止し、解体しています。

※5 「市民富江プール」は、平成29年度に廃止し、解体しています。

◆分類用語の定義◆

- |   |      |  |
|---|------|--|
| ① | 現状維持 | … 計画的に予防保全することで長寿命化を図り、適切な時期に維持更新を行う施設   |
| ② | 適正化  | … 将来、需要の増加又は減少が見込まれることから更新時に規模の拡大又は縮小を行う施設   |
| ③ | 複合化  | … 別々の用途の施設を一つの建築物内に集める複合化を行う施設   |
| ④ | 集約化  | … 同一用途の施設を一つの建築物内に集める集約化を行う施設  |
| ⑤ | 民活化  | … 民間事業者等資金やノウハウを活用し、施設の建替費用の圧縮や公共施設サービスの質の向上を図る施設  |
| ⑥ | 廃止   | … 用途廃止等により遊休資産となっている施設のうち、老朽化が著しく大規模改修を要するため解体する施設<br>他の施設との集約化や民間施設の活用により必要性が失われ、解体する施設             |
| ⑦ | 譲渡   | … 遊休資産となっている施設のうち、比較的新しく安全性に問題がないため売却又は譲渡をする施設<br>地域や民間事業者が独自に運営を行っているものや民間で運営可能と見込まれるため、売却又は譲渡をする施設 |

## 14 上水道施設

### (1) 上水道施設

#### ① 対象施設一覧

| No. | 施設名                | 地区  | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積 (㎡) | 収入 (千円) | 支出 (千円) |
|-----|--------------------|-----|------|------|------|------|----------|---------|---------|
| 1   | 黄島海水淡水化システム        | 福江  | 直営   | H1   | 30   | 15   | 92       | 12,925  | 4,424   |
| 2   | 大浜黒蔵浄水場管理棟         | 福江  | 直営   | H4   | 27   | 38   | 27       | 0       | 0       |
| 3   | 草津地区飲料水供給施設        | 福江  | 直営   | H11  | 20   | 38   | 9        | 0       | 0       |
| 4   | 琴石浄水場              | 富江  | 直営   | S37  | 57   | 15   | 13       | 1,826   | 625     |
| 5   | 太田浄水場              | 富江  | 直営   | H6   | 25   | 38   | 7        | 983     | 337     |
| 6   | 田尾浄水場              | 富江  | 直営   | H7   | 24   | 38   | 7        | 983     | 337     |
| 7   | 向小浦簡水施設            | 玉之浦 | 直営   | H3   | 28   | 38   | 10       | 0       | 0       |
| 8   | 玉之浦簡水発電機室          | 玉之浦 | 直営   | S57  | 37   | 38   | 14       | 0       | 0       |
| 9   | 玉之浦簡水井持配水池上屋 (揚水場) | 玉之浦 | 直営   | S57  | 37   | 38   | 4        | 562     | 192     |
| 10  | 玉之浦簡水施設 (管理棟) 滅菌室  | 玉之浦 | 直営   | S35  | 59   | 38   | 146      | 20,512  | 7,020   |
| 11  | 小川簡水管理棟            | 玉之浦 | 直営   | S59  | 35   | 38   | 20       | 2,810   | 962     |
| 12  | 小川簡水低部配水池上屋        | 玉之浦 | 直営   | S36  | 58   | 38   | 8        | 1,124   | 385     |
| 13  | 立谷飲料水供給施設①         | 玉之浦 | 直営   | H3   | 28   | 38   | 2        | 281     | 96      |
| 14  | 立谷飲料水供給施設②         | 三井楽 | 直営   | H3   | 28   | 38   | 7        | 983     | 337     |
| 15  | 大宝簡水ポンプ室 (揚水場)     | 玉之浦 | 直営   | S58  | 36   | 38   | 6        | 843     | 289     |
| 16  | 大宝簡水施設             | 玉之浦 | 直営   | S58  | 36   | 38   | 42       | 5,901   | 2,020   |
| 17  | 大宝簡水第3水源井上屋倉庫      | 玉之浦 | 直営   | S50  | 44   | 38   | 6        | 0       | 0       |
| 18  | 中須簡水施設             | 玉之浦 | 直営   | S47  | 47   | 38   | 16       | 2,248   | 769     |
| 19  | 幾久山簡水滅菌室・計測盤室      | 玉之浦 | 直営   | S63  | 31   | 38   | 10       | 1,405   | 481     |
| 20  | 上の平簡水施設            | 玉之浦 | 直営   | S36  | 58   | 38   | 13       | 1,826   | 625     |
| 21  | 荒川簡水ポンプ室 (揚水場)     | 玉之浦 | 直営   | H5   | 26   | 38   | 8        | 1,124   | 385     |
| 22  | 荒川簡水施設             | 玉之浦 | 直営   | S35  | 59   | 38   | 34       | 4,777   | 1,635   |
| 23  | 丹奈簡水倉庫             | 玉之浦 | 直営   | S31  | 63   | 38   | 3        | 421     | 144     |
| 24  | 丹奈簡水管理棟            | 玉之浦 | 直営   | H2   | 29   | 38   | 20       | 2,810   | 962     |
| 25  | 頓泊簡水ポンプ室 (揚水場)     | 玉之浦 | 直営   | S55  | 39   | 38   | 6        | 843     | 289     |

| No. | 施設名             | 地区  | 運営<br>形態 | 建築<br>年度 | 経過<br>年数 | 耐用<br>年数 | 延床面積<br>(㎡) | 収入<br>(千円) | 支出<br>(千円) |
|-----|-----------------|-----|----------|----------|----------|----------|-------------|------------|------------|
| 26  | 運動公園配水池         | 三井楽 | 直営       | H2       | 29       | 38       | 5           | 0          | 0          |
| 27  | 運動公園中継ポンプ場      | 三井楽 | 直営       | H2       | 29       | 38       | 8           | 0          | 0          |
| 28  | 浜ノ畔第5号井発電機室     | 三井楽 | 直営       | H2       | 29       | 38       | 25          | 3,512      | 1,202      |
| 29  | 浜ノ畔配水池（機械設備含む）  | 三井楽 | 直営       | H1       | 30       | 38       | 26          | 3,653      | 1,250      |
| 30  | 浜ノ畔第6水源浄水場      | 三井楽 | 直営       | H3       | 28       | 38       | 45          | 0          | 0          |
| 31  | 岳第1号井取水ポンプ場     | 三井楽 | 直営       | S38      | 56       | 38       | 6           | 843        | 289        |
| 32  | 岳水源地            | 三井楽 | 直営       | S38      | 56       | 38       | 40          | 5,620      | 1,923      |
| 33  | 岳発電機室           | 三井楽 | 直営       | H4       | 27       | 38       | 26          | 3,653      | 1,250      |
| 34  | 波砂間水源地減圧室       | 三井楽 | 直営       | S33      | 61       | 38       | 3           | 0          | 0          |
| 35  | 浜ノ畔第2号井取水ポンプ場   | 三井楽 | 直営       | H1       | 30       | 38       | 13          | 0          | 0          |
| 36  | 嵯峨島発電機室         | 三井楽 | 直営       | H4       | 27       | 38       | 13          | 0          | 0          |
| 37  | 嵯峨島中継ポンプ場       | 三井楽 | 直営       | S52      | 42       | 38       | 15          | 0          | 0          |
| 38  | 柁淵倉庫            | 三井楽 | 直営       | S52      | 42       | 31       | 69          | 9,694      | 3,318      |
| 39  | 河務浄水場施設         | 岐宿  | 直営       | S46      | 48       | 38       | 9           | 0          | 0          |
| 40  | 岐宿浄水場施設         | 岐宿  | 直営       | S33      | 61       | 38       | 71          | 9,975      | 3,414      |
| 41  | 岐宿第2水源（浦の川）ポンプ場 | 岐宿  | 直営       | S54      | 40       | 38       | 17          | 2,388      | 817        |
| 42  | 旭浄水場施設          | 岐宿  | 直営       | H1       | 30       | 38       | 20          | 0          | 0          |
| 43  | 中岳浄水場施設         | 岐宿  | 直営       | S35      | 59       | 38       | 16          | 2,248      | 769        |
| 44  | 樋ノ口水源取水施設       | 岐宿  | 直営       | H10      | 21       | 38       | 14          | 1,967      | 673        |
| 45  | 坂ノ上水源取水施設       | 岐宿  | 直営       | H11      | 20       | 38       | 13          | 1,826      | 625        |
| 46  | 屋舗水源取水施設        | 岐宿  | 直営       | H10      | 21       | 38       | 13          | 0          | 0          |
| 47  | 二本楠浄水場施設        | 岐宿  | 直営       | S36      | 58       | 38       | 17          | 2,388      | 817        |
| 48  | 川原第2水源施設        | 岐宿  | 直営       | S46      | 48       | 38       | 6           | 843        | 289        |
| 49  | 川原浄水場施設         | 岐宿  | 直営       | S39      | 55       | 38       | 10          | 1,405      | 481        |
| 50  | 左賀利水源施設         | 岐宿  | 直営       | S44      | 50       | 38       | 23          | 3,231      | 1,106      |
| 51  | 山内簡易水道浄水施設      | 岐宿  | 直営       | S56      | 38       | 15       | 64          | 8,992      | 3,077      |
| 52  | 楠原配水池施設         | 岐宿  | 直営       | S56      | 38       | 38       | 7           | 983        | 337        |
| 53  | 大曲浄水場施設         | 岐宿  | 直営       | S63      | 31       | 38       | 7           | 983        | 337        |

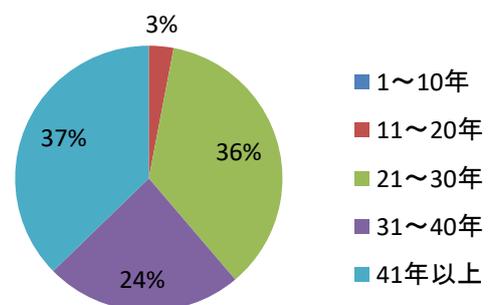
| No. | 施設名             | 地区 | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積 (㎡) | 収入 (千円) | 支出 (千円) |
|-----|-----------------|----|------|------|------|------|----------|---------|---------|
| 54  | 山内中継ポンプ所施設 (川原) | 岐宿 | 直営   | S57  | 37   | 38   | 15       | 2,107   | 721     |
| 55  | 三本川導水ポンプ所       | 奈留 | 直営   | H1   | 30   | 38   | 13       | 1,826   | 625     |
| 56  | 檜木山浄水場          | 奈留 | 直営   | S57  | 37   | 38   | 193      | 27,115  | 9,280   |
| 57  | 牟田川ポンプ所         | 奈留 | 直営   | S48  | 46   | 38   | 5        | 702     | 240     |
| 58  | 白這浄水場施設         | 奈留 | 直営   | S57  | 37   | 38   | 167      | 23,462  | 8,030   |
| 59  | 白這導水ポンプ所        | 奈留 | 直営   | S57  | 37   | 38   | 13       | 1,826   | 625     |
| 60  | 船廻ポンプ所          | 奈留 | 直営   | S48  | 46   | 38   | 24       | 3,372   | 1,154   |
| 61  | 前島ポンプ所          | 奈留 | 直営   | H1   | 30   | 38   | 10       | 1,405   | 481     |
| 62  | 東部中継ポンプ所        | 奈留 | 直営   | S48  | 46   | 38   | 6        | 843     | 289     |
| 63  | 遠命寺ポンプ所         | 奈留 | 直営   | H6   | 25   | 38   | 7        | 983     | 337     |
| 64  | 青木浦導水ポンプ所       | 奈留 | 直営   | S57  | 37   | 38   | 28       | 3,934   | 1,346   |
| 65  | 夏井接合井           | 奈留 | 直営   | S48  | 46   | 38   | 19       | 2,669   | 914     |
| 66  | 熊高取水場           | 奈留 | 直営   | H5   | 26   | 38   | 76       | 10,678  | 3,654   |
| 67  | 大串浄水場           | 奈留 | 直営   | S47  | 47   | 38   | 16       | 2,248   | 769     |
| 合計  |                 |    |      |      |      |      | 1,723    | 212,561 | 72,753  |

- ※1 運営形態の「指定」は指定管理者を、「直営」は市直営管理を表します。
- ※2 耐用年数については、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）を参考に記載したもので、使用可能期間を示すものではありません。
- ※3 収入及び収支は、平成28年度の歳入歳出決算額を記載しています。
- ※4 各施設の収入額及び支出額については、施設ごとの集計が困難であるため、全体の収入額及び支出額を施設ごとの面積で案分する方法により算出しています。

## ② 各種分析結果

### ア 築年数別状況

上水道施設の全67施設の中で、築後41年以上の施設が37%を占めています。また法定耐用年数を超えた施設が45%を占めるなど、全般に老朽化が進行しており、計画的な更新が課題となっています。



## イ 利用状況

上水道施設の延べ利用者数を示したものです。なお、利用期間は平成28年4月から平成29年3月までの1年間です。

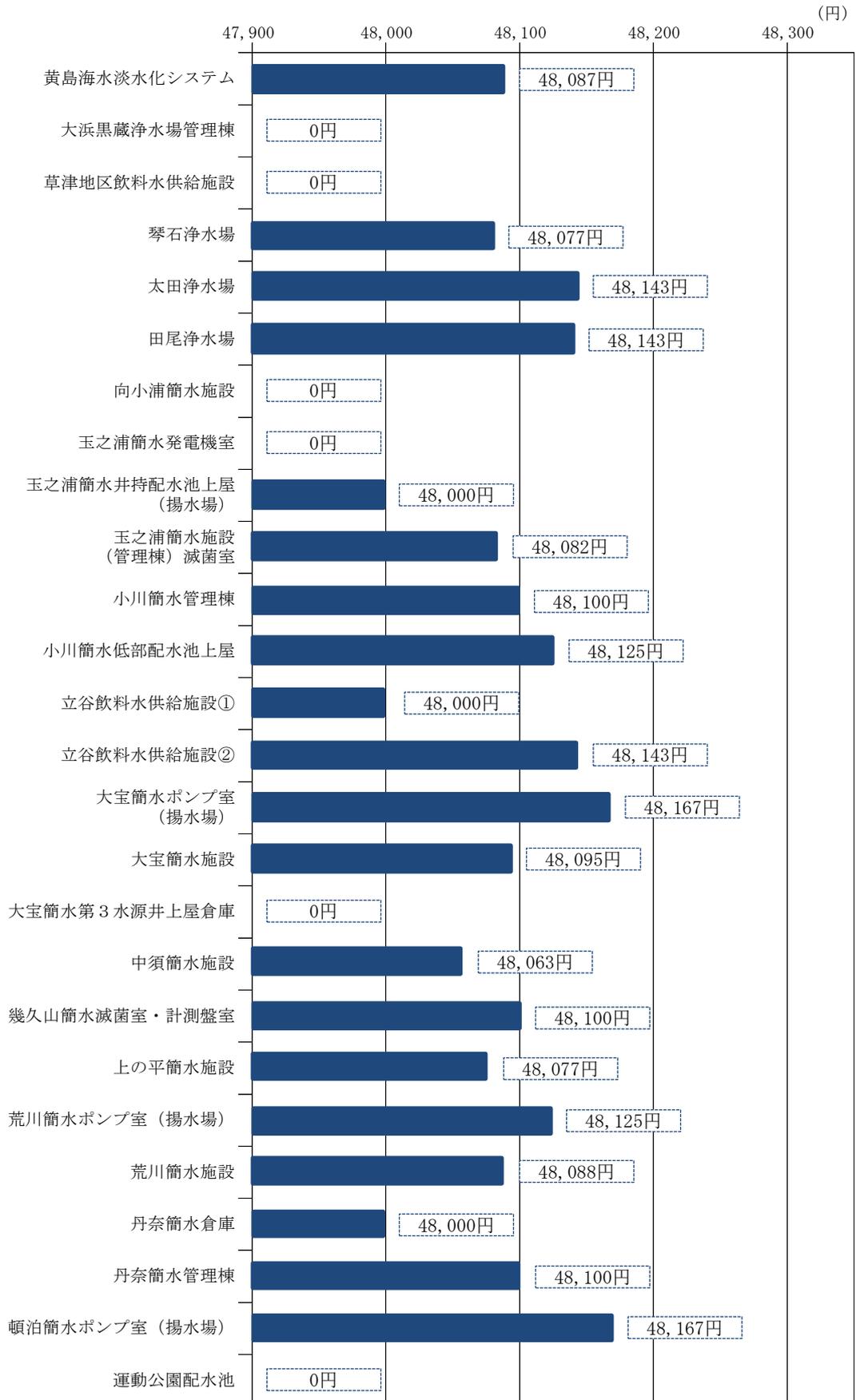
| No. | 施設名                   | 利用者数<br>(人) | No. | 施設名             | 利用者数<br>(人) |
|-----|-----------------------|-------------|-----|-----------------|-------------|
| 1   | 黄島海水淡水化システム           | 15,330      | 26  | 運動公園配水池         | 0           |
| 2   | 大浜黒蔵浄水場管理棟            | 0           | 27  | 運動公園中継ポンプ場      | 0           |
| 3   | 草津地区飲料水供給施設           | 0           | 28  | 浜ノ畔第5号井発電機室     | 129,575     |
| 4   | 琴石浄水場                 | 32,485      | 29  | 浜ノ畔配水池（機械設備含む）  | 135,050     |
| 5   | 太田浄水場                 | 17,520      | 30  | 浜ノ畔第6水源浄水場      | 0           |
| 6   | 田尾浄水場                 | 17,520      | 31  | 岳第1号井取水ポンプ場     | 31,025      |
| 7   | 向小浦簡水施設               | 0           | 32  | 岳水源地            | 207,685     |
| 8   | 玉之浦簡水発電機室             | 0           | 33  | 岳発電機室           | 135,050     |
| 9   | 玉之浦簡水井持配水池上屋<br>（揚水場） | 5,840       | 34  | 波砂間水源地減圧室       | 0           |
| 10  | 玉之浦簡水施設（管理棟）滅菌室       | 210,605     | 35  | 浜ノ畔第2号井取水ポンプ場   | 0           |
| 11  | 小川簡水管理棟               | 28,835      | 36  | 嵯峨島発電機室         | 0           |
| 12  | 小川簡水低部配水池上屋           | 11,680      | 37  | 嵯峨島中継ポンプ場       | 0           |
| 13  | 立谷飲料水供給施設①            | 2,920       | 38  | 証測倉庫            | 358,065     |
| 14  | 立谷飲料水供給施設②            | 10,220      | 39  | 河務浄水場施設         | 0           |
| 15  | 大宝簡水ポンプ室（揚水場）         | 8,760       | 40  | 岐宿浄水場施設         | 305,140     |
| 16  | 大宝簡水施設                | 60,590      | 41  | 岐宿第2水源（浦の川）ポンプ場 | 73,000      |
| 17  | 大宝簡水第3水源井上屋倉庫         | 0           | 42  | 旭浄水場施設          | 0           |
| 18  | 中須簡水施設                | 22,995      | 43  | 中岳浄水場施設         | 68,620      |
| 19  | 幾久山簡水滅菌室・計測盤室         | 14,600      | 44  | 樋ノ口水源取水施設       | 60,225      |
| 20  | 上の平簡水施設               | 18,615      | 45  | 坂ノ上水源取水施設       | 55,845      |
| 21  | 荒川簡水ポンプ室（揚水場）         | 11,680      | 46  | 屋舗水源取水施設        | 0           |
| 22  | 荒川簡水施設                | 48,910      | 47  | 二本桶浄水場施設        | 73,000      |
| 23  | 丹奈簡水倉庫                | 4,380       | 48  | 川原第2水源施設        | 25,915      |
| 24  | 丹奈簡水管理棟               | 28,835      | 49  | 川原浄水場施設         | 43,070      |
| 25  | 頓泊簡水ポンプ室（揚水場）         | 8,760       | 50  | 左賀利水源施設         | 98,915      |

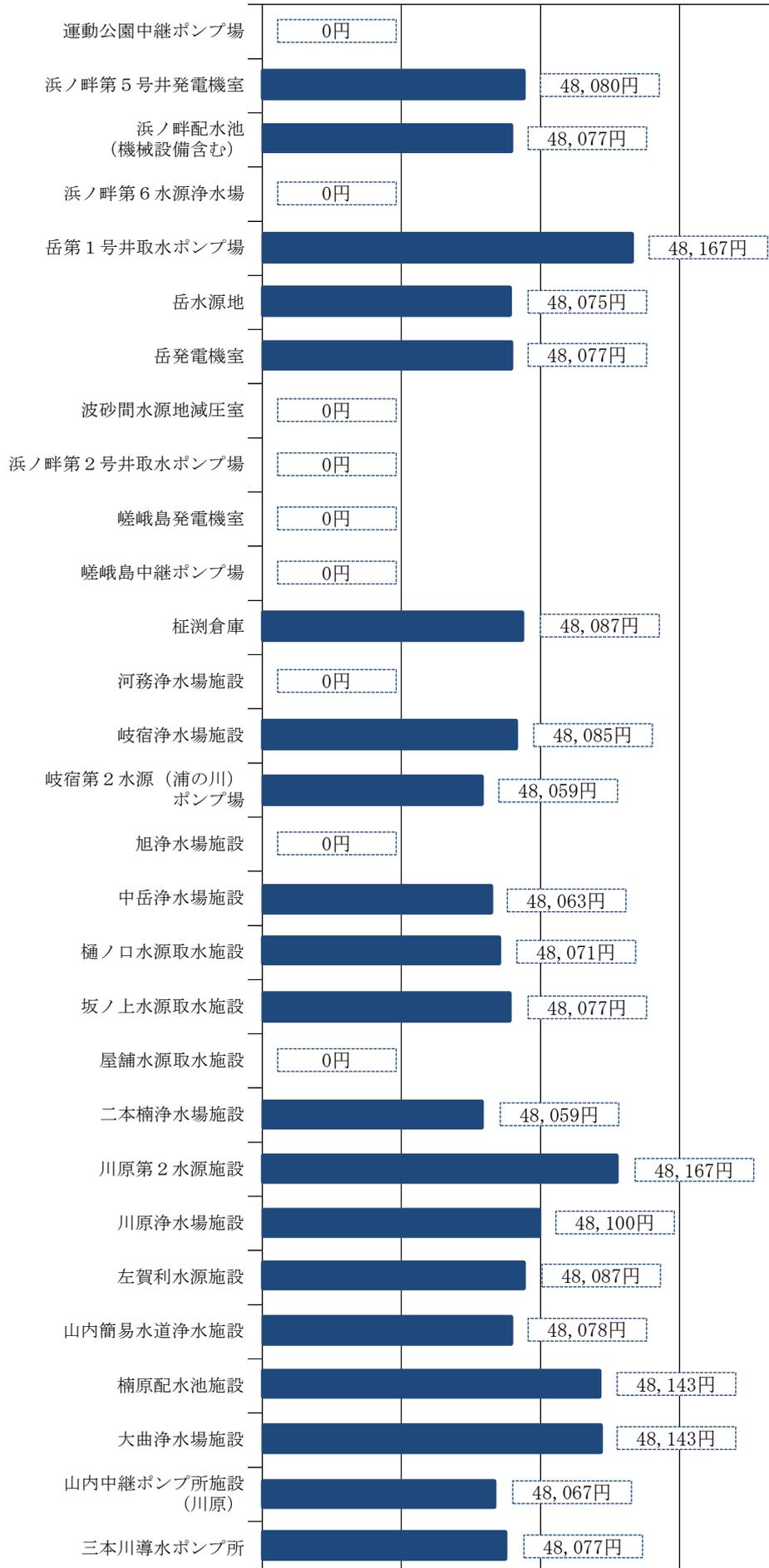
| No. | 施設名             | 利用者数<br>(人) | No. | 施設名       | 利用者数<br>(人) |
|-----|-----------------|-------------|-----|-----------|-------------|
| 51  | 山内簡易水道浄水施設      | 274,845     | 60  | 船廻ポンプ所    | 34,675      |
| 52  | 楠原配水池施設         | 29,930      | 61  | 前島ポンプ所    | 14,600      |
| 53  | 大曲浄水場施設         | 29,930      | 62  | 東部中継ポンプ所  | 8,760       |
| 54  | 山内中継ポンプ所施設 (川原) | 64,605      | 63  | 遠命寺ポンプ所   | 10,220      |
| 55  | 三本川導水ポンプ所       | 18,615      | 64  | 青木浦導水ポンプ所 | 40,515      |
| 56  | 檜木山浄水場          | 278,495     | 65  | 夏井接合井     | 27,375      |
| 57  | 牟田川ポンプ所         | 7,300       | 66  | 熊高取水場     | 109,500     |
| 58  | 白這浄水場施設         | 240,900     | 67  | 大串浄水場     | 22,995      |
| 59  | 白這導水ポンプ所        | 18,615      |     |           |             |

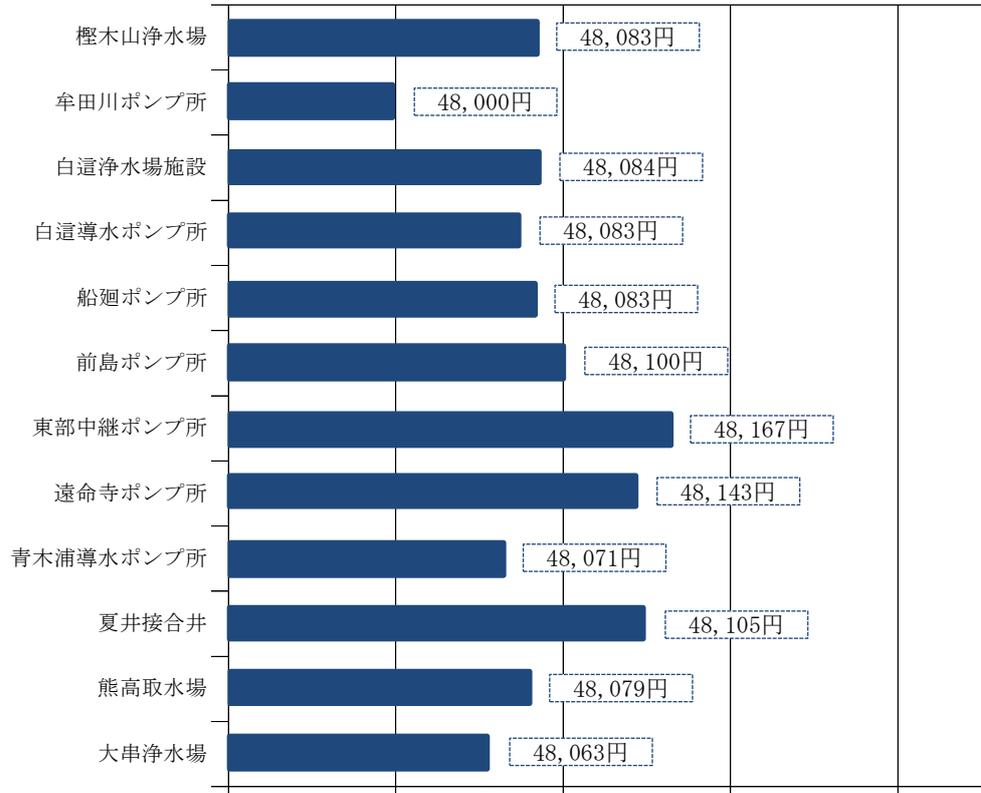
※ 各施設の利用者数は統計を行っていないため、各施設が飲料水を提供する地区の人口を基に利用者数を推計して記載しています。

ウ 1㎡当たりの運営コスト状況

管理運営経費と総延床面積から1㎡当たりのコストを比較したものです。

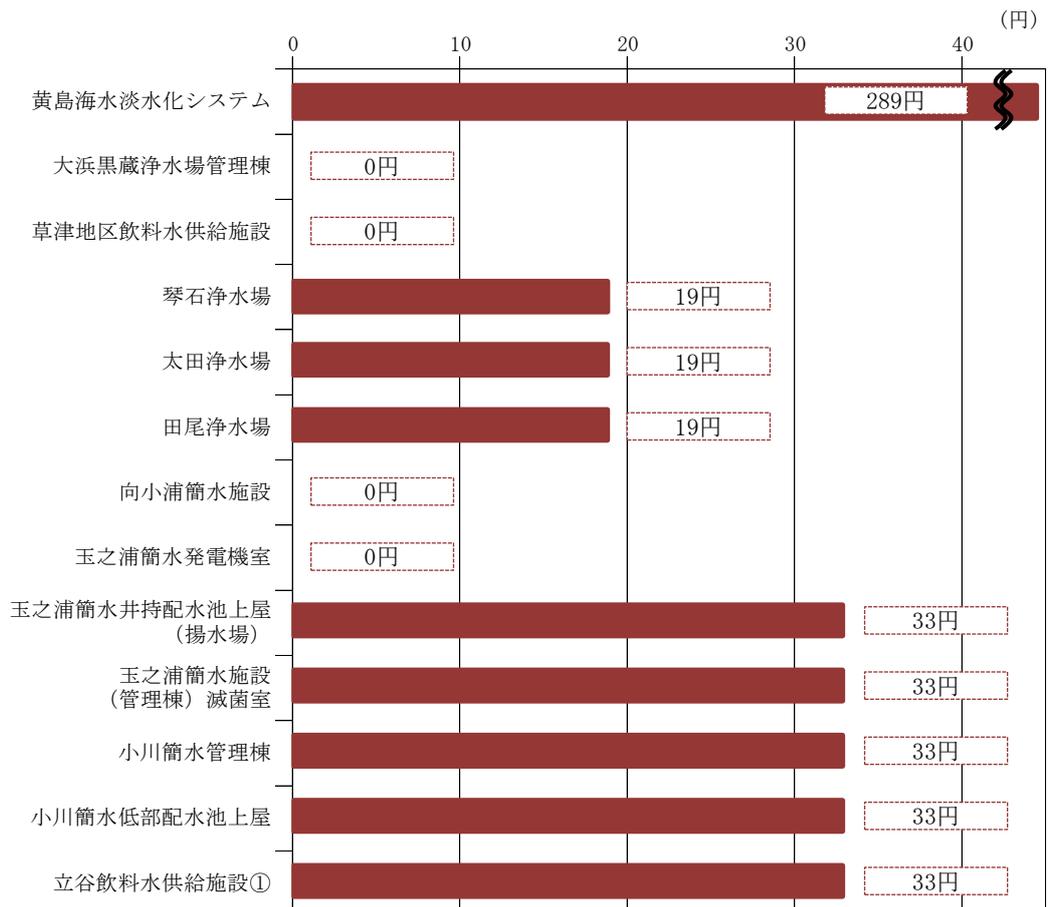


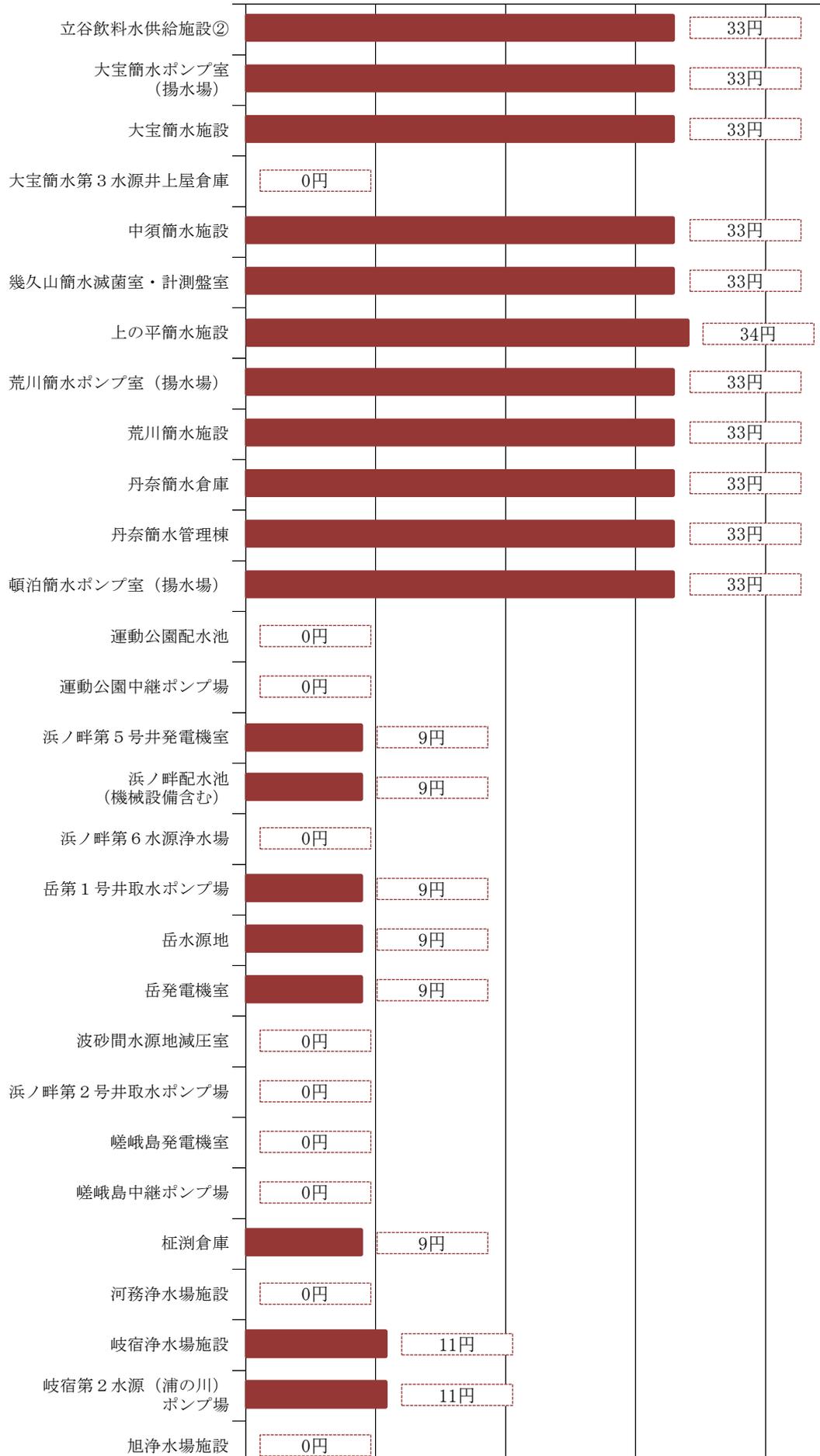


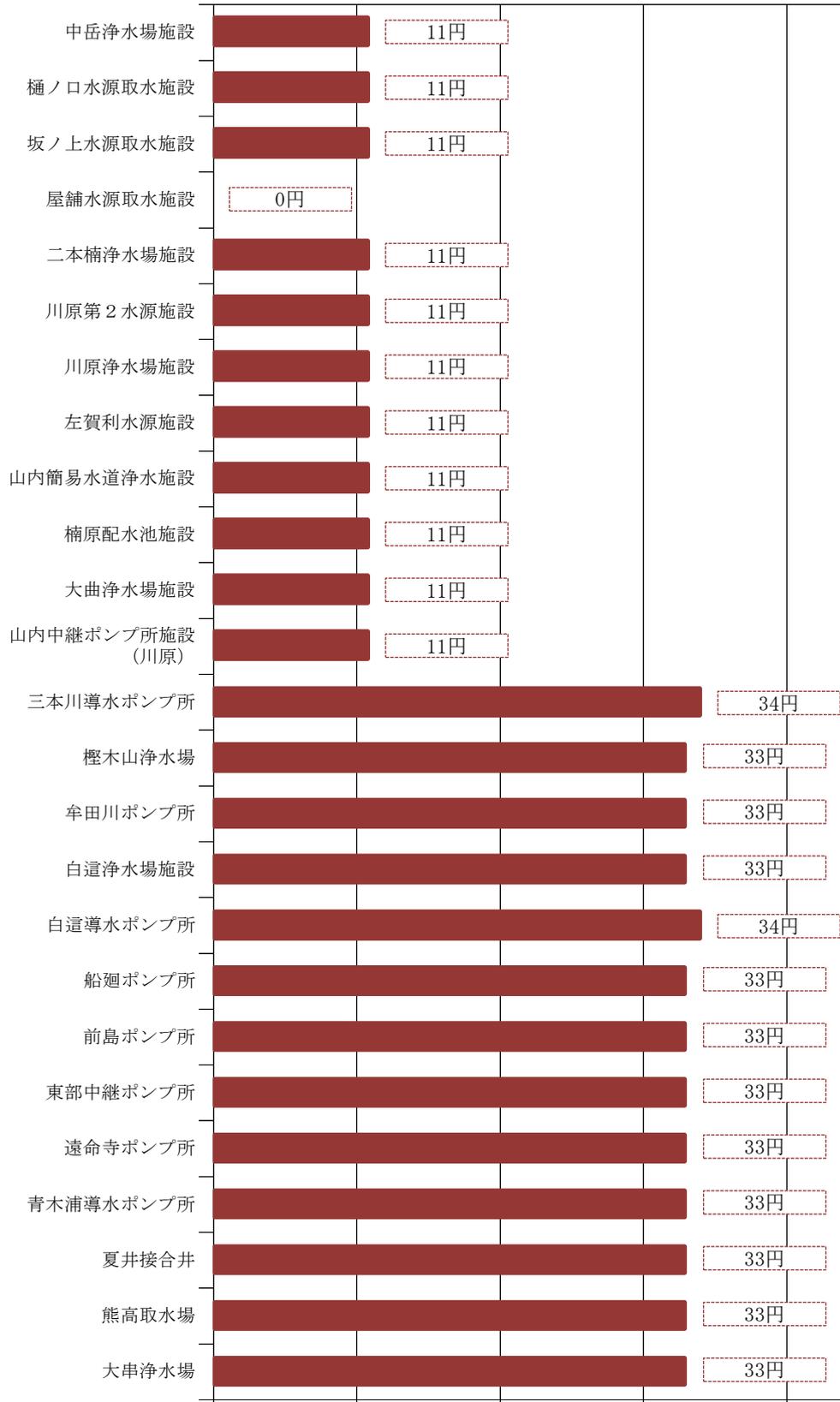


エ 利用者1人当たりの運営コスト状況

管理運営経費と利用者数から1人当たりのコストを比較したものです。

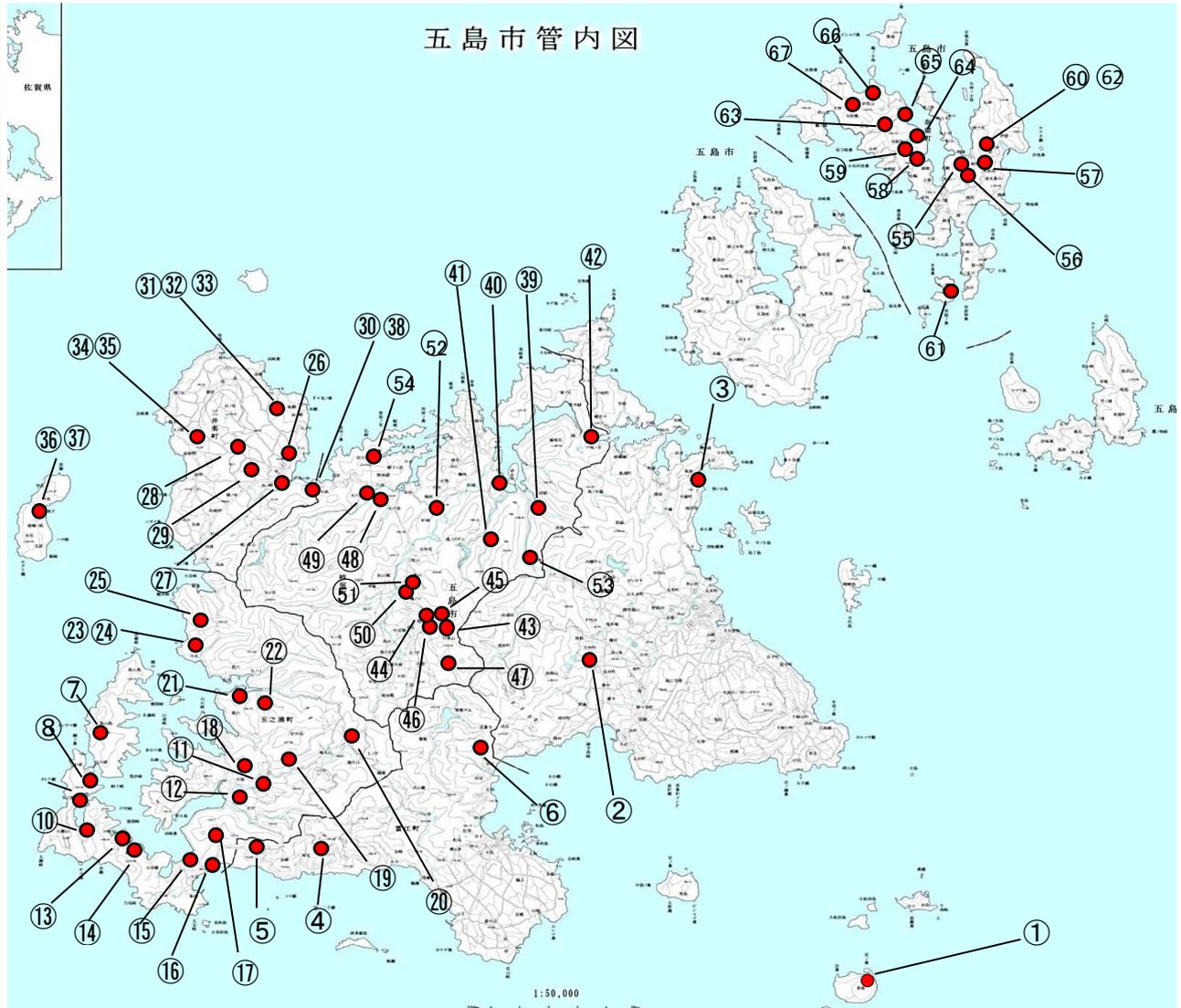






## オ 施設の配置状況

対象施設の配置状況を示しています。



| No. | 施設名               | No. | 施設名             | No. | 施設名           | No. | 施設名            | No. | 施設名             |
|-----|-------------------|-----|-----------------|-----|---------------|-----|----------------|-----|-----------------|
| ①   | 黄島海水淡水化システム       | ⑩   | 玉之浦簡水施設（管理棟）滅菌室 | ⑱   | 幾久山簡水滅菌室・計測室  | ⑳   | 浜ノ畔第5号井発電機室    | ㉟   | 嵯峨島中継ポンプ場       |
| ②   | 大浜黒蔵浄水場管理棟        | ⑪   | 小川簡水管理棟         | ⑲   | 上の平簡水施設       | ㉠   | 浜ノ畔配水池（機械設備含む） | ㉡   | 柁測倉庫            |
| ③   | 草津地区飲料水供給施設       | ⑫   | 小川簡水低部配水池上屋     | ㉢   | 荒川簡水ポンプ室（揚水場） | ㉢   | 浜ノ畔第6水源浄水場     | ㉣   | 河務浄水場施設         |
| ④   | 琴石浄水場             | ⑬   | 立谷飲料水供給施設①      | ㉣   | 荒川簡水施設        | ㉣   | 岳第1号井取水ポンプ場    | ㉤   | 岐宿浄水場施設         |
| ⑤   | 太田浄水場             | ⑭   | 立谷飲料水供給施設②      | ㉤   | 丹奈簡水倉庫        | ㉤   | 岳水源地           | ㉥   | 岐宿第2水源（浦の川）ポンプ場 |
| ⑥   | 田尾浄水場             | ⑮   | 大宝簡水ポンプ室（揚水場）   | ㉥   | 丹奈簡水管理棟       | ㉥   | 岳発電機室          | ㉦   | 旭浄水場施設          |
| ⑦   | 向小浦簡水施設           | ⑯   | 大宝簡水施設          | ㉦   | 頓泊簡水ポンプ室（揚水場） | ㉦   | 波砂間水源地減圧室      | ㉧   | 中岳浄水場施設         |
| ⑧   | 玉之浦簡水発電機室         | ⑰   | 大宝簡水第3水源井上屋倉庫   | ㉧   | 運動公園配水池       | ㉧   | 浜ノ畔第2号井取水ポンプ場  | ㉨   | 樋ノ口水源取水施設       |
| ⑨   | 玉之浦簡水井持配水池上屋（揚水場） | ⑱   | 中須簡水施設          | ㉨   | 運動公園中継ポンプ場    | ㉨   | 嵯峨島発電機室        | ㉩   | 坂ノ上水源取水施設       |

| No. | 施設名      | No.  | 施設名                | No.  | 施設名      | No.  | 施設名       | No.  | 施設名   |
|-----|----------|------|--------------------|------|----------|------|-----------|------|-------|
| ④⑥  | 屋舗水源取水施設 | (51) | 山内簡易水道浄水施設         | (56) | 櫻木山浄水場   | (61) | 前島ポンプ所    | (66) | 熊高取水場 |
| ④⑦  | 二本楠浄水場施設 | (52) | 楠原配水池施設            | (57) | 牟田川ポンプ所  | (62) | 東部中継ポンプ所  | (67) | 大串浄水場 |
| ④⑧  | 川原第2水源施設 | (53) | 大曲浄水場施設            | (58) | 白這浄水場施設  | (63) | 遠命寺ポンプ所   |      |       |
| ④⑨  | 川原浄水場施設  | (54) | 山内中継ポンプ所施設<br>(川原) | (59) | 白這導水ポンプ所 | (64) | 青木浦導水ポンプ所 |      |       |
| ⑤⑩  | 左賀利水源施設  | (55) | 三本川導水ポンプ所          | (60) | 船廻ポンプ所   | (65) | 夏井接合井     |      |       |

### ③ 施設について

#### ア 施設の役割

水道関係施設は、一部の倉庫等を除き、ほとんどが機械設備を格納する建屋であり、導水、送水及び配水のための施設です。安全で良質な水の安定供給のために必要な施設であり、浄水場や配水池の統廃合ができない限り、既存の施設を存続していきます。

#### イ 現状と課題

現状は施設としての機能に問題はありませんが、建築後41年以上の施設が37%を占めるなど、全般的に老朽化が進行しており計画的な維持、更新が課題となっています。

#### ウ 今後の施設の考え方

上水道施設の給水エリアを変更するために施設を統廃合するためには、取水施設、浄水施設、配水施設の3つの大きな施設の整理が必要となるため、多額の費用が必要となります。

簡易水道事業については、令和2年までに独立採算制が求められている公営企業会計へ移行することが既に決まっており、これに伴い関連施設についても公営企業会計の中で管理していくこととなります。今後は各施設の法定耐用年数を勘案しながら、計画的に更新していきます。

なお、現在、既に利用していない施設については、財源の目途がつき次第、解体、撤去等の処分を図っていきたくと考えています。

④ 適正配置の検討結果

現状や課題、今後の施設の考え方を踏まえ、すべての施設の適正配置の時期を第1期から第4期までに区分します。

また、第1期の対象施設については「現状維持」「適正化」「複合化」「集約化」「民活化」「廃止」「譲渡」といった方向性を検討し、より具体的な適正配置の実施時期、方法を検討します。

| 第1期<br>(H30～R8)   | 第2期<br>(R9～R18) | 第3期<br>(R19～R28) | 第4期<br>(R29～R38) |
|---|-----------------|------------------|------------------|
| 黄島海水淡水化システム<br>三本川導水ポンプ所<br>檜木山浄水場<br>牟田川ポンプ所<br>白這浄水場施設<br>白這導水ポンプ所<br>船廻ポンプ所<br>前島ポンプ所<br>東部中継ポンプ所<br>遠命寺ポンプ所<br>青木浦導水ポンプ所<br>夏井接合井<br>熊高取水場<br>大串浄水場 |                 |                  |                  |

※第1期の計画期間は、五島市公共施設等総合管理計画の期間と合わせるため、9年間としています。

| No. | 施設名         | 方向性 | H30 | R1<br>(H31)   | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|-----|-------------|-----|-----|---|----|----|----|----|----|----|----|
| 1   | 黄島海水淡水化システム | 譲渡  |     |   | 譲渡 |    |    |    |    |    |    |
|     |             |     | 説明  | 令和2年4月1日付で法適化（公営企業会計適用）となることが決定しており、資産は同会計へ譲渡して管理を行います。 |    |    |    |    |    |    |    |
| 2   | 三本川導水ポンプ所   | 譲渡  |     |   | 譲渡 |    |    |    |    |    |    |
|     |             |     | 説明  | 令和2年4月1日付で法適化（公営企業会計適用）となることが決定しており、資産は同会計へ譲渡して管理を行います。 |    |    |    |    |    |    |    |
| 3   | 檜木山浄水場      | 譲渡  |     |   | 譲渡 |    |    |    |    |    |    |
|     |             |     | 説明  | 令和2年4月1日付で法適化（公営企業会計適用）となることが決定しており、資産は同会計へ譲渡して管理を行います。 |    |    |    |    |    |    |    |
| 4   | 牟田川ポンプ所     | 譲渡  |     |   | 譲渡 |    |    |    |    |    |    |
|     |             |     | 説明  | 令和2年4月1日付で法適化（公営企業会計適用）となることが決定しており、資産は同会計へ譲渡して管理を行います。 |    |    |    |    |    |    |    |
| 5   | 白這浄水場施設     | 譲渡  |     |   | 譲渡 |    |    |    |    |    |    |
|     |             |     | 説明  | 令和2年4月1日付で法適化（公営企業会計適用）となることが決定しており、資産は同会計へ譲渡して管理を行います。 |    |    |    |    |    |    |    |
| 6   | 白這導水ポンプ所    | 譲渡  |     |   | 譲渡 |    |    |    |    |    |    |
|     |             |     | 説明  | 令和2年4月1日付で法適化（公営企業会計適用）となることが決定しており、資産は同会計へ譲渡して管理を行います。 |    |    |    |    |    |    |    |
| 7   | 船廻ポンプ所      | 譲渡  |     |   | 譲渡 |    |    |    |    |    |    |
|     |             |     | 説明  | 令和2年4月1日付で法適化（公営企業会計適用）となることが決定しており、資産は同会計へ譲渡して管理を行います。 |    |    |    |    |    |    |    |

| No. | 施設名       | 方向性 | H30 | R1<br>(H31)   | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|-----|-----------|-----|-----|---|----|----|----|----|----|----|----|
| 8   | 前島ポンプ所    | 譲渡  |     |   | 譲渡 |    |    |    |    |    |    |
|     |           |     | 説明  | 令和2年4月1日付で法適化（公営企業会計適用）となることが決定しており、資産は同会計へ譲渡して管理を行います。 |    |    |    |    |    |    |    |
| 9   | 東部中継ポンプ所  | 譲渡  |     |   | 譲渡 |    |    |    |    |    |    |
|     |           |     | 説明  | 令和2年4月1日付で法適化（公営企業会計適用）となることが決定しており、資産は同会計へ譲渡して管理を行います。 |    |    |    |    |    |    |    |
| 10  | 遠命寺ポンプ所   | 譲渡  |     |   | 譲渡 |    |    |    |    |    |    |
|     |           |     | 説明  | 令和2年4月1日付で法適化（公営企業会計適用）となることが決定しており、資産は同会計へ譲渡して管理を行います。 |    |    |    |    |    |    |    |
| 11  | 青木浦導水ポンプ所 | 譲渡  |     |   | 譲渡 |    |    |    |    |    |    |
|     |           |     | 説明  | 令和2年4月1日付で法適化（公営企業会計適用）となることが決定しており、資産は同会計へ譲渡して管理を行います。 |    |    |    |    |    |    |    |
| 12  | 夏井接合井     | 譲渡  |     |   | 譲渡 |    |    |    |    |    |    |
|     |           |     | 説明  | 令和2年4月1日付で法適化（公営企業会計適用）となることが決定しており、資産は同会計へ譲渡して管理を行います。 |    |    |    |    |    |    |    |
| 13  | 熊高取水場     | 譲渡  |     |   | 譲渡 |    |    |    |    |    |    |
|     |           |     | 説明  | 令和2年4月1日付で法適化（公営企業会計適用）となることが決定しており、資産は同会計へ譲渡して管理を行います。 |    |    |    |    |    |    |    |
| 14  | 大串浄水場     | 譲渡  |     |   | 譲渡 |    |    |    |    |    |    |
|     |           |     | 説明  | 令和2年4月1日付で法適化（公営企業会計適用）となることが決定しており、資産は同会計へ譲渡して管理を行います。 |    |    |    |    |    |    |    |

※1 第2期以降に施設名がある施設は、第2期以降の個別計画の策定までにその方向性を検討します。

※2 次の施設は、平成29年度から水道事業会計に移管されています。

- ・大浜黒蔵浄水場管理棟
- ・田尾浄水場
- ・玉之浦簡水施設（管理棟）減菌室
- ・立谷飲料水供給施設②
- ・中須簡水施設
- ・荒川簡水施設
- ・運動公園配水池
- ・浜ノ畔第6水源浄水場
- ・波砂間水源池減圧室
- ・柘瀨倉庫
- ・旭浄水場施設
- ・屋舗水源取水施設
- ・佐賀利水源施設
- ・山内中継ポンプ所施設（川原）
- ・草津地区飲料水供給施設
- ・向小浦簡水施設
- ・小川簡水管理棟
- ・大宝簡水ポンプ室（揚水場）
- ・幾久山簡水減菌室・計測盤室
- ・丹奈簡水倉庫
- ・運動公園中継ポンプ場
- ・岳第1号井取水ポンプ場
- ・浜ノ畔第2号井取水ポンプ場
- ・河務浄水場施設
- ・中岳浄水場施設
- ・二本楠浄水場施設
- ・山内簡易水道浄水施設
- ・琴石浄水場
- ・玉之浦簡水発電機室
- ・小川簡水低部配水池上屋
- ・大宝簡水施設
- ・上の平簡水施設
- ・丹奈簡水管理棟
- ・浜ノ畔第5号井発電機室
- ・岳水源地
- ・嵯峨島発電機室
- ・岐宿浄水場施設
- ・樋ノ口水源取水施設
- ・川原第2水源施設
- ・楠原配水池施設
- ・太田浄水場
- ・太田浄水場玉之浦簡水井持配水池上屋（揚水場）
- ・立谷飲料水供給施設①
- ・大宝簡水第3水源井上屋倉庫
- ・荒川簡水ポンプ室（揚水場）
- ・頓泊簡水ポンプ室（揚水場）
- ・浜ノ畔配水池（機械設備含む）
- ・岳発電機室
- ・嵯峨島中継ポンプ場
- ・岐宿第2水源（浦の川）ポンプ場
- ・坂ノ上水源取水施設
- ・川原浄水場施設
- ・大曲浄水場施設

◆分類用語の定義◆

- ① 現状維持 … 計画的に予防保全することで長寿命化を図り、適切な時期に維持更新を行う施設
- ② 適正化 … 将来、需要の増加又は減少が見込まれることから更新時に規模の拡大又は縮小を行う施設
- ③ 複合化 … 別々の用途の施設を一つの建築物内に集める複合化を行う施設
- ④ 集約化 … 同一用途の施設を一つの建築物内に集める集約化を行う施設
- ⑤ 民活化 … 民間事業者等資金やノウハウを活用し、施設の建替費用の圧縮や公共施設サービスの質の向上を図る施設
- ⑥ 廃止 … 用途廃止等により遊休資産となっている施設のうち、老朽化が著しく大規模改修を要するため解体する施設  
他の施設との集約化や民間施設の活用により必要性が失われ、解体する施設
- ⑦ 譲渡 … 遊休資産となっている施設のうち、比較的新しく安全性に問題がないため売却又は譲渡をする施設  
地域や民間事業者が独自に運営を行っているものや民間で運営可能と見込まれるため、売却又は譲渡をする施設

## 15 下水道施設

### (1) 下水道施設

#### ① 対象施設一覧

| No. | 施設名      | 地区  | 運営形態 | 建築年度 | 経過年数 | 耐用年数 | 延床面積 (㎡) | 収入 (千円) | 支出 (千円) |
|-----|----------|-----|------|------|------|------|----------|---------|---------|
| 1   | 高崎浄化センター | 三井楽 | 直営   | H13  | 18   | 50   | 39       | 648     | 1,571   |
| 合計  |          |     |      |      |      |      | 39       | 648     | 1,571   |

※1 運営形態の「指定」は指定管理者を、「直営」は市直営管理を表します。

※2 耐用年数については、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）を参考に記載したもので、使用可能期間を示すものではありません。

※3 収入及び収支は、平成28年度の歳入歳出決算額を記載しています。

#### ② 各種分析結果

##### ア 築年数別状況

高崎浄化センターは、平成13年建築された施設で、現在18年が経過しています。施設は、鉄筋コンクリート造りであるため耐用年数は50年となっていますが、海岸沿いにある施設であるため、耐用年数より早く使用できなくなる可能性もあるため、長寿命化を図る観点からも予防保全型の管理を徹底していきたいと考えています。

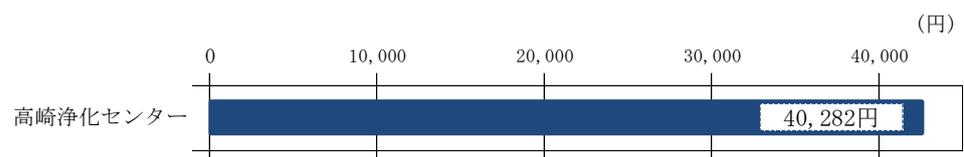
##### イ 利用状況

下水道施設の延べ利用者数を示したものです。なお、利用期間は平成28年4月から平成29年3月までの1年間です。

| No. | 施設名      | 利用者数 (人) |
|-----|----------|----------|
| 1   | 高崎浄化センター | 14,600   |

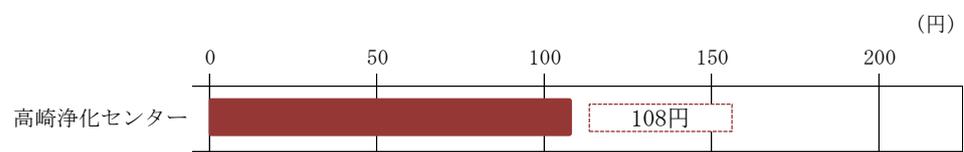
##### ウ 1㎡当たりの運営コスト状況

管理運営経費と総延床面積から1㎡当たりのコストを比較したものです。



##### エ 利用者1人当たりの運営コスト状況

管理運営経費と利用者数から1人当たりのコストを比較したものです。



オ 施設の配置状況

対象施設の配置状況を示しています。



| No. | 施設名      |
|-----|----------|
| ①   | 高崎浄化センター |

### ③ 施設について

#### ア 施設の役割

高崎漁業集落の生活環境の改善と公衆衛生の向上を図るために整備された施設で、生活排水又は事業に起因する汚水を処理しています。

#### イ 現状と課題

施設の現状は、高崎地区の住民のほとんどが使用している状態であるため、施設を設置した目的は十分に達成できているものと思います。

しかしながら、高崎地区も例外なく人口減少が進んでいるため、利用者は年々減少してきており、将来的に現状の規模の施設が必要なのか慎重に検討を行う必要があります。

#### ウ 今後の施設の考え方

高崎漁業集落の生活環境の改善と公衆衛生の向上を図るためには今後も必要な施設であると考えていますが、利用者数の状況も見ながら費用対効果も勘案したうえで、他の方法による目的の達成も検討する必要があります。

### ④ 適正配置の検討結果

現状や課題、今後の施設の考え方を踏まえ、すべての施設の適正配置の時期を第1期から第4期までに区分します。

また、第1期の対象施設については「現状維持」「適正化」「複合化」「集約化」「民活化」「廃止」「譲渡」といった方向性を検討し、より具体的な適正配置の実施時期、方法を検討します。

| 第1期<br>(H30～R8) | 第2期<br>(R9～R18) | 第3期<br>(R19～R28) | 第4期<br>(R29～R38) |
|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
|                 |                 |                  | 高崎浄化センター         |

※第1期の計画期間は、五島市公共施設等総合管理計画の期間と合わせるため、9年間としています。

※第2期以降に施設名がある施設は、第2期以降の個別計画の策定までにその方向性を検討します。